

令和7年6月定例会

# 熊本県議会会議録

令和7年6月6日 開会

令和7年6月25日 閉会

熊本県議会

# 令和7年6月定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日	程	備 考
6・6	金	本 会 議	開会宣告	会期決定 議案上程 知事説明	
7	土	休 会	(県の休日)		
8	日				
9	月				
10	火				議案調査
11	水				
12	木	本 会 議	一般質問	自民 (池田) 立民連 (幸村) 公明 (前田憲)	請願締切 17:00 意見書等締切 17:00
13	金			参政 (高井) 無所属 (亀田) 自民 (橋口)	
14	土	休 会	(県の休日)		
15	日				
16	月	本 会 議	一般質問	自民 (南部) 無所属 (住永) 自民 (坂梨)	
17	火			自民 (高島) 自民 (中村)	
			議案等に対する質疑 委員会付託		
18	水	休 会	特別委員会		
19	木		常任委員会		総務・厚生・教警
20	金				経環・農水・建設
21	土		(県の休日)		
22	日				
23	月		常任委員会		
24	火		議事整理		
25	水		本 会 議	委員長報告	質疑 討論 議決 閉会宣告

会期 20日間



## 目 次

<b>第1号(6月6日)</b>		教育長越猪浩樹君答弁 ……………	13
議事日程 第1号 ……………	1	池田和貴君質問 ……………	14
本日の会議に付した事件 ……………	1	・今後の消費者行政の推進について	
出席議員氏名 ……………	1	知事木村敬君答弁 ……………	16
欠席議員氏名 ……………	2	池田和貴君質問 ……………	17
説明のため出席した者の職氏名 ……………	2	・八代海の赤潮対策について	
事務局職員出席者 ……………	2	農林水産部長中島豪君答弁 ……………	18
開会 開議 ……………	2	池田和貴君質問 ……………	19
就任挨拶 ……………	2	・天草のキリシタン文化の評価と活用 について	
前議長及び前副議長に対する感謝状の伝達 ……………	4	・天草のキリスト教伝来期からキリ シタン繁栄期の歴史と天草コレジ ヨの歴史的価値について	
日程第1 会議録署名議員の指名 ……………	4	教育長越猪浩樹君答弁 ……………	20
日程第2 会期決定の件 ……………	4	池田和貴君質問 ……………	21
日程第3 議員辞職の件 ……………	5	・イタリア&天草新しい友情プロジ ェクトへの認識と支援について	
日程第4 知事提出議案の上程(第1号か ら第26号まで)……………	6	観光文化部長脇俊也君答弁 ……………	22
日程第5 知事の提案理由説明 ……………	7	池田和貴君質問 ……………	22
日程第6 人事委員会の意見(第8号) ……………	9	・地方創生のための二地域居住促進に ついて	
日程第7 休会の件 ……………	10	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………	24
日程通告 散会 ……………	10	池田和貴君質問——終了 ……………	25
<b>第2号(6月12日)</b>		休 憩 ……………	26
議事日程 第2号 ……………	11	開 議 ……………	26
本日の会議に付した事件 ……………	11	幸村香代子君質問 ……………	26
出席議員氏名 ……………	11	・新教育長の教育行政の取組について	
欠席議員氏名 ……………	11	教育長越猪浩樹君答弁 ……………	27
説明のため出席した者の職氏名 ……………	11	幸村香代子君質問 ……………	28
事務局職員出席者 ……………	12	・水俣病問題に関する知事の考えにつ いて	
開 議 ……………	12	・支援の充実について	
日程第1 一般質問 ……………	12		
池田和貴君質問 ……………	12		
・越猪教育長の本県教育にかける意気 込みについて			

・水俣病の正しい理解について		健康福祉部長下山薫さん答弁	46
知事木村隆君答弁	30	前田憲秀君質問	47
幸村香代子君質問	31	・GIGAスクール構想の下で整備された端末の更新等について	
・熊本で進む有事を想定した防衛力強化に対する知事の認識について		・GIGAスクール端末の更新予定と旧端末の処分方法について	
知事木村敬君答弁	33	・県庁内の情報機器を処分する際の情報流出防止について	
幸村香代子君質問	33	教育長越猪浩樹君答弁	48
・プレコンセプションケア推進事業(AMH検査モデル事業)について		理事阪本清貴君答弁	49
知事木村敬君答弁	35	前田憲秀君質問	49
幸村香代子君質問	36	・事業承継に関する県の取組について	
・大規模林野火災への対応について		商工労働部長上田哲也君答弁	50
農林水産部長中島豪君答弁	37	前田憲秀君質問——終了	51
幸村香代子君質問——終了	38	・特殊詐欺の被害拡大を防げ(要望)	
休憩	38	日程通告 散会	52
開議	38	<b>第3号(6月13日)</b>	
前田憲秀君質問	39	議事日程 第3号	53
・介護職員処遇改善等に関する県の考え方について		本日の会議に付した事件	53
健康福祉部長下山薫さん答弁	40	出席議員氏名	53
前田憲秀君質問	40	欠席議員氏名	53
・公共施設マネジメントの観点からスポーツ施設を考える		説明のため出席した者の職氏名	53
・地方公会計と公共施設における民間資金の活用について		事務局職員出席者	54
・スポーツ施設整備について		開議	54
総務部長千田真寿君答弁	42	日程第1 一般質問	54
知事木村敬君答弁	42	高井千歳さん質問	54
前田憲秀君質問	43	・地下水の質と量の保全に向けた今後の対応について	
・電力需要の拡大への対応とエネルギーシフトへの挑戦、水素産業の育成		環境生活部長清田克弘君答弁	55
商工労働部長上田哲也君答弁	45	土木部長菰田武志君答弁	56
前田憲秀君質問	45	高井千歳さん質問	56
・不妊治療における県の取組について		・学校給食を通じた県産米の需要確保について	
		教育長越猪浩樹君答弁	58
		高井千歳さん質問	58

・外国資本による森林の取得状況について	開 議	79
農林水産部長中島豪君答弁	橋口海平君質問	79
高井千歳さん質問	・人口減少社会について	81
・宿泊税など法定外目的税の導入検討について	知事木村敬君答弁	81
観光文化部長脇俊也君答弁	橋口海平君質問	81
高井千歳さん質問	・半導体関連人材の育成、確保について	83
・郷土愛を育む教育の推進について	知事木村敬君答弁	83
教育長越猪浩樹君答弁	橋口海平君質問	84
高井千歳さん質問——終了	・阿蘇くまもと空港について	86
・環境基本計画の見直しに係る再エネの検証について(要望)	企画振興部長富永隼行君答弁	86
休 憩	橋口海平君質問	87
開 議	・空港アクセス鉄道について	88
亀田英雄君質問	企画振興部長富永隼行君答弁	88
・地方創生に対する知事の思いについて	橋口海平君質問	89
知事木村敬君答弁	・障害者優先調達推進法の取組について	90
亀田英雄君質問	健康福祉部長下山薫さん答弁	90
・食のみやこ熊本県の創造に向けた取組について	橋口海平君質問——終了	91
食のみやこ推進局長辻井翔太君答弁	・建設産業の人材確保、育成について(要望)	92
亀田英雄君質問	日程通告 散会	92
・県立高校再編について	<b>第4号(6月16日)</b>	
教育長越猪浩樹君答弁	議事日程 第4号	93
亀田英雄君質問	本日の会議に付した事件	93
・J R肥薩線の復旧について	出席議員氏名	93
企画振興部長富永隼行君答弁	欠席議員氏名	93
亀田英雄君質問	説明のため出席した者の職氏名	93
・令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興について	事務局職員出席者	94
理事府高隆君答弁	開 議	94
亀田英雄君質問——終了	日程第1 一般質問	94
休 憩	南部隼平君質問	94
	・熊本県のスポーツビジョンについて	
	・今後の大型スポーツ施設整備について	

知事木村敬君答弁 ……………	95	観光文化部長脇俊也君答弁 ……………	112
南部隼平君質問 ……………	96	住永栄一郎君質問 ……………	113
・スポーツチーム及びスポーツコミ ッションの連携について		・熊本の未来を創るアリーナの必要性 について	
観光文化部長脇俊也君答弁 ……………	97	知事木村敬君答弁 ……………	114
南部隼平君質問 ……………	98	住永栄一郎君質問 ……………	114
・車1割削減、渋滞半減、公共交通2 倍の実現に向けて		・高校授業料無償化を受けての県立高 校の魅力化について	
・都市交通マスタープランの策定に ついて		教育長越猪浩樹君答弁 ……………	116
土木部長菰田武志君答弁 ……………	100	住永栄一郎君質問 ……………	117
南部隼平君質問 ……………	100	・御船町に建設予定の産業廃棄物処理 施設の影響について	
・地域公共交通計画の策定について		環境生活部長清田克弘君答弁 ……………	118
企画振興部長富永隼行君答弁 ……………	101	住永栄一郎君質問——終了 ……………	119
南部隼平君質問 ……………	102	・学校給食の無償化について(要望)	
・台湾、アジアとのスポーツ及び文化 の交流について		休憩 ……………	120
観光文化部長脇俊也君答弁 ……………	103	開議 ……………	120
南部隼平君質問 ……………	104	坂梨剛昭君質問 ……………	120
・中小企業向け支援制度について		・義務教育段階における今後の金融経 済教育について	
商工労働部長上田哲也君答弁 ……………	105	教育長越猪浩樹君答弁 ……………	122
南部隼平君質問 ……………	106	坂梨剛昭君質問 ……………	122
・戦後80年を迎えての県の歴史教育の 在り方について		・高校無償化を受けた玉名地域の県立 高校の魅力化について	
教育長越猪浩樹君答弁 ……………	107	教育長越猪浩樹君答弁 ……………	123
南部隼平君質問——終了 ……………	107	坂梨剛昭君質問 ……………	124
休憩 ……………	108	・農業県熊本としての基盤づくりと人 材育成について	
開議 ……………	108	農林水産部長中島豪君答弁 ……………	125
住永栄一郎君質問 ……………	108	坂梨剛昭君質問 ……………	126
・益城町の復興に向けた道路整備の推 進について		・交通安全施設の維持管理等について	
土木部長菰田武志君答弁 ……………	109	警察本部長佐藤昭一君答弁 ……………	127
住永栄一郎君質問 ……………	110	坂梨剛昭君質問 ……………	128
・ワンピースと地域資源を生かした観 光振興について		・荒尾・玉名地域の振興について	
		知事木村敬君答弁 ……………	129

坂梨剛昭君質問 ……………131	への影響と対策について
・公共施設等総合管理計画の策定につ	農林水産部長中島豪君答弁 ……………148
いて	高島和男君質問——終了 ……………148
総務部長千田真寿君答弁 ……………132	休 憩 ……………148
坂梨剛昭君質問——終了 ……………133	開 議 ……………148
日程通告 散会 ……………133	中村亮彦君質問 ……………149
<b>第5号(6月17日)</b>	・くまもとサイエンスパークの今後の
議事日程 第5号 ……………135	進め方について
本日の会議に付した事件 ……………135	知事木村敬君答弁 ……………150
出席議員氏名 ……………135	中村亮彦君質問 ……………151
欠席議員氏名 ……………136	・セミコンテクノパーク周辺の渋滞対
説明のため出席した者の職氏名 ……………136	策(ソフト対策)について
事務局職員出席者 ……………136	企画振興部長富永隼行君答弁 ……………153
開 議 ……………136	中村亮彦君質問 ……………153
日程第1 一般質問 ……………136	・熊本セミコン特定公共下水道の整備
高島和男君質問 ……………136	について
・中期財政見通しを踏まえた持続可能	土木部長菰田武志君答弁 ……………155
な財政運営について	中村亮彦君質問 ……………155
知事木村敬君答弁 ……………137	・県立高校における半導体人材育成と
総務部長千田真寿君答弁 ……………138	キャリア教育について
会計管理者野中眞治君答弁 ……………139	教育長越猪浩樹君答弁 ……………157
高島和男君質問 ……………139	中村亮彦君質問 ……………158
・流動化時代の人材確保と職場改革に	・在留外国人に対する交通安全対策等
ついて	について
知事木村敬君答弁 ……………141	警察本部長佐藤昭一君答弁 ……………160
高島和男君質問 ……………142	中村亮彦君質問——終了 ……………160
・転換期にある教育の課題と県の対応	日程第2 議案等に対する質疑(第1号か
について	ら第26号まで)……………162
教育長越猪浩樹君答弁 ……………143	知事提出議案の上程(第27号) ……………162
高島和男君質問 ……………144	日程第3 知事提出議案の委員会付託(第
・危険鳥獣への緊急対応と持続可能な	1号から第27号まで)……………162
地域対策の強化について	日程第4 請願の委員会付託 ……………162
環境生活部長清田克弘君答弁 ……………146	知事提出議案の上程(第28号から第32号ま
高島和男君質問 ……………147	で)……………163
・外来水草がもたらす農業、排水機能	日程第5 休会の件 ……………163

日程通告 散会	163
<b>第6号(6月25日)</b>	
議事日程 第6号	165
本日の会議に付した事件	165
出席議員氏名	165
欠席議員氏名	166
説明のため出席した者の職氏名	166
事務局職員出席者	166
開 議	166
日程第1 各常任委員長報告	166
厚生常任委員長報告	166
経済環境常任委員長報告	167
農林水産常任委員長報告	169
建設常任委員長報告	170
教育警察常任委員長報告	171
総務常任委員長報告	172
採 決	174
日程第2 閉会中の継続審査の件	174
知事提出議案(第28号から第32号まで)	174
採 決	175
議員提出議案の上程(第1号から第4号ま で)	175
採 決	179
議員派遣の件	180
閉 会	180
<b>付 録</b>	
令和7年6月定例会議案議決件名一覧表	付 1
議案各委員会別一覧表	付 3
請願文書表	付14
委員会審査報告書	付16
閉会中の継続審査申出一覧表	付22
請願委員会審査報告一覧表 閉会中の継続 審査申出一覧表	付23

**第 1 号**

**(6月6日)**



# 令和7年 熊本県議会6月定例会会議録

# 第1号

令和7年6月6日(金曜日)

## 議事日程 第1号

令和7年6月6日(金曜日)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議員辞職の件
- 第4 知事提出議案の上程(第1号から第26号まで)
- 第5 知事の提案理由説明
- 第6 人事委員会の意見(第8号)
- 第7 休会の件

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議員辞職の件
- 日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第26号まで)
- 日程第5 知事の提案理由説明
- 日程第6 人事委員会の意見(8号)
- 日程第7 休会の件

## 出席議員氏名(46人)

星野愛斗君  
高井千歳さん  
住永栄一郎君  
亀田英雄君  
幸村香代子君  
杉嶋ミカさん  
立山大二郎君  
斎藤陽子さん

堤泰之君  
本田雄三君  
岩田智子君  
南部隼平君  
前田敬介君  
坂梨剛昭君  
荒川知章君  
城戸淳君  
西村尚武君  
池永幸生君  
竹崎和虎君  
吉田孝平君  
中村亮彦君  
高島和男君  
増永慎一郎君  
前田憲秀君  
松村秀逸君  
岩本浩治君  
西山宗孝君  
河津修司君  
楠本千秋君  
橋口海平君  
高木健次君  
高野洋介君  
内野幸喜君  
山口裕君  
岩中伸司君  
城下広作君  
西聖一君  
鎌田聡君  
坂田孝志君  
溝口幸治君

池田和貴君  
吉永和世君  
松田三郎君  
藤川隆夫君  
岩下栄一君  
前川 收君

欠席議員氏名(2人)

(公務出張) 緒方勇二君  
 淵上陽一君

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君  
副知事 竹内信義君  
副知事 亀崎直隆君  
知事公室長 深川元樹君  
総務部長 千田真寿君  
企画振興部長 富永隼行君  
理事 阪本清貴君  
理事 府高 隆君  
健康福祉部長 下山 薫さん  
環境生活部長 清田克弘君  
商工労働部長 上田哲也君  
観光文化部長 脇 俊也君  
農林水産部長 中島 豪君  
食のみやこ  
推進局長 辻井翔太君  
土木部長 菰田武志君  
会計管理者 野中眞治君  
企業局長 久原美樹子さん  
病院事業者  
管理 平井宏英君  
教育長 越猪浩樹君  
警察本部長 佐藤昭一君  
人事委員会  
委員長 豊田祐一君  
職務代理者  
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門  
事務局次長 鈴 和幸  
兼総務課長  
議事課長 下崎浩一  
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開会 開議

○議長(高野洋介君) ただいまから令和7年6月  
熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

就任挨拶

○議長(高野洋介君) まず、去る2月定例会にお  
いて任命同意になりました教育長、選任同意にな  
りました監査委員及び任命同意になりました海区  
漁業調整委員会委員並びにさきの人事異動で就任  
されました部局長等から、それぞれ挨拶の申出が  
あっておりますので、この際、これを許します。

教育長越猪浩樹君。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) おはようございます。去  
る3月19日の定例会におきまして、任命の御承認  
をいただきました越猪でございます。4月25日付  
で教育長を拝命いたしました。どうぞよろしくお  
願いします。熊本の子供たちの成長のために一生  
懸命取り組んでまいりますので、どうぞ御指導と  
御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(高野洋介君) 監査委員小原雅之君。

〔監査委員小原雅之君登壇〕

○監査委員(小原雅之君) おはようございます。  
去る2月定例会で選任の同意をいただき、4月1  
日に監査委員を拝命いたしました小原雅之でござ  
います。与えられた職責をしっかりと果たせるよ  
う、誠心誠意取り組んでまいります。皆様方の御  
指導、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(高野洋介君) 熊本県有明海区漁業調整委員会委員橋本孝君。

〔熊本県有明海区漁業調整委員会委員橋本孝君登壇〕

○熊本県有明海区漁業調整委員会委員(橋本孝君)

去る2月県議会において御同意をいただき、熊本県有明海区漁業調整委員を拝命いたしました橋本孝でございます。御同意いただきました10人の委員を代表いたしまして御挨拶申し上げます。任命に際しましては、県議会の御同意をいただき、ありがとうございました。もとより微力ではございますが、海区漁業調整委員会の委員の使命を全うするべく、委員一同、与えられた職務に努めてまいりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(高野洋介君) 天草不知火海区漁業調整委員会委員江口幸男君。

〔天草不知火海区漁業調整委員会委員江口幸男君登壇〕

○天草不知火海区漁業調整委員会委員(江口幸男君)

去る2月の県議会において、皆様の御同意をいただき、天草不知火海区漁業調整委員を拝命させていただきました江口幸男でございます。15人を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。天草不知火海には、県議会の皆様には、本当に赤潮被害、環境の変化で、温暖化で、いろんな藻場造成、いろんな協力をさせていただき、本当に感謝しております。どうか今後ともさらなる協力をいただきまして、お願いをしていきたいというふうに考えております。本日はどうもありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 知事公室長深川元樹君。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

○知事公室長(深川元樹君) 知事公室長を拝命いたしました深川元樹でございます。熊本新時代の

ため、誠心誠意取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻よろしく願いいたします。(拍手)

○議長(高野洋介君) 総務部長千田真寿君。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) おはようございます。総務部長を拝命した千田です。健全な行財政運営の確立に向け、全力で取り組んでまいります。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(高野洋介君) 環境生活部長清田克弘君。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 環境生活部長を拝命いたしました清田と申します。誠心誠意取り組んでまいりますので、御指導をどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(高野洋介君) 観光文化部長脇俊也君。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) このたび観光文化部長を拝命いたしました脇でございます。観光、文化、スポーツを通じて地域活力が向上するよう、全力で取り組んでまいります。御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(高野洋介君) 農林水産部長中島豪君。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 農林水産部長を拝命しました中島でございます。食のみやこ熊本県を創造し、稼げる農林畜水産業を実現するために、誠心誠意取り組んでまいります。皆様の御指導よろしく願います。(拍手)

○議長(高野洋介君) 土木部長菰田武志君。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 土木部長を拝命しました菰田でございます。熊本の発展のため、全力で取り組んでまいります。どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(高野洋介君) 会計管理者野中眞治君。

〔会計管理者野中眞治君登壇〕

○会計管理者(野中眞治君) 会計管理者を拝命しました野中でございます。精いっぱい頑張っておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いをいたします。(拍手)

○議長(高野洋介君) 企業局長久原美樹子さん。

〔企業局長久原美樹子さん登壇〕

○企業局長(久原美樹子さん) 企業局長を拝命しました久原美樹子です。地方公営企業の健全な発展に向け、誠心誠意取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いをいたします。(拍手)

○議長(高野洋介君) 警察本部長佐藤昭一君。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長(佐藤昭一君) 警察本部長を拝命いたしました佐藤でございます。安全で安心して暮らせる熊本の実現に向けまして、力を尽くしてまいります。よろしくお願いをいたします。(拍手)

#### 前議長及び前副議長に対する感謝状の伝達

○議長(高野洋介君) 次に、去る3月19日に退任されました前議長山口裕君及び前副議長高木健次君に対し、今般、全国都道府県議会議長会から感謝状の贈呈がっておりますので、この際、伝達いたします。

山口裕君、高木健次君は演壇の前に出ていただきます。

〔山口裕君、高木健次君演壇前に入る〕

○議長(高野洋介君)

感 謝 状

山 口 裕 殿

あなたは熊本県議会議長の要職につかれこの間地方自治の振興に尽くされるとともに本会の発展に大きく貢献されました

その功績はまことに顕著でありますのでここに深甚なる謝意を表します

令和7年3月19日

全国都道府県議会議長会

〔感謝状伝達〕

〔拍手〕

○議長(高野洋介君)

感 謝 状

高 木 健 次 殿

あなたは熊本県議会副議長の要職につかれこの間地方自治の振興に尽くされるとともに本会の発展に大きく貢献されました

その功績はまことに顕著でありますのでここに深甚なる謝意を表します

令和7年3月19日

全国都道府県議会議長会

〔感謝状伝達〕

〔拍手〕

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高野洋介君) 次に、日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、橋口海平君、楠本千秋君、城下広作君、以上3人を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月25日までの20日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月25日までの20日間とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3 議員辞職の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、議員辞職の件を議題といたします。

鎌田聡君から議員の辞職願が提出されました。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく鎌田聡君の退場を求めます。

〔鎌田聡君退場〕

○議長(高野洋介君) ただいまから、鎌田聡君の議員の辞職願を議会事務局長に朗読させます。

○事務局長(波村多門君)

辞 職 願

私儀

今般一身上の理由により熊本県議会議員を辞職いたしたいので許可されるようお願い申し上げます

令和7年6月6日

熊本県議会議員 鎌 田 聡  
熊本県議会議長 高野 洋介 殿

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

鎌田聡君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、鎌田聡君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

鎌田聡君の入場を求めます。

〔鎌田聡君入場〕

---

○議長(高野洋介君) この際、鎌田聡君から退職の御挨拶の申出がっておりますので、これを許

します。

鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 ただいま私の議員辞職の件につきまして、御同意をいただき、お認めをいただきまして、本当にありがとうございました。

7期26年になりました。本当に議員の皆様方には、長きにわたって大変お世話になりまして、ありがとうございました。

知事も、福島譲二知事から潮谷義子知事、そして蒲島郁夫知事、木村敬知事と、4代の知事とここでいろいろな県政課題について、その時々課題について真摯に議論をさせていただきました。

時には気に障るようなことも申し上げたかもしれませんが、ぜひ御容赦をいただきたいというふうに思っております。

そしてまた、議員の皆様方も、私の本会議での質問や委員会でのやり取り、若干違和感を覚えるような話もさせていただいたかもしれませんが、温かくお付き合いをいただきまして、本当にありがとうございました。

26年間を振り返りますと、いろいろなこともありましたけれども、大分忘れていたこともあります。鮮烈に覚えているのは、1999年ですね、初めて当選をして、この5月臨時議会でしたか、この議場に参りまして、議長選のあの開票立会人ということをやらせていただきました。

当時は、非常に議席には個性の強烈な先輩方がいらっしゃったので、なかなか前を向いて視線を合わせることもできませんでしたし、その中で、議長選のこの投票箱を見ておりましたけれども、よく見えてなかったんでしょうね。すみません、岩中議員の貴重な1票を見逃してしまいまして、本当に大変申し訳なく思っております。

そんな失態をしたこの演壇でのデビューでした

けれども、それから26年間、本当に県議会議員として活動できたのも、皆さんのお支えがあったからというふうに思いますし、そして、この演壇にも50回以上代表質問、一般質問、各種討論等でも立たせていただきましたが、今日でもういよいよ最後ということになります。

これから、私は、また新たなステージに向かって挑戦を続けていきたいというふうに思っております。今後、皆様方の御地元に度々お邪魔をさせていただいて、活動もさせていただきますので、にらみつけることなく、ぜひ温かい目で出迎えをいただきまして、時には御激励もいただけたらというふうに思っております。

本当に、これからも、私は議員を辞めますけれども、この県議会の皆様方の活発な御議論、しっかりとウオッチをさせていただきたいというふうに思いますし、県政がさらに発展されますように、皆様方の御活躍、心から御祈念を申し上げます。

最後になりますけれども、本当に26年間、大変お世話になりました。高野議長をはじめとします議員の皆様方と、そしてまた木村知事をはじめとします県執行部の皆様方の今後ますますの御活躍と御健勝、そして熊本県議会、県政の発展を心から祈念をいたしまして、私からの最後の辞職に当たっての御挨拶とさせていただきます。26年間お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

[鎌田聡君退場]

---

**日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第26号まで)**

**○議長(高野洋介君)** 次に、日程第4、知事提出議案第1号から第26号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

第2号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)

第3号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

第4号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第1号)

第5号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

第6号 専決処分の報告及び承認について

第7号 専決処分の報告及び承認について

第8号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第9号 熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第10号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

第11号 藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について

第12号 熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について

第13号 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

第14号 熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について

第15号 熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16号 財産の処分について

第17号 工事請負契約の変更について

第18号 専決処分の報告及び承認について

第19号 専決処分の報告及び承認について

第20号 専決処分の報告及び承認について

第21号 専決処分の報告及び承認について  
第22号 専決処分の報告及び承認について  
第23号 専決処分の報告及び承認について  
第24号 専決処分の報告及び承認について  
第25号 専決処分の報告及び承認について  
第26号 専決処分の報告及び承認について  
報告第1号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第2号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第3号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第4号 令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第5号 令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第6号 令和6年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について  
報告第7号 令和6年度熊本県下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について  
報告第8号 令和6年度熊本県下水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について  
報告第9号 令和6年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について  
報告第10号 令和6年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について  
報告第11号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第12号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について  
報告第13号 令和6年度熊本県病院事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について  
報告第14号 専決処分の報告について  
報告第15号 専決処分の報告について  
報告第16号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について  
報告第17号 地産地消の推進に関する施策の報告について  
報告第18号 家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

---

#### 日程第5 知事の提案理由説明

○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 今回の定例会に提案しております議案の説明に先立ち、最近の県政の動向について御説明申し上げます。

まず、米国の関税措置、いわゆるトランプ関税への対応についてです。

4月の米国の関税措置の発動以降、日々刻々と状況は変化しております。株式市場や為替相場の大きな変動など、世界経済の先行きは大変見通しづらい状況が続き、我が国においても自動車産業をはじめとする産業、経済への影響が懸念されております。

本県におきましても、関税措置発動後直ちに金融・経営特別相談窓口を設置しており、県内産業、経済への影響についても、商工業や農林水産

業関連の企業、団体へのヒアリングなどを通じてその把握に努めております。また、事業者の資金繰りを支援する新たな県融資制度の創設などの対応も進めてきたところでございます。

政府は、一連の関税措置の見直しに向けた米国との交渉に注力をする一方で、4月25日には関税措置を受けた緊急対応パッケージを公表し、5月27日には電気・ガス料金の負担軽減などに係る予備費の支出を閣議決定しました。引き続き、国内産業、経済への影響を把握、分析し、必要な支援に万全を期すこととしております。

このような国の動きを見据えながら、企業や生産者の皆様が直面する課題に対して、国で検討されている経済対策などの動きに、時期を逃すことなくきめ細かに対応し、県民の皆様が安心して生活できるよう、万全を期してまいります。

次に、球磨川流域の創造的復興と緑の流域治水についてでございます。

令和2年7月豪雨の発生から間もなく5年が経過しようとする中で、甚大な被害を受け不通となっておりますJR肥薩線八代一人吉間の鉄道での復旧について、4月1日にJR九州と最終合意書を取り交わしました。

今後、JR九州と連携して同区間の一日も早い復旧に取り組むとともに、肥薩線の利用促進、沿線地域の復興に向けて、JR肥薩線復興アクションプランに掲げた具体的施策を実行に移すための検討組織を設置し、県、市町村、JR九州、関係団体が一体となった取組を進めてまいります。

また、国の権限代行により復旧が進められている国道219号の八代市渡町から坂本町の間、八代市の坂本橋、球磨村の松本橋、人吉市の天狗橋について、令和7年度中の開通見通しが発表されました。

引き続き、肥薩線の復旧と併せて、地域の復興

に欠かせないインフラの復旧に全力で取り組んでまいります。

次に、緑の流域治水の取組については、昨日開催いたしました球磨川流域治水協議会において、新たな流水型ダムを含む流域での治水対策の進捗状況などについて、国、流域市町村と協議、確認を行ったところでございます。

県としても、出水期に備えて、河川の堆積土砂の撤去や関係機関と連携した実践的な訓練など、住民皆様の速やかな避難行動につながる取組を進めてまいります。

また、長年ダム問題に翻弄されてきた五木村、ダムの建設地となる相良村の振興について、早期に振興策が目に見える形で実現するよう支援するとともに、国道445号の整備など関連する県事業も着実に進めてまいります。

次に、水俣病問題です。

5月1日に水俣病犠牲者慰霊式が執り行われ、併せて国と県の共催により関係団体や地元経済界の皆様との懇談を2日間にわたって実施いたしました。皆様の切実な御意見、御要望を踏まえ、引き続き、国や地元自治体と連携しながら、必要な支援や取組につなげてまいります。

一方、県内自治体、教育関係事業者などにおいて、水俣病に関する誤った情報が発信される事案が発生いたしました。

県としても、水俣病に関する正しい理解の促進や水俣病の教訓を次世代に伝えていくことの重要性を改めて認識するとともに、来年、水俣病公式確認70年に向け、啓発事業のさらなる強化などに取り組み、水俣病に関する正しい理解の促進により一層努めてまいります。

次に、半導体関連産業のさらなる集積について

3月末に公表したくまもとサイエンスパーク推

進ビジョンでは、セミコンテクノパークを中核としながら、必要な機能を複数の拠点で分担する分散型サイエンスパークを目指すこととしました。

このビジョンでは、台湾のサイエンスパークを参考としながら、自然環境と調和した、熊本に合った形で施策を展開し、半導体の安定生産の確保による経済安全保障への貢献のみならず、地方創生の成功モデルを目指した取組を進めてまいります。

また、セミコンテクノパーク周辺と熊本市中心部、熊本港などを結ぶ高規格道路ネットワークの最後のピースである中九州横断道路の熊本環状連絡道路が、今年度、国により新たに事業化されました。

県としても、国や地元市町と連携し、セミコンテクノパーク周辺の道路整備と併せて、半導体関連産業の進出効果を県内各地に波及させるための道路ネットワークの整備を着実に進めてまいります。

次に、阿蘇くまもと空港の国際線ネットワークの拡大、強化についてでございます。

阿蘇くまもと空港では初めてとなる中国本土への路線として、7月11日から中国東方航空による熊本上海線の定期便が就航することとなりました。

私自身、3月に中国東方航空本社を訪問し、トップセールスを行うなど、上海線の誘致に力を入れてきた中で、待望の上海線の就航が実現できることを大変うれしく思います。

阿蘇くまもと空港の令和6年度の国際線利用者数は、過去最多であった令和5年度の23万人から、さらに倍増となる約48万人に上っております。今回の上海線の就航により、阿蘇くまもと空港からアジア各地への接続がさらに充実し、交流が活性化することが期待されます。

また、5月2日には、阿蘇くまもと空港に国際貨物の輸出入に係る保税倉庫が新たに整備されました。半導体や県産農林水産物などの国際貨物の輸出入体制が強化され、阿蘇くまもと空港の拠点性がさらに高まることが期待されます。

これらの機会を的確に捉えて、アジアに近い地政学的優位性を最大限に発揮しながら、引き続き、熊本国際空港株式会社との連携の下、さらなる新規路線の誘致や国際貨物の輸出入の促進に取り組んでまいります。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

まず、一般会計補正予算は、昨年度の国の経済対策を活用した医療・介護体制の確保や農林水産業関連施設などの整備への支援のための事業を計上しています。

この結果、82億円の増額補正となり、これを現計予算と合算いたしますと、8,530億円となります。

このほか、今定例会には、条例案件や工事関係、専決処分等の報告・承認案件なども併せて提出しております。

なお、今会期中には、関税措置への緊急対応パッケージに関連して5月27日に閣議決定された予備費の支出に対応した追加の補正予算や人事案件についても追加提案する予定でございます。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

---

## 日程第6 人事委員会の意見(第8号)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第6、ただいま議題といたしました議案のうち、第8号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員

会の意見を求めます。

人事委員会委員長職務代理者豊田祐一君。

〔人事委員会委員長職務代理者豊田祐一君登壇〕

○人事委員会委員長職務代理者（豊田祐一君） 本議会に提案されました議案第8号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

議案第8号につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、職員の仕事と育児の両立を図るため、部分休業に係る制度の拡充や両立支援制度の利用に係る意向確認など、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

---

#### 日程第7 休会の件

○議長（高野洋介君） 次に、日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9日から11日までは、議案調査のため、休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、9日から11日までは休会することに決定いたしました。

なお、明7日及び8日は、県の休日のため、休会であります。

---

○議長（高野洋介君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る12日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分散会

**第 2 号**

**(6月12日)**



# 令和7年 熊本県議会6月定例会会議録

# 第2号

令和7年6月12日(木曜日)

## 議事日程 第2号

令和7年6月12日(木曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 出席議員氏名(47人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉 篤ミカさん  
 立山大二郎君  
 斎藤陽子さん  
 堤 泰之君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 南部隼平君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸 淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 高島和男君  
 増永慎一郎君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口 裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西 聖一君  
 渕上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川 收君

## 欠席議員氏名(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

知 事 木村 敬君  
 副知事 竹内信義君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
知事公室長 深 川 元 樹 君  
総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
企画振興部長 富 永 隼 行 君  
理 事 阪 本 清 貴 君  
理 事 府 高 隆 君  
健康福祉部長 下 山 薫 さん  
環境生活部長 清 田 克 弘 君  
商工労働部長 上 田 哲 也 君  
観光文化部長 脇 俊 也 君  
農林水産部長 中 島 豪 君  
食のみやこ  
推進局長 辻 井 翔 太 君  
土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
会計管理者 野 中 眞 治 君  
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん  
病 院 事 業 者  
管 理 者 平 井 宏 英 君  
教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
警察本部長 佐 藤 昭 一 君  
人事委員会  
事務局長 城 内 智 昭 君  
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

#### 事務局職員出席者

事務局 長 波 村 多 門  
事務局次長  
兼総務課長 鈴 和 幸  
議事課長 下 崎 浩 一  
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

池田和貴君。

〔池田和貴君登壇〕(拍手)

○池田和貴君 自民党・天草市・郡選出の池田和貴でございます。

本日は、一般質問のトップバッターを兼ねて、私のほうから質問させていただきます。自民党県議団では、私の後に橋口県議、南部県議、坂梨県議、高島県議、そして最後に中村県議と質問させていただきます。様々な課題がありますが、自民党県議団として、それぞれの立場で質問を用意しておりますので、ぜひ皆様方にはよろしくお願い申し上げたいと思います。

では、早速、通告に従いまして質問に入らせていただきたいと思います。

まず、この定例県議会の冒頭に所信を表明していただきました越猪教育長の本県教育にかける意気込みについてお尋ねをさせていただきます。

教育を取り巻く環境は、少子化、人口減少や都市部への人口集中による地域間格差、世界的なグローバル化、急激な技術革新などにより大きく変化をしています。また、いじめや不登校、県立高校の定員割れ、教員不足、情報化や働き方改革など、学校現場は様々な課題を抱えています。

木村知事は、県行政の一番大事なことは教育と福祉と発言をされ、くまもと新時代共創基本方針においても、取組の基本的方向性の1点目として「こどもたちが笑顔で育つ熊本」を掲げられ、質の高い教育や未来を担う人材の育成に取り組むこととされています。

そのような中、本年3月19日に、2月定例県議会で選任同意された越猪浩樹氏が、4月25日に熊

本県教育長に就任をされました。教員出身の教育長は、17年ぶり、3人目ということもあり、この人事は大きな注目を集めました。

地元メディアの報道によると、木村知事は、知事選の公約で、世界に通用する質の高い教育の実現を掲げており、教員としての経験が豊富で、官民双方の教育界に精通した専門家として越猪氏が起用されたと伝えられています。

現在、県内の教育現場では、いじめや不登校、県立高校の魅力向上など、課題が山積をしています。加えて、国において、高校授業料無償化や公立高校入試の併願検討などが進められ、今後状況を見極めながら対応していく必要があります。

私の地元天草について言うと、高校授業料無償化により域外の私立高校への進学者が増え、地元県立高校への志願者がさらに減ることでの影響を心配する声が多くあります。

このように、教育を取り巻く環境が大きく変化をし、学校現場が様々な課題を抱える中、本県の教育の現状をどのように捉え、今後、高校授業料無償化への対応も含めて、どのように教育行政を推進するのか、元県立高校の教師として教育現場に携わってこられた越猪教育長の意気込みをお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) おはようございます。

私は、県立高校の教師や県教育委員会事務局の職員として、また、民間の教育機関の立場から、これまで、子供たちの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、一人一人が夢や希望を実現できるよう、力を注いでまいりました。

熊本で学んだ子供たちが多方面で日々活躍し、未来を切り開いていく姿を見て、教育が果たす役割は非常に大きいと感じております。

一方で、少子化による児童生徒の減少、県立高

校のさらなる魅力化、いじめ問題や不登校児童生徒の増加、教職員の確保、学校の働き方改革への対応など、教育現場が直面する課題は複雑かつ多岐にわたっています。

また、グローバル化の進展やT SMCの進出に伴う教育環境整備、教育DXの推進など、新たな課題への対応も必要となっております。

さらに、本県では、熊本地震や令和2年7月豪雨といった未曾有の困難に見舞われ、復旧、復興を進めながら、子供たちの可能性を広げる教育環境づくりも重要だと認識しております。

このように、急速に変化する社会情勢に応じた多くの課題に直面している本県教育環境の実情を目の当たりにし、教育長という職責の重さに、改めて身が引き締まる思いでございます。

また、高校授業料無償化を踏まえた県立高校の在り方の検討も重要な課題だと考えております。

今回の高校授業料無償化については、県立、私立を問わず、多くの生徒にとって希望する高校への進学がより可能となるなど、教育の機会均等には寄与するものと考えています。

しかしながら、先行して無償化に取り組まれている東京都や大阪府の事例では、私立高校への進学希望者が増加する動きが強まっており、本県でも、特に熊本市外の県立高校にとっては、定員割れに拍車がかかり、さらに厳しい事態になるのではないかと懸念しております。

そこで、本県においても、私立高校とも募集定員を含め十分に協議を行う必要があると考えており、先月には、私立高校の校長が集まる会合において、その趣旨等について説明を行ったところでございます。

また、スクールバスや施設、設備面が充実している私立高校に対し、県立高校の教育環境整備の充実を図るため、国の施策等に関する提案、要望

として、通学支援や寮、下宿等の整備、専門高校の産業教育設備の更新、さらには少人数学級制度導入への国の財政措置についても、先般要望を行いました。引き続き、様々な機会を捉え、国への要望を続けてまいります。

現在、県教育委員会では、県立高等学校あり方検討会を立ち上げ、10年後を見据えた県立高校の在り方について、地域の皆様の意見も伺いながら、地元の県立高校に行きたい生徒が増えるよう、地域と一体となって魅力化の検討を進めているところです。

県では、第4期熊本県教育振興基本計画に基づき、安全、安心に過ごせる学校づくりや魅力ある学校づくりなど、関係機関と連携しながら様々な取組を進めています。

今後、このような取組を充実するとともに、私の経験を生かし、熊本の子供たちが自らの可能性を広げ、未来を切り開くことができるよう、全力で取り組んでまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 越猪教育長のほうからは、本県の教育の現状についてもお話をいただきましたし、授業料無償化への対応も、様々私立高校の皆さん方と話し合いをしたりとか、国のほうへ支援を求めたりとかやられているということが分かりました。

ただ、学校を選ぶというのは、いわゆる誰も別の人が選ぶわけではなくて、やっぱり行く生徒さんが自分で選ぶというのが基本になってくるので、これは誰もそこに——まあ、周りいろいろですね、環境によって話し合いがあるかというふうに思いますが、ですから、子供さんがやっぱり行きたいというふうを選ぶような学校をつくるというのが当然のことなんだろうというふうに思っております。

そういった意味では、いわゆる県立高校の施設を充実するというのは、非常に大切なことだと思いますので、これにはなかなか予算もつきにくい現状もあるかと思いますが、ぜひ迅速に対応していただきたいというふうに思っております。

ちょっとアメリカの例を引きますが、先日のテレビで言っておりました。AIが進んだアメリカでは、高校への進学でやっぱり実業系を選ぶ子供さんたちが増えてきているということ、で、高校を卒業して、その後の大学も、いわゆるその実業系の大学、そういった現場で働くようなところを選択する人たちが増えてきているということだと思います。

そういった流れは、もしかしたら日本にも来るかもしれませんので、県立高校が持つその実業高校の施設の充実というのは、これは大変重要なことになるかもしれません。ぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。

それと、現場出身の教育長ということでございます。第4期熊本県教育振興基本計画に基づいてこれからやっていかれると思うんですが、現場でやられていたので、この計画を実行するときと現場との中で、計画はこうなんだよ、本当はこうしたほうがいいんじゃないかというような場面もたくさんあったんじゃないかと思うんですね。そういったところを臨機応変にやれるというのも、これはトップならではというふうに思います。そういった意味では、現場で思ったことを、ぜひこの県行政の中でうまく融合していけるように頑張ってくださいというふうに思っております。応援をしておりますので、ぜひ頑張ってください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、消費者行政の推進について。

来年度の予算確保次第では、今までやってきた消費者行政が大変なことになるという、そういう

危機感の中で知事に答弁を求めたいと思っております。

消費者白書など2024年6月に公表された情報では、2023年のSNS関連の相談件数が過去最多の8万件となり、それに伴う推計被害者総額は8.8兆円で過去最高になったと報じられています。また、消費者庁の令和6年版消費者白書によると、2023年の消費生活相談件数は90万件にも上ると言われています。

本県の令和6年度の相談件数は1万6,000件を超え、ここ数年増加傾向にあります。消費者の安全、安心のため、住民に身近な市町村の消費相談体制の確保は、ますます重要となっております。

その中で、消費生活相談員の人件費等に活用するために措置されていた国の地方消費者行政強化交付金の推進事業分については、全国の多くの自治体において、令和7年度、今年度に交付金の交付が終わります。

本県においても、これまで多くの自治体で交付金の交付が終わり、令和7年度には7自治体が活用期限を迎え、交付金交付が終わるなど、ほとんどの自治体が消費相談窓口の予算確保に苦勞する事態となります。

本年2月定例会県議会において、熊本県弁護士会と適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもとによる、このような状況を改善するための交付金等の地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める請願を採択をし、国へ意見書を提出いたしました。

4月には、請願紹介議員である自民党県議団の藤川県議、橋口県議、南部県議、そして私、池田の4県議で、自民党の消費者問題調査会会長の船田元代議員、県選出国會議員、消費者庁、財務省に対し、意見書の要望を達成すべく、要望活動を行ってまいりました。

その後、自民党政務調査会において、本県の消費者行政の現状、課題についてのヒアリングが行われ、5月には、地方消費者行政の体制整備を最重要政策課題の一つとして、自民党政務調査会から政府への提言が行われたところであります。また、6月5日には、衆院の消費者問題に関する特別委員会で、地方消費者行政の充実強化の決議が全会一致で行われたところです。

消費者被害の防止、救済のためには、住民に身近な市町村の相談体制の確保は不可欠であり、決して後退させてはいけないものだと考え、県議会として行動を取ってまいりました。

そこで、県として消費生活相談体制の確保についてどのように考えておられるのかを伺います。

次に、消費者行政の大きな課題の一つに多重債務問題があります。

近年、県内では、生活困窮にまで陥る多重債務問題の相談が増加をしております。

県では、多重債務をはじめとした消費生活上の様々な課題を抱えた方々を対象に、消費者自立のための生活再生総合支援事業を実施しておりますが、この財源となっている国の交付金も、令和7年度で措置されなくなります。この事業についても、来年度以降の継続を求め、今議会に熊本県弁護士会から請願が提出されています。

私自身、消費者自立のための生活再生総合支援事業については、平成21年11月定例会において、多重債務者に対するセーフティーネット貸付制度の創設を提案するなど、創設時より関わっており、本県の多重債務になった方の生活再建のために、なくすわけにはいかない事業だと考えております。

先日、本事業を委託をされているグリーンコープ熊本の相談現場に足を運び、相談員の方々から現状を聞かせていただきました。

支援を受けた方からは、勇気を出して相談してよかった、命がつながったなどの感謝の声が多数寄せられていると伺いました。また、生活資金融資後の丁寧な生活相談と伴走支援により、債務不履行がほとんどなく、資金を借りた人の多くが自力で生活再建ができたとの報告には、うれしい驚きでありました。

このように、この事業が果たす役割、効果は大きく、今後も継続すべき事業だと思いますが、県としていかがお考えでしょうか。

以上、消費生活相談体制の確保や多重債務問題をはじめとする今後の消費者行政の推進に県としてどのように取り組んでいくのか、木村知事に御答弁をお願いいたします。

[知事木村敬君登壇]

**○知事(木村敬君)** 消費者行政の推進についてお答え申し上げます。

まず、消費生活相談体制の確保につきまして、県では、国の交付金を活用し、全市町村に消費生活相談窓口を設置し、体制の充実を図ってまいりました。県及び市町村の相談業務による被害救済額は、令和6年の1年間で約4億5,000万円に上るなど、着実に成果を上げていると考えております。

一方で、近年の高齢化の進行やデジタル化の進展などによりまして、相談内容も複雑かつ多様化しております。県内でも、高齢者からの相談の割合が約43%と高く、また、分野別でいけば、インターネット通信販売に関する相談が約25%を占めているところでございます。

このような状況を踏まえ、今後も住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも、相談体制の確保、特に住民に身近な市町村における相談体制を引き続き充実していくことが非常に重要であると考えております。

次に、多重債務者対策については、県では、多重債務者対策協議会の各団体と連携の下、無料相談会や研修会などを行ってまいりました。

国の交付金を活用した多重債務者等への生活再生総合支援事業では、相談者に寄り添った家計の見直しの助言であるとか、債務整理に関する法律相談など、伴走型の支援を行っております。

平成22年度の事業開始当初からの債務整理額などは合計で約93億円に上るなど、相談者の生活再生に効果を上げており、多重債務者対策として大きな役割を担っていると認識しております。

議員御指摘のとおり、国の交付金が活用期限を迎えることで、これまで築いてきた消費生活相談体制や多重債務者の救済が大きく後退されることを大変危惧しているところでございます。

国は、今年3月に策定した第5期消費者基本計画の中で、交付金の活用期限が到来する中、自治体の行政サービスの水準が低下することのないよう、適切な対策を講ずると定めております。

県としても、地方消費者行政の充実強化のために、安定かつ恒久的な財源の確保について、従来から国への要望を行ってまいりました。

議員御指摘いただきました先ほどの本年2月の本議会での請願採択、また、4月に県議の皆様が行っていただきました要望活動も踏まえまして、私も、議長とともに、今月3日、伊東消費者行政担当大臣に面会して要望を行ってきたところでございます。

今後も、消費生活相談体制の確保、多重債務者対策はもとより、高齢者などの被害防止のための見守り活動とか幅広い世代への消費者教育、消費者トラブルに関する周知啓発など、市町村、関係団体と連携し、消費者行政の推進にしっかりと取り組んでまいります。

[池田和貴君登壇]

○池田和貴君 知事におかれましては、6月3日に大臣のほうに高野議長と共々要望に行っていたと。ありがとうございます。お世話になりました。

県も、この件には、要望を国のほうにも出されておりますし、我々と同じような形で動いてきていただいているというふうに思っております。

この消費者行政のこの件についても、これは、我々自民党県議団は、チーム熊本としての動きだというふうに私は思っています、選出の国会議員の先生方とも相談しながらやっていっております。

先生方からいただいたアドバイスについては、この6月、多分明日正式発表になるんですが、骨太の方針、ここに方針が盛り込まれることによって来年度予算については確実性が増すということで、やっぱりこの骨太の方針に書き込まれるために活動したほうが良いというアドバイスの下に、今までやってきたところでございます。

そういった意味では、内々——これは当然書き込まれるべきものだというふうに思っておりますので、ぜひ知事におかれましては、来年度予算にこれからきちんと我々が要求した金額が反映できるように頑張っていたきたいというふうに思っております。

あとは国から——1つの問題は、多重債務者生活再生支援事業です。これは、熊本県が47都道府県で独自でやっていて、非常に評価の高い事業でして、これは国から予算が取れなかった場合、県がじゃあ自らのお金でやるかどうかという、県の覚悟を実は試されている事業でございます。

この県の事業を実際にやられているのは、グリーンコープ熊本さんなんですね。グリーンコープ熊本さんがやられていたこの生活再生支援のための、組合員さんのための事業が非常にすばらしか

ったので、これを県全体の方々が受けてもらえるように、県が予算を出して今は委託をしていただいているということになります。

今、この相談の約95%は、そのグリーンコープ熊本さんの組合員さんではなくて、県民の方が使われているという事業でございます。本当に、グリーンコープ熊本さんと県と、そして、それを支える弁護士会と、こういったのが一致して全国でも誇れるような事業ができているわけでございますので、県としては、ぜひ——消費者庁から、行ったときにも言われました。熊本県はよくやられているところの本当先頭バッターですということをおっしゃっていましたので、ぜひ県としては予算を獲得するように頑張っていたきたいし、できなくても、これが継続できるように、知事として頑張っていたきたいというふうに思っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

八代海の赤潮対策についてであります。

政府の報告によると、日本は食料自給率が低い国で、多くの水産物を海外からの輸入に頼っています。

こうした状況で、魚類養殖は、国内での水産物生産を増やし、国際情勢の変化や異常気象などで輸入が不安定になるリスクを減らすため、非常に重要な役割を担っています。特に、日本人が食事から取るたんぱく質の約4割は水産物に由来しており、水産物が安定して手に入ることは、国の食料安全保障にとって極めて重要であります。

それでは、熊本県養殖業の現状と全国での位置づけを令和5年農林水産統計で見てください。

一般海面漁業と海面養殖業を合わせた生産量は全国18位の6万242トン、産出額は全国11位の435億8,400万円です。特に、魚類やノリなどの海面

養殖業は、収穫量4万7,864トンで全国7位、産出額381億1,500万円と、全国的に見ても非常に高い生産力を誇ります。その中でも魚類養殖は、生産量1万5,228トン、生産額167億3,300万円を占めています。

また、熊本県の養殖魚は、海外へも積極的に輸出をされています。令和5年の熊本県の調べによると、水産物の輸出額は29億2,200万円に達し、これは、熊本県全体の農林水産物輸出額の23.9%を占めています。主な輸出先は、韓国や台湾などのアジアに54.2%、北米に44.4%です。これらの数字が示すように、熊本県の養殖業は、県の水産業を支える重要な柱の一つであります。

しかし、熊本県の魚類養殖業は、昨年まで過去4年連続で赤潮被害を受けており、大変厳しい状況が続いています。

令和3年度からの被害総額は50億8,000万円に上り、令和6年度も、被害尾数66万尾、金額で14億8,000万円の被害がありました。

昨年は、木村知事も赤潮被害現場に赴き、直接養殖業者から現状を聞き取っていただいたこと、また、国と連携して迅速に支援策をまとめたこと、養殖業者の皆さん方からは感謝の声が上がりましたが、4年連続の赤潮被害は、全ての養殖事業者に暗い影を落としていることは間違いがありません。県内の養殖事業者の事業継続に向けての意欲はどうか、心配をしております。

木村知事は、くまもと新時代共創総合戦略において、国に対し「有害赤潮の発生メカニズムの解明などを求めつつ、有害赤潮の早期発見、迅速な情報共有体制の構築とともに、関係機関と連携した防除技術開発などに取り組み、環境変化に強い養殖業の確立を推進します」と、養殖業も取り上げていただいております。

ここでお願いします。

さあ、今年も有害赤潮の発生を心配する時期となりました。県としては、これまでの経験も踏まえ、どのように対応していかれるのか、中島農林水産部長に御答弁をお願いいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 八代海の赤潮対策についてお答えします。

県では、国の補正予算を最大限に活用して、関係市町や県海水養殖漁協、養殖業者の皆様と連携し、本県水産業における喫緊かつ最重要課題である八代海の赤潮対策に全力を挙げて取り組んでおります。

まず、有害赤潮が発生しにくい漁場環境を整備するため、魚類養殖場周辺の海底耕うん、底質改良材や珪藻プランクトンの散布による有害赤潮の発生抑制の実証に取り組んできました。

これらの取組に加え、今年度は、カキ殻を活用した底質改善や、魚類養殖場においてマガキが有害プランクトンを食べることによる赤潮被害軽減効果の実証に取り組んでおります。

また、養殖業者が有害赤潮を早期に発見し、赤潮駆除剤の散布や餌止めなどの対策を迅速に実施できるよう、8か所で行っている水温、塩分等の連続観測結果をインターネットで公表するとともに、関係者による赤潮モニタリング調査の結果をSNSにより共有しています。

これらの取組に加え、今年度は、気象条件などの様々な要因をAI技術で解析し、有害赤潮の増殖を予察するシステム開発に着手しました。

さらに、有害赤潮による漁業被害を最小化するため、赤潮駆除剤の効果的な使用方法を普及させるとともに、養殖業者が行う底枠や足し網の整備に加え、今年度は、大型生けすの整備や赤潮被害の少ない新規漁場の開拓に向けた環境調査について

でも支援しております。

あわせて、今定例会には、県海水養殖漁協が牛深地区で行う、赤潮発生時に避難した生けすもつなぐことができる係留施設の整備を支援するため、必要な予算を提案しているところです。

これらの取組に加え、本県の赤潮対策を加速するため、今年4月には、国の研究機関で長年赤潮研究の最前線で活躍されておられました板倉博士を招聘するとともに、水産研究センター内に赤潮対策プロジェクトチームを発足させました。

板倉博士の優れた知識や豊富な経験に加え、これまでの人脈を生かして国の研究機関や大学とも連携し、本県の赤潮研究や赤潮対策の高度化にチーム一丸となって取り組みます。

今後とも、養殖業者の皆様の希望の灯が消えないよう、持続可能な養殖業の実現に向けて、関係者との連携をより一層強化し、八代海の赤潮対策に着実に取り組んでまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 中島部長から、この定例会で牛深地区のほうに避難した生けすもつなぐことができる係留施設の整備をする予算も提案していただいたということで御報告いただきまして、本当にありがとうございます。いろいろ取り組んでいただいていることに感謝したいと思います。

何しろ、こういったものは初動が大事だというふうに思います。やはり早く見つけて、早く行動を起こす。で、早く見つけるのを、今、船とかで——まあ、あの広い海は続いているんですけども、これは、ドローンですとか飛行機とか、空から定期的に見るようなそういったことも今考えられているようでございますので、そういった技術も活用しながら、なるべく早く海の変化を察知して、専門家ですそれを対策をするというようなことをやっていただきたいと思います。

ただ、漁業関係者の方に聞くと、それは周りの人たちの協力も大切なんですけど、やはり体制もですね、人が足りないという話もよく現場では聞いておりますので、そういった人が足りないところに対する手当ても、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思っております。期待しております。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

天草キリシタン文化の評価と活用についてお尋ねをいたします。

天草キリシタン文化が育んだ類いまれな歴史についてお尋ねをいたします。

まず、スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、天草と日本におけるキリスト教の歴史年表であります。

天草にキリスト教が伝わったのは、今から450年以上前の1566年、室町時代末期のことです。天草下島北部を治めていた天草五人衆の一人、志岐氏がポルトガル人宣教師ルイス・デ・アルメイダを招いたのが始まりとされています。その後、天草のキリシタン文化は以下のような歴史をたどります。

キリスト教伝来期、日本で言うと戦国時代、キリスト教が伝えられた時期であります。キリシタンの繁栄期、これは安土桃山時代、キリシタン文化が大きく花開いた時期になります。また、キリシタン禁教期、これは江戸時代の初期です。キリスト教が厳しく禁じられたときになります。その後、潜伏期、これは江戸時代の中期以降になりますが、信仰を隠して守り抜いた時期で、これが世界文化遺産、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の対象になった時期となります。復活期が明治時代で、キリスト教が再び日本で認められ、信仰が表に出た時期であります。

私は、世界文化遺産にも選定された江戸時代の潜伏期において、天草のキリスト教徒が、約250年もの長きにわたりひそかに信仰を継承し、独自の文化を育てていた歴史を大変誇りに思っています。同時に、キリスト教が伝来し、大いに栄えた伝来期から繁栄期の歴史もまた、日本において類まれなものであると考えております。

次に、キリシタン繁栄期の天草は、キリシタン文化の黄金期を象徴する場所だったということについて述べさせていただきます。

熊本県が作成した天草のキリスト教関連遺産ガイドブックには、天草のキリスト教繁栄期の様子が詳細に記されております。

当時の天草を治めていた天草五人衆がキリスト教に改宗したことで、最盛期には島民の8割がキリシタンであったとされています。さらに、日本全国の宣教師が集まる宣教師会議が天草で開催され、南蛮美術学校画学舎が天草に開かれるなど、天草がキリシタン文化の中心地であったことが紹介をされています。

ガイドブックを読み進めると、宣教師育成のための高等教育機関であるコレジヨが設置をされ、1591年に島原から天草に移設されたことが分かります。これにより、九州各地から優秀な若者たちが宣教師になるために天草に集いました。

コレジヨでは、将来のキリシタン指導者や聖職者を育成するための神学、宗教学、哲学、自然科学、ラテン語など、当時のヨーロッパでの最高水準と同等の教育が行われていたのです。

コレジヨは、もともと1581年に大分、豊後の国府内に設置をされた後、1590年に島原、そして1591年に天草へと移転をし、天草コレジヨとなりました。

天草コレジヨには、ローマから帰国をした天正遣欧少年使節の4人、伊東マンショ、千々石ミゲ

ル、中浦ジュリアン、原マルチノが入学をしました。彼らは、ヨーロッパでの経験と知識を日本の学生たちに伝え、また、天正遣欧少年使節が持ち帰ったグーテンベルクの活版印刷機で多くのキリシタン版の書籍が刊行されました。特に、日本の平仮名、片仮名、漢字を組み合わせて活字化したものは天草本として有名です。平家物語やイソップ物語の日本語訳などが代表的で、これは、日本の出版文化史において画期的な出来事であったと言われています。

つまり、天草コレジヨが存在した時期の天草は、キリスト教文化が非常に栄え、日本のキリシタン文化の一大中心地であり、先進的な学術と文化が融合した、まさにキリシタン黄金期を象徴する場所であったと私は考えています。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

天草のキリスト教伝来期からキリシタン繁栄期の歴史、そして天草コレジヨについては、世界文化遺産である潜伏期にも劣らない歴史だと思うのですが、県としてどのように評価しておられるのでしょうか。教育長から御答弁をお願いいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 天草コレジヨは、イエズス会が設置した宣教師育成のための高等教育機関であり、西洋の学問、音楽や美術等の文化、さらには、活版印刷等の技術が導入された先進的な施設と言われています。

この施設は、単にキリスト教布教の拠点としての機能にとどまらず、キリシタン繁栄期において、日本と西洋の文化をつなぐ歴史的価値を有していたものと考えています。

その価値は、学校の教育課程に位置づけられている総合的な学習の時間等の場で、キリスト教文化の学習を通じて児童生徒が自ら学び、視野を世

界に向けるための契機となり得るものと認識しております。

このことは、第4期熊本県教育振興基本計画の基本目標の一つである世界に羽ばたく志ある人材の育成に資するものであり、今後の学校教育において、自らのふるさとの歴史を学ぶ素材としても、有効に活用し得るものと考えています。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 教育長のほうから今御答弁をいただきましたが、私が言う類いまれな歴史的遺産ではないかということに対しては、どうもそこまでは言っていないような、そういったトーンでの御説明でございました。

ただ、この歴史的価値は認めていただいておりますので、実はこれがこの次の、後の質問につながることとなりますので、聞いといていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

天草のキリシタン文化は、天草地域の重要な観光資源であり、その価値を国内外に発信することは、地域活性化とインバウンド振興に不可欠であると考えます。しかしながら、世界文化遺産登録後も外国人観光客の誘致が思うように進んでいない現状があるように感じています。

こうした中、天草市在住の漫画家高浜寛氏と地元有志の方々が、イタリア&天草新しい友情プロジェクトを立ち上げ、天草とイタリアの歴史的なつながりを生かした新たな取組を開始されました。

このプロジェクトでは、高浜寛さんが潜伏キリシタンをテーマにした漫画を考えたことがきっかけで、イタリアのルッカ大司教区のパオロ・ジュリエッティ大司教とつながりができた結果、今年の8月に天草市と協力してルッカ大司教が関わっ

たキリシタン関連の貴重な資料の展示会が天草で開かれると聞いております。また、9月には、イタリアから25人の巡礼団が天草を訪れるという、大変すばらしい成果が既に生まれております。

バチカンが発表した最新の統計によると、2023年末時点での世界のカトリック信者数は、14億500万人に達しました。この膨大な信者の方々にとって、天草は、潜伏キリシタンという世界でも類を見ない信仰の歴史が息づく特別な地であり、深い精神的価値を持つ巡礼地となり得ます。本プロジェクトが、この潜在的な巨大市場に対し、天草の歴史的、文化的魅力を強力にアピールする絶好の機会となることは間違いがありません。

本プロジェクトでは、高浜寛氏をはじめとする実行委員会が中心となり、天草市立天草キリシタン館での特別展示会——これは巡回展になりますが、の開催、9月上旬のイタリア巡礼団の受入れ、外国人観光客向け環境整備の推進、天草の歴史と文化のストーリー発掘と発信などの活動が計画をされています。

さらには、2028年の世界文化遺産登録10周年に向けて、記念イベントの企画やキリシタン巡礼地としてふさわしい体制確立などにも意欲を持っていると聞いております。

これらの活動は、天草の魅力を世界に発信し、多くの観光客を誘致することで、地域経済の活性化と天草の持続的な発展に大きく寄与するものと期待をされています。

特に、単なる観光ではなく、天草の深い歴史と文化、そして、人々の温かさに触れてもらうことで、リピーターの獲得や天草ファンの増加にもつながる可能性を秘めていると思っております。

一方で、このような大規模かつ国際的なプロジェクトを成功させるためには、民間や市町村の努力だけではなく、熊本県としての積極的な支援が

不可欠であると考えます。

そこで、県として、このイタリア&天草新しい友情プロジェクトに対し、どのような認識を持ち、具体的にどのような支援を検討されているのか、脇観光文化部長にお伺いをいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) イタリア&天草新しい友情プロジェクトに対する認識と支援についてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、天草のキリシタン文化は、キリスト教伝来から禁教政策下へと変遷する独自の文化として世界で類を見ないものとして息づいており、天草地域の重要な観光資源の一つとなっています。

特に、禁教下における仏教、神道という既存宗教との共存や独自に発展してきた信仰の在り方など、カトリック信者はもとより、知的関心層に対してしっかり伝えることで、一層の観光誘客につながるものと認識をしております。

実際に、世界遺産に登録された長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の崎津集落への観光客数は、数ある構成遺産の中で、大浦天主堂に次ぐ2番目に多い来場者数を誇っています。

さらに、その崎津集落には、フランスの富裕層向けクルーズ船が令和6年から2年続けて寄港しており、欧米などを中心とした乗客からは、美しいロケーションに加え、歴史文化に対する評価も高く、インバウンド客からの注目が今後高まっていくものと確信をしております。

そのような中、議員御紹介のイタリア&天草新しい友情プロジェクトの関係者の方々からは、天草独自のキリシタン文化を背景に、イタリア・バチカンとの交流を深め、インバウンド客の増加につなげていきたいとの抱負を伺っております。

県としても、このプロジェクトの進展により、

天草のキリスト教関連遺産の評価や認知度が高まり、欧米などからの誘客につながることを期待しております。

既に、天草市とともに官民連携に向けた協議を始めており、同プロジェクトと連携しながらキリシタン文化のさらなる掘り起こしや誘客コンテンツの造成を進め、国内外にその魅力を発信したいと考えております。

また、プロジェクトの実行委員長である天草在住の漫画家高浜寛さんが現在連載中の作品「獅子と牡丹」は、天草四郎の埋蔵金発掘をめぐる若者の物語です。作品そのものはもちろんのこと、天草の風土、歴史文化などを紹介するコラムも大変魅力的で、コンテンツツーリズム推進の観点からも連携を強化したいと考えているところです。

天草は、雄大な自然や温泉、海産物をはじめとする豊富なグルメ、そして、何よりも独自のキリシタン文化など、魅力的な地域資源、観光資源を有する地域です。今後も、地元自治体、観光関係団体等と連携をしながら、天草の多彩な資源を活用し、国内外からの観光誘客に向けてしっかりと取り組んでまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 脇観光文化部長からは、非常に天草のこともしっかりと捉えていただいて、評価をさせていただいて、そして、このプロジェクトと連携をしていくということの答弁をいただきまして、ありがとうございます。

実は、天草に対する評価というのは、結構私もいろんな方から聞くんですけども、非常にその潜在的な力はあるんだよということを言われてきているんですが、それがなかなか形として現れないこと、これに対する、何ていうんですかね、もうこのまま埋もれていってしまうんじゃないかという心配が、どうしても私たちには付きまとして

しまいます。

この埋もれていってしまうんじゃないかという、こういう思いは、実は高浜寛さんも同じ思いを持っていらっしやって、この高浜さんのこういった思いが、いわゆるバチカンのルッカ大司教やルッカ大司教の周りの人たちに天草に対しての思いを起こさせてくださったという面がありますので、この事業は、いわゆる民間が本当に自らの力で、天草を思う人たちが集まって事を進めていこうということで、行政が先につくって、それに民間どうぞというのとはまたちょっと違うんですよ。そういった意味では、ぜひ皆さん方が腹を決めてやっていただくことが私大事だと思いますし、木村知事なら私はぜひやっていただけるんじゃないかというふうに思っております。

それと、協部長の御答弁の中に、コンテンツリズムの推進の観点からもという話がございました。実は、このルッカ大司教区というのは、ヨーロッパで40万人が来場するルッカコミックス&ゲームズという国際フェスティバルが毎年行われている都市なんですね。そういったこともあって、高浜寛さんも非常に有名な漫画家でございますので、また、熊本は、『ONE PIECE』も含めてたくさん有名な漫画家の方がいらっしやいます。2027年か28年、この世界文化遺産登録10年後の記念事業として、こういった漫画をかけ橋とした取組が何かできないかということも、ぜひ考えていただくようお願いをしたいというふうに思っております。

大阪・関西万博のイタリア・バチカンパビリオンの公式アンバサダーとなっていっしやる高浜寛さんが、9月3日には、そのバチカンのパビリオンで講演をされることになっております。ぜひ行ける方は行っていただきたいと思えます。もし知事も行けるのであれば、ぜひ行って、そこでバ

チカンの方々との関係をつくっていただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思えます。

地方を元気にする地方創生の取組は、10年以上続いておりますが、多くの地域では、まだまだ厳しい状況に直面をしています。

これまで地方創生では、完全に住む場所を地方に移す移住、定住を特に推し進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルスの影響で、都市に人々が集中するリスクが明らかになり、リモートワークが急速に普及をしたところでもあります。

こうした変化をきっかけに、二地域居住という新しい暮らし方が注目されています。これは、都市と地方の2か所に家を持ち、定期的に行き来するスタイルです。

国土交通省の2022年の調査では、約700万人もの方が既に二地域居住をしていて、さらに約3割の方が二地域居住に関心を持っていると推計をされています。二地域居住者が将来的に地方へ移住するケースも多いため、地方創生では、この両方を合わせて進めることが大事だと考えられています。

このような時代の変化を受け、2024年11月1日には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律、通称二地域居住促進法という新しい法律が施行されました。

この法律ができた背景には、主に3つの理由があると推察をされております。

1点目は、ライフスタイルや働き方が変わったからです。

リモートワークが普及し、どこでも仕事ができるようになったことで、都市の便利さも地方の自然豊かな暮らしも両方楽しみたいという人が増えてまいりました。完全な移住はハードルが高いと

感じる人にとって、二地域居住は、お試し居住や気軽に地方に関わる方法としての関心を集めています。

2点目が、地方を元気にする関係人口が重要だということであります。

地方は人口減少や高齢化が進み、移住者だけでは問題解決が難しくなっていました。そこで、二地域居住者のように、地域に住んでいなくても、訪れたり、買物したり、時には地域の活動に参加したりと、地域と多様に関わる関係人口を増やすことが重要となりました。これは、都市への人口集中を和らげる狙いもあります。

3点目が、二地域居住のための支援が必要だからということが分かったからであります。

二地域居住をしたいと思っても、賃貸不動産の不足や空き家活用が困難など、地方での住まいのことや仕事の両立、地域の人たちとの交流といった点でも困ることが多くありました。これまでの法律や制度では、移住への支援が中心で、二地域居住に特化した支援が不足していたのが分かったところであります。

新しい二地域居住促進法では、地方と関わりたい人たちがもっとスムーズに二地域居住を始められるよう、以下のような仕組みがつけられました。

法律では、二地域居住という暮らし方を正式に定義をし、各市町村が地域に合った二地域居住の進め方、いわゆる特定居住促進計画を考え、実行できるようになりました。加えて、NPO法人や民間企業が特定居住支援法人として認定され、二地域居住希望者の住まい探しや仕事の相談、地域での交流などをまとめてサポートする法人として指定をされるできるようになりました。

これにより、二地域居住をしたい人が、より気軽に地方に拠点をもち、地域とのつながりを持て

る環境が整いました。

二地域居住を進める主役は、直接支援を行う市町村です。しかし、都道府県も重要な役割を担います。都道府県は、市町村が計画を立てる支援を行ったり、また、県全体で二地域居住をスムーズに進めるため、複数の市町村間の連携を促したり、広域的な調整をしたりする役割を担います。つまり、都道府県は、市町村の頼れる兄貴分として、県全体の二地域居住を後押ししていくことが求められているのです。

今年の1月14日、天草で地域未来創造会議が開かれました。この会議には、木村知事をはじめ、馬場天草市長、堀江上天草市長、山崎苓北町長が参加し、天草地域の将来について深く話し合いを行いました。

会議の中で、天草2市1町が共通して抱える課題は、少子化で子供の数が減り、さらに若い世代が都市部に流出していることで地域の活力が失われていることだと確認をされました。

この厳しい現状を改善するため、これまでの移住、定住を促すだけでなく、二地域居住の推進にも力を入れていきたいという意向が2市1町から表明をされました。これは、天草の未来に向けた新しい一歩と言えるのではないかと考えております。

ここでお尋ねです。

この未来創造会議での議論を踏まえ、県としてどのように対応していくのか、富永企画振興部長から御答弁をお願いいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 二地域居住は、地方での豊かな自然、田舎暮らし、教育環境、ふるさと回帰等に比べ、都市との関わりも副次的に残すという、言わば人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方であり、例えば、地方出身の都市住民が生まれ

育った地方暮らしを子供にも経験させたい場合など、多様なライフスタイルを実現する手段となります。

本県では、令和3年4月に庁内に移住定住推進本部を設置し、全庁を挙げて移住、定住の推進に取り組んでいます。

今年度は、御質問のあった二地域居住を含む本県との多様な関係を構築するための取組の推進など、3つの重点ポイントを定め、強力に取り組んでいます。

特に、天草地域においては、地域未来創造会議での議論を踏まえ、豊かな自然を有する同地域の魅力を生かし、積極的に取組を進めることとしています。

急速な人口減少が進む中であって、地域コミュニティの新たな担い手の確保など、地域課題解決や経済活性化に寄与するものとして、議員御紹介のとおり、国は、昨年11月に広域的域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律を施行し、二地域居住による人の流れの創出、拡大を推進しています。

同法では、住民を受け入れる市町村において、地域の実情に沿った施策を行うための特定居住推進計画を策定し、それと連携する形で、県において、広域的な支援を行うための広域活性化計画を策定することとされています。

昨年度、県内全市町村を対象に実施した意向調査の結果、天草地域は、特定居住促進計画を策定予定との意向を確認しています。

天草地域では、豊かな自然環境の中、ワーケーションや保育園留学という形で、複数の拠点で生活する方々をこれまでも受け入れられており、二地域居住の素地があるものと考えています。

県としましては、天草地域をはじめとして、取り組む意向のある市町村の特定居住促進計画の策

定を支援するとともに、県全体の広域活性化計画の策定に向けた検討を進めるなど、地域の強みを生かした二地域居住を推進してまいります。

〔池田和貴君登壇〕

○池田和貴君 富永部長からは、県としてしっかりと進めていくということ、また、天草地域のことを見ていくということで御答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

この二地域居住の促進法、これはですね、この法律をつくったのは、実は国土交通省がつくったというのは大きいんですね。ということは、これはハード関係の予算を持っているということなんです。ですから、この二地域居住をやろうとしたときに、ハード関係の整備をしようとしたときの予算のメニューは、これから多分出てくると思うんです。ですから、そういうのをしっかりと使っていただくということは大事だというふうに思いますので、ぜひ、地域の皆さん方と確認をしながら、そういったのも進めていただきたいと思います。

それともう1つ、ここで、この法律で先ほど述べましたが、もう1つ大きなことは、実は、これを自治体が民間事業者と連携を取って、それを特定居住支援法人として正式に民間の事業者と一緒にやるのが法律上認められたということなんです。

ですから、例えば、木村知事もやられておりましたが、島根県庁のときに関わられた島根県の隠岐の島の隠岐の島町地域人材づくり協同組合、この協同組合であつたりとか、あとは株式会社おてつたびというのがあるんですね。これは、地方の人材不足に悩む農家や旅館などで働きながら旅を楽しみたい人をあっせんします。そして、旅人は、お手伝いをそこでやって、報酬や宿泊場所を

得て、旅費を抑えながらその地域の文化や人々と深く交流をする、で、地域活性化に貢献する、双方にメリットのある取組ということを事業化している株式会社おてつたびという会社もあります。

また、単なる宿泊だけではなくて、長期滞在や多拠点生活を目的とした、全国にある空き家をリノベーションした一軒家やシェアハウス、提携ホテルなどを、家具、家電、Wi-Fi完備で、手ぶらで移動しながら生活が可能な宿を月額定額制で、日本全国の提供物件に住み放題になる多拠点生活プラットフォームをつくっている株式会社アドレス、こういった会社があるんですね。

やっぱりこういう民間のノウハウをしっかりと取り入れながらやっていくということが——もう成果を出している地域もありますので、そういったところは県としてもしっかりと調査をして、市町村にアドバイスしながらやっていただくことをお願いしたいと思っております。

以上で私が用意をしておりました質問は全て終了いたしました。

久々の質問になりまして、私自身、大体もともと早口だったんですが、早口で大変お聞き苦しいこともあったというふうに思います。皆さん方の御協力に心から感謝をして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時8分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

幸村香代子君。

〔幸村香代子君登壇〕(拍手)

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。立憲民主連合会派・八代市・郡選出の幸村香代子でございます。本日は、5点通告をいたしておりますので、早速質問に入ります。

まず、1点目、新教育長の教育行政の取組について伺いたします。

越猪教育長の御就任に当たっては、教育長自身が教員を経験されていらっしゃるということで、教育現場を御存じということで、私の元にも現役の先生方から期待する声が寄せられております。

そこで、幾つかの点について御意見を伺いたしたいと思います。

総じて、教育長が、熊本で育つ子供たちの教育は何を目指すのかという視点での質問をさせていただきます。

まず、公教育に求められる役割について伺います。

子供たちの学びの機会は、多様になっていきます。公立、私立、通信制、定時制、フリースクールなどがございます。子供たちや家庭の環境があり、それぞれの状況に合わせて選択肢が増えていることは嬉しいと思う一方で、本来は公が担ってきた、また、担うべきはずの包括的な教育の役割が果たせなくなっているのではないかというふうに思います。教育の自由競争が嬉しいことなのか疑問ですし、そのような中であって、公教育はどのような役割を果たしていくべきとお考えでしょうか。

次に、定員の考え方について伺います。

人口減少や少子化は、教育行政にも影響を与え、縮小化へと進んでいるように思います。定員に満たない学校の統廃合を含む在り方の検討が進んでいます。そのときに適正規模という言葉が聞かれます。適正規模とは何なのか、誰にとっての適正規模なのか疑問です。そもそも定員が適正な

のかという検討は行われてきたのでしょうか。

また、学校が、地域の活性化や地域交流を通して、なくてはならない存在となっています。子供たちの学びが地域社会へ影響を与えています。定員割れという目に見える物差しだけではなく、社会で生きる子供たちを育てるという視点からも、定員の見直しが必要であると思います。また、あわせて、定員内不合格の是非についていかがお考えでしょうか。

次に、インクルーシブ教育について伺います。

これから先の社会のありようを思うときに、多様性を認め合い、共に地域の中で暮らしていく社会づくりが求められています。文化や信仰、人種、性別、経済、障害など異なる特徴や特性を持つ人たちが、生きづらさを感じることなく、共に社会生活を送れることは大切です。教育の現場においても当然のことです。むしろ教育の現場こそ、インクルーシブ社会づくりの一步となるはずです。

高校入試を希望する学生さんとの間で、昨年、一昨年と、県立高校入学をめぐるやり取りが担当課との間でありました。学びたいという子供たちに、必要な合理的配慮をもって、共に学び合う環境を整えるのは教育の役割だと私は考えますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

最後に、教職員の過重労働の軽減について伺います。

教員の成り手不足も要因となり、先生方の過重労働が問題となっています。今国会で、給特法の法改正が提出され、審議されています。大きな柱は、教職員調整額の引上げと業務量の適切な管理等です。今後、具体的な工程表が示されることとなります。

熊本においても、令和7年度、教員業務支援員を各校へ配置する予算が計上されました。その効

果を見極めながら、さらなる負担軽減が求められます。

教育長は、取材に、教育現場との意思疎通を大事にしたいと答えられています。何が負担になっているのか、率直な御意見を聴いていただき、効果的な政策をお願いしたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

広範になりましたが、以上を踏まえ、教育行政の取組について、教育長に御答弁をお願いいたします。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) まず、公教育が果たすべき役割についてですが、教育基本法において、国、県、市町村立の学校のみならず、私立学校も公の性質を有するとされています。

私は、これらの学校が相互に連携しながら、子供たちの教育を受ける機会を十分に確保するとともに、誰一人取り残すことなく、子供たちの学びを支援していくことが大切だと思っております。

次に、県立高校の募集定員についてですが、昨年7月に立ち上げた県立高等学校あり方検討会の中で、中学校卒業予定者数の減少度合いや県立高校を取り巻く環境も地域ごとに差があることから、一律の適正規模は定めず、全県的な視野に立った募集定員の見直しを図ることが議論されており、今後、その議論も踏まえた上で検討してまいります。

また、定員内不合格についてですが、文部科学省の通知に基づき、高等学校の入学は、各校長が、その学校及び学科等で学ぶための能力や適性等を適切に判定し、許可するものであり、定員内不合格自体が直ちに否定されるものではないと考えております。

次に、インクルーシブ教育についてですが、共生社会の実現に向け、障害のある子供とない子供

が、可能な限り共に学ぶことを追求することは重要だと考えています。

県教育委員会としては、今後も、子供たち一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができるよう、選択可能な多様な学びの場の整備やその仕組みの充実を図り、インクルーシブ教育の推進に取り組んでまいります。

最後に、教職員の過重労働の軽減についてですが、県教育委員会では、昨年11月、第2期公立学校における働き方改革推進プランを策定し、取組を進めているところです。

プラン策定に当たり実施した県立、市町村立学校の教職員を対象とした意識調査では、負担に感じる業務として、学校行事や施設管理などの校務分掌事務、調査統計等との回答が多く寄せられたところがございます。これは、私が直接学校現場で見聞きした状況とも一致しております。

そこで、県教育委員会では、今年度、教員業務支援員を公立小中学校及び県立学校の全校に配置するなど、教職員の負担軽減に取り組んでいます。引き続き、教育現場の声も確認しながら、学校における働き方改革に取り組んでまいります。

本県の教育行政は、様々な課題を抱えています。私の経験も生かし、関係機関との連携を図りながら、第4期熊本県教育振興基本計画の基本理念である「自らの可能性を拓げ、未来を切り拓く熊本の人づくり」の実現に全力で取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

**○幸村香代子君** 県立高校の募集定員については、一律の適正規模ではなく、全県的な視野に立った見直しが議論されているとの御答弁でございました。

本当に地域の実情とかそういったことを十分に加味していただいて、検討していただくことを要

望いたします。

それと、定員内不合格、これについてなんですが、先ほど文科省の通知ということがございました。それで、令和6年6月25日「高等学校入学者選抜等における配慮等について」という通知が発出をされております。その中に、確かに「定員内不合格」「が直ちに否定されるものではありませんが」というのがあって「定員内でありながら不合格を出す場合には、各教育委員会等及び各校長の責任において、当該受検生に対し、その理由が丁寧に説明されることが適切です」とあり、また「学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要である」との記載がございます。

さらには、域内の学ぶ意欲を有する中学生の進学先が確保されているかについても、教育委員会の高等学校担当部署と中学校担当部署の連携が必要であり、改めて確認、分析して、高等学校政策の検討につなげていただきたいとの明記がございます。

だから、校長の裁量でということとそれに附随する、こういった様々な意見があるということも承知していただきたいというふうに思います。

また、障害者の権利に関する条約を受けて、インクルーシブ教育のシステム構築などのニーズに対応することも必要になってきています。定員内不合格が校長の許可だけにとどまらない背景が、新たに出てきているというふうに思います。

確かに、定員内不合格を出していない都道府県がある一方で、100人以上の定員内不合格を出している県もあります。対応に本当に地域間の格差が大きいということもございます。ぜひ、熊本県においては、定員内不合格を出さないという方針を持って環境を整えていただきたいというふうに思います。

教職員の過重労働の軽減については、できることから早急に取り組んでいただきたいと思います。

例を挙げますと、コロナ禍のときなんですが、この中では、リモートで行われていた会議とか研修が、コロナ禍前に戻ってしまって本当に大変していますと。リモートでできるものは、そのままリモートでやっていくということもできるのではないかという御意見もございます。そのほかには、教育長の御答弁にありましたように、集計業務であるとか印刷業務であるとか連絡業務、こういったところが非常に大きな負担になっているということもあるようです。

さらにはということなんですが、業務効率化を行った上で適切な教員配置による少人数学級の実施、これが私は必要だと思っています。子供たち一人一人に向き合うことのできる環境、これをつくることが望まれていると思いますし、現場で本当に子供たちに接していらっしゃる先生方は、これが一番にやりたいことではないかというふうに思います。

現場を知る越猪教育長だからこそ、子供たちが誰一人取り残されることのない、熊本版教育システムというものができるのではないかと期待をして、この項を終わります。

2項目め、水俣病問題に関する知事の考えについて質問をいたします。

1点目、支援の充実についてです。

5月1日、水俣病犠牲者慰霊式が執り行われました。マイク切りから1年、この1年の間に、水俣病の患者、被害者の皆さんの苦痛や不安は少しでも解消されたのでしょうか。

マイク切りの後、面談の機会は幾度となく設定をされ、患者、被害者の皆さんも東京へと赴かれるなど、何度も交渉を重ねられています。しか

し、救済や制度の充実につながったのかという疑問があります。それで、今回質問に取り上げました。

今年の慰霊式前後の懇談会は、熊本県も共催という立場で、浅尾環境大臣とともに、木村知事も、4月30日、5月1日の2日間、行動を共にされました。報道を見る限り、皆さんの要望に応えることはなく、平行線であったとのことでした。

また、式典後に、胎児性水俣病の患者支援団体の皆さんと立憲民主党の阿部知子代議士とともに、会派で懇談をいたしました。1年前と同じ要望が出されました。つまりは、何も前進してこなかったのではないかというふうな疑問が湧きます。

また、国が、16年かけてようやく行う健康調査についても、脳磁計とMRIを組み合わせで診断する手法を公表しました。しかし、この調査では、水俣病の広がりや把握することはできず、疑問の声が上がっています。

知事は、式典の祈りの言葉の中で、御本人や御家族の思いをしっかりと受け止め、国や関係市町、地元関係者の方々とともに、安心して在宅での生活を継続していただけるよう、きめ細やかな支援を進めてまいりますと述べられています。それこそ、関係者の皆さんが切に望まれていることです。

そのほかにも、知事は、丁寧に対応を着実に進めてまいります、水俣病の解決に向けて全力で取り組みますとの言葉がございました。知事には、知事の思いがあり、お考えがあると思います。

そこで、この1年の県としての対応、4月30日、5月1日の患者、被害者の皆さんとの面談で何を感じられたのか、今後の支援の充実の具体的な取組についてお尋ねをいたします。

2点目は、水俣病の正しい理解についてです。

宇城市が全世帯に配布した2025年度のカレンダーに「ハンセン病・水俣病などの感染症を正しく知っていますか?」と誤って記載した問題は、大きな波紋を引き起こしました。

その中でも、庁内でのチェックを擦り抜け、配布後、市民の指摘で誤記が発覚したことは、これまで、県、市町村の水俣病に対する認識や人権問題にどのように取り組んできたのかを改めて問われることとなりました。宇城市は、その後、様々な取組を進められていますし、県庁内でも同様のようです。

そのような中で、家庭教師トライを運営するトライグループのオンライン教材で、水俣病は遺伝すると誤った表記をしていたことが明らかとなりました。この教材は、2015年から9年間配信されており、再生回数が7万回を超えているとのことで、衝撃的な内容でした。中学生向けの教材であったことから、子供たちに誤った情報を伝え続けていたという点からも影響は大きいものがあります。

宇城市の「感染症」トライグループの「遺伝する」このような無理解が広がっていることに対して憤りを感じます。知事はどのように感じられたのでしょうか。

また、水俣病の教訓を国内外に発信し、世代を超えてつないでいくことの重要性を知事は述べられています。そのために、まずは、熊本県が主体となり、市町村職員への研修、県民への啓発活動など、水俣病の正しい理解についての責務を負うのではないのでしょうか。

以上、木村知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** 1点目の患者、被害者の皆様への支援の充実についてお答えします。

昨年の水俣病犠牲者慰霊式の後、この1年間、

県の対応といたしましては、水俣病関係団体と環境大臣との再懇談や県独自での懇談を実施しております。また、日頃から担当者が現地へ足を運び、実務者レベルでの意見交換を行い、関係者の皆様の御意見、御要望をしっかりと伺ってまいりました。

そのような中で、いただいた御要望の実現に向け、私からも国に直接要望した結果、離島加算の増額をはじめ、マッサージ機器の増設、水俣病関連資料のデジタル化や保存活用等の支援を実現することができました。

また、慰霊式に合わせて実施している団体の皆様との懇談につきましては、今年から国と県の共催とし、これまで以上に、県も積極的に関与して、団体との事前調整をより丁寧に行いました。加えて、国に対しては、活発な意見交換ができるよう、十分な時間の確保を要望いたしました。その結果、昨年は1時間程度だったものが、今年は2日間にわたり実施することとなり、じっくりと出席者の皆様の声を聞かせていただくことができました。

懇談では、患者、被害者の方々の高齢化が進む中、日々抱えられている御不安や厳しい生活の状況をお聞きし、改めて支援の充実の必要性を感じました。

そのため、今後も、実務者レベルでの意見交換を継続し、御意見、御要望を詳しくお聞きした上で、できることから実現していきたいと思えます。また、皆様から特に強く御要望のあった療養手当の増額や納得性の高い健康調査の実施などについては、引き続き国に要望してまいります。

次に、水俣病の正しい理解についてお答え申し上げます。

今回の宇城市やトライグループの事案が発生してしまったことは、非常に残念と感じておりま

す。このような不適切な情報は、新たな差別や偏見を生み、深刻かつ重大な影響を与えかねないものであり、あってはならないことであります。また、水俣病の被害者の方はもちろん、問題の解決に御尽力されている関係者の皆様のお気持ちを傷つけることとなり、許されるものではございません。

宇城市では、この事案を深刻に受け止め、県の人権啓発ウェブ講座や水俣病語り部講話の受講、現地研修など、市職員全体で水俣病に関する正しい理解を深める取組を積極的に進めております。

県としても、県内市町村に対し、新規採用職員をはじめとする職員研修、人権関連の会議、関係通知などを通じて、水俣病などの正確な情報発信、啓発の強化、人権尊重を意識した業務遂行の徹底を改めてお願いしたところでございます。

また、県職員には、水俣病問題が県政の最重要課題であることを再認識させるため、新規採用研修をはじめとする各階層別研修、そして全職員が受講する特定課題研修などにおいて、理解をさらに深めることとしております。

トライグループに対しては、国や関係県、市とともに事実関係を確認し、社員教育の実施と正しい情報発信を行うよう要請し、国に対しても、今月3日、私自ら、議長とともに浅尾環境大臣の元を訪れ、啓発の強化を強く要望したところでございます。

来年は、水俣病の公式確認から70年の節目の年を迎えます。今回の問題を契機に、市町村職員及び県職員の水俣病に関する研修のさらなる強化を図るとともに、広く県内外の皆様に対し、水俣病への正しい理解の促進と偏見、差別の解消に向け、国と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 御答弁をいただきました。

離島加算の増額なんですけど、これは、島外の医療機関に通うに当たって、船の運賃の値上がりなどもあって、そもそも1,000円だったものを1万円ということなので要望をされていたものです。それが、1,000円の増額にとどまったというものがございます。実に長い間要望されていたので、たとえ1,000円の増額であっても、一歩進んだというふうに団体の皆さんは捉えられておりますけれども、やはりさらに負担軽減にまで追いついていないということもあるので、さらなる増額の取組が必要だというふうに思います。

支援については、るる説明をいただきましたが、本当にできることを進めていただきたいというふうに思っています。

お話を聞く、これはとても大事なことです。でも、お話を聞くだけに終わるのじゃなくて、それが形になっていく、対策が取られていくということが、やっぱり何よりも求められていることだというふうに思います。

患者さんたちには、もう待てない現実があります。知事もそのことを強く認識されたと思いますので、県ができる支援の充実、また、国への要望、それも本当に強く取り組んでいただいて、水俣病の全面解決に向けて御尽力いただきたいというふうに思います。

それと、水俣病の誤った理解と広報、これについては、県庁を挙げて、また、市町村に向かって取り組んでいくということですので、本当に丁寧をお願いをしたいというふうに思っています。

よく、水俣病のお話をすると、水俣病の教訓ということが言われます。水俣病は、水銀排出によって引き起こされた公害病です。環境への配慮を欠いた経済活動が深刻な影響をもたらしました。

その回復も容易ではないと。そして、人の命と健康に大きな影響を与えるということを示しているというふうに思います。そして、そこにあったのは、国と県の重大な責任であるというふうに思います。

私は、県を含めた市町村に必要なというふうに思うのは、水俣病の正しい理解と行政の責任を認識していただくということです。今、PFASやPFOAなど有機フッ素化合物による地下水の汚染、産業廃棄物処理問題、大型風力発電の問題、メガソーラーの問題など、まさに環境と経済活動と健康被害の問題が、そこに直面しているのではないかと思います。発生源が不明、汚染が基準値以内などの理由で対応されていないものもありますし、住民の不安の声に答えていないものもあります。

住民の命と暮らしと財産を守る、これが自治体の責務です。見過ごすことなく、適正に対応していく必要があるというふうに思います。それが、二度と水俣病を繰り返さないということではないかと思います。

以上でこの項を終わります。

3点目、熊本で進む有事を想定した防衛力強化に対する知事の認識について伺います。

今年、戦後80年となります。戦中、戦後を経験した世代が少なくなってまいりました。故田中角榮氏の名言に、戦争を知っているやつが世の中の中心である限り、日本は安全だ、戦争を知らないやつが出てきて、日本の中核になったとき、怖いなあ、しかし、勉強してもらえばいいやなという言葉があります。今日本の中核を担っている人たちは、ほとんどが戦争を知らない世代です。田中角榮氏が危惧されたような日本に進んでいるのではないかと不安が募ります。

その大きな転換点は、2015年9月に強行採決さ

れた安全保障関連法案、安保法案です。当時、これは戦争法であるとして、大きな反対運動が起きました。その後、2022年に、安保3文書が閣議決定され、反撃能力の保有が明記され、軍備が加速度的に進んでいると感じています。

熊本においては、健軍駐屯地に拠点を置く陸上自衛隊西部方面隊司令部の地下化、熊本空港の2024年アメリカ軍用機離発着回数88回は、21空港中最多の数です。

また、オスプレイの飛行の増加やアイアン・フリスト、レゾリュート・ドラゴン、キーン・ソードなど、日米共同訓練も激化し、頻繁に軍用機の爆音や夜間低空飛行などが目撃されています。八代市でも情報をいただきました。そして、そのほとんどが市民に情報が知らされていないという事実です。

そのような中、3月16日、反撃能力を持つ長射程ミサイルが九州に先行配備されるという報道がありました。大分の湯布院駐屯地と熊本の健軍駐屯地には地対艦ミサイル連隊が配備されていることから、先行配備は、この2か所ではないかとの懸念がございます。25年度中の配備が予定されています。

沖縄県の玉城知事は、いち早く沖縄県へのミサイル配備に反対との表明をされました。その理由として、基地負担の増加や攻撃対象となるリスクが予想される、県民の理解を得られないと述べられています。攻撃対象となるリスクは、熊本に配備されれば、熊本県民が負うことになるのではないのでしょうか。

熊本でもミサイル避難訓練が行われています。とても現実的だとは思えない無謀な訓練です。命を守る訓練というよりは、戦争が起きたら、ミサイルが発射されたらという、起きることが前提の意識づけの訓練だと思います。

また、九州各県の軍備も、先ほど述べた長射程ミサイル配備計画、佐賀空港のオスプレイ配備計画、大分分屯地の大型弾薬庫の建設、多数の特定利用空港、港湾指定、沖縄県からの先島諸島の住民11万人の避難計画などが進められています。国策として進められている計画に対し、受け入れる姿勢の各自治体の対応はこれでよいのかと不安になりますし、危機感を持っています。

そこで、木村知事にお尋ねいたします。

1点目、このような現状を知事はどのように捉えられていますでしょうか。

2点目、九州への長射程ミサイル配備は、2025年度内に配備開始とされています。熊本県への配備も想定されることから、知事は反対を表明されるお考えはないでしょうか。

また、九州知事会において、急速に進む九州の軍備について議論し、九州の平和を守ることに ついて連帯していくお考えはないか、お尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** まず、防衛力強化についての認識についてお答え申し上げます。私は、国の外交を基軸とした不断の取組により、いわゆる有事に陥らないことを何よりも望んでおります。

他方、我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、国による防衛力強化の取組は、他国の脅威などから国民の安全と国土を守るために必要なものであると認識しております。

本県には、陸上自衛隊西部方面総監部と第八師団が配置され、防衛の重要な拠点の一つとなっています。自衛隊員の皆様が、国民の安全と国土を守るため、日々全力で取り組まれていることで、国民が安心して平和に生活できる社会が保たれていると考えております。

次に、長射程ミサイル配備についてお答えいた

します。

長射程ミサイルが九州に先行配備されるとの報道は承知しておりますが、そもそも防衛は国の専管事項であり、国が責任を持って、国民が不安を感じないように、丁寧な説明を行う必要があるものです。

中谷防衛大臣も、配備場所は決まっていない、また、配備に当たっては、地元に対する丁寧な説明、適切な情報提供に努めていくと説明されているところです。

そのような中、これまで、本県に対し、長射程ミサイル配備についての説明などはなく、私の考えを表明する段階にはないと思います。

また、この件に関して、九州地方知事会で議論する予定はございませんが、私を含め、九州各県の知事も平和を望む思いは同様であると認識しております。

本県としましては、様々な国や地域の方々と積極的な文化、経済交流などを深め、平和な国際社会づくりに貢献していきたいと考えております。

〔幸村香代子君登壇〕

**○幸村香代子君** お答えを頂戴いたしました。

答弁にありました、自衛隊の皆さんが、本当に国民の安全と国土を守るために、全力で取り組まれていることに対しては、本当に敬意を表しますし、感謝をしています。特に、熊本地震や令和2年7月の豪雨災害での献身的な救助活動や災害支援など、県民の支えとなっていていただいていると思っています。だからこそ、有事となれば、彼や彼女らが最前線で巻き込まれることだけは避けなければならないと思っています。

長射程ミサイルが九州へ先行配備されることについて、知事は、防衛は国の専管事項であり、配備に当たっては、国が丁寧な説明と適切な情報提供に努めていくと大臣が説明されているとお答え

になりました。説明や情報提供は、配備することが前提であり、配備するかどうかを判断するための説明ではないとお聞きしています。私は、そうであるからこそ、長射程ミサイルの配備について、熊本県への配備を反対する意思を表明いただきたいと思い、質問をいたしました。

御答弁では、熊本県への配備について、まだ説明がないようですので、知事の考えを表明する段階にないとのことでした。今後、国からそのような説明があった場合は、反対の意思を表明いただきたいと思います。

また、九州知事会での議論をする予定はないとのことですが、冒頭に述べましたように、九州の防衛力強化は進んでいます。3月に来日したヘグセス・アメリカ国防長官は、共同会見で、日本は、西太平洋の最前線に立つと断言されました。このことの具現化が九州ではないかと思えます。そのことを九州知事会で議論いただきたいと思っています。

平和を望む思いは、知事会の皆さんも国民も県民も同様であると思えます。毎年、戦没者追悼式が各地で開催されます。そこでは、異口同音に哀悼の誠がささげられ、恒久平和の希求、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えていくことが、今を生きる私たちに課せられた重要な使命であるといった言葉が述べられます。本当に大切なことだと思えます。

そのような思いと、今何が起きているのかを真正面から捉える必要があると思えます。いつの間にかということがあってはなりません。

知事におかれましては、最後に、様々な国や地域との積極的な交流を通して、平和な国際社会づくりに貢献していきたいと述べられました。私も、これしかないと思えます。主食の米ですら満足に食べられない日本にとって、不断の積極的な

平和外交でしか命と暮らしは守れないと思えます。その努力をお願いして、この項を終わります。

4点目、プレコンセプションケア推進事業、AMH検査モデル事業についてお伺いをいたします。

令和7年度の新規事業として、AMH検査モデル事業が提案されております。この内容について、3月の新聞掲載に続き、4月の厚生常任委員会での岩田智子県議の質疑、その後、様々な報道がありました。県内外からも御意見が聞こえていくところです。その後、どの時点で知事がこの状況を把握されたのかは定かではありませんが、6月5日の定例記者会見で、担当課に、モデル事業の見直しを指示されました。

私は、若い世代の皆さんが自分の体の状態を知り、心身の健康に気をつけることや将来のライフプランの中で、結婚や妊娠、出産を含めた自己決定をする上で、プレコンセプションケアを希望される方たちが、これを選択される機会があることを否定はいたしません。

本来であれば、幼少期を含めた教育課程の中で、発達段階に応じた包括的な性教育が行われ、正しい知識が身につくことが望ましいと思えますが、現状では、その必要性に現場が追いついていないと思えます。その現実の中で、プレコンセプションケア事業は必要なことだと思えます。

しかし、今回提案されていたAMH検査モデル事業は、問題があると思っています。これは、採血によって、卵巣の中にどれくらいの卵子が残っているかを調べる検査です。

まず、そもそもモデル事業で検証する必要があるのかという疑問です。妊娠、出産も含めた自身の生き方をどう考えるかは極めてプライベートなものです。

AMH検査で分かるのは、卵子の数であり、質ではありません。妊娠には質が大事であり、たとえ卵子の数が少なくても、卵子の質や相性がよければ、妊娠の確率は高くなります。そのような検査でありながら、今年度、モデルケースとなる女性職員が、数で一喜一憂し、精神的なストレスを抱えることが考えられます。県が目的とする、この検査を通して、女性が、まず自身を知る意識づけにしたいというものは真逆の結果が発生する可能性があります。

実際、検査された方のお話を聞きましたが、分かっている、やはりショックだったというお話でした。たとえ希望者のみということであっても、同じ職域の中で、対象とされる20代独身の女性職員が誰であるのかは分かるはずですが、さらには、検査が県庁内の診療所で行われていることに対して、全くの配慮がされていないと言わざるを得ません。担当課の説明では、検査結果は本人にのみ知らせ、本人の希望があれば専門医のフォローが受けられるとのことでしたが、なぜ、最初から専門医での検査としなかったのか不信感があります。

次に、妊娠、出産は女性だけの問題ではなく、不妊の50%は男性側にあるわけですから、なぜ、男性の不妊検査、これが提案されなかったのか疑問に思うところです。プレコンセプションケアであれば、当然男性も対象とされるべきです。既に取り組んでいる先進的な自治体もあります。その情報を分析されれば、モデル事業をせずとも、本格的な事業展開を提案されてよいのではないかと思います。

現在、こども家庭庁においても、プレコンセプションケア事業展開を考えられています。

そこで、モデル事業の予算を県庁内の研修に充て、推進する人材を育成してはどうでしょうか。

私は、今回の提案を受けて、その必要性を痛感いたしました。

知事は、知事が就任されたときの私の質問に、男女共同参画の推進は当然のことであると考えているので、マニフェストには掲げなかったとお答えになりました。その知事が、今回のモデル事業を推進されておられるのだと、もしそうであれば理解できなかったというところです。しかし、モデル事業の見直しを指示されたことにほっとしております。

そこで、知事は、この問題の本質は何であったとお考えでしょうか。そして、どう見直すべきであるとお考えなのか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 私は、結婚や妊娠は本人の自由意思に基づくもので、多様な価値観、考え方が尊重されるべきであり、その上で、県民が自らの選択により子供を産みたいと望んだ場合に、その選択ができるようにしていくことが重要であると考えております。

そのために、男女を問わず、若い年代から、プレコンセプションケアの知識に基づき、妊娠、出産を含めたライフデザインを考えて健康管理を行っていくことが大切だと考えております。

多くの県民の皆さんの声を踏まえて策定したこともまんなか熊本・実現計画においても、プレコンセプションケアの取組を推進することを掲げ、その一環として、今年度、当該事業が予算化されました。

健康福祉部が独自のモデル事業を県庁内で模索、検討する過程で、常任委員会や報道で意見をいただきました。私は、報道でこの事業の検討状況を初めて知り、その日の朝、直ちに関係部局を呼び事業の再検討を指示したことは、定例記者会見でも述べたとおりでございます。

議員お尋ねの問題の本質は何かについてですが、本事業については、事前の検討段階で、課題、問題点に気づき、方向性を修正しており、問題が生じたとまでは認識しておりません。

私が直ちに再検討を指示いたしましたのは、年齢や性別、結婚歴の有無で対象を限定しようとする案を検討していたので、それは繊細な事柄であり、配慮に欠けた対応になっていると感じたからでございます。

それでも、限られた予算の範囲内で応募者が多数来たらどうしようだとか、全国的にも先行事例が極めて少ない中で何とか県民向けの事業にする前に、県庁職員の希望者に協力を求めようと考えてこのモデル事業の設計を模索した職員の姿勢を、私は問題視するつもりはございません。

一旦立ち止まって考え直したことをもって、議員も御理解いただきたいと思っております。

事業の内容は、今職員が再検討しておりますが、今年度は、職員向けのモデル事業も含め、AMH検査は実施せず、代わりに、対象者を広く一般県民に広げた形でプレコンセプションケアの普及啓発を行い、併せて実施するアンケートにおいて、今後の在り方について、御意見をいただく方向で検討しているところでございます。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 今年度は、職員向けのモデル事業を含め、AMH検査は実施せず、一般県民に向けたプレコンセプションケア普及啓発を行い、あわせて、アンケートにより、今後の在り方について御意見をいただくとの御答弁でした。私も、まずそこからだろうというふうに思います。

そもそもプレコンセプションケアがどのようなものであるのかという理解が、どれほど進んでいるのかなというふうにも思います。そして、これについても、様々な論調があります。どのように

考えるかは本当に千差万別であり、また、それでよいのだと思います。考え方は様々にあっているのだと思います。そして、理解し、納得した上で、希望される方が専門機関で検査を受けるというのが、本来の進め方であろうというふうに思います。

また、併せて言わせていただければ、若い人たちの過重労働であるとか、結婚後の夫婦の育児、家事労働の負担割合、妊娠前から出産後のサポート体制の不足、子育てペナルティーと言われる出産による賃金格差などなど、出産を選べない、選ばない背景は多岐にわたっています。その多くは女性が抱えるものです。どうか、このことを併せて認識いただきたいというふうに思います。自分の体に向き合う機会をつくることと併せて、子供を産みたいと選んだ場合に、その選択ができる環境整備が必要です。

先ほど、知事の御答弁の中に、検討段階というか、準備段階であったので、問題が発生したというところまでは考えていないという御答弁でした。本当に担当課の皆さんは、一生懸命考えられたんだというふうに思います。何とかこの事業を前に進めたい、そのためには、準備をいろいろやっていく中で、今回のモデル事業なんかも検討されていったんだろうなというふうに思います。

でも、やっぱりその検討の段階で、どこかで、先ほど冒頭述べさせていただいた課題があるにもかかわらず、このことが、問題が発生したとは考えていないというふうな御答弁になったことが、少々驚きであるというふうに思います。制度設計の問題ではなくて、本当に何度か指摘されていて、知事の再検討の指示がなされるまで、なぜ進められてきたのか、知事が繊細で配慮に欠けたと思われるもの、これをやっぱり担当課も含めて共通認識を持っていただいて、深く掘り下げていた

だきたいなというふうに思います。問題にならなかったからよかったということではなくて、問題になる前に、その本質は何だったのかということ掘り下げていくことはとても大切なことだと思います。よろしくお尋ねをいたします。

大規模林野火災への対応についてお尋ねをいたします。

令和7年に入り、2月から3月にかけて、岩手県大船渡市をはじめ、日本各地で大規模林野火災が発生しました。

これまで、大規模林野火災といえば、主に海外での発生が多く、特に今年1月のアメリカ・カリフォルニア州・ロサンゼルス近郊で起きた火災は、面積が2万ヘクタールを超え、29人が死亡、被災した建物1万8,000棟を超えました。テレビの報道などもあり、皆さんの記憶もあると思います。

ここでスクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、令和7年に入ってから国内で発生した主立った林野火災による被害状況です。これまでも、焼損面積が100ヘクタールを超える規模の林野火災は、年間、ゼロから1件程度で推移していましたが、令和6年は3件、令和7年は既に5件発生しています。表は6なんですけど、一番上と下、大船渡市なので、これを1と数えています。大船渡市の林野火災では、鎮圧までに12日間を要し、人口の1割に及ぶ4,600人に避難指示が出されました。3月には局地激甚災害に指定され、復旧、復興が進められています。これまで風水害や地震などによる災害で地域が被災することはありましたが、同じような被害が林野火災でも起き得ることを改めて認識しました。

また、林野火災は、鎮火後も、火災によって積み重なった木々や火が回った腐葉土は保水力が失

われ、大雨が降れば、土砂災害を引き起こす危険性もあり、焼けた山林の復旧事業には、膨大な手間とコストがかかると言われています。大船渡市でも、これからの梅雨の時期を心配されています。

熊本県も対岸の火事ではないと思います。県の森林面積は、熊本県全面積の62%を占めており、私の住む八代市では74%になります。中山間地や林野が住宅地の間近にある地域も多く、大規模林野火災が一たび発生すれば、その被害の大きさや、住民の暮らしに大きな影響が出ると予想されます。

そこで、県がこれまで行ってきた林野火災防止に向けた取組や実績、また、最近発生している林野火災を受けて、熊本県としての対応を検討されたのか、されたとすれば、その内容について農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 大規模林野火災への対応について、まず、県がこれまで行ってきた取組や実績についてお答えします。

林野火災は、たき火や火入れなど人為的によるものが多く、本県の発生件数は、ここ5年間では、年間60件程度となっています。

このうち、規模の大きなものとしては、令和4年に野焼き中の火が山林に延焼し、防災ヘリ等による消火活動が行われましたが、55ヘクタールが焼失した事例があります。また、本年3月23日には、林野火災が6件相次いで発生する事態も生じました。

こうした林野火災が発生した際には、本県の防災ヘリに加え、他県の防災ヘリの応援も受けながら、早期の消火により拡大の阻止に努めております。

また、そもそも林野火災を未然に防止すること

が重要であり、そのためには、県民一人一人に防火意識を徹底していただく必要があります。

このため、県では、例年行楽シーズンが始まる春に、市町村や消防本部に対して注意喚起を行っております。また、火災の発生が多くなる秋以降には、県から市町村に依頼し、広報誌等を通じて、強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしないこと、枯れ草等があり、火災が起こりやすい場所では、たき火をしないことなどを県民に広く周知しています。

さらに、令和4年度には「山火事予防DVD」を制作し、小学校、森づくり団体、市町村、消防本部などに配付するなど、予防対策の強化を図ってまいりました。

次に、最近発生している林野火災を受けた本県の対応についてお答えします。

本年3月以降、さきに述べました例年の注意喚起に加え、岩手県で発生した林野火災及び昨年度末に県内で相次いで発生した林野火災を踏まえ、市町村や消防本部に対して警戒の強化や予防のさらなる徹底等の依頼を複数回行ったところです。

また、現在、国においては、大船渡市での林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討が進められております。

今後、国における具体の対応策等も踏まえながら、市町村や消防本部と連携し、県民への防火意識の高揚を図るとともに、林野火災の防止に向けた普及啓発をさらに推進してまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 林野火災の原因は、たき火や火入れなど人為的によるものが約99%を占めているとの報告が林野庁の資料にあります。そのような意味では、いかに火災を起こさないために、防火意識を高める取組が重要であるかということになると思います。

また、発生時期の70%が1～5月に発生し、最も多いのが4月ということです。山菜取りやハイキングなど入山者が多くなり、野焼きなどの火入れも行われる時期と重なります。さらには、インバウンドの増加から外国人への注意喚起も必要になってくると考えられます。様々な情報媒体を活用して取り組んでいただきたいと思います。

現在、林野庁は、令和4年から、株式会社ウェザーニューズに委託して、林野火災発生危険度予測システムの構築に取り組んでいるとの情報がございました。これが実用化されれば、山火事の危険性が高い日を予測し、危険な時期と場所を特定することができるようになるなど、集中的な予防対策が取られていくのではないかと期待するところです。

国連環境計画の報告書では、地球温暖化による林野火災の発生リスクは、2030年までに14%、2050年までに30%、2100年までには50%上昇すると予測されています。今回の大船渡市の大規模火災は、今後頻発していくことが考えられます。

○議長(高野洋介君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○幸村香代子君(続) 市町村とも連携しながら、火災防止に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問は全て終了をいたしました。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時8分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田憲秀君。

〔前田憲秀君登壇〕（拍手）

○前田憲秀君 皆さんこんにちは。熊本市第二選挙区、公明党の前田憲秀でございます。

今回で19回目の質問になりました。前回の反省から、少し余裕を持って、絞った質問をと取り組んでおったんですが、結果的には盛りだくさんの内容になってしまいました。しっかり最後まで取り組みたいと思います。

今日は、県議会同期の緒方副議長が初めて本会議を指揮する最初の質問ということで、大変光栄に思っております。時間の配分もよろしくお願ひしたいと思います。

早速通告に従いまして質問をさせていただきます。

知事、執行部の皆様方には、いつも以上に明快で、わくわくするような答弁をお願いいたします。

一番目の質問です。

介護職員処遇改善等に関する県の考え方について質問いたします。

熊本県下の介護職員数は、令和2年度まで右肩上がりで、その数3万2,396人をピークに、その後減少傾向にあります。昨年、介護報酬改定に向けて、介護職員の月額平均6,000円程度の賃上げが行われるとともに、それまで3つの制度に分かれていた処遇改善加算が一本化されましたが、介護職の処遇はまだまだ厳しい状況です。

介護職の平均給与は、全業種の平均より約8万円低いと言われ、昨年の春闘の平均賃上げ率が5.1%だったのに対し、介護分野は、報酬改定による令和6年度の賃上げ率の目安は2.5%にとどまっています。

このような状況において、今年2月には、令和6年度の国の経済対策を受けて、介護職員の賃金

引上げなど、処遇改善への取組に対する支援として、13億1,700万円が予算化されています。この事業は、県が主体となり実施しており、事業所に対する補助額は、常勤の介護職員1人当たり5万4,000円相当になると言われています。

介護事業所は、公定価格である介護報酬により運営されるため、物価高の影響を価格に転嫁できません。このため、介護職員らへの一時金などに使えるこの補助金の意義は大きいのではないかと思います。

要件は、事業所が職員の賃上げなどの取組に対する介護報酬の処遇改善加算を受けていること、業務の見直しなどによる職場環境の改善を既に実施または計画していることが補助金の支給要件と聞いています。こうした取組は、介護人材の確保に欠かせないものと考えられます。

さらに、介護需要が高まる中で担い手を確保するには、補助金を処遇改善の一助とするとともに、持続的な賃上げに加え、ICTやロボットを活用した業務負担の軽減などを進める必要があります。

県は、今年4月に、くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターを開設し、介護サービスの質の向上、介護人材の確保、定着を目指し、介護サービス事業者における業務改善や介護テクノロジーを活用した取組をワンストップで支援すると伺っています。

県ではこのような様々な取組が行われていますが、令和6年度の国の経済対策による補助金が介護職員の処遇改善にどのように寄与すると考えておられるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

また、中でも、訪問介護事業所においては、介護報酬改定で基本報酬が引下げとなり、特に厳しい状況にあり、国の補正予算を活用した新たな取

組を始められると聞いていますが、その具体的な内容と期待する効果についても併せてお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、令和6年度の国の経済対策による介護人材確保・職場環境改善等事業を活用した補助金についてお答えします。

これまで、介護報酬における加算制度の創設や拡充がなされ、県においても、介護事業所に対する補助金を交付してきました。これにより、介護職員の給与水準は着実に上昇しているものの、他産業との格差の解消にまでは至らず、依然として処遇改善は大きな課題であると認識しています。

そのため、今年度は、人件費の改善に加え、職場環境改善に向けた業務の見直しなどの取組にもこの補助金で支援することとしています。

多くの事業所で、この補助金を活用して、職員への一時金に充てるなどが見込まれており、介護職員のさらなる所得の向上に寄与するものと考えています。

さらに、くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターを今年4月に開設いたしました。このセンターにおいて、社会保険労務士等の専門家と連携しながら、介護現場の相談対応や伴走支援などを直接行うことで、補助金による所得向上や職場環境改善の効果とも相まって、職員の定着促進や新たな人材の確保にも寄与するものと考えています。

次に、今定例会に提案している訪問介護事業所に対する新たな取組についてお答えします。

議員御指摘のとおり、訪問介護につきましては、県内でも人材不足や経営状況の悪化が見られ、特に中山間地域においては厳しい状況にあると認識しています。

そのため、新規入職者がスムーズに現場に入っていけるよう、1人での訪問に不安がある経験年数が短いホームヘルパーに先輩ヘルパーが同行する費用への助成や専門家の派遣による経営改善に向けた取組など、実態に応じた新たな支援を行っていくこととしています。

あわせて、今月4日には、知事や県議会議長とともに厚生労働省を訪問し、現場の実情に即した訪問介護に関する制度や報酬の見直しも要望してまいりました。

これらの取組を継続していくことで、訪問介護の担い手の確保や経営の安定化が図られ、ひいては、必要なサービスの提供体制の確保につながっていくものと考えています。

今後とも、介護職員の処遇改善や介護サービス事業所への支援にしっかりと取り組み、介護を必要とされる方に、住み慣れた地域で持続的に介護サービスが提供できる体制づくりに努めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 介護職員の役割は、今後ますます重要になってまいります。志を持ってその職に就いたものの、処遇の低さで生活が行き届かないとの話を多く聞きます。超高齢化が進む中で、介護職員の減少は何としても抑えなければならないと思っています。

質問でも述べました、介護職の給与は、公定価格で運営されているため、物価高の影響をなかなか転嫁できませんが、答弁にもありましたように、社会保険労務士等のサポート体制など処遇改善が最優先ですが、介護サービスの支援にしっかりと今後も取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、公共施設マネジメントの観点からスポーツ施設を考えると題して、1つ目、地方公

会計と公共施設における民間資金の活用について、2つ目、スポーツ施設整備について、続けて質問させていただきます。

地方公会計については、平成27年1月に、総務省から、統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表されてから10年以上が経過いたしました。総務省が毎年実施している調査によりますと、令和7年3月時点で、本県を含め95.3%の地方公共団体が財務書類を整備済みとのことです。

このように、財務書類の整備が定着し、住民への公表など情報開示等は着実に進む一方で、総務省の調査によると、公共施設マネジメント等への活用はあまり進んでいないようです。

そのような中、地方公会計情報の活用と促進を目指して、令和4年から、今後の地方公会計のあり方に関する研究会が開催され、昨年12月に報告書が取りまとめられました。この報告書では、財務書類の情報充実と固定資産台帳の整理、精緻化が改善策として示されています。

熊本県では、7万件を超える固定資産台帳が整備されていますが、今後、公共施設の維持管理や更新等に関する意思決定プロセスへの活用が期待されます。

また、内閣府は、自治体が施設の建設や運営を行う際に、官民連携、PPPや民間資金活用による社会資本整備、PFIの導入を優先的に検討するよう促しており、人口10万人以上の自治体に優先検討を求めている指針を今年6月に改定し、対象自治体を5万人以上に拡大しました。このことから、官民連携による公共施設のマネジメントが本格的に実行段階に入ったと考えられます。

そして、この公共施設マネジメントの代表例として捉えられるのが、アリーナなどのスポーツ施設ではないでしょうか。これまで、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議が3回開催

されていますが、3月に行われた第3回検討会議の議事録を拝見すると、各市町村における硬式野球場、武道館、アリーナ、サッカースタジアムの施設整備に関する構想等の有無について調査を実施し、複数の団体から回答を得ており、それらを踏まえた識者の議論となっています。

県は、2026年に整備の方向性を決める方針を説明したものの、委員からは、県有施設の老朽化は待たなし、早く今後の方向性を示すべきだとの意見が出ています。各識者の意見を見ても、議論はほぼ出尽くしたと思われれます。

例えば、野球場、武道館、陸上競技場などに関する意見に加え、まずは県営体育館の整備を優先すべきとの意見が多かったように感じます。熊本市との連携、費用負担の問題、スケジュールは、昨年プレゼンをした自治体や民間事業者に対しても間延び感は否めないとの意見があります。

一方では、宿泊施設、来熊者への観光、飲食の創出により、地元の雇用につながり、人材流出阻止に寄与するとの意見も出たようであります。優先順位、手法について、検討会では一定のコンセンサスが得られているように感じます。

そのような中、現在の検討作業の進捗は、自治体、民間事業者の思いに込めているのでしょうか。さらに、今後費用負担の問題が出てくると思われれますが、民間にどれだけ費用を求めるのか等、検討作業を急ぐべきではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書を受けた今後の取組について、また、PPPやPFIに代表される民間資金の活用についてどのように考えているのか、総務部長に伺います。

そして、スポーツ施設整備に関する検討会議で示された意見をどのように感じ、どのように方向性やスケジュールを示すのか、木村知事にお尋ね

をいたします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) まず、今後の地方公会計のあり方に関する研究会の報告書を受けた取組についてお答えします。

本県では、総務省が示した統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づく財務書類を平成30年度の決算から毎年度作成し、他団体との比較分析を含めて公表しています。

一方で、研究会報告書では、地方公会計情報の整備は進んでいるものの、活用が定着したとは言えないとされており、さらなる活用に向け改善策が示されています。

具体的には、現状、貸借対照表に資産として計上されていない県が管理する国道など所有外管理資産の計上や、総額表示となっている地方債の内訳として、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の表示など、財務書類の情報の充実が必要とされています。

また、固定資産台帳についても、法定耐用年数が異なる建物と設備は、建物一式での記載ではなく、更新を行う単位ごとの計上など、固定資産台帳の整理、精緻化も必要とされています。

これらについて、令和8年度決算を対象とした財務書類までに整備することが求められているところ です。

このため、本県においては、公共施設のマネジメントや中長期的な財政運営の改善にも資するよう、本年3月に改定された総務省のマニュアルを踏まえ、できるだけ早い段階で固定資産台帳の整備やシステムの改修等を行うことにより、地方公会計情報のより一層の活用に取り組んでまいります。

次に、民間資金の活用についてお答えします。

県有施設の整備と管理に当たっては、県民サー

ビスの向上を図りながら、行政の効率化や財政負担の軽減を進める必要があります。

県では、平成29年3月に熊本県公共施設等総合管理計画を策定し、量の見直しを行う総量最適化、使い方の見直しを行う効率的活用、そして、質の見直しを行う長寿命化の3つの視点に沿った取組を進めています。

効率的活用の一つとして、PPP、PFI等の手法により、民間の資金や経営ノウハウ、技術力を活用し、効果的、効率的な公共施設の整備等を進めることは有効と考えています。

国は、PFI等の官民連携を推進するため、関係法令の整備や補助制度の措置等により地方公共団体の取組を後押ししており、都道府県における官民連携の事例は年々増加しています。

本県でも、事業費総額が10億円以上の施設整備においては、PFI等の官民連携手法の導入について検討することとしており、現在は、天草地域の職員住宅の更新について、事業者の公募に向けた手続を進めているところです。

この手法を取り入れることで、経済的、効率的な施設の整備、管理や事業費の圧縮に加え、民間投資の呼び込みによる地域経済の活性化にも寄与できると考えています。

今後も、PFI等官民連携手法の導入に積極的に取り組んでまいります。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) スポーツ施設整備についてお答え申し上げます。

これまで開催した公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議では、老朽化が進む施設の現状や課題、求められる機能などについて議論を深めていただいております。

また、県内市町村等のスポーツ施設の整備構想を調査するとともに、36の競技団体やスポーツチ

ーム、施設管理者と、施設の利用実態や改善点について意見交換を行ってまいりました。

検討会議の委員や競技関係者からは、建設当時から利用実態や競技環境が変化し、施設の機能不足が生じているという御指摘を受けております。また、スポーツをするニーズに加えて、国際大会やプロスポーツなど、ハイレベルな競技を臨場感あふれる雰囲気で見守ることができる、快適に観戦できる、言うならばスポーツを見るニーズにも応える施設とすることで、にぎわいの創出や誘客促進など、地域経済の活性化につなげるべきとの意見もございました。

スポーツは、県民の健康増進に加え、多くの人々に夢や感動を与え、将来を担う子供たちには未来への希望と力強く生きていく力を育むなど、幸せで充実した生活の実現に重要な役割を果たすものでございます。

私も、これからのスポーツ施設は、県民の活力向上とともに、国内外からの交流人口を引き寄せるまちづくりの拠点、熊本新時代を共に創る、創造していく基盤の一つになると考えております。

そのため、老朽化が進む数あるスポーツ施設の中で、優先順位を明確にしつつ、関係者とともに、その再生を進めることが重要だと認識しております。

私は、昨年の知事選でのマニフェストにおいては、知事の任期中、すなわち2028年までの間に方向性を出すとしておりましたが、県民の期待の高さもあり、2026年度に前倒しをしたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、これまでの検討会議での議論において論点整理も大分進んできたと思いますので、そろそろ検討会議としての御意見を取りまとめいただく時期に来ているのではないかと、こちらから打診しているという

ことを御報告申し上げたいと思います。

県としては、検討会議からの御意見等を踏まえ、できる限り早期に方向性を決定していきたいと思っております。

以上でございます。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 統一的基準による地方公会計が公表されて10年が経過しました。一般の企業とほぼ同じ会計の仕組みになったわけでありますけれども、その活用となれば、まだまだこれからであるようであります。

固定資産台帳の整備で、例えば県営団地の活用策等、県有資産のさらなる有効活用は、いろいろ議論ができるんじゃないかと思っております。

答弁で、所有外管理資産だとか臨財債の話がありました。非常に議事録だけでは難しい言葉なので、このことに関しては、またじっくりと時間をかけて議論をしていきたいと思っております。

PFI等の官民連携手法の導入は、全国的に取り組んでおります。効果的かつ効率的な公共施設の整備に積極的に移行すべきであると述べておきたいと思っております。

スポーツ施設の在り方に関しては、知事の思いと執行部にずれはないのか。前回も紹介したように、全国でアリーナ建設や構想が相次いでおります。もう皆さん御承知のとおり、愛知県のIGアリーナというところは1万5,000人収容の規模で、7月に行われます大相撲の名古屋場所でこけら落としと聞いております。また、岡山市でも、商工団体と連携して、新しいアリーナの構想が2031年を目指して動き出しましたと。ここはまた県は関与しないという話です。お隣の鹿児島県では、これもまだ構想ですけれども、桜島を臨む地に8,000人収容のコンベンションホールの話が出ていると聞きます。

どうか、知事にはわくわく感を持って、しっかりこれからも検討していただきたいというふうに思っています。

先月、県立体育館の補修工事で、一定期間閉館になります、工事費は修理費用5億円ですという記事が出ました。これは、老朽化した建物に対しての計画的な予算執行なのでありましようが、そのことと在り方検討とは全く別物なのか、わくわく感のトーンは、何か私としては下がるばかりのようで残念でありました。

木村知事には、やるのかやらないのかを含めて、前倒しのさらに前倒しで決断すべきではないかと思っております。

熊本市との連携、そして予算はどれほど見込んでいるのか、どこが負担をするのか、そういう話を出して、またいろんな議論が進むんじゃないかと思っております。引き続きよろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、電力需要の拡大への対応とエネルギーシフトへの挑戦、水素産業の育成について質問いたします。

T SMCをはじめ半導体産業が集積し、九州全体が新生シリコンアイランドとして発展する一方で、必要となる電力需要も増加することになります。

今年3月に国の関係機関が公表した九州の電力需要見通しによれば、今後10年間、供給が需要を上回り、安定供給を確保できる見通しであると聞いております。

しかしながら、さらに、九州内において、J A S M第3工場やデータセンターなど大量の電力を消費する施設が建設されれば、電力需要はさらに拡大し、脱炭素電源の確保が急務であります。今後拡大する電力需要とゼロカーボンを両立させるためには、再生可能エネルギーの確保が重要とな

るのは当然であります。

そのような中、国は今年2月、第7次エネルギー基本計画を閣議決定いたしました。計画では、我が国を取り巻くエネルギー情勢の変化を踏まえ、エネルギーの安定供給と脱炭素を両立する観点から、バランスの取れた電源構成を目指し、再生可能エネルギーを最大限導入することとされています。

そして、この再生可能エネルギーの中でも大きな割合を占める太陽光発電については、需要を供給が上回る時間帯など、出力抑制として電気が供給できない状態が発生しており、これが令和5年度で136回、令和6年度で128回と、年間3割を超える日数で余剰電力が発生しています。

私は、この出力抑制で無駄になる余剰電力を活用し、水素を製造し、CO<sub>2</sub>を排出しない燃料として利活用する、再エネ電力を最大限活用した水素社会に向けた取組が重要だと、これまでも訴えてまいりました。

国も、水素等は幅広い分野での活用が期待される鍵となるエネルギーと位置づけており、昨年5月に設立した水素社会推進法に基づき、価格差に着目した支援等により、サプライチェーンの構築、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていくとしています。

また、国は、水素モビリティの導入を促進するため、重点地域を設定し、先行需要を創出するとともに、周辺需要の喚起を図っていくこととし、5つの重点地域を選定しました。

県庁に設置されていた水素ステーションが撤去され、水素に関する取組が後退するのではないかと心配することもありましたが、県では、昨年度から水素の利活用に向けた意見交換会を開催し、さらに、本年度はカナダのエドモントンで開催されたカナダ水素会議にも参加されており、この水

素に対する新たな県の動きに期待しているところ  
です。

私は、何とか県には水素社会の実現に向け取り  
組んでいただきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。

電力需要の拡大に対し、水素の利活用について  
どのように考えておられるのでしょうか。また、  
余剰電力での水素製造や今後の水素活用に向け  
て、県が開催している意見交換会でどのような検  
討を行っているのでしょうか。カナダ水素会議で  
紹介された先進的な取組を踏まえ、県として水素  
利活用に向け、今後どのように進めていくのか、  
商工労働部長にお伺いをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

**○商工労働部長(上田哲也君)** 本県の第2次熊本  
県総合エネルギー計画では、2030年度に県内消費  
電力の50%を再エネ電力にする目標を掲げていま  
す。この目標を達成するためには、半導体産業等  
の集積に伴う電力需要の増加に対応できるよう、  
さらなる再生可能エネルギーの確保に向けて取り  
組む必要がございます。

一方で、県内の再エネの約半分を占める太陽光  
発電は、日中に発電が集中するため、発電量が電  
力使用量を超える場合など、余剰電力が生じま  
す。再エネの拡大には、この余剰電力を無駄なく  
活用する必要があり、その方法の一つとして、水  
素の製造と石油、ガスの代替燃料としての活用が  
あると考えています。

また、水素社会の実現には、民間事業者と連携  
した取組が不可欠であるため、昨年度から、県内  
事業者等を交えた意見交換会を開催し、余剰電力  
を活用した水素製造を含め、水素利活用の具体的  
な可能性について議論を行っています。

今年度も、6月4日に開催し、県内のエネルギ  
ー使用が多い企業や半導体関連企業が集積する工

業団地等に対する水素利活用のニーズ調査のため  
の実施方法を協議いたしました。

さらに、カナダで実証中の既存のディーゼルエ  
ンジン改造し、軽油と水素のハイブリッドで走る  
エドモントン市営バスなど、既存の社会資本を  
活用した水素活用の取組なども意見交換会で報告  
し、協議を行ったところです。

今後は、県内企業のニーズ調査の結果を踏ま  
え、意見交換会でより効率的で具体的な水素利活  
用策となるよう議論を深め、水素社会の実現に向  
けて必要とされる取組を進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** 半導体産業の集積に伴う電力需要  
の増加に対応できるよう、さらなる再生可能エネ  
ルギーの確保に向けて取り組む必要があるとの御  
答弁でありました。

水素の利活用の議論も進め、水素社会の実現に  
向け必要とされる取組を進めるとのこと。さき  
の5つの重点地域、福岡の周辺需要の喚起地とし  
て、熊本がエネルギーシフトの一役を担っていただ  
くことを強く要望させていただきたいと思いま  
す。

次の質問に移ります。

不妊治療における県の取組について質問をいた  
します。

令和4年4月に不妊治療の保険適用が開始され、  
患者負担の軽減や治療機会の拡大が期待されて  
います。この新たな状況において、県が不妊治療  
に取り組む方々を効果的に支援し、地域における  
不妊治療環境を向上させるための対策について  
お尋ねしたいと思います。

まず、今回の保険適用により、不妊治療を受け  
る対象者が増加することが予想されますが、県は、  
県内の患者数の動向を把握しているのでしょうか。  
また、患者数の増加に対応し、質の高い医

療提供を維持向上させるためには、県として、医療機関との連携、例えば、病診連携、情報共有、人材育成などの促進も必要になると思います。

とりわけ不妊治療は、身体的、精神的な負担が大きだけでなく、治療と仕事の両立は、多くの患者にとって大きな課題です。したがって、県として、不妊治療を受ける方への支援や企業に対する不妊治療への理解促進、治療を受けやすい職場環境づくりを推進していく必要があります。

そのため、治療費助成や企業に対する啓発活動、両立支援制度導入への補助、インセンティブなど、対象者へのサポートとしての具体的な支援策は検討しているのでしょうか。

国においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てサポート企業をくるみん認定として証し、差別化をしています。さらに、より高い水準の取組を行った企業をプラチナくるみん認定とし、助成金の支給や税額控除の上乗せ等の優遇措置が受けられるほか、令和4年からは、さらに認定基準を引き上げ、トライくるみん認定企業を設けています。

県においても、結婚支援等の応援のためによかボス企業の登録を進めていますが、この制度も企業、自治体にはある程度浸透していることから、そろそろ次のステップに移る段階ではないでしょうか。国の制度を参考に、例えば、結婚支援から妊娠、子育てを応援する、仮称よかボスプレミアム企業としてランクアップしてはいかがでしょうか。

不妊治療に取り組む方々の支援はとても重要な課題です。県として、不妊治療の保険適用開始を機に、患者数の把握、医療機関との連携、仕事と両立などの様々な課題を抱えることとなる対象者のサポートにどのように取り組んでいくのか、よかボス企業の今後の在り方も含め、健康福祉部長

にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 不妊治療を受ける方を支援するための県の取組についてお答えします。

まず、令和4年度から人工授精などの一般不妊治療と体外受精などの生殖補助医療が保険適用となりました。

保険適用後の患者数の状況ですが、県内において、令和4年度及び5年度に不妊治療を受けた方は、それぞれ約3,400人となっています。そのうち、生殖補助医療を受けた方の数が増加しており、保険適用によって治療のハードルが下がり、より専門的な治療を選択する方が増えているということが推察されます。

次に、医療の質の維持向上に向けた医療機関との連携の取組については、医療関係者や学識経験者等で構成される不妊対策事業検討会を設置し、不妊治療に関する現状や課題についての共有及び人材育成のための研修等を行っています。

次に、不妊治療を受ける方をサポートする取組についてです。

まず、本人への支援としては、県では、県女性相談センターにおいて、不妊治療に関する様々な相談に対応しています。相談内容としては、先進医療費に関しては保険適用外であり、全額自己負担となるため、経済的な負担が大きいという相談が多くありました。そのため、これまで市町村に対し行っていた不妊治療費助成事業の助成対象に、今年度から新たに先進医療費を加えました。

また、仕事と両立しながら、安心して不妊治療を受けることができる環境づくりを行う企業への支援としては、国がくるみん認定企業や両立支援等助成金といった制度を設けています。県でも、こどもまんなか熊本・実現計画において、希望を

叶える結婚・妊娠・出産への支援に取り組んでいます。

その中で、よかボス企業も含め、商工労働部とも連携し、広く企業、団体に対して、優良事例や支援制度を周知するといった働きかけを行うことで、休暇制度の創設などの職場における環境整備や機運醸成に努めてまいります。

引き続き、制度の周知や不妊治療への理解を深め、安心して不妊治療を受けることができる環境づくりを進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** 不妊治療への保険適用は、答弁にもありました治療のハードルが下がり、受診者は今後も増加すると考えられます。ただ、治療もそうですけれども、仕事や生活環境との両立が非常に大変です。規則を定めるだけでなく、相当の周辺の理解が必要であると思います。

不妊治療といっても、この議場にいらっしゃる方もどんなものなのかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。午前中はプレコンセプションケアの議論もありましたけれども、私も実は不妊治療の経験者であります。残念ながら子供はできませんでした。ただ、肉体的にも精神的にも、負担は、その多くはやっぱり女性が負うことになります。

最近、選挙向けのSNSをよく見る機会がありますけれども、その中に、少子化は男女雇用機会均等法が原因だと叫ぶ人がおりました。女性は働き過ぎるなどとも言うんでしょうか。そのような発言は、ますますこの治療で何とか子供をつくりたいとの思いを踏みにじるものではないかと感じた次第でございます。

この議場にも、女性議員5人いらっしゃいますけれども、いかが思われますでしょうか。制度の周知や理解を深め、安心して治療を受けやすい環

境づくりを強く求めます。よろしくお願いいたします。

続きまして、5番目、GIGAスクール構想の下で整備された端末の更新等について質問いたします。

1つ目が、GIGAスクール端末の更新予定と旧端末の処分方法について、2つ目が、県庁内の情報機器を処分する際の情報流出防止についてです。

GIGAスクール構想は、2019年に始まった、児童生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学び、協働的な学びを、ICT端末を活用して実現していく構想であります。

翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子供たちの学びの機会を守るため急速に普及し、一般財団法人日本環境衛生センターの資料では、GIGAスクール端末は、全国で950万台に上ると聞いています。

今後、これらの端末が順次更新時期を迎えるに当たり、国は、各種計画の策定要領において、端末更新への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分について記載した計画の策定、公表を義務づけています。

国の説明では、GIGAスクール構想加速化基金を用いた、小中学校段階の1人1台端末の更新予定時期は、台数ベースで全体の8割弱が2025年度に集中しています。特に更新対象端末の処分計画の策定に当たっては、国の通知を踏まえ、処分の際には、端末に保存されている個人情報等のデータについて、各自治体の教育情報セキュリティポリシー等に基づき、確実に消去する必要があるとされました。なお、このことは、リース事業で整備されている場合も同様であります。

GIGA端末の記憶媒体には、写真に自宅の位

置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたりする可能性があります。そして、保存データの抹消方法としては、物理的な破壊や磁気的な破壊、データ消去ソフトによる処理などがありますが、いずれも適切な手法で処理を行った上、データが消去されたことをきちんと確認しなければ、個人情報の流出につながりかねません。

一般社団法人産業環境管理協会によりますと、国内では年間1,000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース、下取り等の名目で回収後、経済合理性を優先した処理により、約4割が海外等へ輸出され、不適切な処理による環境汚染が国際問題化しているといえます。

このような背景から、G I G Aスクール端末の処分を一般競争入札で行う場合、データ消去費用を計上しないことにより、低価格入札または高値での買取りが可能な事業者や、そのような事業者への処分委託を前提としたリース事業者が入札可能になります。このため、国からは、自治体の財産処分ルールに沿って適切に処分することが求められており、小型家電リサイクル法の認定事業者等であるか、専用ソフトでの確実なデータ消去を行う、または処分台数以上の年間処理実績がある事業者など、適切な入札要件の設定が必要であると考えられます。

パソコンのデータ消去等が適切に行われなかったため、責任者が謝罪せざるを得なかった事例やデータがネットに流出した事案、また、データ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、個人データの不適切な取扱いが相次いでいます。

G I G Aスクール端末からデータ漏えいが生じることがないように、知事部局と教育委員会がそれぞれ縦割りに陥ることなく連携し、認定事業者等

への委託及びデータ消去等に必要な予算措置などを適切に行うことが不可欠であると考えます。

このような状況において、県及び市町村において、今年度以降、G I G Aスクール構想加速化基金を活用した1人1台端末を何台程度更新する予定か、また、その際、旧端末のデータ処分方法についてどのように対応しているのか、教育長にお尋ねします。

また、このG I G Aスクール端末に限らず、県庁内でも個人情報を含む様々な情報が保存された機器が数多く使用されています。D Xが推進される中、県庁内の情報機器を処分する際、情報流出防止についてどのように対応しているのか、デジタル戦略局理事にお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、端末の更新予定についてお答えします。

本県では、国のG I G Aスクール構想を踏まえて整備した小中学校段階の端末が、令和6年度から順次更新時期を迎えています。そのため、県で造成した基金を用いて、今年度以降、約8万9,000台の調達を予定しています。

次に、旧端末のデータ処分方法についてお答えします。

端末の調達に当たっては、議員御指摘のとおり、旧端末の処分方法等について記載した端末整備・更新計画の策定、公表が基金活用の要件となっていることから、令和7年3月までに計画を策定し、県及び全ての市町村において公表したところです。

その中で、例えば、県教育委員会の計画では、端末のデータ消去について、リース返却後、契約事業者において、記憶装置を復元不可能な状態または物理的な破壊を実施した旨の証明書により確認を行うこととしております。

また、全ての市町村が参加する端末の共同調達会議を開催し、調達業務の仕様書を決定しました。仕様書では、国から示された通知内容を踏まえ、小型家電リサイクル法の認定事業者等による端末の適切な処分方法を調達業務の受託希望者から提案することも求めています。

さらに、今月20日に開催する熊本県GIGAスクール構想推進連絡協議会の中で、改めて国からの通知の周知と旧端末の個人情報の確実な消去を含む処分方法について、全ての市町村に説明を行うこととしています。

今後も引き続き、データ漏えいの未然防止など端末の適切な処分も含め、小中学校段階における1人1台端末の確実な更新に向け、市町村と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

〔理事阪本清貴君登壇〕

○理事(阪本清貴君) 県庁で使用した情報機器を処分する際の情報流出対策についてお答えします。

業務用のパソコンをはじめとする庁内の情報機器に保存されている情報の保護、特に個人情報の保護を徹底するためには、情報機器を処分する際の情報流出の防止を確実に行うことが極めて重要と認識しております。

そのため、県では、国のガイドラインを踏まえて策定した熊本県情報資産が保存された機器の廃棄時等における情報流出防止のための抹消措置ガイドラインに基づき、調達方法や用途に応じて、保存された情報を適切な方法で抹消しています。

具体的には、各職員に配備している業務用パソコンの場合は、リース期間満了後に、リース元企業において専用ソフトを使用したデータ消去を行い、また、多くの個人情報を取り扱う、いわゆるマイナンバー関係事務用のパソコンについては、ドリル等による記録媒体の物理的な破壊を行って

います。

これらの作業については、担当職員による現地立会いや処理業者が発行する消去証明書により抹消措置が確実に行われたことを確認しています。

また、各所属で購入した機器の場合は、システム改革課において、購入所属職員の立会いの下で物理的な破壊を行うなど、確実なデータの抹消に取り組んでおります。

今後も、情報技術の進展等に適切に対応し、個人情報の保護、情報セキュリティの向上にしっかりと取り組みながら、本県のデジタル化、DXを推進してまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 個人情報の漏えいは、思ってもいないところから発生いたします。リース契約でも、契約事業者に記憶装置を復元不可能な状態または物理的な破壊を実施した旨の証明書により確認するとの御答弁でありました。念には念を入れて、しっかりと対応していただきたいと思います。

県庁内でも、国のガイドラインに基づき、保存された情報を抹消すること。ドリル等による物理的破壊とありましたが、私も素人ですから、ドリルで穴を開けても何か復元されるというような記憶がございます。そこは恐らく大丈夫なんでしょうけれども、質問でも述べましたように、経済合理性を優先して4割が海外へ輸出されるとの事態もしっかりと受け止め、さらなる個人情報の保護、情報セキュリティの向上に努めることを求めてまいりたいと思っております。

では、最後の質問に移ります。

事業承継に関する県の取組についてお尋ねいたします。

本年は、いわゆる団塊の世代と呼ばれる800万人全員が75歳以上を迎え、後期高齢者が2,200万人余りと、国民の5人に1人を占める社会が到来

をいたします。

また、全国的に中小企業や小規模事業者の経営者の5割以上が60歳を超える一方で、帝国データバンクが今年の2月に公表した全国の全業種約27万社を対象とした2024年の後継者動向調査によりますと、後継者がいないまたは未定とした企業の割合が52.1%を占めています。まさに、事業承継は喫緊の課題であり、中小企業等の持つ高い技術やノウハウなど、経営資源を存続させていくためには、後継者の育成、資源等の引継ぎなどの取組が必要となっています。

国において様々な事業承継に向けた取組が進められる中、特に中小企業の世代交代を後押しする事業承継税制の活用は、とても効果的なものと考えています。

この制度が始まった当初は、制度を知らないとの声も聞かれていましたので、事業承継税制の周知の必要性については、過去の定例会でも取り上げさせていただき、認知度も上がってきているのではと感じています。

特に、事業承継税制の特例措置は、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限撤廃や納税猶予割合の引上げなど、事業承継を予定している事業者にとって、非常に有効な制度になっています。

この事業承継税制の特例措置を受けるためには、延長に延長を重ねて、来年の3月までに特例承継計画を策定し、県知事に申請する必要がありますので、改めて制度を周知していく必要があるのではないかと考えています。

そこで、本制度の周知を含め、事業承継全般に関する県の取組について、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 事業承継税制は、非上場中小企業の株式などを先代経営者から譲り

受けた後継者が知事の認定を受けると、贈与税や相続税が猶予または免除となるものです。事業承継を行う中小企業者にとって大変有益な制度であり、商工会及び商工会議所の経営指導員による相談対応や事業承継に関するセミナー等の機会を通じ、周知を進めているところでございます。

こうした取組の結果、昨年度末までの本県における特例措置の認定数は、延べ198件と着実に伸びてまいりました。

議員御指摘のとおり、特例承継計画の提出期限が来年3月までと迫っておりますが、本制度に関する国の今後の検討状況も注視しながら、引き続き事業者への周知を進めてまいります。

また、事業承継は喫緊の課題と認識しており、その取組を加速化させることが大変重要と考えています。

私自身、事業承継の効果や課題等を把握し、今後の施策に反映させるため、先月、阿蘇地域を訪問し、事業を承継された経営者の皆様と意見交換を行ってまいりました。いわゆるのれんと言われる数字では表せない資産も含めて、事業者の皆様がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次世代に引き継いでいくことの大切さを改めて実感することができました。

県では、取組の加速化のため、専門性の高い特任経営指導員による伴走型支援のほか、メディアを活用した周知啓発、事業承継の各段階で必要となる経費の助成、県融資制度による金融支援など様々な支援策を展開してきました。

こうした取組の効果もあり、県内市町村の取組も活発化しており、現在までに14の市町村で商工団体や金融機関等との連携協定を締結されています。

さらに、人吉・球磨地域では、本年3月、管内の全市町村と農林畜産業団体を含む22の団体等が

参画する広域での連携協定も締結されました。

このような地域ぐるみでの取組を総合的に支援するため、県では、今年度、市町村単位だけでなく、広域で実施するアンケート調査や機運醸成のためのセミナー等に要する経費を助成する事業を新たに実施し、一層の促進を図ってまいります。

今後とも、商工団体や事業承継・引継ぎ支援センター等の関係機関と連携し、様々な支援策を効果的に活用しながら、県内中小企業者の事業承継を強力に後押ししてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

**○前田憲秀君** 事業承継に関しましては、これまでも、期間が延長されるたびに質問と要望で訴えてまいりました。この取組は、中小企業者にとって大変有益な制度との見解。私も全く同感でございます。部長の力強い何か答弁を感じました。

ただ、これまでも、報道の中で、関係団体の話のインタビューのシーンを見ると、この制度がまだ周知されていないとの話を毎回のよう聞きま。す。特例措置の認定数は198件と着実に伸びているとのこととございますが、最後までこの制度の周知、様々な利用者の体験談などを紹介して、これからの県の経済を支える重要な施策の一つとして取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

時間も何とか間に合ったようでございます。

残り、要望として、特殊詐欺の被害拡大を防ぐというテーマで要望させていただきます。

先週の報道で、県内の特殊詐欺被害が今年異例のペースで拡大しています。このため、県警は、歴史的被害として注意を呼びかけているとの報道がありました。今年1月から5月20日までの被害件数は88件、被害総額は約4億1,300万円に上るとのことです。これは、昨年5月末までの28件、1億5,700万円を大きく上回っており、過去最悪

であった2014年の6億4,000万円を上回るペースとのことです。

これを受けて、県内では、4月に初めて全県アラートが発令されましたが、被害は拡大をしています。高額な被害も目立ち、4月には、熊本市内で70代と80代の女性が合計1億5,000万円の被害に遭っています。手口としては、オレオレ詐欺が57.5%と断トツであり、次に架空料金詐欺が27.4%と続きます。被害年齢は80歳以上が30.1%、70歳代が11%と、高齢者層が全体の約3分の1以上を占めるものの、20歳代が12.3%、30歳代が12.3%と、若年層の被害も報告されています。さらに、被害金交付手段は、ATM等の店舗内が28%、ネットバンキングが19.2%、そして驚くことに、手渡しが31.5%を占めるとのことです。

県警では、電話で「お金」詐欺被害防止コールセンター、通称むさし安心コールの運用を継続中ですが、防犯機能つき電話機等の購入支援や被害防止支援員、でんでんむし隊の運用は、昨年予算が切れているとのことです。

私の身内でも詐欺被害の未遂が起り、他人事でもなく、できる限りの防止策を講じなければと強く感じているところです。

こうした状況を踏まえた上で、警察本部におかれましては、被害を未然に防ぐ新たな防止策を早急に検討し、補正予算を検討してでも、県民への安心、安全な社会構築に努めていただくことを強く要望いたします。

警察本部においてはと言いましたけれども、知事部局でもしっかり連携をして、何とかこの被害を未然に防ぐ、こういう施策を検討していただきたいというふうに思っております。

以上、質問と要望を終わらせていただきました。

時間が足りないのではないかと思いますけれ

ども、余裕で終わらせていただくことができました。しっかりこれからも勉強を重ねて、また議論に参加をさせていただきたいと思っております。

最後まで御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明13日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時7分散会

**第 3 号**

**(6月13日)**



# 令和7年 熊本県議会6月定例会会議録

# 第3号

令和7年6月13日(金曜日)

## 議事日程 第3号

令和7年6月13日(金曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

## 出席議員氏名(47人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉 篤ミカさん  
 立山大二郎君  
 斎藤陽子さん  
 堤 泰之君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 南部隼平君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸 淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 高島和男君  
 増永慎一郎君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口 裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西 聖一君  
 渕上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川 收君

欠席議員氏名(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

知 事 木村 敬君  
 副知事 竹内信義君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
知事公室長 深 川 元 樹 君  
総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
企画振興部長 富 永 隼 行 君  
理 事 阪 本 清 貴 君  
理 事 府 高 隆 君  
健康福祉部長 下 山 薫 さん  
環境生活部長 清 田 克 弘 君  
商工労働部長 上 田 哲 也 君  
観光文化部長 脇 俊 也 君  
農林水産部長 中 島 豪 君  
食のみやこ  
推進局長 辻 井 翔 太 君  
土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
会計管理者 野 中 眞 治 君  
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん  
病 院 事 業 者  
管 理 者 平 井 宏 英 君  
教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
警察本部長 佐 藤 昭 一 君  
人事委員会  
事務局長 城 内 智 昭 君  
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

#### 事務局職員出席者

事務局長 波 村 多 門  
事務局次長  
兼総務課長 鈴 和 幸  
議事課長 下 崎 浩 一  
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。  
高井千歳さん。

〔高井千歳さん登壇〕(拍手)

○高井千歳さん 皆様おはようございます。熊本第一選挙区選出・参政党の高井千歳です。

本日は、議員になって3回目の一般質問になります。本日、このような機会をいただきました議長をはじめ、先輩議員の皆様、同僚議員の皆様には心より感謝申し上げます。

そして、日頃より県政運営をしていただいています木村知事はじめ執行部の皆様、そして職員の皆様には感謝と敬意を表しつつ、精いっぱい質問をさせていただきます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず初めに、地下水の質と量の保全に向けた今後の対応について伺います。

今年3月に熊本環境モニタリング委員会が開かれ、TSMC稼働前後で、坪井川等での水質の変化の調査結果が発表されました。法規制物質については、工場稼働前後においても影響はなかったとの話でした。

一方、県が1万種類以上の法規制外物質を、熊本北部浄化センターの排水や浄化した排水を流す先である坪井川など県内13か所で実施をしていますが、今回、有機フッ素化合物の一種であるPFBS、PFBAの濃度が稼働前よりも上昇しています。

坪井川で検出されたPFBSは、1リットル当たり59ナノグラムで、昨年春までの四季の平均である1リットル当たり6.9ナノグラムに比べて、濃度が8.55倍になったと聞いています。

このレベルの濃度では、直接的な生体への影響はないようですが、まだPFBA等が自然界や生体へ与える影響ははっきりとは不明です。

また、ナノグラム・パー・リットルという微量な値とはいえ、約20万人の生活排水と一緒に処理をされ、さらには、坪井川の河川水と合流

しても、工場稼働前後のこの濃度の上昇の仕方は大変気になるところです。

モニタリング委員会で、委員の方々は、短期的には直接の影響がないレベルだとしつつ、工場稼働との因果関係がある可能性があるため、排出量を少なくするよう企業側に求めるべきではないかとおっしゃっています。

熊本県と菊陽町は、工場稼働と有機フッ素化合物濃度の上昇の因果関係は断定できないとする説明をしています。一方、委員会の委員個人としては、工場稼働との因果関係が認められると指摘をしています。

現在は法規制外物質とはいえ、科学の進歩とともに、後に規制される場合もあります。したがって、予防原則に基づき、企業へ働きかけるなど、今後の対応はどのように行っていくか、環境生活部長にお尋ねします。

次に、水位低下の予測と湧水量の変化などについてですが、先日、県は、2030年度に、2023年度に比べ、最大1.12メートル低下する可能性があるとの予測を公表しています。すぐに地下水が枯渇するような状況にはないとの評価ですが、涵養域の減少や地下水採取量の増加の影響により、湧水量が減少することが懸念されます。

県民の宝である豊かな地下水を今後も維持していくための県の取組と今後の方向性について、環境生活部長にお尋ねいたします。

また、新たな特定公共下水施設においては、活性汚泥法による処理ではなく、さらに高度な処理法を導入すべきではないかという声もありますが、今後の計画の方針について、土木部長にお伺いします。

[環境生活部長清田克弘君登壇]

○環境生活部長(清田克弘君) まず、環境モニタリング結果を踏まえた今後の対応についてお答え

します。

半導体関連企業の集積に伴い、本県では、河川及び地下水等について、法令等に基づく規制物質の監視に加え、規制外物質についても、令和5年8月から環境モニタリングを継続してきました。

その中で、令和7年1月の調査の結果、多くの項目で影響や変化は確認されなかったものの、規制外物質のうち、PFBSとPFBAの2つの物質の濃度が坪井川で増加しました。

この結果を3月26日に開催した専門家で構成する環境モニタリング委員会において説明したところ、委員会からは、今後もモニタリングを継続して、データの変化を確認していくことが重要との意見をいただきました。

また、今回変化が確認された2つの物質については、濃度が増加しているが、毒性が低く、現時点では問題ないレベル、しかし、予防的な観点から、企業に対して対応を働きかけるべきといった意見もいただきました。

これらの意見を踏まえた県の対応については、令和7年度も環境モニタリングを実施するとともに、周辺環境の変化の把握、検証を継続しています。

また、企業への働きかけについては、熊本北部浄化センターに排水を流している製造業者のうち、下水道法に基づく基準が適用される日排水量が50立方メートル以上である8社に対し、2つの物質の使用状況等に関する調査に着手いたしました。

今後、この8社からの回答を踏まえ、必要に応じて個別ヒアリングなどを実施し、秋頃に開催を予定している環境モニタリング委員会の意見も伺いながら、適切に対応してまいります。

次に、豊富な地下水量を維持保全していくための県の取組と今後の方向性についてお答えしま

す。

県では、地下水量の保全に向け、取水量の削減、他の水源利用の推進、涵養のさらなる推進の3つの原則に沿って、様々な取組を進めています。

1つ目の取水量の削減については、地下水採取者に対して、節水型機器や雨水利用施設の使用のほか、水の再利用にも努めるよう求めています。

2つ目の他の水源利用については、有明工業用水道の未利用水の活用に向けた取組を進めているところです。

そして、3つ目の涵養については、白川中流域において冬期の湛水が開始されるなど、取組が順調に広がっています。

また、県で新たに整備するセミコンテクノパーク周辺の道路や下水処理場の敷地内において、雨水を可能な限り浸透させるとともに、民間企業等が行う開発等に対して、敷地内涵養の取組を求めています。

今後の取組の方向性については、現在、熊本地域の地下水保全の方針となる、目指す将来像と具体的な目標値を関係11市町村と協議しております。

議員御指摘の将来予測については、セミコンテクノパーク周辺の大半が開発され、かつ敷地内涵養対策が全く行われなという厳しい想定で行ったものです。この結果も踏まえ、地下水量の保全に向けた取組をさらに進め、影響の最小化に取り組んでまいります。

本県の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支える熊本の宝です。住民、企業、行政がそれぞれ当事者意識を持ち、一体となって地下水の保全を着実に進めることができるよう、様々な取組を推進してまいります。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 新たな特定公共下水道の処理施設の方針についてお答えします。

一般的に、下水道で受け入れる工場排水は、事業者が工場内において下水道法の基準内に処理し、下水処理場で水質汚濁防止法の基準内まで処理した上で、河川等の公共用水域に放流されます。

全国的には、工場からの排水量が3分の2以上を占める特定公共下水道についても、有機物や濁り、窒素、リンなどの項目で、法の基準に適合させる必要があります。現在、その処理方法としては、活性汚泥法が多く採用されており、処理方法の一つと考えています。

処理施設の検討に当たっては、環境生活部長の答弁にもありましたとおり、企業への調査結果や今後実施される環境モニタリング委員会の意見も踏まえながら、環境生活部と連携し、適切に対応してまいります。

さらに、従来の活性汚泥法による処理方式に加え、全国の処理事例や、下水道における処理技術の開発動向等の情報収集や調査も行っているところです。

引き続き、環境生活部との緊密な連携の下、今後実施される設計の中で、工場排水の水質に応じた仕様を検討し、新たな下水処理場の一日も早い完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 御答弁をいただきました。

企業への働きかけについては、熊本北部浄化センターに排水を流している1日排出量が50立方メートル以上の企業8社に対し、2つの物質の使用状況等に関する調査を始められたとのことでした。ぜひこれは国策でもありますので、必要であれば、今後は環境省などとも連携をしながら、予防原則に基づき、引き続き対応していただきたい

と思います。

そして、水量に関しては、涵養の取組など、あらゆる努力を尽くしていくとのことで、枯渇の心配はないとのことでしたが、末端である江津湖などの湧水量の変化などには目を光らせていく必要があるかと思えます。

以前、熊本大学名誉教授の嶋田純先生は、地下水への影響は全くないというわけではなくて、くめばそれなりの影響は出ると思うが、その影響を人間が許容できるレベルかどうかだと思えますとおっしゃっていました。

仮に湧水量が減れば、水質や生物への影響も出てくるかと思えますが、その湧水量の変化を県民がどこまで許容できるかという趣旨の発言であると私は理解をしました。今後も県民の声に丁寧に耳を傾けていくことが重要であると私は考えます。

そしてまた、今後策定予定の地下水総合保全管理計画の目標値についても、妥協することのないようお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、学校給食を通じた県産米の需要確保についてお尋ねをいたします。

気温上昇や長年の減反政策の影響により、全国的に米の供給量が減少し、価格が高騰する令和の米騒動とも言われる状況が生じています。熊本県内においても、台湾産米やアメリカ産のカルローズ米など、安価な外国産米を取り扱う店舗が現れ始めています。そして、今後、価格面からこれらを選択する消費者や飲食店も増えていく可能性があります。

一方で、熊本県は全国有数の農業県であり、県産米は、本県の食料安全保障や地域の農業の持続において極めて重要な位置づけにあります。こうした県産米の安定的な出口として大きな役割を果

たしているのが学校給食です。

小中学校における米飯給食の維持は、子供たちへの十分な栄養の提供に加え、地産地消や食育の推進、さらには、我が国の伝統的な食文化の継承といった観点からも大きな意義を持ちます。

それと同時に、学校給食は、地域農業にとっての貴重な需要先でもあります。特に、米価が高騰する今のような局面においても、米飯給食の提供回数を維持し、県産米を安定的に活用し続けることは、農業振興と食育の両面から見て、極めて重要な取組です。

そのような観点から、数年前からこの米不足を予見し、対策を行ってきた自治体があります。それは、大阪府泉大津市ですが、市内にほぼ農地のない同市では、農業産地との連携による学校給食への有機米の導入や災害時に備えた民間との備蓄協定の締結など、教育、農業、防災を一体化させた包括的な取組を2年ほど前から進めてきました。

また、学校給食の意義を踏まえ、ほかの自治体でも多様な支援策が進められていますが、青森県では、県内全ての小中学校における給食を令和6年10月から無償化しており、都道府県単位で一律無償化に取り組んだ全国初の事例とされています。

また、給食への直接的な支援ではありませんが、福井県では、子育て世帯を対象に県産米の購入支援を実施しており、1世帯当たり最大5,000円分の地域通貨を交付する仕組みが行われています。

さらに、人吉市では、出産を控えた女性の健康づくりを支援するため、希望者に対し、出産予定月まで毎月5キロの米を無償で提供する事業が展開をされています。

このように、各地で米の消費を促進する多角的

な仕組みづくりが進められており、本県においても、学校給食という安定的な需要を維持しながら、県産米の消費を今後どう守っていくのかが重要な政策課題と言えるのではないのでしょうか。

米飯給食の継続は、子供たちに県産米を主食とする生活習慣を自然に身につけさせる点でも非常に意義ある取組です。そして、将来的には、子供たちが大人になった後も、消費者として県産米を選び、買い支える層となっていくことが期待されます。

その結果として、県内農業にとっての再生産が可能な価格を支える分厚い需要構造が育まれていくはずです。

今後、米の適正価格や再生産可能な水準については、全国的な議論が深まっていくものと思われませんが、仮に価格が多少高くなったとしても、県産米を買い支える意識を持つ消費者が本県内外に広く存在すれば、それは生産者にとって非常に心強い支えとなるはずです。

そこでお尋ねします。

現在、県内各自治体における学校給食において、米飯の提供回数及び県産米の使用状況は把握をされているのか、あわせて、学校給食において、米以外の県産食材の活用を促進するためのこれまでの取組実績について、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、県内の学校給食における米飯給食の提供回数と県産米の使用状況についてお答えします。

文部科学省は、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成や地域の食文化を通じた郷土の関心を深めることなどの教育的意義を踏まえ、米飯給食の実施目標を週3回以上としています。

そこで、本県の状況についてですが、令和5年度の学校給食実施状況調査の結果によると、県内全ての学校給食実施校で、米飯給食を週3回以上実施しております。また、県産米の使用状況については、市町村に確認したところ、今年6月現在、県内全ての学校給食実施校で県産米を使用しています。

次に、米以外の県産食材の活用を促進するこれまでの取組についてお答えします。

県教育委員会では、毎月19日に、郷土料理や県産食材を活用した献立等を提供するふるさとくまさんデーの取組を推進し、歴史や文化に触れ、郷土愛を育む機会としております。

また、昨年8月、県教育委員会と県学校給食会、県農林水産部との3者で、学校給食における県産食材の活用推進に係る連携協定を締結し、県産食材を活用した給食用加工食品と食育教材の開発に取り組んでおります。

これまでに県産食材を活用したトマトパンとトマトゼリーを開発し、今年度4月から県学校給食会より提供されているところでございます。

トマトパンについては、今月までの予約を入れると、実施から3か月間で、給食実施校の約2割に当たる約100校から注文を受けています。現在は、新たな給食用加工食品と教材開発にも取り組んでいるところです。

今後も、学校給食の意義を踏まえつつ、社会情勢の動向を注視しながら、県産食材を活用した学校給食の充実が図られるよう、引き続き、市町村教育委員会と連携しながら取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 教育長に御答弁いただきました。

米不足の現在も、県産米による米飯給食の実施

は、県内全ての学校給食実施校で行われているということで安心をいたしました。ぜひ、今後も米飯給食の回数を減らさなくていいよう、また、子供たちが県産米を給食で食べられるように、県学校給食会や農業団体とも協力しながら確保していただきたいと思います。

また、県内の小学校では、お米を持参し、学校で炊飯をする授業を実施していると聞いております。その際の米の提供を県費で行うことも御検討いただければと思います。

また、最近、物価高騰に伴う給食の質や量が確保されているのか懸念する声もあります。国からの地方創生交付金を活用し、食材費高騰などの対策を行っている市町村がほとんどだと思いますが、それでも物価高騰と米不足は、栄養教諭の方々を悩ませているようです。先日お話を伺った給食関係者の方からは、県が米の購入だけでも行っていただけないものかというお声もいただきました。

お米というのは、単なるカロリー摂取ではなく、私たち日本人の精神性や地域のお祭りなどにもつながる、我が国の大切な文化です。輸入米に頼ればいいのかという問題ではないと思います。

今後も、県内の農家の方々が安心してお米が作れるような仕組みづくりと、需要と供給の両方が先細りしていかないような対策をお願いいたします。次の質問に移ります。

次に、外国資本による森林の取得状況についてお尋ねをいたします。

近年、全国的に外国資本による森林や水源等の土地取得が進んでおり、安全保障上の観点から、強い懸念の声が上がっています。

例えば、令和3年7月、宮崎県都城市において、約700ヘクタールにも及ぶ広大な山林が外国資本により買収された事例は、全国的に大きな波

紋を呼びました。この山林を取得した企業は、太陽光発電事業などを展開しているとされ、代表者は中国人と見られていますが、利用目的が不明なまま放置されているとの報道もあります。

また、本県においても、熊本市江津湖周辺の水源地隣接地が中国の水資源投資会社に取得された事例が確認をされております。

こうした動きは、地域住民の生活環境や安全、さらには国土の一体性に関わる重要な問題であり、私自身、県民の皆様から、安全保障上の不安を感じるという声を多数いただいております。

また、国内の外資系企業と思われる者による森林取得の事例の累計は、平成18年から令和5年までで334件、7,211ヘクタールとなっております。林野庁の調査は、外国資本により森林が取得された事例を集計したものであり、その後の開発がどのようにされているかをフォローするものではありません。

しかしながら、私が県内で把握している状況としては、メガソーラーや風力発電など再エネ施設が多い状況です。

また、昨年9月に北海道のニセコに視察に参りましたが、そこでは、外国資本による原生林の開発、リゾートエリアの開発がすさまじいスピードで進められ、自然は破壊される一方で、その経済活動に日本人が参加できず、地元の人々は置き去りにされているような状況を目の当たりにしました。

現状、我が国の法律では、外国資本による森林取得を規制するような法律がないことは承知をしておりますが、県民からの懸念の声が上がっている以上、放置するわけにはいきません。

先人たちが、我が国の国土、そして森林を守りつないできたおかげで、私たちがその恵みを受けています。今を生きる者の責任として、次世代

にもつないでいかなければなりません。

そこで質問です。

熊本県内における外国資本による森林の取得状況について、県としてどのように把握をされているのか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

**○農林水産部長(中島豪君)** 本県では、国土利用計画法及び森林法に基づく届出により、土地に関する取引状況を把握しております。

これらの届出は、適正な土地利用を図ることを目的としたものであり、土地取引の主体が外国資本か否かにかかわらず、義務づけられているものでございます。

届出には、土地取得者の国籍や外資系企業であるかを記載する項目はありませんが、県において、住所や代表者名などから推察し、外国資本による森林の土地の取得状況を把握しているところでございます。

届出に記載される土地取得者の住所を確認したところ、居住地が海外にある外国法人などによる森林の土地の取得は、本県においては確認されておりません。また、国内に所在する外資系企業と思われる法人による取得は、平成24年から令和5年までの12年間において14件確認しています。

県としては、引き続き、森林の土地の取得の動きを注視していくとともに、無秩序な開発が行われないよう、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林届出制度、加えて、林地開発許可制度などの適切な運用を図り、熊本の豊かな森林を次世代に引き継いでいけるよう取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

**○高井千歳さん** 農林水産部長に御答弁をいただきました。

そもそも、我が国の法制度には大きな脆弱性が

あります。外国資本による土地取得に対して、ほかの先進諸国とは異なり、実質的な制限が存在しません。その中で、宮崎県をはじめとする15の都道府県では、水源地や涵養林を守るために、水源地域保全条例というものを設けております。

宮崎県の条例を例に挙げますと、県が水源地域を特定し、特定された森林を売る際には、その6週間前までに売買する当事者の氏名及び住所、利用目的などを知事に届けなければならないというものです。それを守らなかった場合には、勧告、公表することもできます。

もちろん、これは外国資本に限った条例ではありませんが、実態を把握する上では有効な手段ではないかというふうに思います。

近年、特に中国資本による土地の買収が問題となっておりますが、この問題となる理由としては、中国には国防動員法や国家情報法などが存在し、海外にある中国企業や個人であっても、当局の指示に従い、情報提供や協力を行う義務を負っているからです。また、いわゆる相互主義が成立しておらず、一方的に日本の土地が買収されていくこの構図は、国際的にも著しく不均衡な状況であると言わざるを得ません。

また、中国国内では深刻な水不足と水質汚染が進んでおり、人口100万人以上の都市のうち、30の大都市が水不足に直面し、都市部の地下水の90%が汚染、河川や湖の水の75%が汚染されているとも言われています。

水を制する者が世界を制するという視点の下、1950年に軍を進め、チベットを制圧した背景には、単なる領土的拡張ではなく、水資源の支配という国家戦略があったと広く指摘をされています。

チベット高原は、アジアの水がめと呼ばれ、長江、黄河、メコン川、ブラマプトラ川など、10億

人以上の命を支える大河の源流を抱えています。中国が長期的な戦略として水源を確保してきた実態を考えると、我が国、そして本県においても、水源地の保全を単なる環境政策ではなく、安全保障政策の一環として位置づける必要があるのではないのでしょうか。

今後、熊本―上海便の運航が始まるに当たっては、このような土地買収がより加速するのではないかという懸念の声が私の元に寄せられています。

一度外国資本の手に渡った土地は、買い戻すか、法律が変わらない限り戻ってくることはありません。

今から170年前、これはちょっと歴史の話になりますけれども、当時、ハワイ王国では、外国人は土地を持つことができませんでした。クレアナ法という法律によって、それが解禁をされました。その後、ドール社をはじめとするアメリカの企業が、ハワイ諸島の4分の3を占有していきましました。その後、ついにハワイ王国は、アメリカによって併合されますが、外資による土地買収が始まってから48年後のことでした。

もちろん現在とは時代背景も常識も違います。しかし、国家を考えるとなく、短期的思考で目先のお金に走っているうちに、大きな戦略を持つ国にのみ込まれてしまう可能性があります。そして、そのような懸念を持つ県民の声もあるということ念頭に置いていただきますよう、知事はじめ執行部の方々にもお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次に、宿泊税など法定外目的税の導入検討について伺います。

阿蘇地域は、熊本県を代表する観光地として、四季を通じて国内外から多くの観光客が訪れます。

中でも、近年は、外国人観光客の回復が顕著であり、観光庁の調査の速報によりますと、2024年には、熊本県全体で140万人を超える外国人延べ宿泊者が確認をされ、阿蘇地域も、その訪問先として高い人気を集めています。

さらに、本県における外国人旅行者の延べ宿泊者数は、2019年と比較して、2024年には約1.5倍と大幅に増加をし、全国で第6位と高い伸び率を記録いたしました。これは、非常に喜ばしいことである一方で、観光客の急増は、地域資源や観光インフラへの負荷の増大をもたらし、より一層の受入れ環境整備や観光振興策の充実が求められています。

特に、阿蘇地域においては、登山道の維持管理、自然環境への影響軽減、火山防災対策、公衆トイレや案内標示の整備など、観光地運営に向けた課題が山積をしています。

観光振興のための財源を確保するという観点とは少し違いますが、広島県廿日市市では、法定外普通税として、船舶により宮島町の区域への訪問をする回数に応じて、1人1回につき100円の宮島訪問税を課しています。また、岐阜県乗鞍環境保全税は、乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策にその税収を活用するため、法定外目的税として導入をされています。

訪問者に一定の受益者負担を求める仕組みは、先ほど申した広島県廿日市市の宮島訪問税などでも実施されており、観光客と地域との責任ある関係構築に寄与しています。

阿蘇のような世界に注目される自然観光資源を有する地域にこそ、先進的かつ持続可能な観光財源の在り方を構築すべきではないのでしょうか。

また、こうした個別地域での取組に加え、熊本県全体としても、将来にわたって安定的な観光財源を確保するための制度設計が必要です。

現在、東京都や大阪府、福岡県などでは、宿泊税が導入されており、その税収を観光インフラ整備、景観保全、オーバーツーリズム対策、広報、プロモーションなどに活用をしています。

本県においても、熊本市が既に宿泊税導入の検討を進めていると承知をしておりますが、県としても、広域的な観点から、宿泊税導入の可能性を検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

もちろん、税負担を求める以上、県民や観光事業者との丁寧な議論や税収の使途の明確化が不可欠であるということ言うまでもありません。

そこで、急増する観光客への対応と持続可能な観光政策の実現に向けた財源確保の必要性について、県としてどのように認識をされているか。

次に、宿泊税など法定外目的税の導入によって観光財源を確保する仕組みを県として検討するお考えがないか。

以上2点について、観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

**○観光文化部長(脇俊也君)** 観光は、多くの産業に影響を及ぼす裾野の広い分野であり、日本経済における重要な柱の一つです。

先般発表された観光庁の調査によると、令和6年の訪日外国人旅行消費額は8.1兆円と試算されており、これは、主要輸出品の一つである半導体等電子部品の輸出額6.1兆円を上回る規模です。

また、過去最高となった本県の令和5年の観光消費額約3,733億円は、基幹産業である農業産出額3,757億円と同水準であり、本県経済の活性化や雇用創出に大きく寄与しています。

そのような中、インバウンド客の増加など、本県においても、観光産業をさらに成長させるためのビジネスチャンスが到来しており、観光施設の

受入れ環境整備や魅力ある観光地域づくりなど、観光客の多様なニーズに対応した取組を着実に進めていく必要があります。

そのため、議員御質問の持続可能な観光政策の実現に向けた財源確保については、引き続き、観光地として選ばれ、安定的にリピーターを獲得し、観光消費を促進する地域であり続けるためにも不可欠であると認識をしております。

次に、法定外目的税の導入検討の考えについてお答えをさせていただきます。

現在、3都府県7市2町が宿泊税を導入し、新たに2県を含む12自治体が、総務大臣の同意を得て、導入に向けた準備を進めております。

既に導入されている都府県では、議員御紹介のとおり、宿泊客から徴した税収を観光資源の魅力向上、旅行者の受入れ環境の充実、効果的な情報発信など、広域的な観光振興のために幅広く活用されています。

これら活用事例から、本県においても、宿泊税は、持続可能な観光の実現に向けた自主財源を安定的に確保する有効な手段の一つと考えられます。

一方で、宿泊税の必要性を検討する上では、使途の明確化、市町村との役割分担、徴収に伴う宿泊事業者の事務負担などの懸念や課題の整理を行う必要があります。

県としては、他自治体の状況把握に加え、現在、観光事業者が抱える課題や宿泊税の必要性も含めた現場が求める施策等について意見交換を行っているところです。

引き続き、関係団体との意見交換を丁寧に行いながら、宿泊税をはじめあらゆる財源確保の手段について、様々な角度から研究を深めてまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 観光文化部長に御答弁をいただきました。

関係団体との意見交換を丁寧に行いながら、宿泊税をはじめあらゆる財源確保の手段について、様々な角度から研究を深めるとのことでした。

私もヒアリングをさせていただきましたが、本当に制度設計が難しいということもお聞きしましたので、そこは丁寧に進めて、研究をしていただきたいというふうに思います。

今後インバウンドがさらに増えることで、様々な課題も増えてくるかと思えます。そのためにも、財源をしっかりと確保していくことが重要だと思いますので、引き続き御検討のほどをよろしくお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、郷土愛を育む教育の推進についてお尋ねをいたします。

御承知のように、本県は、木村知事の下、世界に伍する教育を掲げ、質の高い学びの実現に取り組んでいます。変化の激しい社会において、国際社会に通用する知識や技能を身につけた人材を育てることは極めて重要であり、私も大いに期待するところです。

しかし、一方で、国際的に活躍できる力を育むだけでは、果たして熊本の未来につながるのかという懸念も感じております。どれほど優秀な人材を育てたとしても、その子供たちが地元に戻らないようでは、地域社会としての持続性が損なわれてしまいます。

したがって、世界に通用する人物を育てると同時に、自分が生まれ育った地域への誇りや愛着、すなわち郷土愛を育むことが同時に求められているのではないのでしょうか。

熊本県教育委員会が作成した道徳教育用の郷土資料「熊本の心」は、まさにそのための教材で

す。熊本にゆかりのある偉人や地域文化を題材とし、子供たちにふるさとへの誇りを実感させる力を持っていると思います。

この教材に登場する明治の政治家・井上毅もまさに郷土の誇りです。彼は、フランスやドイツに留学。その後、明治憲法や教育勅語の起草に携わり、近代日本の法制度を支えた中心人物ですが、その精神は、一首の和歌に象徴されています。「外つ國の千草の絲をかせぎあげて大和錦に織りなさばやな」。異国の知恵や制度を取り入れつつも、それを日本らしさ、そして熊本らしさという大和錦に織り上げる、その姿勢は、まさに今求められている教育の本質についていると私は感じます。

また、「熊本の心」には登場しませんが、もう一人忘れてはならないのが平井数馬です。彼は、明治11年に松橋町に生まれ、済々黌を卒業後、僅か17歳で日本統治下の台湾に渡り、現地で初の学校、芝山巖学堂で教鞭を執りました。台湾語の教材づくりや日台辞典の編さんにも尽力し、現地に寄り添う教育を実践。しかし、志半ばで、現地の抗日ゲリラにより、17歳で命を落としました。その志は、台湾の人々の心に深く刻まれ、彼を含む6人の教師は、今も六氏先生として敬われています。

その6人亡き後も、その遺志を継ごうと、この熊本からも多くの方々が台湾に渡り、台湾における教員のほぼ1割を熊本県出身者で占めたと言われていました。その結果、僅か数%だった台湾の識字率は、40年後には70%を超えるまでに至りました。

台湾の近代教育の礎は、平井数馬をはじめとする県出身者の血と汗の努力によって築かれたと言っても過言ではありません。

今の日台関係も、こうした先人が命をかけて築

いてきた信頼の絆が背景にあることを、子供たちだけでなく、私たち大人も学ぶことで、真のイコールパートナーシップが実現するのではないのでしょうか。

そうした歴史的背景を教育の中で生かすためにも、「熊本之心」のような教材をより効果的に活用すべきだと考えますが、活用の時間や方法に地域差や学校差があるようです。

そこでお尋ねをいたします。

熊本県として、郷土愛と国際教育の両面から、次世代に継承するために、より一層道徳教材の「熊本之心」の全県的な活用促進を図るべきだと考えますが、教育長の御所見を伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 郷土愛を育む教育の推進についてお答えします。

豊かな自然に恵まれ、伝統文化や幾多の偉大な先人を育ててきた郷土熊本のすばらしさを伝え、郷土に対する愛着を深めることは、自然や生命、命に対する畏敬の念、熊本の伝統や文化を大切にすることを育む上で、とても重要であると認識しています。

例えば、菊陽町にTSMCが進出して以来、台湾と熊本の交流がさらに盛んになっていますが、歴史をひもとくと、教育という観点では、古くからのつながりがある地域の一つです。

郷土の先人や歴史等を学ぶことは、現代社会の中においてもとても大事な視点だと考えています。

現在、熊本市を除く全ての小中学校では、道徳科教育の授業を通して、県教育委員会で作成した道徳教育用郷土資料「熊本之心」等を活用し、郷土に対する理解や愛着を深めるための取組を進めています。

この「熊本之心」には、ふるさとの伝統や文

化、先人の情熱あふれるエピソードが掲載されています。これまで、テレビ番組の放送や書店での販売、県内の図書館への配置等を通して広く県民に紹介しており、「熊本之心」の授業を家庭や地域に公開している学校もございます。

議員御指摘のとおり、偉大な先人をたくさん輩出してきたこの熊本の地で、郷土愛を育む教育を推進していくことは意義深いものであり、そのために、「熊本之心」のさらなる活用促進が必要だと考えています。

そこで、小中学校が参加する道徳教育の研修会で、改めて「熊本之心」の魅力が伝わるような模擬授業を取り入れるとともに、授業で活用できる資料をより充実させ、熊本市ともこのような取組について共有してまいります。

県教育委員会としては、熊本にゆかりのある偉人や地域文化について、さらに情報発信を行うとともに、広く紹介する方法も併せて検討し、郷土愛を育む教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 教育長に御答弁をいただきました。

郷土愛を育む教育を推進していくことは大変意義深いものであり、そのために、「熊本之心」の活用促進が必要だという御答弁をいただきました。

やはり、郷土愛を育むだけでなく、道徳心を高めていくためにも、このような郷土の先人たちの努力を学ぶということは重要だと思います。

教育長の答弁にもありましたように、一時はテレビ放映もあっていたというふうに伺いました。私の時代にはなかったんですけども、改めてこの中身を見せていただきました。そうすると、やはり大変すばらしい教材であるということが私も

再確認できました。

しかし、現場の先生にお話を伺うと、もう少し今の子供たちが興味を持ちやすい工夫をしてもらえると活用しやすいと、そういったお声もいただきました。

発刊から13年たちますので、もし今後リニューアルのようなものがあるとすれば、例えば、一部漫画を入れていただくとか、何か工夫をしていただけると、さらによいものになるのではないかとこのように思います。

昨今の特殊詐欺など、様々な犯罪を見るにつけ、道徳心の欠如が招いていると言わざるを得ません。そして、本末転倒という言葉がありますが、古来、私たち日本人は、本学、つまり、どのように生きるのか、何のために生きるのか、その哲学を大切にしていまいりました。

国語や算数、理科、社会などの知識は末学に当たります。末学もちろん大切ですが、心を育まなければ、勉学により得た知識を世のために役立たせたいという意識は生まれにくいと思います。

先人たちが、どのような思いで、また、どのような努力で私たちにつないでくださったのか。熊本は、実は全国に誇れる偉人をたくさん輩出していますので、その顕彰がまだまだ不十分であると私は感じております。子供たちだけでなく、大人の私たちこそが、まずは知る必要があるのかもしれない。

教育は、国家100年の計と言われます。子供たちが将来世界に通用するだけでなく、地元熊本に貢献したいという気持ちを醸成できるような教育をさらに推進していただきますようお願いを申し上げまして、この項を終わらせていただきます。

最後に、環境基本計画の見直しに係る再エネの検討について要望をいたします。

熊本県が策定している第六次環境基本計画は、

ゼロカーボンを基盤に、環境立県くまもとの実現を目指すものであり、現在は、令和3年度から令和7年度までの方向性が示されています。その令和7年度には、次期となる第七次計画の策定作業が進められると承知をしております。

この計画の見直しに当たっては、再生可能エネルギー政策の在り方について、世界的な動向や我が国の特有の課題、さらには、エネルギー安全保障の観点も含め、多角的かつ科学的な検証が必要だと考えます。

昨今では、アメリカをはじめとする諸外国で、脱炭素政策そのものを見直す動きも見られています。というのも、地球温暖化の原因は、CO<sub>2</sub>だけに限らず、地球の大気、海洋、植生といった内部要因や太陽活動の変化など、自然変動による側面も大きいとする科学的見解も一定数存在しているからです。地球の歴史を長期的なスパンで俯瞰すれば、温暖化と寒冷化は繰り返し起きているという指摘もあります。

また、我が国が排出するCO<sub>2</sub>は、世界全体の約3%です。一方で、中国は、世界のCO<sub>2</sub>の排出量の約3分の1に当たる31%で、いまだに石炭火力の新設や拡充を行っています。

この3%の我が国が、今後10年間で、官民合わせて150兆円超の脱炭素投資を行い、2050年までにカーボンニュートラルゼロを達成しても、世界の気温上昇を僅か0.006度しか抑えられないという試算もあります。この試算だと、仮に熊本が達成したとしても、残念ながら、ほぼ気温上昇は抑えられないということになります。

予算をかけ、計画策定、実行するのであれば、県としても、CO<sub>2</sub>の排出をどのくらい減らすかだけでなく、気温上昇をどれだけ抑えようとしているのか、その目標値も示す必要があると思っております。

なぜそのようなことを言うのかと申しますと、やはり、再エネはデメリットもあるからです。特に森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への悪影響、鳥獣害被害の増加の要因の可能性、また、2039年には約78万トンの大量のパネルが廃棄されることなど、本当にエコなのかと懸念する声が根強く私の元へ寄せられます。

そのような声が全国的にあるのか、先日、釧路市では、これ以上メガソーラーは要らないと、福島市に続いて、ノーモアメガソーラー宣言を出されました。

また、我が国の再エネ事業には、一部の利害関係者に利益をもたらす面も否めませんが、ここに、国内の事業者だけでなく、海外の事業者も参入してきています。つまり、高い利回りを目的に、投資ビジネスのために我が国の再エネ事業に参入してきているわけです。

一方、国民は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を電気料金に上乗せした金額を支払っています。日本全体の賦課金合計が年間2兆7,000億円なので、それを人口で割ると、1人当たり年間2万2,000円を国民が負担していることとなります。つまり、国民が払った賦課金が国外に流出している面も否めません。

エネルギー政策においては、自給率を向上させる観点や、電力の安定性、安全性、経済性、環境調和性が極大化するように、火力発電のさらなる効率化や水力発電のさらなる活用、小型融合炉をはじめとする先進技術投資をしつつ、エネルギーのベストミックスバランスを追求することが重要ですが、再エネに軸足を置き過ぎた我が国の現状には違和感を覚えざるを得ません。

先人たちが数十年、数百年と森林を守りつないできたおかげで、私たちがその恵みを受けます。そして、私たちも、この熊本の豊かな自然

を次世代につないでいかなければならないと思っています。

そこで、第七次環境基本計画の策定作業に当たっては、これまでの再生可能エネルギー施策の推進について、以上の点を十分に踏まえた上で検証を進め、国に先駆けて、県として、ふるさと熊本の美しい森林を保全する視点なども重視しながら取り組まれていくことをここに要望をいたします。

以上をもちまして、私の用意した質問と要望が全て終了をいたしました。

早いもので、議員になって1期目でございますけれども、任期も半分を過ぎました。まだまだ未熟者ではございますが、先輩議員の皆様、同僚議員の皆様、そして執行部の皆様に御指導、御鞭撻をいただきまして、さらに勉強を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀田英雄君。

〔亀田英雄君登壇〕(拍手)

○亀田英雄君 皆さん、おはようございます。八代市・郡区選出・無所属の亀田でございます。

早いもので、県議会議員として3年目を迎えました。月日のたっていくのは早いものです。気持

ちだけは若いつもりでありますが……(発言する者あり)ありがとうございます。私も、いつの間にか年金をいただく年齢になってしまいました。先日は、ひ孫も誕生いたしましたし……(発言する者あり)ありがとうございます。椅子を立つときなどは、思わず声が出たり、年相応を実感する毎日を過ごしています。

今回で4回目の登壇となりました。地元八代の先輩、高野議長に発言の許可をいただきましたので、心強く思い、通告に基づき一般質問を行います。

まず最初に、地方創生に対する知事の思いについて伺います。

地方創生の取組は、第二次安倍政権の下、2014年から本格化した政策で、日本創生会議が、全国896自治体を消滅可能性がある公表したことが背景にあり、人口減少克服と東京一極集中の是正を目指すことが、地方創生の目的、取組とされ、国の看板施策としてスタートしました。

国として、人口減少対策に主眼を置いた総合戦略を策定し、産業振興や地方への移住促進、政府機関や企業への移転、地方大学の活性化などが進められてきました。各自治体にも総合戦略をつくるよう求め、移住受入れや子育て環境の整備などを進められてきました。

10年が経過し、アンケートでは、自治体の68%は、この10年間の取組の成果が不十分と受け止めているとあり、国は、10年間の地方創生施策の検証と抜本的な見直しを行うべきだ、本気度が見えないといった不信感が寄せられ、地方創生、自治体任せ、行き詰まり、人口減対策に限界と表現をいたしました。

国も検証を行い、人口減少や一極集中の流れを変えるには至らず、地方は厳しい状況にあることを受け止める必要があると総括をしました。コロ

ナ禍もありましたが、人口減少に対する認識や対応が不十分だったとの指摘もあり、期待された成果は得られませんでした。

地方創生は、初代地方創生担当相を務められた石破現首相の看板政策であり、新たに地方創生2.0を掲げられ、人口減少が続く中で、全ての世代に豊かさが実感できる政策を進め、お互いを尊重し合い、助け合う、明るくて楽しい日本を国民とともに作り上げたいとされました。

直近の報道では、政府は地方創生に関する有識者会議を開き、今後10年の指針となる地方創生の基本構想案を示され、取組の指標となる数値目標も明らかになりました。

また、今回の総合戦略には、人口減少を前提とした地域経済の成長を掲げたとあります。

原案のポイントは、都市部などに住みながら、仕事や趣味で継続的に居住地以外の地域に関わる人の数を示す関係人口をふるさと住民として登録する制度を創設し、今後10年で登録者数1,000万人を目指す、また、複数の自治体に登録できるシステムとし、重複を含む延べ人数は1億人を目指すとしています。

東京から地方への若者の流れも倍増させ、人口偏在の解消を目指すなど高い数値目標を掲げられていますが、これまでの地方創生の取組を経ても、東京圏への人口流出は変わらず増加傾向にあり、実効性、実現可能性が心配されています。

国の看板施策としてスタートしたのですが、その特徴は、それぞれの自治体が主体的に行う創意工夫の取組を国が後押しすることを基本としている点にありました。

地方創生とは、各自治体の創意工夫、知恵の競い合い、取り組む意識が求められているものだと思います。

総務省出身の木村知事は、これまでも様々な地

域に出向し、いろんなアイデアを持って各地の地方自治体の運営に携われ、実績を積み重ねられています。地方自治、地域活性化、地方創生について深い造詣をお持ちであると拝察し、これまでの様々な経験、実績から、これからの知事としての取組に大いに期待するものがあります。

そこで、知事に質問いたします。

知事の考える理想とする地方創生とはどのようなものか、また、どのような考え、思いを持って、これからこの取組を進めていこうとされているのか、大事にしたいことは何なのかについて伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答え申し上げます。

私は、日本各地を訪ねて、その土地土地の文化や歴史を感じ、その多様な個性に触れることが子供の頃からの楽しみでした。全国各地の地方創生に携わりたくて、社会人として総務省に入省しました。言うなれば、地方創生は私のライフワークでございます。

そうした中で、御縁あって赴任したこの熊本が持つ多様性に富んだ農林畜水産業や観光資源、美しい自然環境など、そのポテンシャルの高さ、伸び代を強く感じて、この地で地方創生の完成形を実現しようと、その思いを持って、私は、昨年知事に就任いたしました。

今熊本は、世界的半導体企業の進出を契機として、大きな注目を浴び、国際的な交流も加速化するなど、まさに100年に1度の大きなチャンスが訪れています。このチャンスを最大限に生かし、産業面にとどまらず、県全体の活力に結びつけていくための取組が極めて重要でございます。

一方、本県でも、国内の多くの地域と同様ではありますが、少子化による人口減少が進んでおります。労働力不足や地域経済の縮小、コミュニテ

ィーの維持など、多くの課題が懸念されています。

そのような中で、議員御質問の私が考える地方創生とはと申し上げますと、地域の特性や強みを磨くこと、そして、住みやすい生活環境を整えること、ここにあると私は考えております。

そうした思いを、昨年12月に策定したくまもと新時代共創総合戦略に盛り込みました。

半導体を中心とした産業振興のほか、熊本の強みであります農林畜水産業に高い付加価値を与える食のみやこ熊本県の創造、各地の観光振興などに取り組み、熊本の活力をさらに高めることで、観光客のみならず、移住者や関係人口などで、県外、そして、海外からも様々な人を熊本へ呼び込むことへつなげたいと考えております。

また、障害、年齢、性別などに関わらないインクルーシブな環境の整備、交通の利便性の向上、地下水などの豊かな自然の保全、防災対策、こうしたことをしっかりと進めることで、それぞれの地域において安全、安心に暮らし続けられる環境の維持、確保にも努めてまいります。

こうした地方創生の取組に不可欠なものが人づくりでございます。こどもまんなか施策に全力で取り組み、教育環境をしっかりと充実させることで、未来を担う子供や若者たちが、それぞれの個性や力を存分に発揮できるよう支援してまいります。

引き続き、くまもと新時代共創総合戦略に掲げた施策を県を挙げて着実に推進し、県民の皆さんとともに、対話と挑戦を続けながら、熊本にあるこのよき流れを将来のさらなる発展につなげ、熊本らしい地方創生の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 木村知事に熱く答弁いただき、地方創生はライフワークだと表現していただきました。

知事の考えられる地方創生は、地域の特性を磨く、住みやすい生活環境を整えることとされました。明瞭で分かりやすく、とてもよいと共感いたしました。

また、取組に不可欠なものは人づくりということで、これまでの様々な経験から発せられたものと受け取りました。さらに、県民とともに、対話と挑戦を続けながら、熊本らしい地方創生を実現していくということで、私の期待どおりの答弁をいただきました。

地方創生は、中央から指示されるものではなく、自分事、我が事として、あらゆる政策を通して地域のよさを実現するべきものであると思えますし、多様な個性を尊重した住みやすい生活環境の整備は、ふだんの生活の充実であり、安心、安全な日常の暮らしは何より優先すべきことだと思います。

未来の熊本を担ってくれる子供たち、若者たちが生き生きと輝けるように施策の充実をお願いいたします。

人口減少は、喫緊の課題ではあっても、明確で効果的な対策はなかなか見つかりませんし、特効薬もありません。遠回りではあっても、充実した様々な施策の展開が、そこにつながっていくものと思えます。

創生とは、つくり出すこと、初めてつくることです。前例にとらわれず、過去の事業を引きずることなく、ましてや、中央からの指示を待つことなく、果敢に施策の展開をお願いいたします。

引き続き、熱い思いを持って、県政のかじ取りをお願いいたしまして、この項を終わります。

次に、大項目の2番目、食のみやこ熊本県の創造に向けた取組について伺います。

食のみやこ熊本県の創造は、木村知事肝煎りの施策であり、共創基本方針の取組の基本的な4つの柱の中に施策としてうたい、県産品のさらなる販路拡大に向けて、本県で初めてとなる農林水産部と商工労働部の2つの部が共同で管轄する組織である食のみやこ推進局を昨年10月に設置され、円滑な施策の執行体制を整備されました。

それぞれの部が持つノウハウやネットワークを生かしながら、ブランド化や六次産業化、企業との連携を進め、価格向上などによる稼げる農林畜水産業の実現に努めていくという狙いがあると、これまで答弁されています。

食は人に良いと書きますし、人が生きていく上で欠かせないもので、基本的欲求の一つです。

おいしいものを食べることは、人生の楽しみの一つであり、幸福感を感じます。観光に出かければ、何かおいしいものとなり、旅の思い出と食の思い出は重なり、よい旅の思い出においしい食べ物の存在は欠かせません。また、御飯を一緒に食べるということは、人とお付き合いをする上で、より近くなる手段でもあり、おいしいものを求めてお店を探すのも楽しみです。

農業生産が全国でも上位の熊本県ですから、食材は豊富にありますので、食を磨くことは、これまで独自の食文化を築いてこられた先人の思いにも報いることにもなり、熊本県の文化が次世代へ継承され、共通の思いを共有し、地域社会の発展、結束にもつながります。また、何より一次産業に携わる方の収入の向上も期待されますし、地域の特性を生かした観光資源にもなり、様々な方面により影響が望める楽しみな施策として大いに期待しています。

大役を担うことを任された辻井局長は、以前の

議会の答弁で、知事からもどんどん面白いことをやれと言っていたいただいており、従来の発想にない新しい取組が必須であると認識している、常にアクセル全開、フルスロットルで取組を推進する必要があると考えている、と述べられており、その取組に大いに期待を寄せています。

そこで、辻井食のみやこ推進局長に質問です。

今年6月頃までに「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンを完成させる予定であると伺っております。「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョン策定の目的、策定過程で見えてきたこと、様々な意見やデータの分析状況、現在の進捗、これからの取組についてお尋ねします。

また、くまもと県南フードバレー構想については、「くまもと」を冠する事業であり、農業や食品加工等が基幹産業の一つとしてある、食のポテンシャルが高い、県南という広域の振興策で、南北問題の打開策としても以前から注目しているものであり、一般質問もいたし、様々に意見交換もしてきました。

取組から10年が経過し、今後の展開と戦略については、伸ばす、広げる、掛けるの3つの視点で取り組んでいくと、前回、令和6年2月の一般質問で農林水産部長より答弁いただきました。

今後は、ステージ2として展開されるとのことですが、食のみやこ推進局が設置されたことで、さらなる推進に期待が膨らみます。

大いなる期待を込めて、今後のくまもと県南フードバレー構想の展開について、どのように考えておられるのか、また、取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

〔食のみやこ推進局長辻井翔太君登壇〕

○食のみやこ推進局長(辻井翔太君) まず、1点目の「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンについてお答えいたします。

本ビジョンは、くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略、本県農林水産業の各基本計画を踏まえ、稼げる農林畜水産業の実現や熊本の食関連産業の発展につながる新たなアプローチを追加しながら、従来の発想にない取組も含めて取りまとめているところです。

策定する過程において、食に関する各分野の代表者9名で構成する有識者会議を設置させていただきました。また、熊本の食全般に関して豊富な見識があり、高い情報発信力を持つ小山薫堂さんには、必要に応じて助言をいただく特別アドバイザーに就任いただきました。

本会議では、食に関するデータや県民へのアンケート結果、これまでの県の施策の振り返り等を提示しながら、本県の食における現状、課題、今後の取組の方向性について協議を進めてきたところです。

現状は、豊富で多種多様な農林畜水産物等の食材がバランスよくあることが本県の強みですが、本県の農業産出額が全国トップクラスであることを県民の半数以上が知らないことや、食のイメージや食事のおいしいイメージが、熊本県は全国で20位台というデータもございました。

このような状況を踏まえ、有識者会議の各委員や特別アドバイザーからは、食に関する県民の理解醸成や県外でのPR強化、新たに高級レストランや料理人に焦点を当てた取組や支援などの必要性が挙げられました。

ビジョンは、これらの意見も踏まえて目指す姿、3つの方針及び7つの重点プロジェクトで整理しています。

目指す姿は、熊本の食で世界を魅了し、農林畜水産業や食関連産業が活性化しながら県民が豊かになること、3つの方針は、1つ目に「熊本の「食」の基盤の構築」、2つ目に「高付加価値化

と消費拡大」、3つ目に「農・食関連産業の集積とイノベーション」としています。

この方針をさらに具体化した7つの重点プロジェクトは、くまもとの「食」県民運動、情報発信能力のある料理人の育成、くまもと県南フードバレー構想ステージ2などとしています。今後、パブリックコメント等を経て、7月頃までに策定、公表する予定となっております。

また、県民運動推進本部の立ち上げや県内の食をPRするイベントの開催などの機運醸成のほか、高級レストランの誘致などの高付加価値化や販路拡大へ取り組む予算を今定例会に提案しています。

まずは、県が旗振り役となり、県内の食に関する関心度や県外からの食のイメージの向上につながる取組をしっかりと実施してまいります。

次に、2点目のくまもと県南フードバレー構想ステージ2、こちらについてお答えいたします。

県では、平成25年3月にくまもと県南フードバレー構想を策定して以降、県南地域全体の活性化を目指し、食関連事業者や市町村等の関係者と一体となり、様々な取組を推進してまいりました。県南地域において、まさに食のみやこ熊本県の創造に向けた取組を先駆けて展開してきたと言えます。

数多くの新商品開発を支援し、昨年県農産物加工食品コンクールでは、入賞10商品のうち、県南地域で6商品を占めるなど、商品力の向上につながっています。さらに、新たな販路開拓や食関連企業の立地も進むなど、一定の成果は出ているところです。

しかし、県南地域のポテンシャルを最大限に引き出ししていくためには、さらなる施策の展開を図り、より一層の地域活性化につなげる必要があります。これまでに蓄積した情報やノウハウを生か

して、構想のさらなる推進に向け、くまもと県南フードバレー構想ステージ2として取組を発展させることとしています。

ステージ2は、ビジョンの重点プロジェクトの一つとして位置づけ、これまでの施策の方向性は維持しつつ、新たな視点を追加して、2つの重点方針に基づき施策を展開してまいります。

まず、重点方針の1つ目として、マーケットインの視点を重視し、県南地域の食文化を生かした選ばれる商品開発及び効果的なPRを行うことにより、県南地域の農林畜水産物等のさらなる高付加価値化を進めます。

具体的には、専門家を招聘した商品開発研修会やくまもと県南フードグランプリの開催による商品の認知度向上、クルーズ船客向けのガストロノミーツアー等を実施します。

重点方針の2つ目としては、地域を牽引する食関連事業者の育成と食関連企業の積極的誘致に市町村と連携して取り組んでまいります。

具体的には、今後さらなる成長が見込まれ、地域を牽引していくことが期待できる意欲ある事業者を選定し、地域の関係者が連携して経営発展に向けた支援を行います。また、食関連企業の誘致に当たっては、農業に参入する企業へのハード、ソフト両面の支援とともに、受入れ側の市町村の体制整備も積極的に後押ししていきます。

引き続き、食のみやこ熊本県の創造に向け、当局一丸となってビジョンの実現を目指し、食のさらなる高付加価値化や販路拡大、食関連企業の誘致等にアクセル全開、フルスロットルで取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 辻井局長に丁寧に答弁いただきました。

食に関する各分野の有識者会議の助言もいただ

きながら、従来の発想にない取組も含めて推進ビジョンの取りまとめをされているということ、目指す姿は、熊本の食で世界を魅了し、関連する産業が活性化しながら、県民が豊かになることと伺いました。7月頃の公表を楽しみにしています。

農業産出額は全国の上位にあるにもかかわらず、食のイメージがある都道府県では期待感より低い位置というデータということですが、個別の品目では一定の認知があると思いますし、高いポテンシャルはあるのは間違いないので、今後の取組が期待されるところです。

稼げる農林畜水産業の実現、食関連産業の発展につながる新たなアプローチは、国による地方創生2.0の構想とも合致していると思いますし、何より熊本を元気にする取組であると期待しています。

私たちは豊かさの中にいて、当たり前だとして気づかないことも多くありますので、情報発信力のある識者の知見をも得て、熊本の食に関する関心度や食のイメージの向上につながる旗振り役をしっかりとお願いいたします。

県南フードバレー構想については、食のみやこの取組の中でどのようにされるのかと一抹の不安もありましたので、先駆けて展開してきたと表現され、心強く思いました。

さらなる施策の展開により、一層の地域活性化につながりますように、取組を発展させ、県南の振興を図っていただきますようお願いいたします。

様々な取組は楽しみです。積極的誘致、積極的後押しと、積極的にと言葉を重ねていただきましたので、局長の本気度を感じました。引き続き、アクセル全開でよろしくようお願いいたします。この項を終わります。

次に、大項目の3点目、県立高校再編について

伺います。

昨日は、池田議員、幸村議員から、教育長へ全体的な質問がありましたが、私は、この問題に特化して伺います。

高校無償化がさきの国会で決定されました。少子化の時代に地元の県立高校に入学する人が少なくなっていくのではないかと非常に心配しています。私の周りでは、多くの人がそのような観測をされており、私立高校のほうが施設もいいもんねという声も含めて、たくさんの心配の声をいただきました。

県立高校の関係者は、自分が関係する学校については思い入れがありますので、同窓会をはじめ後援会、先生方、それぞれが学校の将来について心配しておられ、存続のための様々な考えや思いをお持ちです。実際に、将来の学生確保のための様々なアイデアをお持ちの先生の話も伺いました。

各学校で話を聞きますと、何とか特色を創出されようとしています。少子化は進展していく上、無償化の影響もあり、存続も含めた将来への不安と心配が言葉の端々にうかがえます。

前回のこの議論の際には、平成19年から30年の間で、県立高校の数を61校から50校へという、再編整備計画に基づく高校数の削減が進められたこともあり、削減の対象となった学校では、存続を求める声も多くありました。高校野球の活躍で何とか声を届けよう、存在感を示そうと、最後の頑張りに地域を挙げて応援されたことが思い出されます。

令和2年からは、県立高等学校あり方検討会において、適正規模の考え方は一旦留保し、令和6年までの4年間は新たな再編統合は行わず、魅力化に注力などの提言が行われ、現在、それに基づき特色ある学科の創設などが行われ、話題を呼ん

だりもしています。

先般、県内各地において、「10年後、この地域にあって欲しい高校の姿」というテーマで地域意見交換会が開催され、それぞれの学校の関係者をはじめ、多くの方の参加があったようです。いただいた資料には、令和7年度以降の県立高校の在り方について、おおむね10年先を見据えた検討が必要との記載があります。

また、学識経験者、各種団体関係者等で構成する県立高等学校あり方検討会も4回開催され、様々な御意見があったものと推察します。

県立高校の存在は、即地域の活性にもつながる問題ですので、統廃合につながるものではないかと、この議論の行方を関係者は固唾をのんで見ており、先日は八代市議会でも一般質問が行われたり、地域でも関心の的となっています。

そこで、これまでの議論から見てきたもの、議論の先にあるもの、これからの方針について、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

**○教育長(越猪浩樹君)** 現在、県教育委員会で進めている県立高等学校あり方検討会での議論で見えてきたもの、これからの方針についてお答えします。

あり方検討会では、議論の参考とするため、県内25か所で地域意見交換会を開催いたしました。参加された方々からは、県立高校が地域の子供たちにとって重要な学びの場となっていることや地域活性化に欠かせない存在であるといった御意見を多数いただきました。

また、高校と地域との連携強化により、地元で貢献できる人材の育成を求める声も多く、地域における県立高校の存在意義を改めて認識したところ です。

これらの御意見を踏まえ、あり方検討会では、

次の3点を基本として、現在検討が進められています。

1点目は、生徒の志を育て、予測困難な時代を生き抜いていく力を身につけられるよう、質の高い教育の実現を目指していくこと、2点目は、公教育の観点から、教育を受ける機会が平等に保障されるよう、できる限り地域に学校を残していくこと、3点目としては、県立高校の在り方を、学校だけでなく、地元自治体や小中学校、企業などの地域の多様な主体とともに考え続けていくことです。

また、募集定員の見直しに関する基本的な考え方としては、熊本市内の大規模校を含む計画的な学級減を令和9年度から実施していくこと、あわせて、定員割れが続く高校を対象に、学級減や統廃合の基準を設け、令和10年度以降に適用していくことなどが議論されています。

なお、この基準は、統廃合等を進めることが目的ではなく、地域と一体となって魅力化や学校存続等に取り組むための目標となり得るよう設けるものです。

そのため、例えば、1学年3学級以下の学級については、単に入学者数だけで判断するのではなく、学校存続のために地域から必要な支援や評価が得られている学校については、地域魅力化特例校に認定し、基準の適用を除外することなども想定されています。

今後、8月に第5回会議を開催し、県立高校の目指す姿と取組の基本的方向性について議論を深めていただき、8月末をめどに提言として取りまとめいただく予定でございます。その後、その提言内容を踏まえ、県教育委員会として、令和7年度末までには、新たな基本方針等を策定することとしています。

熊本の未来を担う子供たちにとって、最適な学

びの充実と地域における持続可能な学校づくりに向け、全力で取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 教育長に御答弁をいただきました。

今年度から教育長として就任いただきました越猪教育長には、これから熊本県の教育行政のかじ取りをよろしくお願いいたします。

県立高校あり方検討会では、地域意見交換会を県内25か所で開催され、地域における県立高校の存在意義を改めて認識されたとのことでした。意見交換会での意見を踏まえ、公教育の観点から、できる限り地域に学校を残していくことや、県立高校の在り方を地域とともに考えていくことなどを基本とされ、現在検討を進められているということ、また、募集定員の見直しについても議論の内容を伺いました。統廃合を前提としているということではないということも伺いました。

県立高校の在り方については、地域活性化、地方創生という視点は絶対的に必要であると思えます。

人口減少や東京への一極集中という大きな流れを何とか克服しようという国の取組がうまくいかない中ではありますが、県という単位でも、一極集中を克服しようという取組を考えていただきたいと思えますし、お願いしたい点です。

募集定員の見直しについては、計画的な学級減を実施していくことを議論されているということです。25年度の入試では、全日制の7割が定員割れということで、地域の老舗の県立高校の衰退は明らかです。

定員の配分については、一極集中を助長することがないような配慮も、熊本県全体を見て、可能な限り考慮していただきたいと要望いたします。

また、私は八代高専の同窓会長として長く務め

させていただいた中で、学生の募集について、県外への呼びかけを強めようと、九州全体に呼びかけていこうという話を聞いたことがあります。

どこの学校も、少子化の中で、学生集めに努力、工夫されているものだと聞いたことでしたが、県立高校においても、入試のやり方であったり、県外の生徒の募集のやり方、TSMC関連で増えるであろう外国人の入学の募集のやり方も検討していただきたいと思えます。

せっかく魅力ある学校づくりに向けた取組を行われて、入学を希望する生徒がいても、入学できない制限があってはもったいないですし、残念です。最大の工夫、配慮をお願いいたします。

県立高校の存在は、その地域の活性化に欠かせない存在ということは、地域と一体になった取組は必ず必要です。

一つの例ですが、知事も御存じの八代農業高校の泉分校には、グリーンライフ科という特色があり、地域に必要な学校ということで、自宅に下宿で学生を受け入れたり、様々な活動で地域挙げての存続に取り組まれてまいりました。それでも高齢化でいかんともしい難い状況に陥っています。今後は、立地する自治体の取組意識が試されているというふうに思います。

県立高校の存続を希望し、要望する自治体は、単なる存続の要望だけではなくて、高校生やその家族が、その高校を選び、その地域で学び、住みたいと思える理由をつくる、環境を整備することが求められるものではないかと考えます。

そのような当事者としての意識も立地市町村と共有していただき、熊本の子供の教育の在り方をどうするのか、後世にも評価される今後の県立高校の在り方のビジョンを作成していただくことを切にお願いして、この項を終わります。

次に、JR肥薩線の復旧について伺います。

去る4月1日、肥薩線再開33年度目標の記事が各新聞の紙面を飾りました。県とJR九州が、2033年度を目標に、八代一人吉間について、鉄道で再開することに最終合意し、復旧に着手するというものです。

先日は、JR九州の古宮社長が、定例記者会見で、肥薩線の鉄道での復旧に向けて、橋梁の架け替えに必要な地質調査を6月に始めるとの考えを示されました。

1年前の基本合意以降、課題とされた復旧区間の持続可能性を高めるため、観光面の活用や日常利用の創出などについて、協議を重ねてこられた関係者の皆様の努力に深く感謝の意を表したいと思います。

5年前、線路は至るところで枕木ごとねじ曲がり、緑色の山川を横切る赤い鉄橋は落ちて途切れてしまい、瀬戸石駅などの惨たんたる状況からは、肥薩線の復旧などと言葉にもできないと思い、無理だと諦めていました。

蒲島前知事の決断、木村知事をはじめとする皆様の膨大な熱量なくして肥薩線の復旧合意はあり得なかったものと心から思います。

私の地元坂本では、復旧のめども分からない線路の草刈りを、復旧への期待と希望だけを持って、住民自治の活動として有志で続けてこられました。

肥薩線をもう一度という、肥薩線アゲインというグループを立ち上げた若手のグループは、これまで、球磨川第一橋梁の流出した部材の一部を保存する活動の手伝いをされたり、ワークショップの開催など様々な活動をされ、今年22日曜日にはシンポジウムなども予定されています。

また、肥薩線に列車が走ることで、観光の復活を望む人吉の旅館組合等にとっても何よりの朗報ではないかと思います。学生の通学にとっても明

るい話です。あの悪夢の豪雨災害からの復旧、復興の象徴、旗印となる明るくすばらしい話題と受け止めました。

JR九州との協議では、日常利用について心配する声も聞こえていましたので、20項目の具体施策を掲げるJR肥薩線復興アクションプランをまとめられる過程では、相当な御苦労と様々な工夫があつて合意に至ったものだと推察いたします。

そこで、アクションプランの概要、日常利用創出のために取り組む内容、それらをどうやって実現させていくのか、肥薩線の復旧、そして、それを未来へつなぐ計画の内容について、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) JR肥薩線の復旧に向けては、約3年間にわたり、JR九州、国、県、市町村で協議を重ねてまいりました。そして、本年4月1日に、県とJR九州との間で、八代一人吉間の鉄道での復旧に関する最終合意書を取り交わしました。

最終合意を目指すに当たっては、昨年4月の基本合意後の6月に、地元市町村や地域の関係団体で組織する観光利用と日常利用の2つのプロジェクト推進ワーキンググループを設置し、短期間で密度の濃い議論を重ねてまいりました。

その結果、観光を軸とした日本一の地方創生モデルとマイレール意識醸成による日常利用の創出を具体化し、数値目標や進捗管理方法等も整理したJR肥薩線復興アクションプランが取りまとめられ、これが最終合意へ大きな役割を果たしました。

このアクションプランは、観光利用と日常利用の2つの観点で整理され、20の具体施策で構成されています。

まず、観光利用の促進に向けては、観光資源の

磨き上げ、ビュースポットの整備、観光列車の導入、サイクルツーリズムの拠点整備、漫画、アニメ、地域資源と鉄道の連携などに取り組むこととされています。

次に、議員お尋ねの日常利用の創出に向けては、自治体職員等の率先した鉄道利用、生活、交流拠点としての駅の再整備、駅から目的地までを結ぶ二次交通の整備、駅や列車の仕事拠点、学習拠点としての活用などに取り組むこととしています。

今回の最終合意は、肥薩線の復活と地域の再生に向けたスタートです。できることから直ちに、アクションプランに掲げた具体施策を実行に移してまいります。

そして、これらの施策を着実に進めるため、この夏をめどに、県、地元市町村、JR九州による進捗管理組織を立ち上げる予定です。あわせて、具体施策の取組内容を検討する組織も立ち上げ、単年度計画や3年スパンの中期計画を策定し、計画的に取組を進めることとしています。

100年にわたり地域の産業や暮らしを支えてきた肥薩線が、次の100年も人々の幸せを運び続けるかけがえのない存在であり続けるため、関係者の皆様と知恵を出し合ってまいります。

そして、肥薩線が、地域と一体となって鉄道の持続可能性を高めていく地域鉄道の新しいロールモデルとなるよう、全力で取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 企画振興部長に答弁いただきました。

ここまで来るのは、関係者の大変な努力、肥薩線の復旧にかける熱い思いのたまものでしかないと、重ねて感謝とお礼を申し上げます。

豪雨災害で被災し、肥薩線の復旧を待ち望んだ

住民の喜びが多く届きましたし、ありがたいことです。夢を語り、希望したことが実現した喜びは、格別なものがあったと思います。

そのようなうれしい話と同時に、これからが大変ばいとの声も寄せられました。

新聞報道の中でも、地域の人口減少が進展する中で、多くの課題を指摘されていますが、各施策の適切な検証と進捗の管理を繰り返し継続し、アクションプランに沿えるものになるように取り組んでいかなければなりません。この夏をめどに進捗管理組織と具体施策の取組内容を検討する組織を立ち上げられるということで、抜かりはないという本気度を感じます。

肥薩線が持続可能な路線になるための取組を、関係する自治体の住民の一人として、皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますし、この議場にいらっしゃる皆さんをはじめ、多くの方にもぜひ関心を持って御利用をお願いいたします。

ずっと先の話になりますが、列車の車窓から球磨川の急流と周辺の山々の景色を見ることができるようになることは、感慨深いものがありますし、とても楽しみです。

肥薩線の沿線は過疎の地域で、災害以降、それまで以上の人口減少に苦しんでいます。球磨川の自然の景観を肥薩線で見られるとなると、観光に訪れる人は飛躍的に伸びてくれるものと確信していますし、関係人口、ふるさと住民に多くの方が登録していただき、そのことによって地域に活況が戻ってくる、好循環が実現することを願い、この項を終わります。

最後に、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興について伺います。

あの令和2年7月豪雨災害から5年が経過しようとしています。5年という月日は過ぎてみれば早いようですが、様々な人の人生を左右する時間

でもあったようです。被災したことにより、時間の経過の中で、様々な判断に葛藤があったり、時にはどうしようもない諦めもあったようです。

今年2月、坂本町で復興のシンボルとして地域で頑張ってきたさかもと復興商店街は、施設周辺のかさ上げ工事に伴い、解散式が行われました。入居していた道の駅は、27年7月に現地で開業予定となっています。

昨年、知事にも来ていただいた鮎やなも同じ場所で再開予定であり、楽しみです。地元の老舗スーパーは営業を断念されました。一日で全てを失ったが、商店街で気力が保てたと感謝され、少しでもにぎわいを取り戻してほしいと後を託されました。

そのほかの事業所も、坂本町での事業再開、継続を模索しているものの、手探りしている状態があるようです。

先日は、坂本町出身の気象予報士の平井さんが、あのとときの災害の様子を語る場面が放映されました。久しぶりにあのとときの様子を思い出して、気持ちが沈みましたが、現在の状況と比較して見ると、工事が随分進んだなということも確認できました。

令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興については、木村知事の就任時、県政の最優先課題として取り組んでいくと掲げていただき、その決意を述べていただきました。

令和5年9月議会で今回と同様の質問をした際、蒲島前知事は、坂本町、球磨村の高い人口減少率を心配され、同時に子供の数も減る中、地域の存続に強い危機感を示され、一日でも早く復旧を成し遂げ、地域を再生していく決意を述べられました。

同じ質問項目の中で、球磨川流域復興局長には、復旧・復興工事における具体的な課題、今後

の対応、考え方についてお尋ねをしました。緑の流域治水についての取組を、ハード面、ソフト面一体となって進める、人口減少に歯止めをかけるためにも早く進める、災害公営住宅などにおける住民同士のコミュニティ形成なども課題として挙げられ、今後も市町村のニーズをきめ細かく酌み取り対応していくと話されました。

それから2年近くが経過し、工事も随分進んできたのではないかと思います。当局には懸命に取り組んでいただいていることは十分に理解していますが、先の見えない不安があるのも確かです。

そこで、前回の質問で課題として挙げられたことへの対応と工事の進捗、坂本町の工事の進捗、これからの工事予定などについて、球磨川流域復興担当理事にお尋ねをいたします。また、住民への情報提供の取組についても併せてお尋ねをいたします。

〔理事府高隆君登壇〕

○理事(府高隆君) 令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興の取組状況についてお答えします。

間もなく発生から5年を迎え、球磨川流域では、地域の再生、発展を実現するための前提となる安全、安心の確保に向け、国、県、市町村が連携し、取組を進めています。

工事の進捗については、毎年度の令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議で確認しており、県管理河川施設、砂防施設、治山施設の復旧、整備については、令和7年3月末時点で、流域全体の約9割の箇所ですべて完了しています。残りの箇所についても、早期の完成に向け、鋭意工事を進めてまいります。

八代市坂本町では、安全な住まいの確保に向けた輪中堤、宅地かさ上げが16か所で計画されています。既に2か所で完了するとともに、12か所で工事が進んでおり、残り2か所についても説明会

などの地域との合意形成が順次進められます。

また、国道219号をはじめとした道路のかさ上げ、球磨川に架かる橋梁の架け替えも進行中です。今年度中に、坂本橋及び八代市内の新萩原橋から坂本橋までの国道219号が開通する見通しです。

さらに、坂本町の創造的復興のシンボルとなる坂本支所や災害公営住宅などの整備について、本年末の完成を目標に進められています。支所内の市立診療所の開設や支所前での国・市連携の河川防災ステーションの整備といった安全、安心な暮らしに資する環境整備も行われます。

加えて、県の地域づくり夢チャレンジ事業を活用した人口減少に歯止めをかける取組として、地域住民の皆様による肥薩線復興への機運を高める取組や坂本町のにぎわい創出を図る取組も行われています。

このような中、県では、住民の皆様、復興の取組状況を適時に知っていただくため、国、県、市が行う事業の最新の進捗状況等を取りまとめた情報冊子、坂本復興トピックを発行し、4月及び6月に坂本町の全戸に配布したところです。

坂本町の住民の皆様が、生活再建に向けた不安を解消し、将来に向けた明るい展望を描いていただけるよう、今後も、国や市と連携し、きめ細かな情報発信を行うとともに、住民の皆様へ寄り添いながら着実に事業を進めてまいります。

また、最後のお一人が生活再建を果たされるまで、必要な見守りやコミュニティーの形成、事業継続に向けた機会の創出等に取り組むとともに、八代市が策定した坂本町復興計画に沿った創造的復興の取組が着実に進むよう、国や市としっかり連携の上、必要な支援を行ってまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 球磨川流域復興担当理事に御答弁をいただきました。

工事全体の進捗としては、流域全体の約9割で完了している、早期の完成に進めているということ、また、坂本町では、今年度中に坂本橋までの国道219号が開通する見通し、支所近辺の施設が本年末には完成するということが、着々と工事が進むのを実感いたしました。少し明るいものが見えてきたような気がいたします。大変な工事であり、難しい作業であるのは分かりますので、引き続き、安全第一で進めていただきますように、よろしくお願いをいたします。

安心、安全な暮らしのための環境整備や人口減少、にぎわいの創出といった課題にも取組が行われているということでしたし、情報が少ないことへの不安に対して、坂本復興トピックでお知らせいただき、大変ありがたく思っています。

また、最後の一人までが生活再建を果たすまで必要な支援を行っていくと結んでいただきましたので、安心をいたしました。

地域の持続のためには、商工業事業所の存在は必須であり、持続可能な地域経済の再生のために、何とか行政としての後押しをお願いしたいものです。

それでも、危険区域の家屋の解体、家の現地での建築で先の見えない住民の不安の声なども寄せられました。様々な課題はありますが、引き続き、住民に寄り添いながら、安心できるような取組をお願いいたします。

先日、坂本の小中学校合同の運動会に参加してきました。合わせて40名の運動会でしたが、大規模校にはない温かみ、それぞれが主役、主人公の大会で、子供たちが皆で力を合わせて大会を盛り上げ、取り組む姿は感動ものでした。それでも、今年の中学への入学生は、小学校卒業生の約半分

になりましたし、来年の小学校の入学生は4人と紹介されました。

人口減少、子供たちの流出は続いています。ふるさとの将来が心配されます。静かで自然豊か、子供たちが学ぶ環境は素晴らしいものがありますが、中央志向は否定することはできません。地方創生の課題の縮図です。

そんな一方で、先日、東京農大の附属小学校で体験型の教育が人気を博しているとの番組を見ました。体験型の学校の教育理念、内容に共感して応募が殺到するというもので、こんなこともあるんだと感心をいたしました。小学校、中学校の学習内容、方針などは自治体の取組になるものですが、県として、存続、持続のためのアドバイス、情報交換などをお願いしたいものです。

国道219号と国道3号を連絡する県道の拡幅改良工事もぜひお願いしたいことの一つです。

国道219号がああ状況になっても現地入りできたのは、知事も御存じのように、これらの県道に国道3号から入れたことによるものであり、特に県道破木二見線については、これまで八代市議会においても多くの議員が取り上げてきましたし、悲願とも言えるものです。

生活環境の整備、地域の活性化にも……

**○議長(高野洋介君)** 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

**○亀田英雄君(続)** はい。大いに寄与する話ですので、災害が起こる前よりよくなるようにとの創造的復興の名の下に推進していただきたいとお願いをいたします。

予定していた質問、要望は、これで終わりになりますが、間に合うようです。

梅雨もいよいよ本格化して、先日の雨は線状降水帯が発生したかと思うような雨が降り、側溝や暗渠などの排水施設から怖いぐらいの水が流れ、

危ない思いをいたしました。路肩崩壊を復旧された現場でしたので、大丈夫だろうかと心配いたしました。

最近の集中豪雨は激しく降りますので、雨水をさばき切れない排水施設が散見されます。雨水の排水施設の設計基準を見直すことも必要になってくるのではないかと思ったことでした。

皆様も豪雨災害にはくれぐれも御用心いただきますことを祈念いたしまして、一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

**○議長(高野洋介君)** 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時13分開議

**○副議長(緒方勇二君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋口海平君。

[橋口海平君登壇](拍手)

**○橋口海平君** 皆さん、こんにちは。自由民主党・熊本市第一選挙区選出の橋口海平です。

本日6月13日は、小さな親切運動がスタートした日ということで、小さな親切の日というふうなことでございます。この中には、皆さん親切な人ばかりだと思っておりますが、そうでない方は、これからは親切に人に接していただいて、政治活動に取り組んでいただければと思います。

早速でございますが、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、人口減少社会について質問いたします。

2024年10月時点の日本の総人口は、約1億2,380万2,000人で、2023年から比べると約55万人の減少となっております。また、今申し上げたの

は日本の総人口で、日本人の人口は、2024年10月時点で約1億2,029万6,000人で、前年に比べ約89万8,000人の減少となっております。

日本の人口のピークは、2008年の約1億2,808万人だったので、16年で約427万8,000人も人口が減少しております。出生数に関しては、以前も一般質問で申し上げたのですが、第1次ベビーブームが1947年から1949年までですが、そのときは過去最高の269万6,638人が生まれています。第2次ベビーブームのときも209万1,983人と、多くの子供が生まれています。

しかし、人口を維持するために必要な合計特殊出生率が2.07と言われておりまして、第2次ベビーブームの最後の年の1974年には、2.05となっております。この1974年は、木村知事が生まれた年でありまして、その次の年、ちょうど50年前の1975年には1.91と、初めて2.00を切って、そこから2.00以上とはなっておりません。

既にその時代から少子化が始まっております。本当であるならば、50年前のそのときから少子化対策の議論をし、対応しておかないといけなかったのではないかと思います。

さらに、6月4日に厚生労働省が発表した人口動態統計概数において、2024年の合計特殊出生率は、過去最低の1.15と、2023年の1.20を0.05ポイント下回っており、9年連続で低下しております。

2024年の日本人の出生数も、前年から4万1,227人減少し68万6,061人と、初の70万人割れとなっております。出生数が100万人を切った2016年もショッキングな数字だったのですが、毎年毎年ショッキングな数が続いております。

一方、本県の人口は、2025年4月1日現在で168万7,085人、前年の同月が169万8,070人だったので、比べると1年間で1万985人減少しており

ます。本県のピーク時の人口は、1956年の190万3,000人でしたので、ピーク時から比べると約21万6,000人減少したことになります。

出生数は、1949年、第1次ベビーブームのときが6万2,911人、第2次ベビーブームのときが2万6,433人、そして、2024年の出生数は1万337人となっております、減少傾向が続いております。

そして、出生数の減少が進むペースが速くなってきていると感じています。実際、出生数で1万5,000人を切る前の年、2015年の出生数は1万5,577人だったので、その10年前の2005年は1万5,645人でした。出生数はあまり減っておりません。1万5,000人を切ることなく、ほぼ横ばいで推移しておりました。しかし、2016年は1万4,894人となり、1万5,000人を切ってから一気に出生数の減少スピードが早くなってきております。今年度の出生数は1万人を切るのではないかと心配しているところです。

本県の人口ビジョン2021年3月の改定では、このまま何も対策を講じなければ、2060年の人口は124万3,000人まで減少する見込みとなっております、労働力の不足、地域経済規模の縮小、技術、技能の継承困難、医療・福祉分野の労働力不足、社会保障費の1人当たりの負担増、地域コミュニティ維持、存続困難、地域文化の継承困難など、人口減少の影響が非常に大きくなっております。そうならないように様々な対策を行うことで、人口の将来展望としては、2060年に141万1,000人となっております。

将来展望の仮定として、合計特殊出生率は、2030年には2.0、そして、2040年には2.1となっております、2023年の本県の合計特殊出生率が1.47だったので、非常に高い仮定を立てております。

もちろん、少子化対策というものは行っていく必要があります、様々な対策を行っておりますが、少

子化対策はとても難しい問題だと感じております。少子化対策も行わないといけません、人口が減少しても持続可能な地域づくりを行っていく必要があると感じております。

そこで質問です。

この質問は、蒲島知事時代にもさせていただいたのですが、木村県政となり、社会情勢等も様々変化していると思いますので、改めて質問します。

今まで申し上げたように、本県の人口が減少していくことをどのように認識しているのか、また、人口減少社会をどのように乗り越えていくのか、知事にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

本県の人口は、平成10年を境に減少傾向にあります。議員御指摘のとおり、昨年4月には人口が170万人を下回り、出生数の減少にも歯止めがかからず、地域社会の存続にも関わる危機的な状況であると受け止めております。

長期の少子化傾向により、特に生産年齢人口の減少が著しく、既に、担い手不足による経済活動への影響や、交通など社会の生活利便性の低下が顕在化しており、今後も地域活力のさらなる低下が懸念されております。

こうしたことから、さらなる人口減少へ備えた取組とともに、子供を産みたい、育てたいと考える県民の希望がかなえられる環境を整備して、少子化、人口減少の流れを変える取組も同時に進めるべきであると考えております。

まずは、直ちに止めることができない人口減少下にあっても、地域課題の解決や地域活力の維持ができる体制づくりが必要でございます。企業、市町村などにおいては、デジタル技術を積極的に活用しながら、生産性の向上や業務の効率化の取

組を進めることが重要です。市町村間での連携、協力し合うことも有効でありまして、県としても積極的な支援をしているところでございます。

また、地域の外に人が出ていかない、さらには他の地域から人を呼び込むことも必要でございます。

そのような視点から、世界的半導体企業の進出も契機に海外との交流を促進するとともに、熊本の強みである農林畜水産業や観光などの様々な産業を振興して、自然と調和した魅力ある地域づくりを進めることが重要です。これによって、熊本における若者の活躍の場を創出するとともに、本県への転入者を増やすことにもつながると考えております。

さらに、私は、昨年の知事就任以来、こどもまんなか熊本の実現が重要であると考え、多くの県民の皆様と議論を重ね、こどもまんなか熊本・実現計画を策定いたしました。子供、若者がきらきら輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる環境の実現こそが、結果として、少子化、人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、ふるさと熊本の持続可能性を高めていくことにも寄与していくと考えております。

こうした考えは、昨年12月策定いたしましたくまもと新時代共創総合戦略にも一貫しております。持続的で活力あふれる熊本の未来の実現に向けて、引き続き、戦略に掲げた施策をスピード感を持って実行してまいります。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 木村知事から、直ちに止めることができない人口減少下にあっても、地域課題の解決や地域活力の維持ができる体制をつくる、また、持続的で活力あふれる熊本の未来の実現に向けて、戦略に掲げた施策をスピード感を持って実行すると答弁がありました。私も、そのとおりで

というふう感じております。

そしてまた、人口が減少しても大丈夫だよというような発信も同時にさせていただいて、そこに、やっぱり活力だったり、人も外から呼び込むんだというような力になっていくと思いますので、人口減少下にあっても大丈夫というような、そういう発信も同時にさせていただきたいというふうに思っております。

また、本県ではビッグチャンスが訪れております。先ほど木村知事のほうからもTSMCの話がありましたが、これをどう生かすかによって、本県の未来がかかっているのではないかと思います。

次の質問でも取り上げますが、若い子たちが集まり、そこから未来をつくっていける熊本を、スピード感を持って大胆に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

続きまして、半導体関連の人材の育成、確保について質問いたします。

本県では、本年3月に、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンが策定、公表されました。このビジョンでは、5つの矢が掲げられております。

1つ目が、半導体関連企業や半導体を使うユーザー企業の集積、2つ目が、新たな産学官連携拠点、イノベーション創発エリアの整備、3つ目が、パークマネジメント法人の設立、4つ目が、半導体人材育成に特化した大学、研究機関の誘致、5つ目が、学生、企業、研究者が共同で利用できる施設の整備、全てにおいて高い目標を掲げておられるが、特に、半導体人材の育成、確保については、ビジョン実現に向け、最も鍵となる取組だと思っております。

これまでも、熊大や技術短期大学校、水俣高校などで取組を進められておりますが、将来を見据えたときに、量と質の両面で、これまで以上に半

導体関連人材の育成、確保が不可欠ではないかと思っております。

台湾において、半導体関連企業、大学、研究機関が連携した人材育成のシステムが確立されていると伺っていますが、その取組が成功の大きな要因の一つになっているのではないのでしょうか。

本県でも、人材の育成、確保のシステムを早急に構築していく必要があります。その構築においては、熊本県立大学の存在はとても大きいと感じております。

熊本県立大学では、東京大学教授で半導体研究者の黒田忠広氏を、2024年4月から理事長として迎えました。黒田理事長は、東大工学部を卒業後に、民間企業で半導体回路設計などに携わったほか、カリフォルニア大学バークレー校の客員研究員や慶應義塾大学の教授などを歴任されております。

黒田理事長は、その経歴でも分かるように、まさに半導体とともに歩んできた方ではないかと思っております。私たち自民党でも、黒田理事長をお招きし、「火の国・水の国・半導体の国」の演題で講演をしていただきました。

講演は、人類が進化していく中で、数学を生み出し、コンピューターを生み出し、そしてインターネットを生み出した、そして、インターネットを通じてビッグデータが生まれ、それを基に人工知能AIが誕生し、これからも進化していく、それには今まで以上に半導体が必要となる、半導体産業は、これまで50年かけてつくり上げた65兆円の市場だった、そういったものが今後5年程度で倍増する勢いで増えている、これからまさに半導体の時代がやってくる、鉄は国家なりの時代から、シリコンは国家なりの時代を迎えようとしている、熊本は、知の森をつくっていくことが我々の使命だと考えている、知の森をつくるに当たっ

て、若者が集うキャンパスをつくることが重要、半導体産業が栄えている世界の都市を見ても、どこにでも優れたキャンパスがある、火の国、水の国、半導体の国ということですが、火の国とは、エネルギー、省エネ、しかも再生可能エネルギー、水の国とは、環境、環境共生、環境循環の地、半導体の国とは、エネルギーを抑えて、いかにAIを使うか、このようなことをテーマに、世界の知を集めた阿蘇会議を毎年行う、その中心には世界平和がある、また、知の森をつくるためには、キャンパスをつくる、産学が連携して共同の施設を造る、そこで教育や研究する、そのようなことをして、キャンパスで学生がにぎわい、若い子が県外からもどんどん入ってくる、これからの100年の大事業を行う中心に私たちはいる、これから県立大学ではキャンパスをまずつくるが必要、そこに、半導体を全部学べる工学部や理学部、経済学部みたいな縦割りの学部ではなく、総合的な学びができる総合学部をつくりたい、学生たちは出口が近くにあれば集まってくる、産業がこれから伸びようとしている熊本には、優秀な学生が来ようとしている、最先端の半導体を総合的に学べるカリキュラムをつくり、東京大学を定年したが、あと10年働きたいと思う先生方を集める、そのためには、キャンパスに宿舍を用意し、学生も泊まれるようになっており、共に生活することにより、イギリス風の名門の伝統校のようにしたい、このような講演をされました。本当に夢のある話であると同時に、実現していきたいと強く感じたところです。

黒田理事長は、日本の半導体分野の第一人者であり、本県のサイエンスパーク推進ビジョン実現に向けた重要なキーパーソンであります。今後の本県の半導体関連人材の育成、確保においても、理事長の知見や人脈を生かしていただき、熊本独

自の人材育成システム構築を目指していくべきではないかと思えます。

そこで質問します。

くまもとサイエンスパーク推進ビジョンの実現に向けた半導体関連人材の育成、確保、さらには熊本県立大学における半導体関連人材育成の取組をどのように行っていくのか、知事にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 議員御指摘のとおり、本県のサイエンスパークの実現に向けては、半導体関連人材の育成、確保が重要な鍵となります。

世界的な半導体市場の拡大に伴い、台湾をはじめとする各国においても、半導体関連人材の育成、確保は喫緊の課題となっております。

半導体分野の人材不足の問題は、日本においても例外ではありません。既に九州内において、年間1,000人の人材が不足するという試算がございます。

今後、人材の育成、確保は、半導体関連産業の新たな投資判断における大きな材料の一つにもなると考えており、本県としても、人材育成、確保の取組は急務となっております。

そのような中で、これまで、熊本大学や県立技術短期大学校における新たな学部、専攻、学科等の開設、また、県立水俣高校における半導体情報科の設置など、県内の教育機関で半導体分野の人材育成に向けた動きも加速しております。また、水俣市に株式会社アスカインデックスが進出するなど、民間レベルでも半導体関連人材の育成に貢献をいただいているところでございます。

さらに、今回のサイエンスパークでは、産学官連携を促進し、AI、自動運転、ロボットなど、半導体の社会実装が期待される分野で熊本から新たな産業を創出する、このことを大きな目標に掲

げております。その目標を実現するためにも、半導体の製造のみならず、研究開発、設計などの専門的な技術に精通し、半導体で未来をデザインする、そのような人材が今求められております。

このような中、県立大学では、全学部、全ての学部でのデータサイエンス科目の必修化や総合管理学部への情報専攻の設置など、地域が求める人材の育成に努めてこられました。

半導体関連人材の育成に向けては、令和6年度から令和11年度までを期間とする県立大学の第4期中期計画において、DX・半導体関連人材の育成に向けた教育の推進や学部学科等の教育研究組織の在り方の検討などの取組を掲げておられまして、現在、学内を中心に、その実現に向けた具体的な検討を行っておられます。

私としても、日米のトップレベルの大学などで御活躍され、東大からわざわざお越しになっていた黒田理事長の手腕に大きな期待を寄せており、理事長と議論をこれまでも重ねてきております。県立大学を活用して半導体関連人材の新たな育成環境をつくってほしいという思いで、理事長と私は一致しております。

今後、県としても、県立大学とともに、半導体関連人材の育成に係る新たな学部の設置も含めて、スピード感を持って本格的な検討を進め、今年の秋までにその方向性をお示ししたいと考えております。

以上です。

〔橋口海平君登壇〕

**○橋口海平君** 知事のほうから、県立大とともに半導体関連の人材の育成に努めるというようなお話の中で、新たな学部の設置を含めて、これから本格的に検討を進めるというお話でした。

今日、ある報道で大きく出ていたんですが、いろんな学部だったり、場所だったり、時期だった

り、そういうのはまだ決まってないというふうに思っておりますので、ミスリードでああいうのが出てるんじゃないかなと、私個人的には感じているところですが、場所とか、そういったのは、やはり菊陽を中心とした、あちらにできるということは、あそこら辺を中心にまた広がりが見えることなのかと、自分の中で少しだけちょっと想像していたところですが、これからしっかりと検討を進めていただきたいというふうに思っております。黒田理事長がおっしゃる100年の大事業に向けた本当に大きな第一歩だというふうに思っております。

昨年的一般質問でもお話をさせていただきましたが、アメリカのシリコンバレーは、スタンフォード大学やカリフォルニア大学バークレー校の学生が、大学での研究をビジネスに応用し、半導体産業との交わりや、投資家が出資を行って、大きな企業が育っていきました。グーグルやアップル、インテル、こういったのもそのように育ってきたのではないかと考えています。

先日、熊本県と熊本市がスタートアップ・エコシステム拠点都市に選ばれました。まさにシリコンバレーのような世界的企業が、熊本からスタートアップ企業として育っていく環境が整いつつあるのではないかと、わくわくしております。そのような地域には若い人たちが集まって、最初の質問での人口減少社会の解決にもつながってくると思っております。

ぜひ、半導体関連産業から、まずは県内に大きく羽ばたける、そしてまた、世界に羽ばたける地域づくりというものを行っていただきたいというふうに思っております。

そして、ぜひ議員の皆さん、そして執行部の皆さんも、シリコンバレーや、また関連した地域では、半導体の人材育成やスタートアップのこと、

まちづくり、大学と地域の関わりなど、様々なことが学べると思っております。ぜひ直接足を運んでいただいて、そういった現場も見ただけならというふうに思っております。

続きまして、阿蘇くまもと空港について質問いたします。

2023年の3月に新ターミナルビルができて、2年と3か月が経過いたしました。新しいターミナルビルはおしゃれで、利用する方もわくわくしながら旅行を楽しむのではないかと思います。私も利用するたびおしゃれだなと感じるし、手荷物検査のところは、以前と比べるとスムーズに進んでいるような気がしております。

また、週末を中心にイベントを行うことができるそらよかパークもあり、様々な仕掛けで飛行機の離発着を間近に感じながら遊べる空間となっております。まさに空港に遊びに行きたいと思わせる取組ではないかと思います。

ここで、阿蘇くまもと空港の現状を少しだけ紹介いたします。

国内線の旅客数の推移は、平成27年度は316万3,477人、平成30年度が325万4,131人、令和元年度は315万9,141人、令和元年度は、最後のほうに新型コロナウイルスの影響があったのではないかと思います。それまでは少しずつ増加していたのではないかと思います。しかしながら、令和2年度には84万8,976人と、令和元年度から比べると、231万165人もマイナスとなってしまい、新型コロナウイルスが非常に大きく影響しました。

しかしながら、令和6年度には321万4,505人と、新型コロナウイルスが流行する前までの旅客数は戻ってきました。新型コロナウイルスの影響で一時は落ち込んだものの、順調に伸びており、これからも増加するのではないかと思います。

また、国際線の旅客数は、平成27年度の7万567人が、平成30年度には20万6,699人と増加傾向だったのが、こちらのほうも新型コロナウイルスの影響で、令和2年度、3年度はともに0人、しかしながら、そこから、令和6年度は47万9,917人となり、過去最高であった令和5年度に比べ約2倍となり、過去最高を更新したところです。

国内線、国際線を合わせると369万4,422人となり、こちらも過去最高であった平成30年度と比べると6.7%増となり、過去最高を更新いたしました。

貨物の取扱いについては、平成25年度が1万6,023トン、令和元年度が1万5,590トンと、新型コロナウイルスが流行する前まで、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和3年度には4,041トンまで落ち込んでしまいました。令和6年度には7,991トンと回復に転じてはいるものの、コロナ前の取扱量には戻っていない状況です。

しかしながら、通関システムの導入や検疫体制の整備など、国際貨物輸送のための環境整備を行ったことから、令和5年度から国際線による貨物輸送が開始し、また、本年5月には、既存施設の保管スペース不足をカバーするための新たな国際航空貨物の上屋も開所しておりますので、さらなる貨物取扱量の増加にも期待しているところです。

熊本国際空港株式会社が掲げる目標値は、今から26年先の2051年度には、旅客数が622万人、貨物取扱量が4万2,000トン、そして国際線路線数は17路線と、とても高いハードルではあるかもしれませんが、これまでの取組を考えると、可能な目標値ではないかと思っております。

一方、順調に伸びているものの、課題も出てきているのではないかと思います。例えば、熊本で大きな学会やコンサート等の大規模イベントがあ

ったときには、阿蘇くまもと空港発のバスに乗ることができずに、夜寒い中、23時過ぎまで外で列をつくって並んでいる、寒くて泣いている女性もいたといった話を聞いたことがあります。

ほかにも、朝駐車場に行ったらいっぱい、駐車スペースを探していたら、予定の便に乗り遅れた、このことは、金曜日と土曜日の朝が一番多いみたいですが、金曜日と土曜日は旅行に行く家族が多く、朝が非常に混み合うとのこと。家族でディズニーに行こうと計画していたけれど、乗り遅れて違う便に振り替えられた、振替便が遅い便しか空いてない場合もあり、そのせいで子供たちが大泣きしている、このようなこともあっていると伺いました。

そのほかにも、午前中に旅立つ家族のお見送りに行ったけれど、食事をするところが開いてなくて、素っ気ない別れになってしまった、また、複数の国際線が同時に搭乗手続を行う時間帯は、チェックインカウンターに外国人旅行者の長い列ができていく様子も目にします。

そこで質問です。

新ターミナルビルの運用が始まり2年3か月が過ぎ、利用客や新規就航も増えており、順調な運営を行っていると思いますが、昨年度の高速度交通ネットワーク整備推進特別委員会でも話が上がっていたように、課題も出てきているのではないかと思います。現在の課題は何か、また、その課題に対してどのように対応していくのか、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 阿蘇くまもと空港についてお答えします。

阿蘇くまもと空港の利用者数は、令和5年度から順調に増えており、特に国際線につきましては、コロナ前を大きく上回る5路線、週39便が運

航しています。さらに、本年7月11日からは、本県初の上海線が就航するなど、県の基本方針に掲げる「世界に開かれた活力あふれる熊本」が着実に進展しているところです。

その一方で、空港利用者の急増に対して対応が追いついていない部分があり、課題が生じていることも認識しています。

1点目は、空港利用者の増加に伴う駐車場の混雑への対応です。

直近の対応として、空港運営会社では、昨年12月に新たに218台分の駐車場を増設し、一定の改善が見られています。また、混雑する可能性の高い土日祝日にはあらかじめ誘導員を配置し、円滑な駐車場への入庫を促すとともに、お盆や正月、ゴールデンウィークなど特に混雑が予想される時期には、前もって空港のホームページや新聞広告を通じて、公共交通機関の利用を呼びかけられているところです。

2点目は、空港リムジンバスの混雑への対応です。

あらかじめ混雑や積み残しが想定される大規模イベント等の開催時には、空港運営会社において、イベント情報の把握や主催者との連携に努め、バス運行事業者に臨時便運行を要請する対応を行っているところです。バス運行事業者においても、状況に応じて随時増便やダイヤ改正を行っておられ、また、本年7月からは、さらに6便増便し、1日当たり110便を運行される予定と伺っています。

今後も、利用者の状況を踏まえ、関係機関で連携して必要な対応に取り組んでまいります。

3点目は、国際線利用者の急増による国際線カウンター等の混雑への対応です。

空港運営会社では、緊急の対応として、今年3月に、手荷物の荷さばき用ベルトコンベヤーの延

伸や搭乗待合エリアの座席の増設を行い、国際線利用者の皆様がスムーズかつ快適に利用できる環境を整備されました。また、抜本的な対策についても現在検討中と伺っており、県としましても、さらなる利便性の向上や新規路線の誘致、既存路線の増便に向けて、空港運営会社に対し、積極的な対応を促してまいります。

そのほかにも、外国語対応やターミナル内の誘導の強化など、様々な面で利用者ニーズへの対応に努めているところであり、議員の御質問にありました旅客ターミナル内での食事につきましても、今後も利用者の御要望に応じ営業時間を検討いただくよう、空港運営会社を通して働きかけてまいります。

本県の空の玄関口である阿蘇くまもと空港の機能強化は、県民生活の向上や県経済の発展に大きく貢献すると考えており、利用者の皆様に快適かつ円滑に移動していただけるよう、引き続き、空港運営会社と連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

〔橋口海平君登壇〕

**○橋口海平君** これまでも課題解決に向けて様々な取組が行われているし、これからも抜本的な対策についても検討していくというお話でした。

様々な課題があると思いますが、現場の、特に窓口に立っている方々が、多分一番苦情、こういったことを受け付けているというふうに思っております。ぜひ、そのような現場の生の声も聞いていただいて、課題解決に向けてスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、空港アクセス鉄道について質問いたします。

先ほどの質問で、空港での様々な課題の話を申し上げる中で、バスが満員のせいで、バスに乗る

ことができない方がいるお話をさせていただきました。やはり空港アクセス鉄道は必要だし、早急に進めたいという思いで質問をさせていただきます。

先ほどの質問でも、空港の利用者数については、申し上げたように、新型コロナウイルスの影響を乗り越えて、現在も順調に伸びている状況です。

現在の阿蘇くまもと空港までの交通手段は、九州内の居住者では、少し前の資料ではあるのですが、平成29年度の調査では、自家用車やタクシーを含む自動車が82.7%、空港リムジンバスなどのバスが15.7%、その他が1.6%、九州外の居住者では、自家用車やタクシーを含む自動車が65.8%、空港リムジンバスなどのバスが33.4%、その他が0.8%となっております。この数字を見ても、自動車が非常に多くて、空港で駐車場の混雑する理由が分かります。

また、直面している問題として、定時性、速達性の確保、朝夕のラッシュ時等における自家用車、リムジンバスの時間が読めない、大量輸送に課題、リムジンバスで積み残しが発生、環境への影響、マイカーへの過度の依存や渋滞発生によるエネルギーの浪費やCO<sub>2</sub>の増加、このようなことが直面している問題となっております。

今後想定される事柄では、熊本を含む九州のインバウンドの増加、空港利用者の増加、空港周辺、JR豊肥本線沿線地域の人口増加が挙げられております。

このようなことも含めまして、熊本地震からの創造的復興の総仕上げとして、空港アクセスの改善が必須となっております。そして、空港アクセス検討委員会で議論を重ね、令和4年度に肥後大津ルートに決まりました。その後、環境アセスメントに関する配慮書や都市計画における構想段階

評価書の公表を行っております。

また、理解促進や機運醸成のためのロゴマークも作成しております。ロゴマークには、阿蘇五岳の山々が一つになって形をなすさまから、飛行機の尾翼をモチーフにした5つの図形と5色が織りなす円の中に、阿蘇五岳を飛び立つ飛行機を配置しております。とてもかわいいデザインに仕上がっていると思います。

このロゴマークを使って広報活動を行っているとのことですが、これを見た方から、私のところにも、早く空港アクセス鉄道を造ってほしいだったり、空港アクセス鉄道ができると時間が読めるから助かるなどの声を聞いたことがあります。これは期待の表れだと思います。

県では、令和9年度に整備着手し、令和16年度の開業を目指されていることから、いよいよ鉄道事業として具体的な形を県民に見せていく正念場が近づいていると考えます。

鉄道の詳細ルートや事業費、B/C、国の財政支援やJR九州との協議など、実施していかなければならない事柄は多岐にわたると思いますが、これらについて一つ一つ丁寧に説明していくことが、県民の期待につながるようになると思います。

そこで、これまでも議会で何度も空港アクセス鉄道に関する質問があつておりますが、改めて質問させていただきます。

先ほどの質問の中で、空港のアクセス状況や駐車場の課題などがある中で、空港アクセス鉄道は少しでも早期に実現してほしいと願っておりますが、現在の進捗状況とこれからの取組について、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 議員御指摘のとおり、阿蘇くまもと空港へのアクセスについては、

自動車への依存度が高い状態が続いており、熊本市圏の交通渋滞の影響を大きく受けている状況にあります。さらに、空港への主な公共交通手段である空港リムジンバスは、朝夕のラッシュ時等において、大幅な遅延が発生しています。

現在、調査設計を進めている空港アクセス鉄道は、定時性、速達性、大量輸送性に優れており、これらの空港アクセスの課題を抜本的に改善する切り札となります。

鉄道整備に向けては、令和4年12月に肥後大津ルートでの整備方針を決定して以降、肥後大津駅からの分岐方法など、鉄道ルートの線形や構造等の設計を行うとともに、環境アセスメントや都市計画の手続などを着実に進めています。

今後の取組としては、今定例会の委員会において、絞り込んだ鉄道ルート線形をお示しします。その後、現在精査を進めている概算事業費や最新の需要予測、費用便益分析、いわゆるB/C、そして収支採算性に関する一連の検討結果について、9月議会を念頭に公表する予定です。

その上で、目標としている令和9年度の整備着手に向け、鉄道事業許可を得るために必要な取組等についても着実に進めてまいります。

また、近年、空港アクセス鉄道が接続するJR豊肥本線については、これまでにないスピードで進む半導体関連企業の集積等により、大幅に乗車人員が増加しています。その混雑率は、3大都市圏並みの状況であることから、JR豊肥本線の輸送力強化についても対応を急ぐ必要があります。

県としましては、空港アクセス鉄道の早期の開業を目指し、スピード感を持って取組を進めるとともに、喫緊の課題であるJR豊肥本線の輸送力強化に向けて、沿線自治体と連携しながら、JR九州との協議を加速してまいります。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 委員会において、絞り込んだ鉄道ルートを示すというようにお話がありました。このルートについては、これから委員会でしっかりと議論をしなければいけません、また9月にも議会で様々な公表をするというようにお話でしたが、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思っております。

3つ目の質問でも取り上げたように、空港までのバスに、また、空港出発のバスでも積み残しが発生した、こういったことや、1時間以上寒い中で待っていた、こういったことが事実起きているわけでありましたが、もしアクセス鉄道があれば、これは何の問題もなかったというふうに思っております。

絶対に必要なアクセス鉄道です。ぜひ、少しでも早い空港アクセス鉄道の開業をできるだけ早くよろしくお願いいたします。期待しております。

続きまして、障害者優先調達推進法の取組について質問いたします。

令和6年11月の議会で、岩本先生が就労継続支援A型事業所の利用者の雇用継続や事業の継続についての質問をされました。私も新聞報道等を見て、A型事業所が閉所され、障害がある方が退職を余儀なくされている状況を心配したところです。

下山部長は、県として、障害者の就労機会が確保され、一般就労に向けた知識、能力の向上のための訓練が継続的に行われるよう、引き続き、実地指導等の機会を捉えて、A型事業所の運営状況の把握に努め、必要な助言、指導を行ってまいりますと答弁されました。

A型事業所の質問だったから、A型事業所と答弁したと思いますが、このことは、全ての障害者就労施設等に言えることだと思っております。まさに全ての障害がある方が自立していくために

は、一般就労に向けた知識や能力の向上のための訓練が必要です。

私も、少しでも障害がある方の自立に向けた取組を推進したく、今回、障害者優先調達推進法について取り上げさせていただきます。

この法律は、平成25年4月1日に施行されました。法律の趣旨には、「障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。このような観点から、これまで障害者就労施設等への仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。」とあります。まさに自立に向けた取組を後押しする法律だと思います。

法律のポイントとしては、各省庁や地方公共団体等は「毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する」また「公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める」とあります。このポイントに沿って、本県も障がい者優先調達推進方針を定めております。

県の方針では、適用範囲は県の全ての機関が発注する物品及び役務の調達とする、調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者支援施設、地域

活動支援センター、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所、重度障害者多数雇用事業所、障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者、共同受注窓口、こういったものが対象となっております。

調達の対象品目では、例として、物品が、事務用品、書籍、食料品、飲料品、小物雑貨、その他の物品、役務のほうが、印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理、テープ起こし、電子化作業、その他のサービス、役務となっております。

調達の推進方法としては、「目標を設定し、物品調達に努める、情報収集や市町村や共同受注窓口組織との連携、健康福祉部からの情報提供、イベント等における販売スペースの確保、一般企業等による物品等の積極的な調達を働きかける」とあります。

このように、県も障害者優先調達推進法にのっとり事業を進めていることが分かります。

しかしながら、障害者就労施設等からは、もっと自分たちは仕事を受け、障害者の自立に向けた取組を進めていきたいと話を伺ったことがあります。これは、公共調達だけではなく、民間の調達に対しても同じことだと思えます。方針の中にも、「関係部局と連携し、一般企業等による物品等の積極的な調達を働きかける」とあります。もちろん、事業所の営業が足りないところはあるのかもしれませんが、こういったところもさらに進めていく必要があると感じています。

人口減少が続いている中、働き手の不足等の問題もあるかと思えます。民間企業の中には、障害者就労施設の取組を知らない企業が多数あるのではないかと思います。まだまだ取組を進めていく余地は数多くあるのではないのでしょうか。

そこで質問です。

県は、この方針に基づいて優先調達を行われてきたと思いますが、この方針に基づいた取組状況はどのようになっているのか、また、障害がある方の自立に向けて、この取組をさらに広げていく必要があると考えますが、どのように広げていくのか、以上2点を健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、その能力や適性を生かすことができる就労機会の確保が重要であり、優先調達の取組は非常に有効であると認識しています。

県では、平成25年の障害者優先調達推進法の施行前から、就労継続支援事業所をはじめとした障害者就労施設等の物品、役務の受注機会の確保に努めてまいりました。

まず、1点目の優先調達推進方針に基づく県の取組状況についてお答えします。

県では、毎年度、同方針の中で、具体的な調達目標を設定の上、県庁内の全部局を対象とした研修会の場を活用し、全庁挙げての調達推進を図ってきており、令和5年度の県の調達実績は、目標の3,200万に対して3,800万と、大きく上回る成果を上げています。

また、市町村に対しても、対象物品・役務のふるさと納税返礼品としての活用を呼びかけるなど、広範な協力を継続的に要請し、県、市町村一体となって調達等に努めています。

さらに、一般企業等に対しても、本年2月のくまもと産業復興エキスポで、事業所の物品、役務のPRを目的とした展示商談会を開催し、積極的な調達について、広く働きかけを行いました。

また、企業側のニーズや事業所側の受注能力に応じ、複数の事業所が共同で大量ロットの受注に

対応できる仕組みを平成30年に構築するなど、さらなる受注拡大につながる取組も進めています。

次に、2点目のこれらの取組の拡充の方向性についてお答えします。

まず、本年4月には、県、市町村からの受注機会のさらなる拡充を目指し、優先調達推進方針の役割のメニューとして、新たに電子化作業を加えたところです。

また、県では、昨年度から、お試し農福連携支援事業を開始し、農業者が初めて事業所に農作業を委託する際の経費の一部について助成を行っています。今年度からは、この取組を一般企業にも拡充し、民間における積極的な調達も働きかけてまいります。

今後、障害のある方の自立の促進につながるよう、公共部門、民間部門双方における優先調達のさらなる推進に向け、県が率先して取り組んでまいります。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 今後も、公共部門、民間部門双方における優先調達のさらなる推進に向け、県が率先して取り組んでいくと、部長から力強い答弁をいただきました。

例えば、指定管理者制度、こういったところにも障害者就労施設を絡めるなど、まだまだ進めていく余地は数多くあるというふうに思っております。ぜひ、施設、こういったところや団体、様々なところとこれからも活発に意見交換を行っていただいたり、また、他県の取組、これがどうなっているのか、こういったものも調べていただいて、これから優先調達のほうを進化させていっていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

最後に、建設産業の人材確保、育成について要望します。

これまでも地域の守り手となる建設産業人材の育成や確保について質問をさせていただきました。それは、これまで熊本では多くの人命を失った大きな災害が続き、その都度、建設産業の方々が地域の守り手として頑張っていたからです。

もし災害が起こったら、いち早く現場に駆けつけ、土砂などで通れなくなったところを開通させ、その後に救助、こういったのに向かうわけですが、一番現場に早く駆けつけるのが、建設産業の皆さんだと思います。そして、災害復旧のときにも、まさに住民のことを思い、復旧、復興を行うのも建設産業の皆さんです。まさに地域の守り手としてなくてはならない産業が建設産業だと感じております。

しかしながら、人口減少やきつい作業を避ける若者が増えた影響で、建設産業に入ってくる若者が減少しているのではないのでしょうか。

○副議長(緒方勇二君) 残り時間が少なくなりましたので、質問を簡潔に願います。

○橋口海平君(続) 不足する人材の内訳では、総合工事業に比べ、主に現場で直接作業をする専門工事業、いわゆる技能者の減少率が高くなっている状況でございます。建設企業のアンケートでも、技術者及び技能者の不足感は、不足とやや不足を合わせると、約8割が「ある」というふうに回答しております。

このような中、本県では、第4次の建設産業振興プランを策定し、人材確保、育成だけではなく、建設産業の振興を図っているところです。

人材育成は、喫緊の課題です。この課題に特効薬はないというふうに思っております。ぜひ、建設産業振興プランに掲げておられる取組を着実に、時には大胆に進めていくこと、また、業界団体と常に意見交換をしながら進めていくことが重要だと思いますので、これまで以上の建設産業の

人材の確保、育成の取組をお願いいたします。

これをもちまして、用意していた質問、そして要望を全て終わることができました。

ぜひ、これから雨がだんだんひどくなってくる可能性もありますので、安心、安全を守る、そういったことにも目を向けていただいて、県民の安心、安全を守っていただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明14日及び15日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る16日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時13分閉会

**第 4 号**

**(6月16日)**



令和7年

熊本県議会6月定例会会議録

第4号

令和7年6月16日(月曜日)

議事日程 第4号

令和7年6月16日(月曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉 篤ミカさん  
 立山大二朗君  
 斎藤陽子さん  
 堤 泰之君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 南部隼平君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸 淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 高島和男君  
 増永慎一郎君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口 裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西 聖一君  
 渕上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木村 敬君  
 副知事 竹内信義君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
知事公室長 深 川 元 樹 君  
総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
企画振興部長 富 永 隼 行 君  
理 事 阪 本 清 貴 君  
理 事 府 高 隆 君  
健康福祉部長 下 山 薫 さん  
環境生活部長 清 田 克 弘 君  
商工労働部長 上 田 哲 也 君  
観光文化部長 脇 俊 也 君  
農林水産部長 中 島 豪 君  
食のみやこ  
推進局長 辻 井 翔 太 君  
土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
会計管理者 野 中 眞 治 君  
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん  
病 院 事 業 者  
管 理 者 平 井 宏 英 君  
教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
警察本部長 佐 藤 昭 一 君  
人事委員会  
事務局長 城 内 智 昭 君  
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

#### 事務局職員出席者

事務局 長 波 村 多 門  
事務局次長  
兼総務課長 鈴 和 幸  
議事課長 下 崎 浩 一  
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○副議長(緒方勇二君) これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

○副議長(緒方勇二君) 日程に従いまして、日程第1、13日に引き続き一般質問を行います。

南部隼平君。

〔南部隼平君登壇〕(拍手)

○南部隼平君 皆さん、おはようございます。自由民主党・熊本市第一選挙区選出の南部隼平です。

私は、今回の質問を迎えるということで、しっかり体を絞ってまいりました。今回、私は本年厄入りを迎えるということで、一部の方からは病気になるかと心配される声もありますけれども、しっかり運動して痩せておりますので、至って健康でございます。議員たるもの、体力勝負ですので、本日も気合を入れて質問に臨んでいきたいというふうに思います。本日は、知事も散髪をされておられますので、明快な答弁が期待できるのではないかとこのように思っております。

それでは、通告に従いまして、1問目の質問に入ります。

まず、熊本県のスポーツビジョンについて、2つ質問をいたします。

1点目は、熊本県の大型スポーツ施設整備について質問します。

この問題は、会派を問わず、多くの議員が県議会で取り上げてまいりました。この県有スポーツ施設の老朽化の問題、これは大変深刻で、もはや先送りできる段階ではありません。早急に方向性を示す必要があるというふうに考えます。自分自身も、議員になる前からこの問題に関わってきました。

昨年、木村知事は、御自身の公約で、スポーツ文化施設の整備は、熊本市や意欲のある市町村、事業者と協力して方向性を決める、そういった公約を掲げ、当選を果たされました。就任後は、知事肝煎りでスポーツ交流企画課を新設され、さらに、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議、これを立ち上げまして、これまで3回の会議が開催をされています。

この課題について、活発な議論が進められていることについては、大変評価できるというふうに思います。しかし、一方で、直近3月の検討会議では、ある委員から、第2回でプレゼンを行った、野球場なら菊陽町、アリーナなら桜十字など、やる気のある市町村や団体があるのに、県の進め方だと構想が間延びしてしまう、という御意見がありました。この意見に関しては、私も全く同じ考えを持っております。

先日、菊陽町の吉本町長とお会いした際に、町長は、JASMEの進出効果を、菊陽町に限らず、熊本県内の子供たちの夢の実現のために、しっかり協力していきたいというふうにおっしゃられていました。

そのようなことも踏まえますと、県は、財政的に可能な範囲であるとか、言い方を変えれば、県として出せる資金の規模感、こういったものをいち早く示すべきではないかというふうに思います。

その上で、それを受けてやる気のある自治体、そして団体からより詳細な提案を引き出していく、そういった流れをつくる必要があると考えます。いつまでも県がボールを持ったままの状態では、ただただスピード感のなさが目立つのではないのでしょうか。

今年度末には、知事も1期目の折り返しを迎えます。スポーツ施設整備は、知事が公約に掲げられた重要な施策の一つであり、本来であれば、一定の方向性が示されてしかるべきではないかというふうに考えます。判断が遅ければ、県の姿勢に対する県民の不安や不満、こういったものが高まるおそれもあります。今こそ知事御自身の意思を明確に示されるべきではないのでしょうか。

そこで、3点お尋ねします。

まず1点目、今まで開催された検討会議で、市

町村、団体から提案された野球場、アリーナ、こういった新設の動きや有識者の意見、これに対する知事の認識をお尋ねします。

2点目、県は、いつまでに県としての整備の方向性を示すおつもりなのでしょうか。

さらに、3点目、検討対象のスポーツ施設整備に係る優先順位について、どのように考えているのか。

以上3点、知事にお尋ねします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) まず、市町村及び民間企業からの提案や有識者からの意見に対する私の認識についてお答えいたします。

私は、県政の重要課題の一つとして、任期中にスポーツ施設の整備の方向性を決めることをマニフェストに掲げ、昨年8月、有識者で構成する検討会議を立ち上げました。

その中で、市町村や民間企業から、県負担への配慮も含めた示唆に富んだ夢のある御提案をいただき、心強く感じているところでございます。

また、有識者の皆様から、施設整備に当たり、機能不足の解消はもとより、スポーツを観戦する側の視点や誘客促進、にぎわいづくりの重要性、さらには地域住民の一般利用も念頭に、市町村との連携についても御意見をいただきました。

これらの提案、御意見を通して、市町村や経済界、競技団体などが期待されているスポーツ施設の在り方が少しずつ見えてきたのではないかと私は感じております。

私としましても、このような御提案、御意見を基に、多くの県民の皆様への期待に沿えるスポーツ施設の整備について、判断していきたいと考えております。

次に、県としての整備の方向性を示す時期についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年度末、3回目の検討会議が開催され、間延びすることがないように、県としての早期の判断を促されていると認識しています。

ただ、繰り返しですけれども、私は、今年の知事選でのマニフェストにおいては、知事の任期中、すなわち3年後の2028年度までに方向性を出すというふうにマニフェストにはしていたところではあるのですが、やはり、県民の皆さんからの期待の高さもありまして、まずは2026年度に前倒しをしたところでございます。

しかし、先日の前田議員での御質問にもお答えさせていただきましたが、これまでの検討会議での議論において、論点整理も進んできていると認識しておりますので、そろそろ検討会議としての御意見をお取りまとめいただく時期に来ているのではないかと打診をしたところでございます。

県としては、検討会議での御意見などを踏まえて、できる限り早期に方向性を決定していきたいと考えております。

最後に、検討対象施設の整備に係る優先順位についてお答えいたします。

施設の老朽化に加え、機能不足、利用実態、収益性などを考慮する必要がございます。また、有識者の御意見にもあるように、誘客促進、にぎわいづくりの観点も視野に入れることが重要でございます。

いずれにしても、検討会議の中で、優先順位についても一定の方向性が示されると認識しております。その議論を注視しながら、優先順位をしっかりと判断し、取りかかることができるものから、時間的緊迫性を持って取り組んでまいります。

以上です。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 この施設の問題に関しては、前田議員も質問をされておりました。時間的緊迫性を持って、できるだけ早く判断をしていくということであったんですけども、やはりこの問題は、非常に県民の関心が高い部分でもあります。それだけに、県にとっても悩ましいところもあるというふうに思います。

ただ、今の時代というのは、大型のこのスポーツ施設の整備、以前は行政が造るものというふうな認識があったというふうに思います。ただ、今は、やはり民間であるとかいろんな団体、いろんな手法を考慮しながら、町全体で取り組んでいくという流れができております。

こういったことも踏まえて、しっかり県としても、会議体、もちろん有識者会議も大事ですけども、しっかりできることを早く伝えると、で、ボールを離してキャッチボールする、しっかりですね。そういった市町村であるとか団体とか、そういったところとキャッチボールをすることで、様々なアイデアが生まれてくるというふうに思います。

手法についても、PPPとかPFIとか、あと企業版のふるさと納税ですとか、そういった様々な手法が全国各地で展開をされております。ぜひ、県として、結論を、結論というか、県としての立場というものを早く示していただければというふうに思います。

我々も、県民として、しっかりスポーツを県民全体で盛り上げる、そういった風土もしっかりつくっていきますので、ぜひ、県としても御協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、続きまして、スポーツチーム及びスポーツコミッションとの連携について質問をいたします。

現在、県内各地では、様々なスポーツチームが

活動をしています。プロスポーツチームとしては、Jリーグのロアッソ熊本、Bリーグの熊本ヴォルターズ、九州アジアリーグの火の国サラマンドーズ、さらに、女子ハンドボールの熊本ビューストピンディーズ、女子バレーのフォレストリーヴズ熊本、ビーチサッカーのアヴェルダージ熊本BS、アメリカンフットボールの九州熊本マーベリックス、男子バレーの熊本ヴィレックスなど、多様な競技で県内に根差したチームが活動しています。しかし、その多くは、知名度や財源の問題で課題を抱えており、地域に根差しながらも十分な活動ができていない、そういった現実もあります。

そうした背景から、私が所属している熊本青年会議所では、2023年にくまもとスポーツユナイテッドという組織を立ち上げました。

この組織は、県内のスポーツチームが一丸となって熊本のスポーツを盛り上げ、地域全体を元気にしていこう、そういった趣旨の下、官民連携による取組を進めています。

先日5月31日には、木村知事をゲストにお招きし、青年会議所主催でこのスポーツのフォーラムを開催しました。約500名が参加し、熊本のスポーツの可能性について大いに語り合い、盛り上がりを見せました。

その中では、くまもとスポーツユナイテッド所属チームによるゼロカーボン推進宣言も行われ、スポーツを通じた持続可能な地域づくりの土台、こういったものも徐々に整いつつあります。

一方で、県内各地に設立されているスポーツコミッションについては、活動の温度差が大きく、十分に連携が図れているとは言えない状況にあります。

県内のスポーツの現場が抱える課題は、先ほど申した施設の老朽化にとどまりません。部活動の

地域移行に伴う受皿の整備、子供の体力低下への対応、さらには高齢者の健康寿命の延伸など、幅広い分野に関わっています。

他県においては、スポーツを核とした地域づくりが着実に進んでいます。例えば、先日、有志議員で視察に行った神奈川県の川崎市においては、川崎フロンターレとの協働により、地域連帯の向上や生涯スポーツの振興、青少年の健全育成、都市イメージの向上など、多角的な取組が行われていました。

具体的には、市内の小中学校へのコーチ派遣やサッカー教室の開催、地域イベントへの参加などを通じて地域との垣根をなくした市民とのつながり、こういったものが深まっていました。このほかにも、全国各地の様々な地域でスポーツによるまちづくりが進んでいます。

今回、熊本県にもスポーツ交流企画課が新設されましたが、これを一つの契機として、県が明確なリーダーシップを発揮して、県内スポーツチーム及びスポーツコミッションとの連携をさらに強化すべきだと考えます。

スポーツという強力なコンテンツを、単なる競技だけではなく、地域課題の解決や熊本の活性化に活用する体制を構築していくことが求められているのではないのでしょうか。

そこで、2点お尋ねします。

1点目は、現在の県内各地のスポーツコミッションは、どのような活動状況にあるのか。県内での連携した活動は行われているのか。

次に、2点目は、今後の県内スポーツチームとの連携にどのように取り組んでいくのか、観光文化部長にお尋ねします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) まず、スポーツコミッションの実態についてお答えをさせていただき

ます。

本県では、令和3年11月に熊本県スポーツツーリズム推進戦略を策定し、その推進母体として、令和4年1月に県及び経済団体等で構成するくまもつと旅スポコミッションを設立しました。また、市町村が主体となった地域のスポーツコミッションについては、現在7つの団体が設立をされています。県とこれらの地域のスポーツコミッションでは、スポーツ大会や合宿の誘致、スポーツツーリズムの推進などに取り組んでいます。

今年3月、県では、地域のコミッションや市町村の活動実態を把握するため、スポーツ大会や合宿の誘致等に関するアンケートを実施しました。

このアンケートでは、大会、合宿の誘致実績や他団体との連携に係る考え方などについて、市町村やコミッション間で取組への温度差や置かれている環境の違いが浮き彫りになりました。

今後は、このアンケート結果も踏まえ、県内全域にスポーツツーリズムの効果が波及するよう、県コミッションのプラットフォーム機能の強化やコミッション間の連携促進、大会誘致等の専門ノウハウを有した人材の育成などを推進してまいります。

次に、県内スポーツチームとの連携についてお答えをさせていただきます。

県では、プロスポーツ3チームと地域活性化連携協定を締結し、各チームにおいて、観光PRや物産展、子供たちを対象としたスポーツ教室の開催等に取り組まれています。

最近では、地域が抱える課題に対しても積極的に取り組まれており、ロアツ熊本では、中高年向けの健康づくり支援プログラムを、熊本ヴォルターズでは、子供たちの運動能力向上を目的としたヴォルターズリズム体操を実施されています。

このような活動は、地域活性化はもとより、フ

ァンやスポンサー獲得など、地域に愛されるチームづくりにもつながるため、県としてもしっかりと後押ししてまいります。

また、県では、こうしたスポーツチームの盛り上がりにつながる取組やスポーツコミッションの機能強化を図るため、熊本県スポーツツーリズム推進戦略の改定作業を進めております。

引き続き、地域のコミッションやスポーツチームとの連携を強化し、スポーツを通じた誘客活動や地域活性化を戦略的に推進してまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 まず、スポーツチームとの連携については、主要な3チームと協定を結ばれて様々連携をしているということで、部長からもさらに連携を強化していくということで、大変心強い言葉をいただきました。

そういった主要なチーム以外にも、いろんなチームが県内では活動しております。それ以外のチームへも、何かしらの御支援等もぜひお願いしたいなというふうに思います。

スポーツコミッションにおいては、今後、熊本県のスポーツツーリズム推進戦略の改定に取りかかられているということでもありますので、しっかり県がリーダーシップを取って、各地域とスポーツの価値を最大限生かす、そういった戦略にしていきたいというふうに思います。

スポーツを取り巻く環境というのは、大変多く課題もあります。ただ、このスポーツの有する価値、これは無限大です。県内でも、様々な組織が立ち上がり、スポーツでのまちづくりが始まっています。先日の改正スポーツ基本法においても、スポーツ施設とこういったスポーツでのまちづくり、こういったことも明記されたところであります。このスポーツ施設の整備等を含めまして、しっかり頑張っていただければというふうに思いま

す。

それでは、次に、車1割削減、渋滞半減、公共交通2倍の実現に向けてということで、まず、都市交通マスタープランの策定について質問をいたします。

昨年的一般質問において、都市交通マスタープラン及び公共交通への取組について質問をいたしました。その後の県の渋滞対策に関する動きを改めて整理します。

まず、昨年7月には、知事と熊本市長のトップ会談が開かれ、自動車1割削減、公共交通利用2倍、渋滞半減という共通の目標が初めて公の場で確認をされました。これにより、県と市が連携し、短期、中長期の施策に取り組む方針が示される重要な一歩となりました。

続いて、8月に開催された令和6年度第1回熊本県・熊本市調整会議においては、熊本都市圏の慢性的な渋滞の解消に向け、より具体的な方針と施策が示されました。

東部・北東部地域を重点対策エリアと位置づけ、信号の改良、時差出勤、公共交通利用促進など、こういったものを短期対策として打ち出しました。また、中長期的には、道路整備や公共交通基盤の強化、さらには、高規格道路の整備による広域ネットワークの構築、こういったものが進められる方針として確認されました。

さらに、第2回の会議では、信号制御や交差点の改良、市電の3両編成化、時差出勤の推進などが短期対策として改めて確認をされ、中長期的には、BRTの導入、そして豊肥本線の増便、こういったものが共有をされました。

このように、県と市が連携をして、自動車1割削減、公共交通2倍、渋滞半減、これを共通の目標に掲げ、取組が進められており、このことは、大変評価できるものであるというふうに考えてい

ます。

一方で、都市交通マスタープランというのは、熊本都市圏の将来にわたる交通課題に対応するために策定される長期的な交通ビジョンです。行政、交通事業者、学識経験者等で構成される熊本都市圏総合交通計画協議会により策定され、おおむね20年後を目標年次とし、あるべき都市構造とそれを支える交通体系の方向性を示すものです。本年度中に策定を行い、来年度にはアクションプランの策定が予定されています。

現在、熊本の渋滞状況は大変深刻です。スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

画面にあるトムトム・トラフィックインデックスの分析においては、平均速度の遅さで世界第4位、渋滞による年間損失時間で世界第5位という不名誉な評価を受けております。対策は、もはや待ったなしの状況です。

信号や交差点の改良といった短期対策は、これまで継続的に実施をされてきましたが、以前の私の質問でも何度かこういったことは答弁をいただいております。新規性や抜本性に欠ける印象があります。

また、調整会議の場においても、県と市の役割分担が明確でない部分も散見されます。特に、公共交通2倍の実現に向けた方向性は、依然として見えにくいのが現状です。

豊肥線の機能強化に加え、熊本電鉄やバス路線などの取組も、現時点では交通事業者任せであり、県の主体的関与が十分とは言えないと考えています。

昨年の質問でも指摘したとおり、渋滞の根本的な要因は、自動車の過剰な利用にあり、いかに自動車から公共交通へとシフトさせるかが最大の鍵となります。

そこで、2点お尋ねします。

まず1点目に、これまで交通のベストミックスを掲げてきた現行の都市交通マスタープランの実施結果についての検証をどのように行っているのか。

2点目に、今回の新たなマスタープランの策定に当たり、中長期的な施策として位置づけられている公共交通2倍の実現に向けてどのように考え、実行していくのか、土木部長に見解をお尋ねします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

**○土木部長(菰田武志君)** まず、現行の都市交通マスタープランの検証についてお答えします。

都市圏交通の将来ビジョンである都市交通マスタープランにおいては、行政や交通事業者などの関係機関が連携し、交通結節点の強化や幹線道路網の整備、共通ICカード及びバスロケーションシステムの導入など、様々な事業に取り組んできました。

例えば、道路整備の効果として、国道3号北バイパスの4車線化や熊本西環状道路の整備により、合志市須屋交差点から熊本市役所への所要時間が約13分短縮されるといった効果が現れております。

しかし、マスタープランの策定当時、想定していなかった熊本地震やコロナ禍、半導体関連企業の集積などといった事象に加え、提案された施策が完了せず、本来期待されていた効果が現れていないものもあることから、現在、詳細な分析、検証を行っているところです。

引き続き、新たなマスタープランの策定に当たっては、熊本都市圏総合交通計画協議会においてしっかりと分析、検証し、その結果を施策に反映させてまいります。

次に、新たなマスタープランの策定に当たり、公共交通2倍をどのように実行していくのかにつ

いてお答えします。

新たなマスタープランには、県・市調整会議において公表した、車の流れをよくし、公共交通への転換を促し、ピーク時の交通を分散させる取組をしっかりと反映させ、方針として位置づけていくことが重要であると考えています。

また、その実行計画であるアクションプランにおいては、行政や交通事業者などの関係機関の役割を明確にし、各施策の進捗を着実に管理、実行していきます。

公共交通への転換を促す取組としては、例えば、定時性確保に向けて、道路空間を有効に活用し、バス優先レーンや専用レーンを創出するといった取組について、関係機関と連携して進めてまいります。さらに、社会情勢の変化に応じて、適宜施策を検証しながら、柔軟に対応していきたいと考えています。

渋滞解消は、待ったなしの重要課題であるため、時間的緊迫性を持って様々な対策を進めていくとともに、関係機関と緊密に連携し、公共交通の2倍の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

〔南部隼平君登壇〕

**○南部隼平君** 昨年から今年にかけて、この車の1割削減、公共交通2倍、渋滞半減、このキーワードが県、市の共通認識となり、都市圏渋滞対策に関するフェーズが一步前に進んだのではないかとこのように私は思っております。だからこそ、今回のマスタープラン、しっかりとこういったことも反映をしていくという御答弁もありました。

また、アクションプランについても、来年度策定されるということですのでございますけれども、来年度にできるから来年度とかじゃなくて、しっかりとできることはどんどんやっていくということで、ぜひ、今、熊本県内にも横断的な渋滞対策組織が

ありますので、そういったところでもしっかり議論をしていきながら連携をして、そして、事業者に関しても、しっかり聞き取り、情報交換を行いながら、県が主体性を持ってこれに取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、続けて、またこの渋滞に関する質問ですけれども、地域公共交通計画の策定についての質問をします。

本年度は、地域公共交通計画の策定が予定をされています。この計画は、市町村や都道府県が主体となり、地域において持続可能な公共交通を実現するための基本的な枠組みを定めるものです。

近年、少子高齢化や人口減少、そしてマイカー依存の進行により、バスや鉄道といった地域公共交通の維持が困難になっています。こうした中、地域住民の移動手段を確保するために、自治体が主導して交通の在り方を見直し、再構築する必要がありますということが本計画策定の背景となっています。

前回の熊本県の計画では、幹線公共交通ネットワークの強化とコミュニティ交通の充実が主な目標とされ、複数の市町村にまたがる路線の再編やデマンド交通の導入、交通結節点の整備などが盛り込まれました。特に、コミュニティ交通においては、持続可能な運行体制の構築や利用促進の工夫が課題となっていたものの、県内ほぼ全ての市町村で何らかの形で導入が進んでいる、こういった点では一定の成果というふうに言えます。

しかし、一方で、熊本が抱える慢性的な渋滞、これを改善するためには、マイカーから公共交通への移行を強く促す必要があります。ただ地域の足を守る、維持していく、こういった受動的な姿勢だけでは、交通問題の抜本的な解決にはつながりません。今こそ、県として、公共交通の役割と可能性を改めて見詰め直し、公共という言葉の原

点に立ち返って、主体性を持った利便性向上への取組を進めるべきではないでしょうか。

今年度策定される新たな地域公共交通計画には、こうした課題を踏まえ、県内の渋滞対策の視点を明確に反映させることが必要です。知事と熊本市長によるトップ会談の中で、公共交通利用2倍という目標が共通認識として示されましたが、具体的な政策が打ち出されず、いまだに交通事業者任せの状況が続いているのが現状です。

そこで、この地域公共交通計画について、2点お尋ねします。

まず1点目は、前回掲げた目標に対する検証結果はどのようになっているのか。

2点目に、今回の計画では、より攻めの姿勢を持った公共交通政策の検討が求められるというふうに考えますが、どのような方向性で計画の策定が進んでいるのか、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 地域公共交通計画の策定についてお答えします。

まず、現行の地域公共交通計画の目標に対する検証については、計画に掲げている9つの数値目標を毎年モニタリングすることにより、定量的な検証を実施することとしています。

例えば、令和5年度の路線バス、鉄道等の年間利用者数は、コロナ禍の収束に伴う人流の回復などにより、前年度から253万人増え、2,850万人となりましたが、今年度末の目標値まであと225万人の上積みが必要です。

また、令和6年度の地域公共交通に対する県民満足度は、満足またはやや満足と回答した割合が18.6%と、前年度から5.1ポイント減少しており、目標値から6.4ポイント下回っています。その要因の一つとして、路線の廃止や減便などが相

次いだことが考えられます。

今後は、夏頃までに現行計画の総括評価を行った上で、次期計画の策定につなげることをしています。

次に、次期計画の策定における方向性についてです。

地域公共交通の置かれた状況は、地域によって異なり、課題も様々です。

例えば、中山間部においては、利用者減によるバス路線の廃止などで、住民の移動手段の確保が困難となっている交通空白地域の解消が急務となっています。

一方、都市部においては、利用者のニーズはあるものの、交通事業者の経営環境の悪化により、増便などのサービス水準の向上に踏み込めず、自家用車から地域公共交通への転換が進まない状況です。

さらに、交通事業者においても人手不足が深刻化しており、都市部でも減便が発生するなど、地域公共交通の利便性の低下につながっており、渋滞対策を講じる上での制約にもなっています。

これまで県では、交通事業者によるサービス提供の維持に重点を置いた支援を行ってきましたが、加速度的に深刻化、多様化する地域公共交通の各課題にきめ細かく対応するのは困難な状況となっており、新たな視点での取組が求められています。

海外や他県では、利便性向上のため、行政が地域公共交通に積極的に参画したことで利用者が増加するなど、地域の活力が向上した好事例があります。

このような事例も参考としながら、次期計画の策定に当たっては、交通空白地域の課題を抱える中山間部と慢性的な渋滞を抱える都市部の実情を踏まえ、それぞれの地域で目指すべき地域公共交

通の将来像やサービス水準を明確にします。

そして、その実現に必要な資源、手法、役割分担、地域公共交通の利便性向上に向けた具体的取組の方向性について、市町村や交通事業者、有識者の皆様と精力的に議論し、計画に取りまとめさせていただきます。

県としては、現状と課題を整理しながら、地域公共交通が真に県民の皆様の生活に不可欠な存在となるよう、そのロードマップとなる次期計画の策定にしっかりと取り組んでまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 富永部長からは、もう少し攻めの答弁が来るかなと思っていただけですけども、もう少し踏み込んでほしかったなという思いもあります。

この公共交通に関しては、先ほど部長からもありましたように、やはり利便性が下がるとどうしても利用者の満足度は下がってしまいます。それに伴って利用者も減っていくということになります。

先ほど答弁の中で、国内、海外での好事例があるというふうに言われておりましたけれども、国内においては、例えば、富山のライトレールであるとか宇都宮のLRT、バスにおいては、栃木県小山市のおーバスなど、行政が直接投資を行うことで便数やサービスが向上し、その後の利用者が非常に増えた、費用対効果が出ている、こういった事例もたくさん出ております。

海外においては、特にヨーロッパにおいては、ドイツでありますとかそういったところでは、交通連合というものをつくって、そこに国や自治体が財源を投資し、権限を民間に委任するということが公共交通の充実につながっています。

この地域公共交通、コミュニティー交通とまた都市圏の交通というものは、やはり課題がそれぞ

れ違いますので、それぞれに対応してしっかりきめ細かい、こういった計画の策定をお願いしたいと思います。

県としても、今までやはり道路にしっかり予算をかけるということも大事ですけれども、この交通にもしっかり投資する姿勢というものを明確にしながらこの渋滞対策を行って、熊本からぜひ新しいモデルをつくる、そういった強い意気込みを持って計画の策定をお願いしたいというふうに思います。富永部長、キーマンになりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、台湾、アジアとのスポーツ及び文化の交流について質問をします。

現在、TSMCの進出を契機として、熊本と台湾との間でのスポーツや文化芸術面での交流がますます活発化しています。

スポーツ分野においては、熊本ヴォルターズが、台湾のプロバスケットボールチーム、台湾ビールレオパーズとの国際親善試合を2023年から継続的に開催をしています。この取組は、スポーツを通じた国際交流及び地域活性化を目的としており、昨年開催されたほか、本年も準備が進んでいるという話も聞いています。

また、火の国サラマンダーズにおいては、今年4月と5月に、世界的な人気を誇る台湾のプロ野球チームのチアガールをゲストに招き、試合を開催しました。

文化芸術面においては、先月、合志市の農業公園カントリーパークにおいて、台熊祭々2025が開催され、悪天候にもかかわらず9,000人以上が来場をしました。その会場では、台湾のグルメや夜市体験、台湾ブランドの出品などが行われ、大きな盛り上がりを見せました。また、先月末には、台湾を代表するオーケストラ、台湾フィルハーモニックが熊本県立劇場で日本ツアーの初日公演を

行うなど、質の高い文化交流も実現しています。

さらに、台湾に限らず、アジア諸国との交流も広がりを見せています。例えば、韓国の忠清南道との長年にわたる友好都市関係や中国・広西壮族自治区との農業・青少年交流、タイとの人材育成連携、さらには、東南アジア諸国のスポーツ合宿の受入れなど、多岐にわたる分野で交流が進んでいます。

新型コロナウイルスの影響を経て、国際的な往来が再開された現在、熊本の強みは、アジアに近いという地理的優位性にあるというふうに思います。これは、東京などの大都市にはない特性であり、この利点を生かして、経済、観光、スポーツ、文化、各分野においてアジアとの関係を深めていくことが、熊本の未来を描く上で極めて重要であると考えます。

TSMCの進出によって、熊本は世界から注目を集めています。今こそ、県のさらなる発展のため、短期的視点に加え、中長期的な観点からも、アジア地域への交流の広がりが求められています。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、現在、熊本県として、台湾やその他アジア地域とのスポーツ、文化交流についてどのような取組を行っておられるのか。

2点目に、今後、台湾を含むアジア地域とのさらなる連携やスポーツ、文化面での交流促進に向けてどのように取り組んでいかれるのか、観光文化部長にお尋ねします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) 台湾、アジアとのスポーツ、文化の交流についてお答えします。

県では、これまでも、多文化共生社会の実現や地域経済の活性化に向けて、世界に開かれた活力あふれる熊本を目指し、アジアとの交流を続けて

きました。中でも、スポーツ、そして文化芸術は、人々に感動や共感をもたらす、相互の理解を深める力を有していることから、積極的に交流に取り組んでいるところです。

まず、スポーツを通じた交流についてです。

本県では、令和5年度から、アジアで人気が高いバドミントンの国際大会、熊本マスターズジャパンを開催しており、昨年度は約8割が海外選手でした。また、特に台湾で人気が高いサイクルロードレースの国際大会として開催しているツール・ド・九州は、半数以上を海外選手が占めるなど、世界レベルのトップアスリートが熊本に集結しています。そのアスリートによる熱戦は、多くの人に夢と感動を与えています。

さらに、令和4年度から開催しているスケートボード大会、くまモンカップにも、アジアからの選手も参加するなど、スポーツがアジアからの誘客のコンテンツとして定着しつつあります。

また、議員御紹介のとおり、熊本ヴォルターズと台湾チームとの親善試合は、2年連続で開催され、昨年12月には、ジュニアチーム同士の交流にもつながっています。

今後は、台湾のみならず、アジアの国や地域とのさらなる交流促進をするため、これらの地域で人気が高いバドミントンなどの大会や合宿の誘致などに取り組んでまいります。

次に、文化芸術を通じた交流については、本県の文化芸術の拠点である熊本県立劇場において、「ローカルからグローバルへ」のスローガンの下、文化芸術で熊本とアジア各国との交流を深めるシアターアジア事業を今年度からスタートいたしました。

その具体化の一つとして、本年5月1日、熊本県立劇場と台湾・高雄市の文化センターとの間で姉妹劇場提携に関する協定を締結しました。今

後、オーケストラや伝統芸能など、実演芸術の分野において交流を進め、相互理解と連携を深めることとしています。

また、8月には、事業の一環として、日本語を母国語としないアジア出身の俳優も出演する舞台劇を県立劇場で上演いたします。この舞台劇には、文化芸術が言葉の壁を越えて融合し、新しいものを創造するというメッセージを込めています。

さらに、このシアターアジア事業は、今後、韓国、シンガポール、ベトナム、インドネシアなど、交流する国や地域を広げていくことも計画しています。

県では、これからも、アジアに近い地理的優位性やTSMCの進出による注目度の高まりを生かし、スポーツや文化芸術など、本県の魅力をアジアに広く発信し、誘客や交流拡大につなげてまいります。

そして、本県にお住まいの外国人の方々を含む県民の皆様が、言語や文化の違いを超えて感動を分かち合い、相互理解をより深められるよう、スポーツや文化芸術の振興に精いっぱい取り組んでまいります。

〔南部隼平君登壇〕

**○南部隼平君** スポーツにおいては、各スポーツチームだけにとどまらず、先ほど紹介のあったバドミントン、ツール・ド・九州など、こういったことにも県も積極的に取り組まれているということで、国際スポーツ大会をやった熊本県としても、そのレガシーをしっかりと継承できている、そういった取組が進んでいるということは、大変素晴らしいことだというふうに思います。

文化芸術面においても、県立劇場がシアターアジア事業、こういったものを掲げて高雄市と連携を深めているということで、こういったスポーツ

や文化、こういったコンテンツは非常に皆さんにもなじみがあるところだというふうに思いますので、しっかり取組を進めていただきたいというふうに思います。

阿蘇くまもと空港も、今後は国際線の拡大、こういったものも見込まれていますので、アジアの中の熊本ということで、しっかり拠点づくり、こういった交流も進めていただければというふうに思います。

それでは、次に、中小企業向け支援制度について質問をします。

現在、熊本の経済は、TSMCの進出という追い風を受けて大きく動き始めています。雇用や人口の増加、企業の新たな進出など、地域経済の変化は確かな手応えを感じられるようになってきました。

しかし、その一方で、こうした好循環の波が県内の中小企業にまでしっかり届いているかというところ、まだ課題が残っていると感じています。特に建設業や製造業など、地域を支えてきた事業者の皆さんからは、人手が足りない、資材の値上がりが厳しいといった切実な声をいただきます。加えて、直近では、アメリカのトランプ大統領が追加関税を発動するなど、国際経済も不透明さを増しています。

こうした情勢の中で、県内の中小企業が、設備投資や雇用維持に踏み切れないという状況も出てくるのではないかと懸念しています。

国では、昨年度、IT導入補助金やものづくり補助金、事業再構築補助金など、多様な支援策を通じて生産性向上や賃上げに前向きな中小企業を支援してきました。県も、これに上乗せする形で補助事業を展開しており、この姿勢は高く評価すべきものであるというふうに思います。

一方で、ある関係者から、県のこの補助制度の

中には、対象の事業が終わる前に先行して支払われる、そういった補助金があり、事業が予定どおり実施できなかった場合に、県が事業者へ返還を求めるという、そういったケースもあるという話を伺いました。

こうした場合、補助金の返還が滞ってしまうと、県民の大切な税金というものが無駄になってしまうおそれもあります。間口を広げることはもちろん大切ですが、税金を使う以上、透明性と確実性は何よりも重要になってきます。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、県が行っているこの上乗せ補助制度において、実際に補助事業が完了しなかった等で補助金の返還を求めたケースで回収が困難となっている、そういった例はあるでしょうか。

2点目に、今後、世界的な経済の不安定さが続くことが見込まれる中で、県として、中小企業に対してどのように支援制度を展開し、地域経済の持続的な成長につなげていくつもりなのか、商工労働部長にお尋ねします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) まず、県の上乗せ補助事業における事業者からの補助金の返還の状況についてお答えいたします。

令和5年度から6年度にかけて実施しました中小企業者生産性向上緊急支援事業では、国等の補助金を活用する事業者の負担軽減のため、県独自に自己負担額を10分の1にまで引き上げる上乗せ補助を行いました。

この上乗せ補助では、国等の補助金の額が確定する前でも補助金を交付できるという運用をしておりましたので、国等の補助金が当初の決定額から減額されたことに伴い、先に交付した上乗せ補助分について、県への返還が必要となる事例が発生いたしました。

ただし、いずれの事業者も県に適切に返還されており、回収が困難となった事例はございません。

次に、今後の経済情勢を見据えた県の中小企業者支援の取組についてお答えいたします。

本県の経済情勢は、TSMC進出の恩恵もありますが、全体的には、人手不足や物価高等の経営環境の変化に加え、米国の関税措置の影響により先行きへの不透明感も強まっていることから、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいと認識をしております。

そうした中で、今年度は、中小企業の経営改善に向けた生産性向上の取組への支援を強化するため、1点目の御質問にありました上乗せ補助について、予算を増額するとともに、補助金の返還が生じないように、運用の一部見直しなども行っております。また、中小企業が抱える個々の経営課題に応じた専門家の派遣や経営指導員による伴走支援も継続して進めているところです。

資金繰りへの支援についても、県の融資制度におきまして、今年4月、生産性向上等緊急支援資金を新たに設けたほか、今月2日、米国の関税措置の影響を受ける中小企業を対象とする米国関税対策枠の運用を開始いたしました。

さらに、今月中の開始を目指し、スタートアップ促進のため、創業者向け融資に経営者保証を不要とするメニューを追加して資金調達をやすくするなど、多様な資金ニーズに応じた金融支援も充実させます。

引き続き、関税交渉を含めた世界的な経済情勢や国の経済対策等の動向を注視しながら、商工団体や金融機関等と連携した経営、金融両面からの一体的な支援を通して、中小企業者の持続的な成長を後押ししてまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 上乗せの補助については、適切に返還されているということで、大変安心をいたしました。

本来、この仕組みは、真っ当に事業をされている方にとっては、大変ありがたい仕組みだというふうに思います。しかも、県も、積極的にそういった企業を支援したいという姿勢により実現してきたものだというふうに理解をしております。

本年度は、その運用を変更し、こういった事象が起こらないようにということで対策をされ、そして、その補助の予算を増額したということですので、しっかりこのような取組は継続して取り組んでいただきたいというふうに思います。

さらに、スタートアップの支援、こういったものも、熊本にとっては、やはり新たな産業を生み出すということが、今後熊本の大きな課題になってくるというふうに思いますので、そちらへの支援もぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

戦後80年を迎える県の歴史教育の在り方について質問をします。

本年8月、戦後80年という大きな節目を迎えます。安倍晋三元総理が発表した戦後70年談話では、戦争に対する深い反省と哀悼の意が表されるとともに、植民地支配や侵略に対する反省とおわび、さらに、子や孫、その先の世代にまで謝罪を続ける宿命を背負わせてはならないとの未来志向の姿勢も明確に示されました。

そうした年に当たる本年の5月、熊本市東区の健軍神社において、義烈空挺隊の慰霊碑が新たに建立をされました。

義烈空挺隊は、大日本帝国陸軍の特殊空挺部隊で、太平洋戦争末期の1945年の沖縄戦において、米軍飛行場を奇襲、破壊するための自爆攻撃を行った部隊です。この部隊は、同年5月24日に熊本

の健軍飛行場から出撃し、多くの命が失われました。

その後、戦後に熊本県内で生存していた隊員の呼びかけにより、1965年、義烈空挺隊の碑が建立をされました。しかし、その碑は、自衛隊駐屯地内に設置されていたため、一般の方の目に触れる機会は極めて限られており、私自身も、議員になるまでその存在を知りませんでした。

そうした状況の中、この義烈空挺隊が出撃前に必勝祈願を行ったとされる健軍神社の境内に、一般の方も目にすることができる顕彰碑が新たに建てられました。

また、戦後80年の節目に当たるといことで、熊本とゆかりの深い台湾との歴史的な関わりについても触れたいと思います。

近年、台湾との交流が活発になる中、高井先生の質問にもありましたけれども、平井数馬先生の功績が改めて注目をされています。

この平井数馬は、宇城市松橋町の出身、私の大先輩であります済々黷の出身でございます。台湾総督府の学務部員として、台北の芝山巖学堂で教鞭を執られました。短い滞在期間の中ではありましたが、日台間の語学教育において、大いに貢献した人物です。

こうした熊本にゆかりのある戦争や教育の歴史、これは県内でも広く知られているとは言えないというふうに思います。しかし、熊本の子供たちが、過去の出来事から学び、未来を切り開いていくためには、県出身者や熊本に深く関わる出来事についても、教育の中で触れる機会をつくる必要があると考えています。

そこで、教育長に2点お尋ねします。

1点目に、現在の教育現場において、近代史に関わる熊本ゆかりの人物や出来事についてどのような教育が行われているのか。

2点目に、義烈空挺隊の貴い犠牲や平井数馬のような偉大な先人の功績を、将来を担う子供たちへどのように語り継いでいくべきか、お考えをお聞かせください。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 熊本ゆかりの人物や出来事について、学校での取組をお答えします。

小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて実施しています。

小学4年生の社会科では、地域にゆかりのある人物や歴史的な出来事など、具体的事例を基に、先人の働きを考え、学んだことを表現する学習を行っています。

中学校の社会科では、熊本にゆかりのある人物が、国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物として取り上げられています。

高等学校では、探求活動において、地域の文化遺産や熊本にゆかりの人物、出来事に関わる調査研究等に取り組んでいます。

また、小中学校の道徳科等においては、道徳教育用郷土資料「熊本の心」を活用しています。

県教育委員会として、引き続き、学習指導要領を踏まえ、熊本ゆかりの人物や出来事などのさらなる情報収集に努め、調査研究を深めてまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 今回、この歴史教育の質問というところでは、高井議員も熊本の郷土愛について質問をされました。私も、自分自身があまりそういったことを実際子供の頃から知らなかったというこういう思いから、子供たちにもこういった教育をしていくべきではないかというふうに考えて質問させていただきました。

学習指導要領がありますので、なかなかいろんなものをすぐすぐできるというわけではないというふうに思いますけれども、様々な取組が行われているということで、今後もしっかり情報収集等を行っていただきたいというふうに思います。

全国の自治体においても、例えば岡山県では、道徳教育郷土資料集、こういったものを作成して郷土の偉人や伝統文化、これを教材化して教職員に1人1冊配付すると、こういったことも実施されておられます。こういった全国の事例も含めて参考にいただきながら、子供たちへの熊本の歴史に触れる機会を多く創出していただければというふうに思います。

以上で私の準備した質問は全て終了いたしました。

今回の一般質問においては、タブレットで質問するのは私が多分初めてだったと思います。まだまだ議会のこのDXというものは今からだというふうに思いますけれども、我々若い世代がしっかり率先してやっていきたいというふうに思いますので、皆さんもぜひ一緒にやっていただければというふうに思います。

本日は御清聴いただき、ありがとうございます。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時11分開議

○副議長（緒方勇二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住永栄一郎君。

〔住永栄一郎君登壇〕（拍手）

○住永栄一郎君 上益城郡区選出・無所属の住永栄一郎でございます。

まず、DXじゃなくて申し訳ございません。紙資料で行かせていただきます。

本日、私、6月16日、孫の誕生日でございます、その記念すべき日にこうやって質問をする機会をいただきましたこと、本当に先輩の議員の皆様方、ありがとうございます。

木村知事が就任をされて1年がたちました。本当に、いろいろ御苦労もあるかと思えます。お疲れさまでございます。

また、日本の紙幣が新しくなってちょうど1年がたちます。日本の最高紙幣1万円の表紙に顔が写っていらっしゃるのは渋沢栄一さん。私も栄一郎でございますけれども、同じ栄一を使っている身分といたしまして、岩下栄一先生、どうぞよろしくお願いいたします。私も、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に移らせていただきたいと思えます。

益城町の復興に向けた道路整備の推進について。

熊本地震発生から9年が経過しました。来年には10年目を迎えることとなります。県や益城町をはじめ関係者の多大なる御尽力により、県道熊本高森線の都市計画道路区間もいよいよ事業完了が見えてきました。

しかしながら、益城町を含む上益城郡は、熊本市に隣接したベッドタウンとして発展してきたいきさつがあり、交通渋滞に関しては、まだまだ深刻な面が相当あると認識しています。

益城町の熊本地震からの復興は、まだまだ道半ばであります。これから本格的な復興を遂げるためには、町に新たなにぎわいを創造することや住民の安全、安心で快適な居住環境を保障する宅地整備など、取り組むべき課題は山積しています。そして、道路の整備も大きな課題であると私

は考えています。

先ほどもありましたけれども、先日も、私は、熊本都市圏の渋滞について、専門家の方からお話を聞く機会を得ました。熊本都市圏の渋滞解消のためには、自動車利用を1割削減し、渋滞により発生する時間のロスを半減させ、公共交通機関の利用者を2倍に増やすことなどが基本的に望まれる解決策であるとの話を聞きました。

自家用車による通勤者を現在よりも1割減らすためには、通勤者の行動変容が必要になります。また、公共交通機関が、利用者にとってより速く、より安く、より快適であることが重要です。

渋滞解消は、道路整備のみで完結すると私は考えておりません。今後も、機会を捉えて、渋滞解消に向けたアイデアや提言などをしていきたいと考えています。今回は、私の課題認識についてのみ触れさせていただきました。

さて、とは言いましても、渋滞解消のためには、もちろん道路整備が欠かせないことは論をまちません。益城町の復興に向けた道路整備の推進について、地域に密着した課題として幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、国道443号線の道路改良についてです。

国道443号と熊本益城大津線、通称第二空港線が交差する益城町の平田交差点付近の渋滞は、以前から地域の深刻な課題となっていたところです。交差点改良により、渋滞を解消させ、快適な地域交通網を整備することが求められています。

次に、県道益城菊陽線の整備についてです。

小中学校の通学路でもある益城町立益城中学校付近は、車道や歩道幅員が極めて狭く、大変危険な状況です。

このほか、県道熊本益城大津線、先ほどの第二空港線の道路保全についても、気がかりな点がございいます。

街路樹であるクスノキが巨木化し、根がアスファルトを押し上げ、路面に段差が発生していたり、場所によっては道路沿線の畑にも根が張り、悪影響を及ぼしています。また、長い年月を経過した結果、クスノキが巨木化したため、落葉の季節には落ち葉の量がかなり多く、これも歩道の安全を妨げている状況です。自転車のタイヤが滑りやすく、けがをする子供もいると聞きました。

巨木化したクスノキを街路樹として保全していくことには、今後もかなりの経費がかかることとなることは間違いありません。剪定作業を続けるよりも、伐採や抜根などによる街路樹の撤去も一案ではないかと思えます。私としては、安心、安全、経費削減のために、早急にある程度切ったほうが良いと思えます。

以上のとおり、益城町のメインの縦軸、国道443号線の道路改良の状況、県道益城菊陽線の歩道整備の進捗と今後の見通し、県道熊本益城大津線の街路樹の維持管理の考え方について、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長 菰田武志君 登壇〕

○土木部長(菰田武志君) まず、国道443号の道路改良の状況についてお答えします。

国道443号は、県北地域と県南地域を結ぶ幹線道路であるとともに、地域の生活を支える重要な道路です。

益城町内では、主要な道路との交差点において、朝夕の通勤時間帯を中心に渋滞が発生しており、現在、即効性のある取組として、渋滞が著しい交差点の改良を3か所で行っています。

具体的には、県道熊本高森線の4車線化に合わせて整備を進めている寺迫交差点では、今年度の完了を、また、小池高山インターチェンジ北側の小池交差点では、来年度の完了を目指し、工事を進めています。

さらに、議員御指摘の平田交差点は、県が令和9年度までの3か年で完了を目指す、渋滞緩和に向けた短期対策箇所の一つで、警察との交差点協議や用地取得の後、来年度から工事に着手する予定です。

次に、県道益城菊陽線の歩道整備の進捗と今後の見通しについてお答えします。

近年、他府県で発生した通学路における重大事故を踏まえ、県内の通学路においては、各市町村が策定する交通安全プログラムに基づき、学校関係者、警察、各道路管理者で、毎年、危険箇所の合同点検を行い、児童生徒の安全確保に取り組んでいます。

県道益城菊陽線の益城中学校付近は、歩道が狭く、危険であるため、益城町のプログラムに基づき、県としても、平成26年度から歩道の整備を進めています。

現在、計画区間のうち、益城中学校から北側に整備を進めており、残る区間についても、来年度の完了を目指しているところです。

最後に、県道熊本益城大津線の街路樹の維持管理の考え方についてお答えします。

県では、有識者による検討会議を経て、平成28年度に熊本県道路植栽維持管理計画を策定し、それぞれの地域の道路特性を踏まえて、良好な景観や環境を守ることを目的に、街路樹の維持管理を行っています。

御質問の県道熊本益城大津線は、阿蘇くまもと空港と熊本市中心部を結ぶシンボリックな道路ですが、街路樹の成長に伴い、歩道部の根上がりによる路面の段差や車道部からの見通しの悪さなどの課題が生じています。

このような状況を改善するため、適時、路面の補修や剪定、落ち葉の清掃を行うとともに、維持管理計画に基づき、必要に応じて景観アドバイザー

の意見や地元からの要望を踏まえ、優先度の高いところから伐採を進めています。

今後とも、円滑で安全かつ良好な道路環境を目指し、地元自治体とも連携しながら、整備や維持管理にしっかりと取り組んでまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 土木部長に御答弁をいただきました。これで少しはよくなるのではないかなと思います。

先日、その第二空港線で、御婦人がごみを出しに行くときにけがをされたということのお話を聞きました。そのときは、上益城振興局さんに即座に対応していただきました。本当にありがとうございました。とにかく、各道路、早急をお願いします。

益城は、ショッピングモールがあるわけでもなく、企業や工場が密集しているわけでもありません。県南と県北を結ぶ、その間が益城です。今でしたら、住宅街よりも畑のほうが多いわけですから、今のうちにやっただけであればというふうに思います。

また、渋滞は、県全体で解決をしなければいけません。先日、新聞記事を見ました。県民から広く御意見をいただくようなことが載っておりました。大変いいことだなと思いました。そしてまた、実証実験もいろいろとやっただけじゃありません。いいことはどんどん続けて、そして、大したことない部分に関しては、新しい施策をどんどん出してやっただけであればと思います。

先ほど南部先生のお話にもありましたけれども、この渋滞が今では世界第4位、不名誉な記録でございます。もうとっとうとういったやつは払拭できるように頑張ってくださいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

『ONE PIECE』と地域資源を生かした観光振興について。

漫画やアニメのコンテンツの中で、『ONE PIECE』を生かした取組につきましては、本県でも、熊本復興プロジェクトとして県内各地にキャラクター像の設置を進めるなどにより、着実に盛り上がりを見せています。

昨年、阿蘇くまもと空港の国際線利用者は、過去最多となる48万人でした。アニメや漫画の作品の舞台になった土地や建物を訪れる観光旅行は、聖地巡礼とも呼ばれ、特に日本のアニメや漫画を好む外国人の観光客にとっては、人気のあるツアーのようです。

アニメ漫画「君の名は。」の主人公である瀧が育った東京都新宿区とヒロインの三葉が育った岐阜県飛騨市は、それぞれ聖地になっており、観光地として素晴らしいにぎわいを見せています。アニメ版「スラムダンク」のオープニング曲で使われた神奈川県鎌倉市の江ノ電、鎌倉高校前駅のシーンも、聖地として素晴らしいにぎわいです。御承知のとおり、本県でも、『ONE PIECE』だけでなく、人吉、球磨における「夏目友人帳」とのコラボ企画などの取組もあっています。

こうした取組は、コンテンツツーリズムと呼ばれ、現在、観光誘客に向けて、趣向を凝らしながら、全国の自治体がそれぞれに競い合っている状況です。

昨年、私は、外国人技能実習制度による派遣人材の育成機関等を訪問する機会を得て、ベトナムとカンボジアに行っていました。その際、そこで日本語を学ぶ学校の50名程度の若者に、熊本に関する幾つかのことを尋ねてみました。

まず、熊本という地名を知っている人、2～3名、熊本県の有名な観光地、阿蘇、熊本城を知っている人、これも2～3名、くまモンを知ってい

る人、5～6名。そこで、『ONE PIECE』を知っているかと尋ねたところ、50名程度の若者のうち、何とほぼ全員が知っているという回答でした。

世界に名立たる漫画である『ONE PIECE』は、外国の若者にとっても、知っていて当たり前なコンテンツなのです。熊本のことは知らなくても、ルフィのことはみんな知っています。これを世界における熊本の認知度を向上させる取組につなげない手はありません。

半導体産業を支える人材を確保していく面からも、農林畜水産業を支える人材を確保していく面からも、外国人の産業人材確保は、本県にとって重要な課題の一つです。『ONE PIECE』というコンテンツを生かせば、世界の若者に熊本をPRすることができるのではないのでしょうか。

県庁プロムナードのルフィ像周辺では、キャリアケースを持った外国人観光客が記念撮影などを行っている姿を毎日見かけます。西は宇土市から、東は阿蘇、高森まで、県内に10体置かれているワンピース像をより活用した取組があれば、さらに聖地化することでもっと多くの観光客が訪れるきっかけになるのではないかと考えています。

そして、カフェや集いの場があれば、聖地巡礼の旅先で観光客同士の交流も生まれ、そのことが世界中にSNSなどで発信されることで、さらなる誘客にもつながるのではないかと思います。

本年4月より、ワンピース像を生かしたバスツアーの企画も始まりましたが、今でも外国の方が1日かけて5～6万使い、タクシーで回るといった現状が続いているとのこと。現時点でのツアーの状況はいかがでしょうか。

また、昨年始まりました山都町清和文楽での『ONE PIECE』とのコラボ企画は、どのような状況でしょうか。

私の知人が先日行ったところ、内容は感動する

ほどすばらしいものでしたが、お客さんの入りがまばらで寂しかったと言っておりました。聞くところによりますと、交通アクセスが悪く、旅行者の方が行きにくい。要は、観光のインフラ整備とこの企画の告知や発信の仕方も、両企画ともに抜本的な改善が必要だと考えられます。

このように、地域資源を『ONE PIECE』のストーリー性と絡めていけば、今まであまり知られていなかった地域の魅力や観光の穴場などをさらに掘り起こすことにもつながるはずです。

世界における熊本の認知度向上にも資する『ONE PIECE』と地域資源を生かした観光振興について、これまでの取組実績や現在の検討状況、そして今後の方向性について、観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

**○観光文化部長(脇俊也君)** 漫画、アニメ等のコンテンツは、いわゆる聖地巡礼による観光誘客、地域プロモーションへの活用など、地域活性化に様々な効果があります。

本県出身の漫画家尾田栄一郎さんが描く漫画『ONE PIECE』と連携したONE PIECE熊本復興プロジェクトの取組も同様です。

熊本地震発災直後に発信された尾田さんからの心温まるメッセージ、船長ルフィの指示の下、被災地の困り事をそれぞれの特技で解決していくというストーリーで、県内10か所に設置された麦わらの一味の銅像が、熊本地震からの創造的復興の原動力として、我々を力強く後押ししてくれました。

また、銅像設置後は、経済的な復興なくして地震からの復興はなしとして、銅像を起点とした周遊施策や県内事業者とのコラボ商品の支援など、様々な取組を進めています。

議員お尋ねのワンピース像を生かした2日間の

バスツアーは、4月の開始からこれまで3回運行しており、7月以降の予約も既に入っています。銅像の制作秘話の紹介や物産館等での買物、熊本地震震災ミュージアムへの訪問など、豊富なメニューを含む内容となっており、参加いただいた方には好評です。

引き続き、ファンのみならず、より多くの皆様楽しんでいただけるよう、ツアー運行事業者とも連携を図り、プロモーション強化や販路拡大等による誘客を図ってまいります。

次に、清和文楽とのコラボ企画については、令和4年の熊本県立劇場での特別公演後、昨年3月から清和文楽館において定期公演を開始しました。

議員御指摘のとおり、観覧者数は、公演日より差がありますが、多いときには100人近くお越しいただいていると伺っております。

引き続き、より多くの皆様に御覧いただけるよう、告知方法や公演日の設定、アクセスの充実などについて、関係自治体や事業者と検討を行い、ひいては国宝通潤橋をはじめとした観光周遊にもつながるよう、連携して取り組んでまいります。

最後に、『ONE PIECE』と地域資源を生かした観光振興についてお答えをいたします。

ONE PIECE熊本復興プロジェクトでは、これまでARやデジタルスタンプラリーなど、銅像を起点とした周遊促進を柱に取り組んでまいりました。また、銅像周辺の観光情報等を紹介するガイドブックや動画の制作、南阿蘇鉄道とコラボしたサニー号トレインの運行なども行っています。

こうした取組の効果もあり、昨年、ナビタイムジャパンから発表されたコロナ前の2019年度と2023年度を比較した外国人旅行者の滞在増加率は、道府県別で本県が全国第1位となりました。

また、県内市町村別では、銅像のある9市町村が

上位を独占し、改めて『ONE PIECE』の力を感じたところです。

来年4月には、熊本地震、そしてプロジェクト開始から10年という節目の年を迎えます。『ONE PIECE』と連携して取り組んだこの10年の歩みを多くの人に知っていただくとともに、支えてくださった方々への感謝の気持ちを届けられる企画の検討を進めているところです。

そして、『ONE PIECE』を通じて、熊本を知り、訪れてくださる方々が、熊本の観光も楽しみ、また来たいと思っただけのような魅力あるコンテンツ造成に向け、市町村をはじめ地域の方々もしっかりと連携しながら取り組んでまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

**○住永栄一郎君** 観光文化部長に御答弁をいただきました。

ナビタイムジャパン発表の滞在増加率全国1位、本当に素晴らしいと思います。銅像のある9市町村が上位を独占、またこれも素晴らしい。ですが、『ONE PIECE』の力は、こんなもんじじゃないと思っています。来年はプロジェクトの開始から10年という節目の年を迎えるということですから、ぜひビッグプロジェクトをお願いしたいと思います。

『ONE PIECE』のコラボ列車は、現在走っています。次は、船をお願いしたいと思います。サウザンドサニー号です。2022年3月でハウステンボスにてのクルーズは終了しております。新たな冒険への旅立ち先として、天草でのクルーズを私は熱望します。ぜひ迎えてください。

観光を爆発させるためには、大きな目玉が必要です。今、ワンピース像の9市町村が上位を独占しているとのことですから、来るとなると、天草は本当にハワイになると思います。お金がかかっ

ても、復興支援ですから、全力で向かってください。どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

熊本の未来をつくるアリーナの必要性について。

昨年11月議会での一般質問におきましても、私から知事にお尋ねをしたアリーナ整備の必要性に関して、今回、再度改めてお尋ねをいたします。

経済産業省とスポーツ庁は、2017年に、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム、アリーナを、2025年までに20拠点整備するとの目標を掲げていました。今年がその最後の年、2025年に当たります。

昨年の長崎に引き続き、今年4月には、神戸に1万人規模のジーライオンアリーナ神戸ができました。今年の夏、7月には、名古屋に1万7,000人収容のI Gアリーナが誕生をいたします。

岡山でも、計画が持ち上がってから5年、280億の整備費用を国、県、市と民間企業が拠出する形で協議が進んでいます。愛媛県では、計画段階から2年、駅前に整備箇所を確定させています。これは、たった2年なんです。それから、さらに先月5月26日、鹿児島におきまして、県議会で8,000席のアリーナ計画を488億で進めることが明らかになりました。

アリーナは、スポーツイベントはもちろんのこと、コンサートやその他の催事でも活用できますし、本県は、九州を支える広域防災拠点構想の中でも、防災拠点の集積地としても重要な意義、立ち位置を持ちます。だからこそ必要なものであると私たちは考えています。

足元の本県におきましては、知事肝煎りで公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議が設置され、昨年11月に開催された第2回検討会議では、アリーナや県営野球場の建設を招致しよう

としている八代市や菊陽町など、意欲ある自治体からもヒアリングを行ったと伺っています。

老朽化したスポーツ施設の整備はもちろんのこと、新規整備が必要なアリーナについても、議論を深めていただいているものと考えています。現時点で公表されている整備検討に関する今後のスケジュールを見ますと、もうちょっとスピード感があってもいいのではないかなというふうに感じます。

新アリーナの整備を検討している八代市や県営野球場の誘致を検討されている菊陽町など、やる気のある自治体と協力することも一つの可能性だと思います。そして、県がどのように支援をするかを検討した上で、早期の判断と決断が大事ですが、どうなりましたでしょうか。

プロスポーツは、子供たちに夢や憧れをもたらします。競技への夢や憧れがあることで、試練や訓練を重ね、子供たちも大きく成長をします。

スポーツのみならず、次の世代を育てるには、まず環境を整えることが必要だと思います。そのためにも、本県のスポーツ界がますます発展していくためには、その確固たる礎としてアリーナを建設することが最優先の課題だと私は考えています。

100年に1度のチャンスだと私は以前から訴えてまいりました。機運醸成の今だからこそ、スケジュールをさらに、前倒しを含めて、もう一步踏み込んだ加速化が必要だと思います。とにかくゴールを決めないと、見えないゴールに向かっていつまでも走るわけにはいかないのです。やるかやらないか、知事の御自身の決断にかかっています。

そこで、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議において、アリーナ整備に向けては、これまでどのような議論がなされてきたの

か、また、具体的なアリーナ整備計画の策定等に向けた意思決定を、今後加速化する予定はあるのかないのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議では、アリーナに関して、スポーツでの利用はもちろん、コンサートなどの興行利用に加え、防災の観点での整備を求める意見がありました。また、県内市町村や民間事業者が考えるスポーツ施設の整備構想を受け、官民連携を進めるべきだといった御意見もありました。

アリーナは、季節や天候に左右されず、スポーツはもとより、多様な用途に活用でき、多くの県民に夢と感動を届けることができる施設だと思っております。とりわけ、将来を担う子供たちにとって、スポーツを自ら楽しむだけでなく、国内外のアスリートの迫力あるプレーを間近に見る場が生まれることで、夢や希望を育み、成長できる貴重な機会が創出されるものと考えております。

検討会議の中でも、老朽化が進む県有スポーツ施設の再生の一つとして、アリーナ整備について論点整理が進んでおります。

今議会でも、前田議員、そして先ほどの南部議員の御質問でもお答え申し上げましたが、私は、昨年の知事選でのマニフェストにおいて、任期中、すなわち2028年までに方向性を出すとしておりましたが、県民の期待の高さもあり、2026年度に前倒ししたところですが、そして今は、検討会議での議論状況を踏まえて、さらにそれを加速すべく、作業を進めているところでございます。

県としては、検討会議からの御意見を踏まえ、できる限り早期に方向性を決定していきたいと考えております。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 知事、少し早くなりましたです

ね。ありがとうございます。

ですが、鹿児島に追い抜かれてしまいました。遅くなればなるほど、ハードルが上がります。後になって、みすぼらしいものは建てにくくなります。どうぞ早めに、場所、建て方、サイズ、お金、そして県の関わり方、出していただければと思います。知事、2025年、できれば今年決めましょう。今回の質問でも、各会派の議員の先生方、それぞれの地域の代表でもあります。みんなの願いをかなえてください。新しい熊本のシンボルをつくりましょう。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、次の質問に移ります。

高校授業料無償化を受けての県立高校の魅力化について。

高校の授業料が無償化される見通しであるとの報道に我々は接しています。そもそも、建学の精神が違う私立高校と公立高校の授業料を、一律に無償化することに対する是非も十分に議論されないまま政策の実現を見ることになることには、私は深い憤りを覚えているところです。しかしながら、決まってしまう以上は、何らかの対策を取らざるを得ません。

まず、郡部の県立高校の危機感は、容易に想像がつくと思います。上益城郡には、矢部高校、甲佐高校、御船高校の3つの県立高校があります。一部定員割れのコースなどを抱えながら、これまで踏ん張ってきた経緯もあります。

今回の高校授業料の無償化に伴い、上益城郡の中学生は、進学先として熊本市内の私立高校を選択する可能性が、これまで以上に格段に上がりました。

そもそも上益城郡は、熊本市のベッドタウンという側面を持っています。私立高校と県立高校の授業料が無償であれば、多少の交通費がかかって

も、施設がきれいで、学食などの広い飲食スペースもあり、トイレが洋式化されているような、過ごしやすい校舎建設に取り組み、これまで県立高校との差別化を図ってきた私立高校のほうが、断然優位になることは、火を見るよりも明らかです。

そこで、県立高校についても、これから施設整備などに取り組むこととしたところで、私立高校のスピード感には太刀打ちできないのではないのでしょうか。県立高の施設整備を一律に行う財源は、なかなか確保できないと思われます。

そこで、県の財政支出による県立高校の施設整備には、一定の限界があることを理解した上で、ほかにできることについて、あらゆる可能性を排除せずに検討し、できることは全てやるという気概を持って取り組むしかないのではないのでしょうか。

例えば、部活動のOBや同窓生が出資して、部活動の部室を新築する経費を捻出するとか、部活動の強化費用を寄附するとか、スピード感のある機動的な対応が求められます。

地域から地元の県立高校に通う若者の姿が減っていくと、地域全体のにぎわいが失われ、地域の活性化を大きく阻害することになります。

県立高校の魅力化のためには、危機感を強く持っている地域の関心を喚起しつつ、同窓生の母校への思いを募り、地域を結集して、一層強力に取り組を進めていく必要があると思います。

私のところにも具体的な相談がありました。学校内の施設の老朽化が激しいため、同窓生がトイレの洋式化などの学校の改修を行う支援をすることはできないかというものでしたが、担当課に確認したところ、地方財政法に抵触する可能性が大きいとのことでした。

であれば、他に県立高校を支援する方法はない

か調べたら、ふるさとくまもと応援寄附金制度がありました。これは県へのふるさと納税で、この中に夢教育応援分があり、申込みの際に応援したい高校等を指定すると、その高校等に寄附額の2分の1が交付されるというものでした。

令和6年度分の団体指定の交付実績額を確認しましたら、1,194万7,500円でした。もっと周知が必要だと思いました。ぜひ県民の皆様にご存知いただきたい制度です。

学校には、部活OBや同窓生が、強い母校愛で協力しようという多くの応援者がいらっしゃいます。また、地域が一丸となって県立高校の魅力化を推進していくことが求められます。高校授業料が無償化される以上、大勢の皆様の支援が必要です。必要な取組は、待ったなしですぐに着手すべきです。

そこで質問いたします。

高校授業料無償化に伴い、県立高校を抱える郡部地域においては、若者の都市部への一部の流出が懸念されているところです。特に、上益城地域の県立高校は、かなり厳しい状況になりますが、地域の大きな不安に対し、これを払拭するために、上益城地域の県立高校魅力化に向けて、今以上の取組を具体的にどのように展開されていくか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 上益城地域の県立高校の魅力化に向けた取組についてお答えします。

まず、高校授業料無償化についてですが、教育費の負担軽減に伴い、学校の選択肢を広げるという効果がある一方で、議員御指摘のとおり、特に都市部への交通アクセスが比較的スムーズな地域の県立高校については、定員割れに拍車がかかり、さらに厳しい事態になるなど、影響が大きいと考えております。

現状においても、矢部高校、御船高校、甲佐高校ともに定員が充足していない状況が続いており、地元県立高校の将来を心配する声があるのも認識しております。

このため、矢部高校においては、地域や県立農業大学校と連携した有機栽培の研究やスマート農業に係る先進的な技術習得、全国唯一の部活動である二輪車競技部による交通安全普及活動などに取り組んできたところです。

今後は、山都町や県内企業、大学等とさらに連携を強化し、個別指導やより高度で専門的な探求活動の充実など、さらなる学校の魅力化に取り組むこととしております。

御船高校については、普通科と普通科芸術コース、電子機械科といった特色ある学科、コースの学びを中心に、魅力化に取り組んでいます。

今後は、デジタルを活用したものづくりやAI、ビッグデータを活用し、課題解決能力や創造性を育む教育に取り組むことで、特色、魅力ある文理融合的な学びの充実に取り組むこととしています。

甲佐高校では、一人一人の個性を重視した個別丁寧な学習指導とキャリア教育の充実、また、甲佐町との連携により、公営塾の開設等にも取り組んできました。

今年度からは、甲佐町の支援により、情報発信力にたけた民間企業との連携を通じて、情報収集や情報モラルを学ぶ活動や、国の補助事業を活用して、松橋西支援学校との交流等を通じ、共に学ぶ新たな学びの場を目指した実践的な研究にも取り組むことで、さらなる魅力化を図ることとしています。

これらに加えて、矢部高校と御船高校では、地元市町村が主体となり、高校魅力化コンソーシアムを立ち上げ、地域を挙げて地元の県立高校の将

来を見据えた在り方や魅力化について検討することとされています。

今後とも、県教育委員会、学校、そして地元市町村が一層連携を強め、地域に根差した県立高校の魅力化に向け、しっかりと取り組んでまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 教育長に御答弁をいただきました。

各学校の魅力化に向けて、丁寧な説明をいただきました。ありがとうございます。

学校を選ぶ際に、学科とかそういったものも一つですけれども、やっぱり設備、校舎も非常に重要なポイントになってきます。先ほど触れましたふるさとくまもと応援寄附金制度は、これは税務課だそうです。教育課と税務課。ふるさと納税のPRの仕方はいろいろあると思いますが、県外に住む熊本県人には、郷土愛があふれた方がたくさんいらっしゃると思います。特に、熊本の場合は、独特で、知り合いに大学を尋ねるよりも出身校を尋ねる人が多いと言われています。夢教育応援分には、納税すれば母校の応援ができるということをもっとPRすれば、母校愛にあふれた先輩方が出身校に寄附をしようと思ってくくださるのではないのでしょうか。そして、返礼品についても、母校の活動をうかがい知れるようなものを企画しても面白いのではないかと思います。ふるさと納税は税務課、県立高校の魅力化は高校教育課、そういった縦割りだけでは、熊本をふるさととしている県外の熊本県人の寄附意欲を喚起することはできないと思います。ぜひ、縦割りを排して、ふるさと納税をもっと集められる方法はないか、先輩方の母校愛を寄附につなげられないか、県庁全体で取り組んでいただければ、県立高校の足腰を強くすることができるのではないかと思います。どうぞ

よろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問になります。

御船町に建設予定の産業廃棄物処理施設の影響について。

昨年の11月定例会でも質問しましたが、前回の質問の懸念事項を払拭するまでの答えをいただけなかったところも含めて、再度質問をさせていただきます。

地元の皆様、熊本県民の皆様は、2021年9月の新聞報道にてこの産業廃棄物処理施設の計画を知りました。それ以降、不安に思われている町民の皆様の声を含めて、御船町では、町議会でも様々な議論が繰り返されておりますが、調印式から3年8か月がたとうとしている今でも、産廃計画の内容が明らかにされていないのが現状です。

先日、御船町で行われた町民参加型の議会報告会は、2会場に分かれて実施され、町議会議長と副議長が分かれて出席をされ、それぞれの会場で、報告会の冒頭に、産廃に対する質問は受け付けいたしませんと発言をされたそうです。駆けつけた多くの町民の不安は、ますます増すばかりです。

その後日、令和7年3月に発足された地下水と土を守る会のメンバーが、御船町長に、町が主体となった町民説明会を開くよう要望書を提出しました。

その際、メンバーから町長に、3年8か月前の調印当時、町長はPFASのことを知っていたかと尋ねたそうです。すると、町長は、PFASのことは知らなかったと答えられたとのことでした。

確かに、その当時は、PFASに関することは、社会問題としても一般的にも認知されておらず、私自身も知らなかったし、町長が知らなかったこともうなずけます。しかしながら、近年にお

いては、P F A Sは大きな社会課題であり、P F A Sと健康被害に関する事などについては、町はもちろんのこと、上益城5町としても、十分に議論を深め、必要な対策を検討すべきであると私は考えます。

この産廃計画に当たり、県は、当時の副知事をはじめ県の担当者が、上益城5町の町長と他県の産廃施設を視察に行っています。令和3年10月に、知事立会いの下で、覚書まで5町の町長と業者間で交わされています。そもそも、この施設、これは県として必要だったんですか。

産廃施設の建設許可については、これは御船町を含めた上益城5町が主導権を持っているということなのか、県にもこの主導権があるということなのか、説明をしていただきたいと思います。

御船町は、議員、町の職員さん、そろって口をつぐんでいます。許認可権を持つ県が話をしていたら、何が処理され、どこから産廃物が持ち込まれるのか、不明なままとなります。ぜひ説明をお願いします。

上益城郡には、新たに産廃施設を造らないといけないような産業はありません。上益城の主要産業である農林業従事者の皆様も、大変心配をされています。

また、前回触れさせていただきましたが、半導体製造過程においてP F A Sを使用するそうですが、そこから排出される産業廃棄物は、この御船の施設が完成すれば、御船町の産廃施設に持ち込まれることになるのでしょうか。お答えいただければと思います。

そして、御船町を含む上益城郡の住民や県民全体に対しても、産廃施設を新規建設した場合のメリット、デメリットなどを説明する機会をぜひ設けてください。とにかく、御船の町民の方々をはじめ多くの県民が、不安で不安でたまらないので

す。

そこで質問します。

そもそも、この施設、上益城というよりも、これは県として必要だったのですか。

現在、環境アセスメント中である新施設の建設計画については、どこの企業が排出した、どのような産業廃棄物が持ち込まれる予定なのか。具体的には、T S M Cを含む半導体関連企業やP F A Sを使用する企業などから排出される産業廃棄物が新施設に持ち込まれる可能性はあるのかないのか、環境生活部長に説明を求めます。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) まず、御船町で計画されている一般廃棄物を含む廃棄物処理施設の必要性についてです。

上益城郡5町では、住民生活に必要不可欠な一般廃棄物処理施設の老朽化により、施設の建て直しが急務となっていました。一方で、熊本地震からの復旧、復興等で財政運営が厳しくなることが見込まれ、5町による施設整備が難しい状況にあるという相談が、当時、5町から県にありました。

そのような中、県内で一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて処理する施設の整備を検討していた事業者から、県に対し提案があり、県としては、この提案が5町の課題に対応し得るものではないかと考え、その提案を紹介しました。

それを受け、5町において、財政負担の軽減や地域経済への効果があると主体的に評価され、施設整備について当事者間で協議を進められたものと承知しています。

次に、どこの企業が排出する産業廃棄物が持ち込まれる予定かという御質問については、事業者が廃棄物処理法による許可を受けた後に、その許可の範囲内で事業者が判断することになります。

また、どのような産業廃棄物が持ち込まれる予定かという点については、環境アセスメントの4段階ある手続のうち、2段階目の方法書に、この施設で処理する廃棄物の種類として、廃プラスチック類や紙くず、木くず、汚泥等を想定していると記載されています。

なお、事業者は、環境アセスメントにおいて、条例に基づき、地域における説明会の開催や意見の募集などを行われていますが、県としても、方法書に対する知事意見において、次の段階となる準備書の作成に当たっては、地域住民へ丁寧な説明を行うよう述べています。

県としましては、環境アセスメントの目的である環境に配慮したよりよい事業計画となるよう、準備書手続においても、専門家等の意見を伺いながら審査を行うとともに、引き続き、事業者に丁寧な説明を求めてまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

**○住永栄一郎君** 御答弁をいただきました。もう1回聞きたいぐらいです。

県として必要だったのかと聞きました。これは答えていただきたかったです。半導体関連のPFAS類を使用した産業廃棄物が持ち込まれるか、持ち込まれないか、これも答えていただきたかったです。PFASのPの字も出てきませんでした。環境アセスの2段階目の方法書に、廃プラスチック類、紙くず、木くず、汚泥等と記載されているということですが、PFAS類を使用した産業廃棄物は持ち込まれないということでもいいんですか。それもぜひ聞きたかったです。

みんな、真実を知りたいがっています。私だって、産廃場が必要なことだって分かっています。私もここで生活をしていますから。ですが、これだけPFASが問題視されると、みんな不安で不安でたまらないんです。ぜひ、本当の流れを、本

当の中身をお話をしていただきたい。

半導体関連の企業が来るということ、その時点でこれが必要なことは大体分かります。ですから、その部分も含めて説明をしていただかないと、なかなか県民は納得しないと思います。御船町でも、いろんな争い事、そういったところも起こっております。ぜひよろしく願います。県からも説明機会を設けていただきたいと思います。

最後になりました。最後に、1つ要望をさせていただきますと思います。

**○副議長（緒方勇二君）** 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

**○住永栄一郎君（続）** はい。

昨年の9月の定例会において、城戸議員からも質問がございました。学校給食の無償化の問題です。

財政支援を国に求める意見書が、全国の38都道府県の200議会以上から提出されているとの話を聞いています。

令和5年9月現在、文部科学省が実態を確認したところ、全国の自治体のうち、約3割に上ることが分かっています。今無償化になっているところがですね。

学校給食を無償化している自治体の財源としては、475が自己財源、そして、233自治体は地方創生臨時交付金、74自治体においては、ふるさと納税を原資として負担をしています。途中飛ばします。

こどもまんなか熊本の具体的な政策として、学校給食の無償化についても、国に先駆けて県として実施することを検討すべきと私は考えます。

青森県で、令和6年10月に、初の都道府県段階での無償化を開始しました。複数ある子育ての政策の中で、こういった取組が真に必要なか、再度洗

い直せば、県段階での学校給食の無償化には大きなメリットがあるはずです。

熊本県内におきましても、45市町村中、17市町村あります。ただ、本来、子供がどこに住んでいようとも、公平に一律なサービスを受けられるようにすることが必要であり、現段階では、居住地の違いによる教育費負担に著しい格差が生まれ、全ての子供がひとしく教育を受ける権利が損なわれていると指摘せざるを得ません。この点を踏まえると、県段階での無償化には大きな意義があると思います。

ぜひ、食のみやこ熊本、少子化対策、いろんなことを踏まえても、熊本は、1年間の予算が43億かかるということをお伺いをいたしました。熊本県は、8,500億の僅か0.5%です。ぜひ、すぐやれる取組だと思います。どうぞ強く要望しますので、よろしく願いいたします。

以上で、時間いっぱいになりましたけれども、私の質問を終わらせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時13分開議

○議長(高野洋介君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕(拍手)

○坂梨剛昭君 皆さんこんにちは。玉名市選出・自由民主党・坂梨剛昭でございます。

今日はたくさんの傍聴の皆さんに来ていただいております。旅行をキャンセルして来られた方もおられるということで、元気いっぱい、しっかりと質問していきたいなと思います。

昨日、6月15日は父の日でした。今日着けているネクタイ、娘からプレゼントをしてもらいました。

そんな娘も中学校2年生になりまして、昨日、中体連で水泳大会に出場して、50メートルバタフライに出場しました。決勝に残れるレベルではないんですが、一生懸命泳ぐ姿にとっても感動して、その組で2位でした。

先ほど、本会議の前に、池田県議から、あんたの娘、水泳大会出たろうって、うちも出たとよって、1位は池田県議の娘さんでした。うちの娘よりも5秒ほど速く泳ぐその動画を池田先生からもらって、ちょっと悔しかったです。ぜひ、池田先生、親同士の勝負をしていただければなど。

改めて子供たちの行事とかイベントを見に行くことというのはとても楽しくて、私にとっても楽しみの一つです。そのためにも、健康でいなければいけないということで、昨年の6月の質問で、私は、今年1年の健康法は、毎日懸垂を100回やりますと。計算したら250日、100回することができました。結果、肩凝りが今はもうなくなって、腰痛もなくなりました。そして、この間健康診断に行ったら、身長が少し伸びてました。今年は毎日腕立て伏せを200回ということで、ずっと継続して頑張っております。吉田県議も腕立て伏せを頑張っているということで、共に頑張ってまいりましょう。

それでは、最初の質問に移らせていただきます。

最初の質問は、義務教育段階における今後の金融経済教育について、教育長に伺います。

金融の世界、投資の世界といえば、我々日本人にとって、一昔前まで、一部の人たちが運用するもの、またはギャンブル性が高いなど、そんなイメージがあったのではないかと拝察いたします。

しかしながら、今では、キャッシュレス化、電子マネー、QR決済、ポイント還元、資産運用などによる投資など、広義の意味で金融システムを理解していくことは、既に世界では当たり前の時代となっています。

金利の変動、要人の発言、世界的な紛争、政治的な方向性によって大きく変動する株価や為替は、連日のように報道され、今でこそ注視されつつある金融の世界ですが、まだまだ日本の家計、金融資産構成などを見ると、他の主要国と比較して、圧倒的に現金や預金が多く、株式や投資が少ないことが分かります。

この傾向は、投資は危険で、預金は安心という日本人の性質の表れなのかもしれません。

コロナ禍後、技術革新や経済のグローバル化が急速に進展し、生活様式が一変しました。いわゆる社会全体が大きく変革したニューノーマル時代の中で、我々もその変化に応じていかなければならない、その時が来ています。

改めて、あらゆる分野で、投資、投資信託、NISA、iDeCoなどが注目を浴び、より身近な存在になってきました。一部、政府としても資金運用を推奨されています。

資産を運用して、含み益を得ること、ときにその資産運用の金利は、預金では考えられない利益率を生み、とてつもない資産を築くことさえあります。もちろん、ノーリスクではありません。メジャー級の投資においては、10年以上資産運用していくなら、元本割れの確率は10%以下になると予測、政府が推奨している一つ、NISAにおいても、投資期間が短ければ失敗する確率もある程度高くなると言われていますが、20年運用していくのであれば、元本割れの確率はほぼ0%に限りなく近づくとされています。

金融広報中央委員会の2022年金融リテラシー調

査によると、学校などで金融経済教育を受けた人の割合は、日本が約7%、アメリカでは20%となっています。

今年4月、県銀行協会が金融経済教育を推進する仕組みを構築する必要性を感じ、県、日銀、財務局各者と協議を重ね、熊本県内の金融機関や国の出先機関、県、経済団体など85団体の賛同、協力を得て、高校生向けの金融経済教育に取り組むALL熊本金融経済教育プロジェクトが発足されました。

県内の高校、特別支援学校と専門家が協力して授業内容を考え、出前授業を通して、生徒が資産形成や消費者トラブルなど、様々な分野で金融経済の知識を深め、判断力を養う、その一助となる取組になるそうです。

金融経済教育には、大きく分けていくと、次の4つに分類されていくとされています。1、キャリア教育、2、消費生活や金融トラブル防止の対処法、3、金融や経済の仕組みの理解、4、生活設計や家庭管理の方法。

経済協力開発機構による国際調査では、金融リテラシーが子供たちの数学的リテラシーや読解力と密接に関連していることも示され、子供たちにとって、これらの能力を身につけることはとても重要だと考えられています。

現在、熊本県でも、金融経済教育の一環として、小中高等学校の家庭科や社会などの一部で、金融や経済、消費生活など、各段階に応じ指導、授業が行われている状況であります。

今後は、より深く、市場経済の基本的な考え方、現代の生産や金融などの仕組みや働き方など、これからの子供たちが世界の競争社会に出ていくために、技能や資産、収支を的確に管理するための思考力などを身につけることはとても重要だと考えます。

そのようなことを踏まえ、今後、県として、義務教育段階における金融経済教育に向けてどのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 義務教育段階における今後の金融経済教育についてお答えします。

金融経済教育は、成年年齢の引下げやキャッシュレス化の進展などを受け、児童生徒がその発達段階に応じて金融経済に関する基本的な仕組みや考え方を身につける教育です。

義務教育段階においては、自立した消費者を育成するために、計画的な金銭管理や消費者の権利と責任、消費者被害への対応など、消費者に関する教育について、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて取り組んでいます。

まず、小学校の家庭科において、買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方について学習しています。

中学校の技術・家庭科や社会科においては、購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性やクレジットなどの3者間契約、金融の仕組みや働きについて学習しています。

特に、消費者被害の低年齢化に伴い、消費者被害の回避や適切な対応が一層重視されることから、技術・家庭科では、売買契約の仕組みと関連させて、消費者被害について取り扱うことが学習指導要領に示されていることも踏まえ、義務教育段階においては、消費者被害防止のための学習が重要であると認識しています。

文部科学省と消費者庁は、連携して、消費者教育アドバイザーの派遣、中学生向けオンデマンド講座、消費者トラブルに遭わないための体験型教材の提供などに取り組んでいます。

県教育委員会としましても、これらの取組につ

いて、県内の小中学校に周知を図っているところです。

今後、児童生徒が金融経済に関して正しい知識を習得し、自ら考えて判断できる力を養えるよう、学習指導要領との整合性を図りながら、学校現場で実践できる具体的な方法について検討してまいります。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 金融経済教育に対して自ら判断できる力を養う必要性に対して答弁をいただきました。

私には、先ほど言いましたように、中学生と、また、下に小学生の子供がいます。先生方の熱心な指導によって、私が思う以上にたくましく、そして楽しく学校に通ってくれています。

私たち保護者の立場として、学校に何を求めているのか。もちろん勉強や運動はとても大切です。ですが、学校というルールの中で、いわゆる校則の中で責任感や自立心などを育てほしい、そして、社会で戦う力、そして生き抜く力を身につけてほしい、そう願っています。

そのためにも、健全な金銭感覚や判断力を身につける。子供の頃から金融知識を身につけることによって、将来、健全な資産運用または選択肢が広がることになるのではないかと考えます。

家庭科や社会科で金融について学習されていると聞きました。子供たちは、専門的に金融を勉強しているという意識が薄いような気がいたします。できるならば、金融経済もしくは金融として、必須科目にもなればいいなというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、高校無償化を受けた玉名地域の県立高校の魅力化について質問をさせていただきます。

改めて、4月から、公立高校では所得制限が撤廃され、全ての世帯が授業料無償化の対象となり

ました。そして、来年4月には、私立高校も授業料無償化が始まります。教材費、制服代、修学旅行などについては、公立も私立も同じで、自己負担となります。

振り返りますと、高校無償化の導入背景として、教育の機会均等に、家庭における経済負担軽減、少子化対策の子育て支援など、それらを目的として、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が平成22年3月に成立をいたしました。同年4月に施行、公立高校の授業料無償化とともに、私立高校の生徒には就学支援金を支給する制度が創設され、今日を迎えております。

これまで、私立高校では、所得制限がある中で、上限39万6,000円の補助、今後は、その所得制限が撤廃され、上限45万7,000円に引き上げられることにより、実質授業料が無償化となります。

子供たちの可能性を広げる意味でも、また、平等性を推進していく意味でも、さらには、これまで経済的理由で公立を選ばざるを得なかった生徒も私立進学の可能性が広がるといった大きなメリットがある一方、公立離れがますます加速するのではないかと心配しています。

これまでも、サービス力、環境、施設設備など、高校の魅力競争において、公立は私立に一歩も二歩も先を行かれている、それが全ての理由ではないにしても、近年公立の定員割れが目立つようになりました。

特に地方では、入学者が激減する公立高校も多く、その対策を講じることは急務を要します。

大阪府の例を挙げますと、国より先駆けて、2024年度から、公立の授業料無償化に合わせて、私立も段階的に無償化に踏み切りました。その結果、これも全てが理由になりませんが、現実、大

阪府の公立高校は15校の廃校が決定しました。今後さらに増える可能性があると言われていると指摘されています。

高校無償化にはメリットもデメリットもある中、逆に教育格差を生む原因ともなり得るのではないかと危惧します。

このような状況を受け、熊本県は、現在、教育委員会においても、県立高校のあり方検討会が行われていると聞いていますが、来年度から私立高校の無償化が開始されると、熊本県においても、ますます県立高校離れに拍車がかかるのではないのでしょうか。

現に、地方を中心に、県立高校は定員割れの状況が多く見られること、仮に地方で県立高校がなくなれば、教育の機会均等や地域経済の打撃など、影響は相当なものと考えられます。

これまでも、県立高校では様々な魅力化に取り組んでこられています。それだけで厳しい状況が改善するとは思いませんが、これからも取組を継続していくことはとても重要です。

ここで質問です。

現在、玉名地域には、普通系、また工業系、農業系の学科を有する県立高校がありますが、これからどのように魅力化を進めていかれるのか、教育長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 高校無償化を受けた玉名地域の県立高校の魅力化についてお答えします。

これまで、玉名市内の県立玉名高校、北稜高校、玉名工業高校については、普通科または専門学科といった各学校の学びの特色等を最大限に生かした高校魅力化に取り組んできたところです。

特に近年では、玉名市と連携した合同高校説明会の実施や小中学生を対象としたものづくり体験教室等の開催、さらには、地元企業や大学等と連

携した地域課題解決に向けた探求活動等にも取り組むなど、地域のニーズも踏まえた教育活動を展開しています。

しかしながら、今回の高校授業料無償化によって、議員御指摘のように、公立離れがますます加速することが懸念されます。

そこで、今年度、新規事業として、高校と市町村が連携して、学校と地域との協働体制を構築する高校魅力化コンソーシアムモデル構築支援事業を県内6か所で開始したところです。

本事業の趣旨については、県立高校あり方検討会の中でもその重要性が議論されており、その具体的な内容としては、県立高校所在地の市町村が事業主体となり、県立高校、地元企業、小中学校や地域住民などと連携、協議を深めながら、地元高校の将来を見据えた生徒募集や魅力化等に取り組むものです。

特に玉名地域は、本事業に取り組む県内6か所の中、唯一市町村内の複数校が参加するモデルとしてのコンソーシアム構築を目指しており、今後、県内への普及が期待される重要な地域です。

加えて、玉名地域では、これまで、企業、大学等の進路講演会や各学校が企画する子供向けロボット操縦体験会、フラワーアレンジメント教室など、各学校の特色に応じて単独で実施していた取組を、今後は他校生徒も参加できるようにするなど、県立3高校の生徒が自らの進路希望や学びの興味、関心等に応じて相互に交流し、より発展的な学びにつながるよう連携していくこととしています。

県教育委員会としましては、玉名地域の取組を支援し、玉名モデルを全県に展開させるとともに、地元の県立高校に行きたい生徒が増えるよう、地域と一体となって、県立高校の魅力化に全力で取り組んでまいります。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 教育長より、各学校の特色を最大限に生かし、高校魅力化に取り組んでいくと力強い言葉をいただきました。

全て高校授業料無償化によって経済的理由がなくなり、家庭でも子供たちにとっても選択肢が広がる、それはとてもいいことだと思いますが、そもそも、県立と私立の違いとは何なのか、大きく言えば、運営母体、そして教育方針、また施設、校風、一番の違いは学費でした。この学費の壁がなくなることで、選択肢としては少なからず自然の流れで私立を選択されていく、これは否めないのではないかと危惧します。

先ほど答弁でありましたように、コンソーシアム構築を高め、県立の特色を最大限に生かしていただきたいと思います。また、専門高校では、単位などの問題もありますが、県立内での編入制など、入学しても選択ができる県立同士ならではの転校などあればとても魅力的に感じます。

ぜひ、魅力発信に全力を投じていただきますようお願いをし、次の質問をさせていただきます。

次に、農業県熊本としての基盤づくりと人材育成について質問いたします。

我が熊本県は、全国5位の農業産出額を誇る農業県であり、様々な品目において上位を占めています。

御承知のとおり、トマト、スイカは全国で1位、宿根カスミソウ、葉たばこも1位、イグサにおいては、国内の90%を占めており、日本の豊文化を支えています。

そのほか、イチゴにメロン、ナスに栗、ショウガなど多数の品目で、さらには、畜産、漁業でも国内外の食を支えています。まさに農林畜水産業は熊本を代表する産業であると言っても過言ではありません。

昨年、農政の憲法である食料・農業・農村基本法が法律制定以来25年ぶりに改正されました。食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興など、国は農業を守り切る思いで改正されましたが、物価の高騰、原油の高騰、資材の不安定調達、温暖化など気候変動による生産リスク、また、長年の課題である生産者の高齢化や担い手不足、あわせて、農村部の人口減少など、深刻さは増しているのが現状です。

最終的には、産業としてしっかり稼ぐことができる環境をつくること、その上で、生産者の皆さんとさらなる高みを目指して、県の農業、農村の将来をつくり上げること、そのためには、思い切った先行投資を行うことも必要になってきます。

行政側も、今まで以上に寄り添い、生産者が未来を見いだせるような状況をつくり上げていくこと、そのためにも、国へ農業予算増額を強く要求していくことも必要です。

そこで、1つ目の質問として、基盤づくりについてお尋ねします。

国の施策として、また、県にも多くの補助金制度があります。施設設備、用排水路、農地基盤整備などのハード事業、また、様々なソフト事業、中身によってはおのおの補助率が変わるものの、生産者は有利な制度を使い、新規または更新をされておられます。

ただ、予算も限られている中で、申請者全員が採択されるわけではないということ、また、小規模事業者や環境によっては、施設整備費の負担を重く感じている生産者もおられ、規模拡大をしたくてもできない状況もあるのではないのでしょうか。

そのような生産者に向けて、県としてどのような支援をしていくのか伺います。

次に、人材育成についてお尋ねします。

一次産業問題として、次世代の後継者不足が根幹の問題であり、新規就農者の確保は不可欠であります。

熊本県内には、農業の専門高校が11校、大学が1校、農業教育機関として、就農に必要な基礎的な技術を習得するため、授業や実習が行われています。

できる限り卒業生が着実に就農されることを願い、さらには、就農後も経営を拡大、発展させる地域の担い手として定着していくためには、在学中に様々な知識、経験を培っていくことが必要になってきます。

そのため、高校、大学では、農業の魅力を感じてもらい、そのような環境づくりに向け、時代のニーズを先取りしたカリキュラムや、本人の希望に沿って様々な技術や知識を指導、提供することで就農につながるのではないのでしょうか。

今後ますます生産者が減少することも見込まれることを考えると、その役割は重要なものだと考えます。

本県農業の将来の姿を見据え、未来をつくる人材育成に今後どのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長に伺います。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) まず、基盤づくりについてお答えします。

集出荷施設やカントリーエレベーター、排水機場などの施設は、全国有数の産地力を誇る本県農業を維持発展させる上で重要な基盤と認識しております。

その整備には、多額の費用を要することから、国の補助事業を活用していますが、まずは、国において十分な予算を確保されることが極めて重要と考えています。

そのため、市町村や関係団体、県議会と緊密に連携し、国への提案、要望活動を行っているところでは、

県においても、近年の資材や電気料金の高騰など、農業経営を取り巻く厳しい現状を踏まえ、生産コスト低減対策や共同利用施設整備への上乗せ補助など、地域の実情や生産者のニーズを反映した負担軽減対策にも積極的に取り組んでおります。

また、国においては、先般改正された食料・農業・農村基本法に基づき、今後5年間を農業構造の転換に向けた集中対策期間と位置づけ、農地の大区画化や共同利用施設の再編などを集中的に進めることとされています。

県としても、このような国の事業をしっかりと活用しながら、本県農業を担う生産者が将来にわたって安定した経営を進めていけるよう、支援に取り組んでまいります。

次に、人材育成についてお答えいたします。

将来の担い手となる新規就農者の確保に向けて、農業関係高校や農業大学校は、大変重要な役割を担っております。

県内の農業関係高校では、地域の特色を盛り込んだ基礎的な知識や技術を習得するとともに、先進農家での現場実習など、地域と連携した農業人材の育成に取り組んでおります。

例えば、玉名地域の北稜高校では、市町や農業団体、県などが連携し、生徒や教員を対象にしたスマート農業の研修会や他地域での有機農業の視察など、現場感覚を重視した教育のレベルアップに努めております。

また、農業大学校では、農業関係高校と連携して、IoTを活用した共同研究や高校から継続して研究する一貫プロジェクトに取り組み、学生の高い技術力や実践力を培っています。

さらに、情報端末を活用したペーパーレス授業や自動化された施肥技術の実習など、時代に合わせたカリキュラムの実践により、即戦力となる優れた人材の育成につなげております。

このほか、中学生を対象にした農業体験バスツアーや安心して就農できる研修環境整備、機械、施設の導入支援など、きめ細やかな対策を講じております。

今後とも、若年層から就農定着まで切れ目ない支援により、将来の熊本の農畜産業を支える人材育成を強力に進めてまいります。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 農林水産部長より答弁をいただきました。

熊本として、農林畜水産業の基盤を強化していく、安定した生産体制を構築していく、これはとても必要になってきます。地域資源の有効活用をはじめ、持続可能で効率的な生産に流通体制の整備、課題は山積しているんですが、将来の担い手あってこそ投資だとも思います。新規就農者に対しましても、ぜひ、この農業の魅力を伝えて、きめ細やかな人材育成に力を注いでいただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、交通安全施設の維持管理等について質問させていただきます。

1点目の質問は、横断歩道の維持管理についてお尋ねをいたします。

交通事故抑止に向けて、信号機や横断歩道をはじめとする交通安全施設整備、維持管理して安全を確保することは、交通管理者の重要な役割であるところ、喜ばしいニュースが入ってきました。

信号機がない横断歩道で、歩行者横断時の車の一時停止率が、熊本県は74.8%、前年と比較して8.7%上昇しました。5年連続で向上したこと

が、2024年の日本自動車連盟の調査で分かりました。この数値は、九州では最も高く、また、全国平均を21%も上回る高い停止率だったそうです。

熊本県警は、意識の向上をはじめ、さらなる周知のため、横断歩道 止まって渡す「思いやり」キャンペーンを実施されました。期間は、今年度4月から令和8年度、横断歩道では歩行者優先という意識を県民一人一人が認識し、運転者は安全な交通行動を取ることにより、信号機のない横断歩道において、横断歩行者の交通事故防止を図ることを目的とされています。ぜひ、100%を目指して頑張ってもらいたいと思います。

このように、信号機のない横断歩道での歩行者横断時の車の一旦停止率は向上傾向にあります。一方、消えかかっている横断歩道があります。

他の県議の皆さんも同じかと思いますが、私は、小中学生の子供がいるということもあり、通学路の横断歩道が消えかかっている、もうどうにかしてほしいと、そのような相談が多数寄せられます。

実際に場所を確認しますと、日中であれば何とか見えるものもあれば、ほとんど消えているもの、特に夜間や雨天時は、もうほとんど見えにくいと言ってもいいんじゃないかなという状態のものもあります。

このような現状を目の当たりにしますと、横断歩道の塗り直しのための予算が不足しているから工事が追いついていないのではないかと心配をします。また、横断歩道の塗り直しが、要望してから施工まで時間がかかることも承知をしています。

歩行者が安全に安心して道路を通行できる交通環境を維持するためには、できるだけ早く対応していただきたいと考えます。県警本部長にその対

応について見解をお尋ねいたします。

次に、信号機の設置、信号の表示時間の調整について質問します。

県内には、交通量が多く、見通しも悪く、信号機が設置されていないなどの危険箇所が存在します。とりわけ、通学路や高齢者が多く利用する生活道路においては、交通安全対策の遅れが大きな不安材料となっています。

住民が何度陳情しても、なかなか進展が見られないというケースもあるかと思いますが、信号機設置に対しての基準、優先順位はどのように決定されているのか伺います。

また、既存の信号機においても、信号の表示時間の調整によっては、交通の流れが大きく改善されるケースが見受けられます。現在、交通量や時間帯に応じて、信号の表示時間を柔軟に調整する取組はどのようにされているのでしょうか。

以上、交通安全の向上や渋滞の緩和の観点から、信号機の設置について、信号の表示時間の調整について、警察本部長にお伺いいたします。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長(佐藤昭一君) 交通死傷事故を抑止するためには、歩行者の安全確保が最重要課題であると認識しております。

横断歩道における歩行者保護を徹底するため、歩行者優先意識の定着を図る「てまえ運動」を引き続き推進するとともに、交通指導取締りや交通安全教育などを通じ、一時停止率100%を目指し取組を進めてまいります。

磨耗している横断歩道の補修につきましては、令和3年2月定例会において議決されました熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議を踏まえ、歩行者の安全を確保するために必要な予算を確保するとともに、危険性や磨耗程度の高い箇所から優先的に補修に取り組んでいるとこ

ろでございます。

横断歩道の補修要望があった場合には、補修工事が完了するまで、白色スプレーで応急措置をしているところですが、完了までには一定の時間を要していると承知しております。

県警察といたしましては、スピード感を持って補修要望に対応するため、各警察署を通じて実態把握を行うとともに、補修工事の発注を増やすなど、横断歩道の適切な管理に努めてまいります。

次に、信号機の設置、信号の表示時間の調整についてお答えいたします。

信号機につきましては、警察庁が定めております信号機設置の指針に基づいて設置をしております。

同指針には、設置に当たっての様々な条件が設けられており、例えば、交通量や交通事故の発生状況のほか、道路幅員、設置しようとする場所と隣接する信号機との距離、歩行者が信号待ちをするスペースなどが条件となっております。

これらの条件に加え、信号機設置以外の他の対策による代替が可能かどうか、設置効果、緊急性などについても検討した上で、真に必要性が高い場所を選定して設置することとなっております。

同指針の条件を満たさない場合であっても、交差点の改良等により条件を満たすことが見込まれるようであれば、道路管理者と協議し、協力を得た上で信号機を設置するなど、交通の安全確保に努めているところでございます。

また、信号の表示時間の調整については、道路の新設や商業施設等の立地により、交通の流れが大きく変化した場合のほか、道路利用者から要望を受けた場合などに、交通実態も踏まえ、必要な調整を行っております。

今後も、交通実態の変化に注意を払うとともに、道路利用者の要望等も広く承りながら、交通

の安全と円滑を確保するため、適切な信号の運用に努めてまいります。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 警察本部長より、横断歩道の維持管理について、また、信号機について答弁をいただきました。

歩行者や運転者にとって、横断歩道は、安全を守る印みたいなもので、消えかかっていると、運転する人も分かりづらく、また、運転に迷いが出ます。また、歩行者も不安になります。

応急処置での白色スプレー、私もいろんなところで見かけます。ですが、非常に見えにくいというのがありますので、危険だからこそその陳情であり、地域の方にとったら、迅速な工事を求められますので、どうか対応のほどよろしく願います。

改めて横断歩道の塗料を調べてみますと、鮮明な白色を出すための白色顔料、強度、耐久性を出す体質顔料、塗膜形成するビヒクル、そこにガラスビーズなどが散布され、道路の安全を支えるハイテクな塗料になると言われています。

施工者、工事費など問題もありますが、年間発注、施工回数などを増やすなどして対応をよろしく願います。

また、信号機については、時間帯によって交通実態が大きく変化している箇所がたくさんあります。地域の方々の意見というのを積極的に聴取して、要望を聞いていただき、渋滞の緩和または交通事故防止につなげていただきたいと思いますので、よろしく願います。

次に、荒尾・玉名地域の振興について質問をさせていただきます。

木村県政が発足し、1年が経過しました。木村知事の持ち前の行動力には頭が下がりますが、休養をしっかりと取られているのか、心配するほど全

力で駆け抜けた1年だったのではないかと拝察をいたします。

私は、昨年の6月に、一般質問で、県北地域の振興の取組として、荒尾・玉名地域の振興について質問をさせていただきました。まだ1年ではありますが、県内をくまなく回り、様々な意見を聞いてこられた知事に再度質問させていただきます。

改めて、玉名・荒尾地域は、日本遺産に認定された菊池川流域に所在する有形無形の遺産をはじめ、その流域市町村は、熊本県の北の玄関口として、また、北部九州へのアクセスとして重要な役割を担っています。

有明海に面している地域では、漁業として、干拓地域をはじめ、広い農村地帯で米づくりをはじめ、高収益作物であるトマトにイチゴ、ミカンなど、地の利を生かした農林畜水産業が盛んな地域です。

また、熊本県として、県自然公園第1号の小岱山、向かって金峰山からの景観は、有明海が一望でき、一見の価値があります。玉名地域においては、温泉も有名で、上質な泉質は、県内外のみならず、インバウンドとして海外からも多くの方々に足を運んでいただいています。

このように、衣食住のバランスが取れている荒尾・玉名地域ではありますが、人口減少の波には逆らえず、年々人口が減少している状況です。

おのおのの市町では、移住、定住の発信、子育て支援など、様々な対策もなされている状況ではありますが、その効果もまだ見えていないのが現状です。

この最大の課題は、熊本県内市町村、一部の自治体を除いてほとんど同じ悩みを抱えています。

改めて、TSMCの話題は尽きない中、その効果を県内全体に波及させていくこと、これからの

木村県政の大きな役割だと、荒玉地域の方々も大いに期待をしております。

荒尾・玉名地域の魅力をより強く発信するために、歴史と文化、商店街の振興と再生に向けたきめ細やかな支援、さらには、玉名地域振興局に、各市町自治体や商工団体など、さらなる連携の強化、ひいては、商店街、飲食店の振興、また、中小企業、小規模事業者の事業承継に新規開業、販路拡大をしていくことが大切になってくると考えます。

さらに、地域の魅力を生かしていくためには、全ての道は熊本に通じるという考えの下、有明海沿岸道路の整備を強く強く進めていただきたい。そして、新広域道路交通計画の構想路線でもある有明海沿岸連絡道路なども強く進めていただきたい。相乗効果により、人流、物流のネットワークが形成され、企業誘致や観光振興など、経済の発展につながるものと考えています。

知事は、これまで1年、お出かけ知事室など、県民の皆様と意見を交わし、また、地域未来創造会議では、各自治体首長と意見を交換してこられました。知事就任してからまだ1年ではありますが、意見交換や各地域の動きなどを踏まえ、荒尾・玉名地域の今後の振興にかける木村知事の思いについて伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

私は、知事就任からこれまで、可能な限り現場を訪ね、地域の声を直接伺う現場主義を徹底してまいりました。

お出かけ知事室では、私が県内の市町村を訪ね、県民の皆様と直接意見交換を行い、県政に対する様々な思いや御提案などをいただきました。

また、地域未来創造会議では、住民サービスを担う各市町村長さんと地元の県議の皆様にもお入

りいただいて、地域の課題、そして、発展の方向性について直接意見交換をさせていただきました。

荒尾・玉名地域においても、昨年度は、荒尾市、玉名市、長洲町でお出かけ知事室を開催いたしました。また、荒尾・玉名地域の地域未来創造会議は、2月12日に開催させていただきました、地域の皆様から、地域の発展や未来につながる様々な御意見をいただきました。

その中でも、特に、道路ネットワークの整備、そしてまた、議員も今御指摘いただきました、やはりTSMC進出の波及効果拡大に向けた企業誘致ですとか、工業団地の整備などについて、皆様の思いを伺ったところでございます。

この地域は、福岡都市圏をはじめとする北部九州と近く、熊本の北の玄関口として大変重要な役割を担っております。

議員御紹介の有明海沿岸道路は、佐賀、福岡、熊本との3県にまたがる広域的な経済交流圏の創出、そして、県全体の発展のために重要な道路でございます。

今年3月には、長洲—玉名間の第2回計画段階評価が開催され、事業化に向けた手続きが進められるなど、本路線の整備は着実に前進していると感じております。

また、構想路線でもありますが、有明海沿岸連絡道路がそこに加わることによって、道路ネットワークの広域的な役割はさらに増大するものと考えております。

昨年度の一般質問でもお答えしたとおりではありますが、引き続き、国、そして関係自治体と連携して、しっかりと検討を進めてまいります。

企業誘致につきましては、玉名市において、先月、旧月瀬小学校跡地に、韓国の半導体関連企業であるダルマエレクトロニクス株式会社の進出が

決定いたしました。さらに、今、玉名市が分譲を進めております玉名三ツ川産業団地においても、全9区画のうち7区画が既に企業の進出が予定されておいて、残る2区画も、複数の企業から問合せがあると聞いております。

その中には、また、この半導体関連企業が別途含まれておいて、来週、工場新設に関する協定を締結する、実は予定でございます。

このように、特に玉名市の熱心な誘致活動もありまして、半導体関連企業を含めた新たな企業の立地が進んでおります。また、お隣、荒尾市でも、荒尾競馬場跡地に整備を進めています。あらお海陽スマートタウン内に商業施設が開業し、宿泊施設も今後整備される予定と聞いております。

このような明るい話題が尽きない荒尾・玉名地域でございますが、特に農業分野においてのポテンシャルが高く、県での食のみやこ熊本県の創造として、荒尾梨や温州ミカン、イチゴなどの生産性の向上や高付加価値化などにしっかりと取り組んでまいります。

中でも、玉名市横島町は、私が副知事時代に訪問し、そのときも県議にも御一緒いただきました。城戸県議にも御一緒いただきましたが、横島町が、親元就農によって、農村地域が元気になるということ、そこで私は初めて学びました。この横島町の例を参考に、私は、この農業政策の要諦が担い手対策であると考えて、親元就農をはじめとする農業後継者の確保、育成に取り組むことを、まさにこの横島で私は決意したところでございます。

引き続き、この地域が持つ荒尾・玉名地域の伸び代を最大限に引き出すためにも、首長、そして地域の皆さんの御意見、ニーズを丁寧に伺いながら、市町とともに荒尾・玉名地域のさらなる振興に努めてまいります。

以上でございます。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 木村知事より、荒玉地域に対しての熱い思いと期待の声を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

お出かけ知事室、地域未来創造会議に私も出席させていただいたんですが、知事自らが会議を回して答弁をする姿に、参加者もびっくりされました。執行部の方々は、準備がとても大変だったかと思うんですが、そのパワフルさは、県民の方々へ木村県政カラーを示すととてもいい機会だったなというふうに感じています。

荒尾・玉名地域は、熊本の北の玄関口として、また、自然と融合したその地の利を生かして頑張っています。これからますます広域的な経済発展のためにも、商工業をはじめ観光戦略など、地域活力を最大限に発揮するためには、インフラ整備はまた重要にもなってきます。

先ほど三ツ川工業団地の企業進出の話もありました。その期待感のお話もありましたが、荒尾・玉名地域がこれからもますます飛躍していくためにも、県としてもぜひ注目していただき、力を注いでいただきますよう、よろしく願いいたします。

最後の質問は、公共施設等総合管理計画の策定について質問いたします。

ほぼ全ての自治体が直面している公共施設の維持管理問題は、これまで予測はできていたものの、少子高齢化、人口減少などが拍車をかけ、大きな問題となっています。

特に、建て替えや改修、耐震補強に解体、そして、運営に関わる費用や人員確保は、今後の施設運営において大きな負担となり得ます。

熊本県では、この問題に対応するため、2013年に、経営戦略的視点に立った県有財産の総合的な

管理に関する基本方針、ファシリティーマネジメントを策定され、将来的な財政負担の軽減を目指して、総量最適化、効率的活用、長寿命化を基本的な取組として掲げました。さらには、国からの要請などを踏まえて、2017年には、熊本県公共施設等総合管理計画として改定されています。

このような計画策定の背景には、1960年代から1980年代に建築された公共施設が多いということ、また、築30年以上経過した建物が全体の67.5%を占めるという現状があります。

特に、庁舎、学校、道路附属施設、また、文化、そしてスポーツ施設など、多岐にわたるものが対象となっており、今後急速に維持管理や更新の必要性が高まるため、対応を迫られています。

皆様も重々御承知かと存じますが、公共施設などの維持管理、莫大な費用が見込まれます。あわせて、河川や道路、上下水道などの問題などを含めると、その費用はさらに膨れ上がるのではないかと予測されています。

特に、インフラの老朽化は、住民サービスに直接的な影響を及ぼしていくこと、加えて、公共施設の利活用という観点では、単なる維持、更新だけにとどまらず、地域住民のニーズに応える複合化や民間活力の導入といった工夫も求められます。

改めて、日本の最大の課題、人口減少、少子高齢化が急激に進行していく中で、全ての施設を従来どおりに維持するという考え方はもう現実的ではないということです。おのおの地域の特性や将来像に応じて、どの施設を残し、どの施設を再編、廃止するかといった選択と集中というものが必要不可欠になってくると考えます。

2023年には、同計画が、施設総量の最適化とライフサイクルコストの縮減を基本方針として改定されましたが、計画の実行状況については、まだ

多くの課題が残されているのではないのでしょうか。

各施設の個別施設計画の策定状況、統一的な基準に基づいた評価、更新など、課題は山積しています。

現在、デジタル技術の活用による施設管理の効率化が求められる中、BIMやIoTを活用した先進事例は全国で見られるようになりました。

熊本においても導入は限定的ではありますが、さらに進めていくためにも、初期投資や技術者の育成が必要になってくるかと思えます。

しかし、長期的な視点から見れば、人手不足の解消やメンテナンス費用の削減につながるものと考えられます。

改めて、公共施設の適正な管理は、将来世代に大きな影響を及ぼす重要な課題です。公共施設の利用者は県民であり、未来を担うのもまた県民です。だからこそ、施設の統廃合、複合化における再編には、地域住民の理解と協力が不可欠です。

県民のニーズをしっかりと酌み取り、共に知恵を出し合い、納得感のある形で公共施設の未来をつくり上げていくことが今後求められてくる中、県民の皆様と協働の下、持続可能で質の高い公共サービスをどのように提供していくのか、そのビジョンと実行力、成果を問われてきます。

ここで質問いたします。

これからの熊本県における施設計画の策定状況と進捗管理の現状、また、今後の展望についてどのように取り組むお考えか、総務部長にお伺いいたします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 本県が所有する公共施設は、老朽化が進行していることから、維持管理費の増大や建て替えニーズへの対応が喫緊の課題となっています。

このため、県では、財政負担の軽減を図りつつ、県有財産の効果的な利活用を進めることを目的として、平成25年3月に、経営戦略的視点に立った県有財産の総合的な管理に関する基本方針を策定し、平成29年3月には、熊本県公共施設等総合管理計画として改定しました。

この計画では、量の見直しを行う総量最適化、使い方の見直しを行う効率的活用、そして、質の見直しを行う長寿命化の3つの考え方を基本として取り組んでいます。

さらに、庁舎や道路、河川など、全ての施設の種類ごとに個別の管理計画を策定し、施設の特性や状況に応じた対策を講じています。

このうち、庁舎等の建築物については、令和3年3月に庁舎等建築物個別施設計画を策定し、県有財産を経営的な視点で総合的に企画、管理、活用するファシリティーマネジメントの取組を進めています。

具体的には、総量最適化、効率的活用の取組として、用途を廃止した県有財産の売却や総合庁舎と保健所の集約化などを進めてまいりました。そのほか、建て替えや大規模改修については、PFI等の民間活力の導入を積極的に検討することとしています。

現在、天草地域の職員住宅の集約化に向けて、PFI等の手法を活用し、事業者の公募等の準備を進めているところです。

また、長寿命化については、予防保全の考え方に基づき、昨年度、庁舎等について、施設の改修時期や費用の平準化を中長期的に取りまとめた長寿命化保全計画を策定しました。

今後は、全庁の施設の工事の優先度を判断し、効率的かつ効果的な改修を行ってまいります。

引き続き、公共施設としての役割の見直しや財政負担の軽減を図りながら、県有財産の適正な管

理と活用を進めてまいります。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 総務部長より答弁をいただきました。

公共施設等総合管理計画の課題解決には、老朽化対策と財政負担の軽減、最終的には、県民、利用者の皆様のサービスの維持を求められてくるかと思えます。

答弁で言われたように、まず施設の現状を正確に把握し、優先順位を明確にし、個別施設計画を策定していくこと、また、施設の複合化や用途転換、民間の活力導入も視野に入れながら、効率的な運用を進めていくことが大事だと考えます。

今後、計画の実効性をより高めるためにも、対話を通じて合意形成、様々な支援制度を活用し、持続可能な公共施設マネジメントをつくるのが将来世代への責任を果たす使命だと思いますので、どうか頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

以上で一般質問を全て終わることができました。

これから梅雨も明け、暑い夏が待ってます。熱中症など気をつけていただきながらお過ごしいただきますようお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（高野洋介君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明17日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分散会



**第 5 号**

**(6月17日)**



# 令和7年 熊本県議会6月定例会会議録

# 第5号

令和7年6月17日(火曜日)

## 議事日程 第5号

令和7年6月17日(火曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第26号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第26号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第26号まで)
- 知事提出議案の上程(第27号)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第27号まで)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程(第28号から第32号まで)
- 日程第5 休会の件

## 出席議員氏名(47人)

星野愛斗君  
高井千歳さん  
住永栄一郎君  
亀田英雄君  
幸村香代子君  
杉 篤ミカさん

立山大二郎君  
斎藤陽子さん  
堤 泰之君  
本田雄三君  
岩田智子君  
南部隼平君  
前田敬介君  
坂梨剛昭君  
荒川知章君  
城戸 淳君  
西村尚武君  
池永幸生君  
竹崎和虎君  
吉田孝平君  
中村亮彦君  
高島和男君  
増永慎一郎君  
前田憲秀君  
松村秀逸君  
岩本浩治君  
西山宗孝君  
河津修司君  
楠本千秋君  
橋口海平君  
緒方勇二君  
高木健次君  
高野洋介君  
内野幸喜君  
山口 裕君  
岩中伸司君  
城下広作君  
西 聖一君

瀧 上 陽 一 君  
坂 田 孝 志 君  
溝 口 幸 治 君  
池 田 和 貴 君  
吉 永 和 世 君  
松 田 三 郎 君  
藤 川 隆 夫 君  
岩 下 栄 一 君  
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君  
副 知 事 竹 内 信 義 君  
副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
知事公室長 深 川 元 樹 君  
総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
企画振興部長 富 永 隼 行 君  
理 事 阪 本 清 貴 君  
理 事 府 高 隆 君  
健康福祉部長 下 山 薫 さん  
環境生活部長 清 田 克 弘 君  
商工労働部長 上 田 哲 也 君  
観光文化部長 脇 俊 也 君  
農林水産部長 中 島 豪 君  
食のみやこ  
推進局長 辻 井 翔 太 君  
土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
会計管理者 野 中 眞 治 君  
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん  
病 院 事 業 者  
管 理 者 平 井 宏 英 君  
教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
警 察 本 部 長 佐 藤 昭 一 君  
人 事 委 員 会  
事 務 局 長 城 内 智 昭 君  
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
事 務 局 次 長 鈴 和 幸  
兼 総 務 課 長  
議 事 課 長 下 崎 浩 一  
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕(拍手)

○高島和男君 おはようございます。自由民主党・熊本市第二区選出高島和男です。

通告に従い、質問を行います。

最初に、中期財政見通しを踏まえた持続可能な財政運営についてお尋ねします。

今月1日、県が公表した中期的な財政収支の試算は、これまで、熊本地震やコロナ対応など、災害や非常時に特化した財政見通しとは異なり、平時の財政運営を対象とした包括的な試みとして、一定の意義があると考えます。

しかし、その内容は、社会保障関係費や公共施設等の老朽化への対応など必要不可欠な歳出が続く中で、来年度から12年度まで、69億から201億円の財源不足が生じるという極めて厳しい見通しが示されており、持続可能な県政運営に対し、強い警鐘を鳴らすものとなっています。

このように、中期的財政の厳しさを示す資料をあえて公表に踏み切った知事の判断は、県民への説明責任と将来への備えという観点からも、大きな意味を持つものと受け止めています。

他方で、今後の財政運営においては、こうした現実を直視した上で、従来の予算編成や施策の配分の在り方を根本から問い直し、選択と集中による重点的な財源配分が避けて通れない段階にきています。

私見ながら、経済を支えるのは財政であり、それは、地方自治体においても例外ではありません。県の財政が脆弱になれば、住民サービスの維持や地域振興、危機対応の力もそがれます。だからこそ、地域経済を支える土台として、強い県財政が絶対条件であり、まさに財政運営におけるトップの意思と覚悟が問われます。

そこで、知事に伺います。

まず、今回の見通しを踏まえた中期的な財政運営について、県政として、どこに課題の本質があると捉えているのか、また、財政構造をどのように立て直すのか。

次に、予算編成における重点配分の方向性について、社会保障、教育、防災、産業振興など多様な政策ニーズの中で、何を優先し、どういった原則、方針で選別を行うのか。その上で、選択と集中を具体的に進めるための手法や仕組みづくりについてどのようにしようとしているのか、知事の判断とリーダーシップを伺います。

次に、公債費と県債の管理についてお尋ねします。

試算では、災害や国土強靱化関連の県債償還により、公債費は、今後10年間で最大312億円増加する見込みとされています。交付税措置により実質負担は軽減されるとはいえ、取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、通常県債残高も令和2年度以降は増加傾向にあり、今後も、長寿命化対策や半導体関連事業、流水型ダムなどの実施に伴い、一定の高水準が続くと見込まれます。全体では、令和6年度を

ピークに減少に転じる見通しではあるものの、金利上昇局面においては、公債費の圧迫が財政運営のリスクとなり得ます。

そこで、今後の金利動向や交付税措置の影響をどのように見通し、県債の発行、償還計画にどう反映しているのか。あわせて、公債費の増加リスクに備えた財政管理の方針について所見を伺います。

最後に、基金の管理と運用についてお尋ねします。

地方自治法において、基金は、目的に応じて確実かつ効率的に運用することとされています。とりわけ、現在のように金利が上昇傾向にある環境では、基金を単に備えるだけの資金ではなく、生かすべき資産として、戦略的に運用する視点が重要です。運用益も貴重な財源であり、過度なリスクを避けつつ、機会損失を防ぐための方針が求められます。

そこで、現在、県が保有する各種基金について、現預金や債券などの運用資産の構成比や債券の保有年限、利率などの内訳はどうなっているのか。また、今後の金利動向を踏まえた基金運用の考え方についてお尋ねします。

1点目は知事に、2点目は総務部長、3点目は会計管理者に、それぞれ伺います。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 中期財政見通しを踏まえた持続可能な財政運営についてお答え申し上げます。

今回の中期的な財政収支の試算は、私が知事に就任して初めて編成した令和7年度当初予算を踏まえたものでございます。県の財政状況に対する県民の皆様の理解促進のため、また、将来にわたって持続可能で健全な財政運営を目指して公表したものでございます。

まず、今回の試算結果を踏まえた本県の財政運

営に対する課題認識及び今後の財政構造の立て直しについてお答え申し上げます。

本県の今後の財政収支は、企業の進出などによる県税の増収は見込まれるものの、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備、また社会保障関係経費、そして公共施設等の老朽化への対応、また、豪雨災害や国土強靱化事業関係の県債償還、これが増加していくことに伴って、令和8年度からの5年間で、累計685億円の財源不足額が見込まれる結果となりました。

必要不可欠な本県特有の財政需要により歳出が増加している一方で、税収の増は、地方交付税の減額により、その増収効果が一部にとどまることなど、歳入の増加が歳出に追いついていないことが課題だと認識しております。

さらに、今後の景気動向の影響ですとか、新たな政策課題への対応など、現時点では精緻に見込めない財政需要も考えられます。このため、さらなる支援を国に要望するとともに、毎年度生じる多大な財源不足額の解消に努めながら、将来の公債費負担を抑制するなど、財政構造の立て直しにしっかりと取り組んでいく必要がございます。

今月3日には、高野議長とともに、総務省の冨樫副大臣にお会いして、地方創生の兆しがあるこの地域で、ちゅうちょなくインフラ整備などに取り組むことができるように、地方財政措置のある新たな地方債の創設などを要望させていただきました。

引き続き、国に対しては、本県の事情を踏まえた要望を適宜行うとともに、真に必要な事業への選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ってまいります。

次に、予算編成における重点配分の方向性についてお答え申し上げます。

私は、昨年4月の知事就任以降、現場主義の実

践を掲げ、おでかけ知事室や地域未来創造会議など、可能な限り地域を訪問し、多くの県民の方の声に耳を傾け、意見交換を行ってまいりました。

昨年12月には、いただいた様々な御意見を踏まえ、県政運営の基本的な考え方として、くまもと新時代共創基本方針とともに、具体的な施策の方向性を示すくまもと新時代共創総合戦略を策定いたしました。

県民が主人公の県政、これを推進していくためには、この基本方針と総合戦略に沿って、私が日頃から不可欠であると考えている教育と福祉の充実など、優先すべき政策課題を洗い出し、必要となる施策に予算を重点化して、スピード感を持って取り組んでいく必要がございます。

令和8年度の予算編成の前には、県と市町村との役割分担、民間活力の導入、事業の効率化や改善の検討など、予算の最適化を目的として、歳入、歳出両方の面からサマーレビューを行う予定でございます。

熊本のさらなる発展に向けて、将来にわたって持続可能で、健全な財政運営の確立に努めてまいります。

以上でございます。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 県債と公債費の管理についてお答えします。

地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を除いた本県の県債残高及び公債費は、累次の災害への対応や国土強靱化関連事業に加え、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備などにより、今後も増加基調で推移すると見込んでいます。

持続可能で健全な財政運営の確立に向け、県債の発行に当たっては、今後の県債残高や公債費の推移をより意識する必要があります。真に必要な事業への選択と集中、スクラップ・アンド・ビル

ドの徹底を図りながら、投資的経費の規模の精査を通じ、適切な発行額を見込んでまいります。

さらに、県債の元利償還額に対し、地方交付税措置が講じられる有利な地方債を最大限活用し、公債費における実質負担の抑制にも努めてまいります。

また、最近の長期金利の状況については、今年4月以降、市場の不安定な動きにより一時下落したものの、再び上昇の後、落ち着きを見せています。

我が国では、景気回復やデフレ脱却等のため、長らく低金利政策が行われてきましたが、今後は、地方公共団体においても、金利の上昇をより意識した県債と公債費の管理が必要です。

既に発行している県債については、ほとんどが固定金利であり、また、低金利のものが多いため、最近の金利上昇が、直ちに財政運営に支障を及ぼすものではありませんが、今後は、県債の発行コストをより抑えた資金調達に努める必要があります。

県債の資金調達では、長期低金利の借入れが可能な財政投融资資金等の公的資金を最優先に活用してまいります。また、民間資金についても、金利の上昇局面においては、償還期間がより短期の県債の割合を増やすなど、低金利での調達に努めてまいります。

〔会計管理者野中眞治君登壇〕

○会計管理者(野中眞治君) まず、基金運用の構成等についてお答えします。

議員御紹介のとおり、基金の確実かつ効率的な運用を図るため、令和7年3月末時点で、総額約2,000億円のうち半分の1,000億円を債券で、残りの1,000億円を預金で管理しています。

具体的には、基金の中で、短期的に取り崩す可能性が低い部分は、比較的長期に高金利の運用が

期待できる債券で管理し、それ以外は、複数の銀行の金利入札による引合預金で管理しています。

また、債券は毎年50億円ずつ更新し、20年を1つのサイクルとするラダー型運用により、金利リスク面での安定性と収益性のバランスの確保を図っています。現時点では、保有期間が10年を超える超長期債券が約6割、保有期間が10年未満の債券が約4割となっており、基本的に満期まで保有することとしております。なお、昨年度の平均利回りは0.82%で、運用益は約8億円でした。

次に、今後の金利動向を踏まえた基金運用の考え方についてお答えをいたします。

金利上昇局面におきましては、基金の短期かつ高金利の預け入れなど、機動的な運用が重要です。また、いわゆるトランプ関税に係る動向などの影響も見極めながら運用していく必要もあります。

そのため、今後は、債券であれば、金利変動の影響を受けにくい短中期の債券シェアを拡大することも検討してまいります。また、これまで以上に引合預金の活発化を図りつつ、預金する金融機関の経営状況を見極めるなど、運用益の拡大とリスク管理のバランスを図った運用に努めてまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 それぞれ御答弁をいただきましたが、知事からは、共創基本方針と総合戦略に沿って、政策に優先順位をつけて取り組むとの方針が示されました。限られた財源で何を守り、どこに力を注ぐのか、その選択こそが、将来の熊本の形を左右します。

総務部長もおっしゃいましたが、ゼロ金利時代が終わった今、財政運営にも金利のある世界への頭の切替えが求められており、資金の活用にも、これまでとは異なる視点が必要です。県民の理解

と納得、そして、何よりも次世代のために、「入るを量りて出ざるを制す」の視点を持った財政運営をさらに深めていただくことを期待しております。

次に、流動化時代の人材確保と職場改革についてお尋ねします。

新年度がスタートした4月1日、知事出席の下、新たに採用された職員の辞令交付式がありました。今年度は、過去10年で最多となる計233人が新規採用されました。県行政を担う人材への期待が高まる一方で、若手職員の定着が、官民間問わず、大きな課題となっています。厚労省によると、大卒入社職員の3年以内の離職率は全国で34.9%に上り、公務員の世界も例外ではありません。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、昨年9月、日本経済新聞に、地方公務員の退職を抑えた自治体として掲載されました。本県は、22年度の離職者が17年度に比べて2.6倍と、増加率が全国2番目の高さにあります。

続けて御覧ください。(資料を示す)

知事部局における退職者数を年度、年代ごとにまとめたものです。各年度で3年以内に退職した人数が全体の4割から6割、中でも、20代～30代が2割から4割を占めています。

あくまで一般論ですが、背景には、年功序列や終身雇用を前提とした旧来型の組織運営が、現代の働き方と乖離しているという指摘があります。若手が希望する分野に配属されず、意見も反映されないままでは、成長ややりがいを実感できず、離職を選ぶのも無理はありません。

さらに、少子高齢化と人材流動化が進む中で、自治体が人材確保で民間と競合するには、制度の柔軟性、多様性が求められます。既に他県では、短時間正職員制度や週休3日制の導入など、自治

体間でも工夫の差が人材確保力に直結し、今や総務省も副業、兼業を促しています。

こうした変化を受け止め、本県も、組織の在り方を抜本的に見直すときです。若手の挑戦を後押しする職場風土、柔軟な働き方の制度設計、そして、公務員として働く意義と誇りを実感できる文化の構築が、これからの県政を支える基盤となります。

そこで、これからの組織運営について、3点お尋ねします。

思うに、若手職員の離職には、希望とのミスマッチや意見が届きにくい、言わば組織に聞いてもらえないという不満が背景にあるように感じます。既に様々な取組が進められていると承知していますが、実際に職員の意欲や定着につながっているのか、現状の評価と課題についてお聞かせください。

次に、中間管理職は、組織と現場の板挟みとなり、時間や人員の制約、ハラスメントへの配慮など、常に多くのストレスにさいなまれています。そうした中で、職員の成長を鼓舞し、組織を導く存在として、管理職には重要な役割が求められます。若手を支えるだけでなく、管理職自身も、重圧の中で孤立せず、生き生きと職務に臨める環境づくりが不可欠です。これからの管理職に求められるリーダー像について、所見を伺います。

最後に、人材の流動化が進む今、採用や育成の在り方にも変革が必要です。なぜなら、新たに導入される中堅キャリア採用試験により、年齢や経験の異なる人材が混在する組織では、より短期的な視点を取り入れた柔軟な育成が求められるからです。

こうした多様性を踏まえた人材育成の考え方について、以上3点、知事にお尋ねします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 3点、御質問いただきました。

まず、1点目の若手職員の意欲や定着につながる取組についてお答え申し上げます。

人材確保は、少子化に伴い新卒者が激減していく中で、官民間問わず、また、全国共通の課題でもあり、本県においても、これまで、人事委員会と連携しながら、職員採用に向けた広報活動を広く展開するとともに、民間経験者の採用や民間企業で活用されているSPI試験の導入など、採用手法の見直しなどを行ってまいりました。

しかしながら、一方で、議員御指摘のとおり、本県において、入庁後10年以内の20代から30代の退職者は、令和3年度以降、毎年度30人前後で推移しておりまして、こうした中途退職の現状には、大きな危機感を持っているところでございます。

これまで行政組織は、学卒採用を中心として定年までの終身雇用を前提としておりましたが、今の若年層は、一つの組織で定年まで働くことを当然とは考えない、自身の市場価値を高めるべく、仕事を通じて、早い段階から成長できる環境があるか、これを重視する傾向があると言われております。

私は、今の時代に即した対応を取ることが重要であり、キャリアアップを目指す若手職員に引き続き県庁で働き続けたいと思ってもらえるように、県庁をより魅力ある職場にしていかなければならない、そう思っております。

長時間勤務、ハラスメントのない、働きやすい風通しのよい職場づくりを進めるとともに、組織全体で、働きがいと成長実感を持てる職場にしていく必要があると考えております。

そのためには、特に、管理職による職員へのサポートが重要と考えます。管理職のマネジメント

スキルを磨くための研修を充実させ、職員育成の重要性を改めて徹底させてまいります。

先日、庁内公募で中央省庁に派遣している職員と、東京で夕食を囲みながら話をする機会がありました。仕事は大変そうでしたけれども、非常にやりがいを感じると言ってくれた職員が多かったことに大変うれしく思いました。職員のキャリア形成につながる配置先などの希望は、可能な限り尊重していくことが重要だと改めて感じたところでございます。

引き続き、希望するポストに応募することが可能な庁内公募の実施、それと職員の能力や意欲を重視した人事配置、職員の主体的な学びへの支援、そして、顕著な実績を上げた職員への知事表彰、また、若手職員と私自身の意見交換など、職員が働きがいと成長実感を得られる環境づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の管理職に求められるリーダー像についてお答え申し上げます。

1点目のお答えでも御説明したところではございますが、やはり管理職は、職員の成長を促し、組織の方向性を導く存在として重要な役割を担っています。

私が知事に就任してから、管理職の皆さんには、現場主義の徹底、それと風通しのよい職場づくり、そして人材育成に取り組んでほしいということを事あるごとにお伝えしております。

今年度、所属長——課長などその組織のリーダー、所属長に昇任した職員の方々を対象とする新任所属長等研修におきまして、私自身が講師を務めました。夜の懇親会では、理想の管理職像を議論するなど、管理職の意識改革につながるように努めてまいります。

県民が主人公の県政を推進していく上で、県庁

の中だけでは県政の課題は解決できません。管理職の皆さんには、目指すべき目標を部下職員としっかりと共有して、共に現場に向いて、部下職員の行動につながる気づきを与えてほしいと思っております。

やってみなっせの精神で、リスクを恐れず、挑戦する職員を育成し、数多くの成功体験を職員に積ませて、自らも管理職としての成長を感じながら、風通しのよい職場づくりに取り組んでほしいと思っております。

最後に、3点目の多様性を踏まえた人材育成の考え方についてお答え申し上げます。

人材育成の考え方については、今年3月に、人事・人材育成基本方針を12年ぶりに改定いたしました。

今回の基本方針では、議員御指摘いただいたように、民間企業等で経験を積んだ職員など、多様な経験を持つ職員が増えてきたことから、中堅向けのスキルアップコースですとか、私自身が塾長となって、市町村職員や県内企業とも連携した特別研修を新たに設ける、また、9,000本以上の講座を用意したeラーニング研修など、職員が主体的に判断して受講できる研修を充実させているところでございます。

引き続き、職員の意欲を引き出す自発的な学びの支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、職員の幸せなくして県民の幸せはない、そう考えております。風通しのよい職場づくりに取り組むとともに、全ての職員が、成長を実感しながら、県庁で働き続けたいと思うことができるよう、取組をしっかりと進めてまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 組織に属する中で、誰しも一度は、変えるか、染まるか、辞めるか考えたことが

あると思います。職場に違和感や不満を覚えたとき、今の環境を変えたいと考えても、声を上げられる空気がなければ、人は諦めて、染まっていくしかありません。そして、その先にあるのは静かな離職です。だからこそ、挑戦や提案が受け止められ、成長が認められる職場風土づくりが何より重要と考えます。

現場の声に耳を傾けることで離職者が低減し、働く一人一人が、ここで働いてよかったと思える熊本県庁に共に近づいていけることを願います。

次に、転換期にある教育の課題と県の対応についてお尋ねします。

現在、日本の教育は、かつてないスピードで大きな転換期を迎えています。特に、高校教育の無償化の拡充やICT機器を活用したデジタル教育の推進など、制度や環境が急速に変化しています。

こうした取組は、教育の公平性や効率性を高める上で意義のあるものですが、その一方で、地域間格差の拡大や現場での混乱といった課題も現れています。

例えば、デジタル教育の進展は、個別最適な学びを後押しする一方で、教員のICTスキルの差や教室内での人間的な関わりの減少といった懸念もあります。こうした変化をどう教育の本質と結びつけていくのか、今後の方向性が問われています。

また、深刻なのは、教員不足と教員の働き方の問題です。教職を目指す若者が減少する中で、現職の教員には過重な負担がかかり続けています。現場の疲弊は、教育の質そのものに影響を及ぼしかねず、県教委としても、引き続き、採用、育成、処遇の在り方を見直す必要があります。

さらに、本県独自の課題として、県立高校のあり方検討会における議論も佳境を迎えています。

人口減少が加速する中、定員割れを念頭に置いた学級数の削減と教育の質を担保しつつ、地域の持続性をどう両立させるのか、まさに、これらは、本県の未来をどう築くかという根本的な問いにつながります。

そこで、こうしたもろもろの課題について、新たに就任された教育長に3点、所見を伺います。

時に、あり方検討会の議論の最中も新たな課題が浮上し、結果として、対応が後手に回らざるを得ないと思える場面が少なくありません。しかしながら、教育政策は、短期間で成果が見えるものではなく、その効果を検証するには、一定の時間を要します。したがって、将来を担う子供たちのためにも、拙速な判断ではなく、十分な検討と慎重な意思決定が必要であることは理解します。

折しも、公立高校の入試併願が話題となったのもつかの間、6月8日付の報道ベースで、文科省が、高校教育に関する包括的な施策の検討を進めているとの報道がありました。改革交付金の創設をはじめ、統廃合やデジタル化の推進、低中所得層への支援強化など、内容は多岐にわたっています。

こうした国の動きを前に、県教委としても、従来のスタンスでは対応が難しくなる局面が増えるのではと危惧します。今後は、国の動向を踏まえつつも、より主体的かつ戦略的に向き合う必要があります。

そこで、県教委としての受け止めと対処の基本姿勢について所見を伺います。

次に、近年、子供たちの間で活字離れが進み、読解力や語彙力の低下が顕著になっています。書店の減少に加え、家庭内でも新聞の購読数が年々減少し、紙媒体に触れる機会自体が大きく減っています。

こうした背景から、文科省の調査でも、論理的

思考力の弱体化が指摘されています。AI時代だからこそ、紙の教科書や読書活動を通じて、言葉に向き合う力が一層重要になります。海外では、デジタル学習の課題が明らかになり、紙教材の有効性が再評価されています。

子供たちが自ら考え表現する力を育てるために、県教委として、デジタルと活字文化のバランスをどう捉え、読解力向上にいかに取り組もうとしているのかお尋ねします。

最後に、今、有識者の間で、学校依存社会が問題視されています。学力のみならず、生活習慣や家庭問題、福祉との関係まで、学校が過度に多くの役割を担い、現場の疲弊を招いているという指摘です。かく言う私も、PTA活動に関わっていた頃、先生方が本来の教育の範囲を超えた対応に追われている姿に違和感を覚えていた一人です。本来、子供を育てる第一義の責任は家庭にあり、その上で、学校、地域、行政、福祉が連携し、社会全体で支えていく仕組みが必要です。

県教委として、こうした学校依存の現状をどのように認識し、関係機関との連携強化を通じて、教育の持続可能性をいかに確保していくのか、以上3点、教育長の見解を伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、国の動きに対する受け止めと対処の基本姿勢についてお答えします。

現在、国において、高校授業料の無償化や公立高校入試制度の見直しの動きがある中で、政府主導で公立高校の再編等を促す改革計画を策定する方針が固まったという報道があることは承知しており、今後の国の動向次第では、本県にも大きな影響があると考えています。

しかしながら、その後、あべ文部科学大臣は、会見の中で、新たに策定する方針を固めたという

事実はないと述べられており、県教育委員会としては、当面、国の動きを注視するとともに、積極的に情報収集を行いながら、迅速に対応できるよう準備を進めてまいります。

現在、県教育委員会では、県立高等学校あり方検討会において、地域と一体となって、10年後を見据えた県立高校の在り方について検討しています。引き続き、国の動きを注視し、市町村長や地域の声に耳を傾けながら、県立高校を取り巻く様々な環境変化に的確に対処できるよう、着実に進めてまいります。

次に、デジタルと活字文化のバランス及び読解力向上についてお答えします。

県教育委員会では、中央教育審議会の審議内容等も踏まえ、紙とデジタルのそれぞれのよさを生かし、教育の質の向上のため、学校や児童生徒の実態等に応じて、適切に組み合わせることが重要だと考えております。

現在、各学校では、紙とデジタルの情報をしっかりと読み取る活動とともに、自分の考えを効果的に伝えられるよう、資料や文章、話の構成を工夫して発表する活動も積極的に取り入れています。

また、児童生徒の学力や学習状況等を把握するため、小学3年生から6年生と中学1、2年生を対象に、県学力・学習状況調査を実施しています。

今後は、これまで蓄積してきた調査結果を活用し、データ分析の専門機関と連携しながら、読解力を含む学力や学習状況等の状況を詳細に分析したいと考えています。その分析結果も踏まえながら、紙とデジタルのそれぞれのよさを生かし、子供たちの読解力向上に取り組んでまいります。

最後に、学校依存の現状への認識とその対応についてお答えします。

少子化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、学校や家庭を取り巻く社会環境が大きく変化している中、家庭の教育力低下が指摘され、学校への期待はますます大きくなっていると認識しています。

一方で、情報化社会の進展に伴い、保護者は、教育や子育てに関する様々な知識を得る機会が増えています。そのような中で、子供のちょっとした行動や変化を察知した保護者が、学校に過剰な対応を求める場合もあり、現場が疲弊する要因にもなっています。

本県では、議員提案により、くまもと家庭教育支援条例が制定されており、この条例では、県や保護者、学校等の役割を明らかにすることで、保護者が親として学び、成長していくことを目指しています。

具体的な取組として「親の学び」講座では、保護者が抱える不安や悩みを軽減するとともに、保護者が家庭教育を振り返り、その役割を再認識する機会につなげています。

また、コミュニティ・スクールにおいては、関係機関と連携し、登下校の見守りや通学路等の環境整備などを行っており、さらに、各市町村では、放課後子供教室や地域未来塾など、地域の課題に応じた地域学校協働活動を実施されており、学校と連携し、学校をサポートする取組も展開されています。

県教育委員会としては、家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点であるという条例の基本理念の下、家庭教育力の向上を図ることで過度な学校依存を解消し、持続可能な教育環境が確保されるよう、関係機関と密接に連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 国の動きに対して、影響の大きさ

を認識した上で中止、そして、情報収集、迅速な対応に向けた準備を進めているとのことでした。また、あり方検討会や地域の声も踏まえて丁寧に検討していくとの考えも伺いました。

ただ、その上で申し上げるならば、変化の波が確実に迫っている今こそ、県としての方向性や将来像をどのように描くのか、その姿勢が問われる段階に来ているのではないのでしょうか。

教育長には、新たな選択肢や教育の形を前向きに模索していただいて、その手腕を存分に発揮していただきたいと思います。

次に、危険鳥獣への緊急対応と持続可能な地域対策の強化についてお尋ねします。

昨今、野生鳥獣が人の生活圏に出没し、農作物、人身被害を引き起こす事例が全国で増加しています。令和5年度には、熊による人身被害が過去最多の219人に上り、うち6人が死亡しました。既に、今春以降も、秋田県など東北地方では、住宅への侵入や学校周辺での出没が相次ぎ、住民の不安は一層高まっています。

ちなみに、この質問は、今年に入って、熊本市西区で農業を営む同級生の声がきっかけでした。同級生は、箱わなや銃猟でイノシシの捕獲を行っているが、捕獲を上回る頭数の激増、また、廃校となった小学校の周辺が保護区に指定されているため、銃猟ができず、そこを根城にしている、タケノコや果樹の被害額も年を追うごとに増加している、という切実な内容でした。

この件については、議会でも度々取り上げられています。本県において、イノシシや鹿などによる被害は依然根強く、近頃は、住居周辺での出没も見られるようになってきました。こうした現象は、農業の営みを脅かすだけでなく、住民生活そのものに対する脅威となっていることに強い危機感を覚えます。

このような状況を受け、本年4月には、改正鳥獣保護管理法が成立し、市街地での危険鳥獣に対する緊急銃猟が自治体判断で可能となる新たな制度が導入されました。施行は今秋とされていますが、制度の実効性を確保するためには、現場の課題や住民の声を今の段階で明らかにし、県として主体的に備えることが肝腎です。

もとより、制度上、市町村が実施主体であることは承知していますが、実際には、県の方針や姿勢が現場の対応に大きく影響するのが実情です。市町村としても、県の動向を常に注視しており、県が積極的に支援と広域的な調整に乗り出すことが、制度の実効性を高める鍵になると考えます。

そこでまず、改正法を踏まえた県の支援体制強化について伺います。

緊急銃猟制度の導入により、市町村には、新たな責任と判断が求められる一方、安全管理や損害補償、住民対応など、現場負担は極めて重くなります。

県として、市町村が制度を適切に運用できるよう、緊急対応マニュアルの整備支援や専門人材の派遣、ハンター、警察などとの連携体制強化をどのように進めるのか伺います。

また、緊急銃猟の実効性を確保する上では、現場対応に支障を来している現行の保護区指定の在り方にも課題があると考えます。特に、前述したように、従来の指定基準が現状に即していない区域については、柔軟な見直しを含めた対応が必要と考えますが、併せてお尋ねします。

次に、昨年6月、財務省が、鳥獣被害防止総合対策交付金の抜本的見直しを求め、費用対効果を厳しく問う姿勢が打ち出されました。今後は、単なる防護柵の設置や捕獲数増加を目標とするのではなく、実際に被害減少という成果を出す対策への転換が求められます。県内市町村においても、

現場点検の徹底や成果指標に基づく計画見直しが必要と考えます。

県として、効果検証に基づく市町村指導や広域的な連携モデルの推進など、より戦略的な支援をどのように行うのかお尋ねします。

最後に、既に、県内では、くまもと農家ハンターなど、若手農家が中心となった地域ぐるみの鳥獣対策組織が活動しており、ジビエの利活用促進やハンター育成支援など、持続可能な鳥獣対策が進められています。

改正法成立を機に、これらの取組をさらに広域的に展開し、地域間の連携を強化することで、県全体の対策の底上げが図られると考えますが、見解を伺います。

以上3点、環境生活部長にお尋ねします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) まず、危険鳥獣に対する取扱いを見直す改正鳥獣保護管理法を踏まえた県の対応についてお答えします。

危険鳥獣とは、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシと定義されています。県内では、熊の生息は確認されていないため、被害の報告はありませんが、イノシシによる人身被害は、令和6年度に2件発生しております。

一方、全国的には、危険鳥獣による被害が拡大しており、本年4月に鳥獣保護管理法が改正されました。改正内容は、日常生活圏に危険鳥獣が出没した場合、従来は禁止されていた住居集合地域における銃猟等について、市町村長が地域住民等の安全を確保した上で緊急銃猟として行うことが可能とするものです。

改正法は、本年9月1日施行であり、それまでの間に、環境省による緊急銃猟ガイドラインの公表、都道府県、市町村向けの説明会等が予定されています。

そのため、まずは、今後公表されるガイドラインの内容を確認し、市町村や警察、猟友会等の関係機関との連携体制の構築など、市町村の支援に向け必要な準備を進めてまいります。

また、鳥獣保護区については、鳥獣の種類や生息状況を勘案し、守るべき種の保護を目的に指定することとなっている一方で、鳥獣保護区を含む県内全域において、イノシシ等による農林業の被害額は増加傾向にあります。

そのため、本県では、鳥獣保護区の更新に当たり、各地域の被害状況や市町村長等の意見を踏まえながら、鹿やイノシシに限り、狩猟を許可する特例休猟区への移行を検討するなど、保護と管理の両立を目指して取り組んでまいります。

次に、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る市町村支援についてお答えします。

令和6年度に財務省が行った予算執行調査結果を受けて、農林水産省では、都道府県に対して、チェックシートを活用し、侵入防止柵の適切な設置や維持管理を行うなど、効果的、効率的な鳥獣被害対策を実施するよう、通知を发出しています。県では、この通知を市町村へ周知するとともに、チェックシートを活用した点検強化を指導しているところです。

また、引き続き、野生鳥獣が生息しにくい環境の整備と管理を地域ぐるみで行う「えづけSTOP!」対策を軸として、侵入防止柵の効果的な設置等を組み合わせた総合的な対策を広域的に展開するとともに、ICT技術を活用したセンサーカメラによる箱わなの監視など、捕獲の効率化、省力化の取組も併せて推進してまいります。

最後に、地域間の連携強化等についてお答えします。

まず、ジビエの利活用については、ジビエ加工業者や市町村、県で構成するコンソーシアムを核

に、加工技術の研修会やジビエフェアの開催など、品質向上や安定供給、ブランド化に取り組んでいます。

また、狩猟免許保持者については、これまでの育成の取組により一定数確保できており、若年層の狩猟者も増加傾向にあります。しかしながら、将来的には、免許所持者の減少や高齢化が見込まれるため、継続的なハンターの育成が必要と認識しています。

県では、今年度からスタートする全市町村を対象とした銃猟・わな猟マイスター育成事業により、若手及び中堅の狩猟者への技術向上研修やペーパーハンター向けの実践研修を実施し、若手狩猟者の定着化や現場指導者の確保を進めています。

今後、県、市町村、関係団体の連携をさらに強化するとともに、人材育成を図りながら、県全域において持続可能な鳥獣対策が実施できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 施行を見据え、県としての支援や調整に取り組む姿勢は評価いたします。現場では、本当に対応が迫られている喫緊の状況もございます。ぜひ、県がリーダーシップを発揮していただき、市町村が安心して9月1日を迎えることができるように、環境整備の加速をぜひともよろしくお願いを申し上げます。

最後に、外来水草がもたらす農業、排水機能への影響と対策についてお尋ねします。

先般、熊本市南区で農業を営む方から、外来水草であるホテイアオイやウオーターレタスの繁殖について深刻な相談が寄せられました。その内容は、毎年5月から10月にかけての用水期に、城南町から富合町を流れる緑川水系の仁子川やその周辺の排水路で、これらの水草が大量に繁殖するこ

とで農業被害や排水不全が年々深刻化し、地域農業に支障を来しているというものでした。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

ホテイアオイは、南米原産で繁殖力が極めて強く、富栄養化した水域では、短期間で水面を覆い尽くします。寒さには弱く、冬場には枯死するものの、一部が越冬すれば、翌年の春から再び急増し、地域の恒常的な課題となります。また、腐敗したホテイアオイは悪臭を放ち、生活環境にも悪影響を及ぼします。

片や、ウオーターレタスは、アフリカ原産の多年生水草で、観賞用として国内に持ち込まれたものが全国に広がり、現在では、西日本を中心に、各地で定着しています。食用には適さず、有害物質を含むことから、誤って口にすると健康被害のおそれもあります。

これらの水草は、通常時でも排水機能を妨げるほか、豪雨時に排水機場が稼働する際、大量に導水路を流れて流れ込み、御覧のように、除じん機の処理能力を超えることで排水不全を招きます。とりわけ、豪雨と満潮が重なった際は、排水路の水位が上昇し、逆流した水草が圃場に侵入し、単に水草が邪魔というレベルではなく、農業基盤の根幹や流域全体の排水機能に関わる重大な課題であり、営農そのものを妨げる結果となっています。

現在、流域にある上杉排水機場は全面改修中で、施設の老朽化対策が進められていますが、ホテイアオイやウオーターレタスの対策については、地域住民や農業者にとって長年の懸案事項です。

そこで、3点伺います。

まず1点目に、こうした現場の実態を踏まえ、県として、この外来水草の発生、繁殖状況及び農業や水利施設への影響の広がりについてどのよう

に認識しているのかお尋ねします。

2点目に、これらの水草は、一度繁茂すれば、除去や処分に膨大な労力と費用を要します。にもかかわらず、根絶に至らないのが現状です。特に、農業者の高齢化が進む中で、個人や地域任せでは限界があるとの声も上がっています。

そこで、地域住民や農業者の声を踏まえた実効性ある除去支援体制の構築や人的、財政的な補助制度の拡充について、県としてどのような支援、対応を検討されているのか伺います。

最後に、現在、上杉排水機場では、全面改修が進められていますが、水草が大量に流入することで除じん機が機能不全に陥り、排水に重大な支障を来す事例は、他地域でも今後十分に想定されます。こうした事態に備えるため、排水機場の機能強化に当たっては、単なる老朽化対策にとどまらず、水草の特性を踏まえた構造的、技術的な対策を講じていく必要があると考えます。

県として、施設整備の在り方や技術支援の方向性について、どのような方針を持っているのか。

以上3点、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) まず、1点目のホテイアオイやウオーターレタスの発生、繁殖状況についてお答えします。

水路での繁茂により通水機能に支障を来すことは、農業生産や生態系のみならず、その地域で暮らす方々の生活にも影響を及ぼす重大な事態と認識しています。

特に農業生産においては、水草の繁茂により、排水機場の故障や機能不全、水路の溢水リスクの高まりが懸念されます。

2点目の実効性のある除去支援や補助制度についてお答えします。

県では、水路を管理する組織に対して、排水機

能が適切に発揮されるよう、多面的機能支払交付金により、水路保全の取組を支援してまいります。

3点目の技術的、構造的対策に関する県による支援等についてお答えします。

水草等は、一度水路内に侵入すると、繁殖能力が高く、繁殖後の対応は多大な労力や費用を要するため、河川へのオイルフェンスの設置や水田の取水口にネット等を結びつけることにより、流入を防止する対策を推進しています。また、速やかな除去の取組も支援しているところです。

農業生産にとって、農地、農業水利施設は欠かせないものです。引き続き、水利施設の管理者である市町村や農業者が行う水草の除去等を支援することで、水利施設が適切に機能を発揮し、将来にわたって持続可能な農業と安全、安心な暮らしが実現できるよう取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 農林水産部長から答弁をいただきましたが、この問題は、農業や排水だけでなく、水質や地域環境にも及ぶ複合的な課題であります。除去対策はもちろん、水質管理や熊本市などの広域連携、また、流通段階での抑止や地域での啓発も重要だと思います。

今後は、農林水産部に限らず、環境生活部や土木部とも連携し、県として総合的に取り組んでいただくよう要望をしておきます。

以上で、私の用意した質問、全て終了をいたしました。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時8分開議

○議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕（拍手）

○中村亮彦君 皆さん、おはようございます。自由民主党・菊池郡区選出・中村亮彦でございます。

今日は、6月定例会の一般質問、これは先週の木曜日から始まりましたが、その最終日の最後の質問ということでこの栄誉をいただきました。議員の皆様方に心からまずは感謝を申し上げたいというふうに思います。大相撲でいきますと、千秋楽の結びの一番、優勝をかけた輪島と北の湖といったところかというふうに思います。

そのような緊張感を持って今日はやりたいというふうに思っておりますけれども、また、紅白歌合戦に例えますと、トリは北島三郎ということになります。北島三郎の代表曲は何かということを知りたくても、私は世代ではございませんので、よく分かりません。年配の議員の皆様方に後で詳しくお聞きをしたいというふうに思っておりますのでございますけれども、顔は吉幾三に似るといふようなことで、若いときから言われております。私も、これは認めておるところでございますけれども、ただ顔が似てるだけじゃなくて、何か一芸に秀でるようなそういう才能があればというふうに、いつも自分で思っておりますのでございますけれども、今でもまだ日々自分の中に眠る才能は一体何かというようなことを探している毎日でございます。

今日は、5問の質問がございますが、時間がありませんので、早速質問に入りたいというふうに思っておりますので、議員各位におかれましては最後まで御清聴、そして、知事をはじめ執行部の皆様方におかれましては、明快で前向きな御答

弁をお願いいたしまして、最初の質問に入りたいと思います。

まずは、くまもとサイエンスパークの今後の進め方について質問をいたします。

県では、本年3月に、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンを策定、公表されました。このビジョンは、知事がマニフェストに掲げた肝煎りの政策であり、我が地元菊陽町においても非常に期待が大きくなっております。

具体的な内容ですが、その基本理念として、分散型サイエンスパークを掲げており、新たに整備するイノベーション創発エリアを核として、必要な機能を複数の拠点で分担する形を目指していることが大きな特徴であります。

まず、分散型サイエンスパークについては、菊陽町が進める工業団地や原水駅周辺の土地区画整理事業もその拠点の一つとして位置づけられており、イノベーション創発エリアやほかの市町村の拠点との機能面での連携、さらには、道路ネットワークの整備を含めた拠点間のアクセス強化などが重要となっております。

また、今回のビジョンにおいて、もう一つ注目している点は、半導体関連産業の誘致のみならず、大学や研究機関の誘致を掲げている点であります。

菊陽町においても、原水駅を中心とした市街地整備において、知の集積を目指し、大学や企業の研究、サテライト施設などの誘致を目指しております。この菊陽町の知の集積の取組とイノベーション創発エリアでの取組が補完関係となり、若者の県外流出の歯止めにもなるのではないかと考えております。

このように、半導体を核として、持続可能な地域の発展を目指す上で、人材の育成、確保は不可欠であり、ビジョンにも掲げる半導体人材のエコ

システムを実現するためにも、菊陽町の取組とも連携を密にしながら、これまで以上に大学、研究機関の誘致に力を入れていただきたいと考えております。

私は、この分散型と大学、研究機関の誘致による人材育成という2つの方向性は、新たな視点であり、このビジョンの成功の鍵を握るものと考えております。このくまもとサイエンスパークを単なる企業誘致の戦略に終わらせず、従前より掲げている新大空港構想の理念を継承しつつ、菊陽町をはじめとする熊本都市圏の新たなまちづくりを実現させることが県全体の発展にもつながるものと考えております。

そこで、木村知事に質問をいたします。

改めて、知事のくまもとサイエンスパークにかける思いと、特に、分散型と大学、研究機関の誘致による人材育成に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

私は、これまでの熊本県の半導体関連産業の集積というこの強みと、そしてまた、本県へのTSMC進出という全国的にも歴史的にもまたとないこの希有な好機を生かして、このことをさらなる熊本の持続的な発展につなげていくため、くまもと版サイエンスパーク構想をマニフェストに掲げました。

そして、有識者や半導体関連企業の皆様、そして、周辺自治体の関係者の皆さんと、これまで議論を重ねまして、今年3月にくまもとサイエンスパーク推進ビジョンを策定し、皆様にお示したところでございます。

今後、このビジョンに沿って、さらなる半導体関連企業の集積はもちろん、地方からの新たな産業創出に向けた産学官連携拠点の整備や新たなま

ちづくりを進めることで、半導体の安定生産による経済安全保障への貢献のみならず、熊本の持続的な発展という地方創生の成功モデルの実現を目指していききたいと考えております。

ビジョンに掲げる取組の中でも、議員御指摘の分散型サイエンスパークと大学、研究機関の誘致による人材育成は、まさにこのビジョンの中核をなすものでございます。

分散型サイエンスパークに向けては、セミコンテックノパーク近隣エリアを中心に、自然環境との調和を図りながら、企業間、そして大学、研究機関との産学連携、菊陽町やそのほか周辺の自治体が進める住環境の充実など、様々な機能の有機的なつながりを目指しております。そして、それぞれが相乗効果を生み出すことで、地域全体の発展につなげていきたいと考えております。

分散型サイエンスパークの実現のためには、道路ネットワークの整備はもちろん、各拠点をつなぐ公共交通の強化も不可欠であると考えております。ビジョンにも掲げるJR豊肥本線の輸送力強化や駅周辺環境の整備及び二次交通の充実など、地元市町、交通事業者などと連携しながら、具体的な検討を進めてまいります。

また、大学、研究機関の誘致については、半導体人材育成に特化した世界に類を見ない大学または学部の立地という高い目標をビジョンに掲げております。

今後、国内外の大学や研究機関などとも意見交換をしながら、誘致活動を進めてまいります。

さらに、ビジョンに掲げる新たな産学官連携拠点、イノベーション創発エリアの整備やパークマネジメント法人の設立に向けた取組を具体的に進めるため、パートナーとなる民間事業者の公募に向け、準備を現在進めているところでございます。

民間事業者の優れた知見やノウハウを最大限生かしながら、地元市町ともしっかりと連携し、具体的なサイエンスパークの姿が一日でも早くお示しできるように、スピード感を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 知事には、分散型サイエンスパークの実現や大学、研究機関の誘致について、具体的な取組をスピード感を持って進めるとの答弁をいただきました。

分散型サイエンスパークの実現のためには、拠点間の有機的なつながりが不可欠であり、特に、JR豊肥本線の輸送力強化や二次交通の充実によるアクセスの強化は重要であります。

この取組は、市町村をまたぐ広域的なものとなりますので、県が主体となってスピード感を持ってしっかりと進めていただきたいと思います。そのためには、サイエンスパーク推進ビジョンに取り組む商工労働部のみならず、交通政策を担う企画振興部や土木部など関係各部が一体となって、オール県庁として、全力でこの取組を推進していただきたいと思いますと考えておるところでございます。

また、世界に類を見ない大学誘致につきまして、私が以前周辺に住んでおりました福岡県の新宮中央駅より南側にある駅周辺には、福岡工業大学や九州産業大学など多くの大学のキャンパスがありまして、多くの学生がJRを利用し、福岡県内外から通学をいたしております。ほかの地域に視察をした際にも、沿線上に大学のキャンパスがあることが多く見られました。

そのようなことを踏まえますと、大学のキャンパスは、各地域から人が集まりやすいJR駅周辺での立地が適しているというのが私の考えでございます。

今後、国内外の大学や研究機関等とも意見交換をしながら、誘致活動を進めるとのことでございました。

例えば、菊陽町が計画しているJR新駅周辺の知のエリアにキャンパスを誘致することで、県内各地から通うことができます。そして、空港からアクセス鉄道を使うとすぐというこの立地は、東京などから非常勤の教授を確保する上でも大きなメリットとなります。また、学生がそのキャンパスで学び、すぐ近くにあるセミコンテクノパーク内の半導体企業の協力により実習を受け、卒業後は、実習の協力を受けたJASMYやソニー、東京エレクトロンなどの企業に就職するといった、まさに半導体人材のエコシステムの仕組みを構築することができるというふうに思います。それこそが、世界に類を見ない大学の設置と言えるのではないかと感じております。

県内では、高校卒業後、多くの若者たちが県外に流出をしていると聞きます。その歯止めにもなり、また、中九州横断道路整備後は、県南地域からもサイエンスパークへの通勤が可能となる、言わば、県内に住み続けながら学び、就職ができることになり、ひいては、TSMCの進出効果の県全体への波及にもつながると思います。

このくまもとサイエンスパーク推進ビジョンを通して、TSMCの立地によるプラスの効果を県内全体に波及させることで、この取組を地方創生の成功モデルとなるよう、積極的に推進をしていただきたいと思います。

また、知事におかれましては、新生シリコンアイランド九州、これに向けて、九州知事会の中でもいろんな御活躍の中だというふうに思います。知事におかれては、私は、九州のみならず、全国レベルでも最も碩学な知事であらうというふうに思っております。その矜持を持って、このサイエ

ンスパークにもしっかりと取り組んでいただきたいと考えておるところでございます。

また、このように、TSMCの進出によりまして、九州フィナンシャルグループが、昨年、経済波及効果を試算いたしております。これは、向こう10年間で11.2兆円というふうに言われておりますけれども、この効果を最大限に、これから私たちは、この果実をもぎ取ってまいらなければなりません。このためにも、様々な課題がございます。渋滞の問題であったり、あるいは地下水の質と量、それから農地の減少、また、地域の皆様方のこれから先の生活環境の変化、いろんな課題があるわけでございますけれども、その課題も解消してまいらなければなりません。

その一つとして、次の質問に入らせていただきたいと思いますが、渋滞のことに対して質問をさせていただきますと思います。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策ということで、これは、熊本県内、いろんなところに、熊本市中心に渋滞が起こっております。今日の質問は、このセミコンテクノパーク周辺の渋滞対策に絞って質問させていただきたいというふうに思います。

セミコンテクノパーク周辺においては、かねてから、朝夕の通通勤時間帯の交通渋滞が深刻であり、その解消が課題となっております。そのような中、TSMCの総会後のやり取りが報道され、改めて渋滞対策が浮き彫りとなりました。

県では、昨年6月に知事をトップとする熊本県渋滞解消推進本部を設置され、様々な取組を推進されており、これまでに、セミコンテクノパーク周辺を含む熊本都市圏において、今後取り組んでいく渋滞対策の方向性や目標が示されました。この中で、道路施策及び公共交通施策についても、短期、中期、長期における具体的対策が示されて

おります。

このうち、セミコンテクノパーク周辺の道路整備については、国による中九州横断道路の整備に加え、合志インターアクセス道路の整備や大津植木線の多車線化に取り組むことが中期対策として示されております。工事は着実に進められており、大変心強く感じておりますが、その完成予定は令和10年度であり、まだまだ時間を要する状況であります。

そのため、渋滞の解消に向け、様々な取組を進めてまいらなければなりません。また、令和10年度の道路整備、いわゆるハード対策の完成後には、その効果を十分に感じられるようにしなければなりません。そのため、この4年間は、積極的にソフト対策に取り組む必要があると考えます。ソフト対策は、ハード対策に比べて柔軟性があることがメリットで、即効策として期待できると思います。ハード対策とソフト対策の両輪で渋滞対策に取り組むことで、相乗効果が生み出され、より効果的になると考えております。

セミコンテクノパーク周辺の企業では、敷地を従業員用駐車場として整備され、車通勤を前提としたところもあります。個別事情があるものと思われませんが、渋滞解消のためには、今後は、公共交通機関の充実を図りながら、車から公共交通へ転換を促していくことが必要だと考えております。

また、現在、交通渋滞が最も深刻なのは朝夕のピーク時であり、昼間の交通量はそれほどありません。このことを踏まえれば、通勤時間帯を分散させる取組も効果があると思われれます。

これからの取組については、これまで以上に企業の協力を得ながら、官民一体となって進めていくことが重要であると思われれます。そして、これらの取組も含め、様々な対策のスピードアップを

し、その効果をなるべく目に見える形で周知していく必要があると思われま

そこで質問です。

冒頭にも触れたとおり、渋滞対策が注目される中で、改めて、今後の交通渋滞解消に向けた具体的な取組、特にソフト対策について、その効果をどのように示していくかについて、企画振興部長へお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策については、ハード整備に加え、即効性の高いソフト対策も進めていく必要があると認識しています。

ソフト対策の一つとして、車から公共交通への転換を促す取組を進めています。

まず、JR原水駅とセミコンテクノパークを結ぶセミコン通勤バスの利用者について、令和6年度は、前年度比1.4倍の1日当たり1,400人となり、交通手段として定着しています。この4月には朝夕1便ずつ増便され、さらなる利便性の向上が図られました。

また、令和6年10月からは、JR肥後大津駅と本田技研工業株式会社熊本製作所を結ぶ通勤バスの実証運行を関係機関とともに実施しています。

さらに、これらと接続するJR豊肥本線については、これまで要望活動を行い、令和7年3月から、一部の便で、車両編成の2両から4両への増結や運行区間の光の森駅発着から肥後大津駅発着への延長など、輸送力が強化されました。

引き続き、需要に応じた柔軟な通勤バスの運行やJR九州への要望活動等を通じて、公共交通のさらなる利便性向上、公共交通への転換促進に取り組んでまいります。

また、議員御指摘のとおり、朝夕の通勤時間帯の交通量を分散することも効果があると考えま

す。昨年9月には、県と熊本市が連携し、時差出勤等の実施による職員の通勤時間の分散に取り組んだところ、渋滞緩和に一定の効果が確認されました。

さらに、民間企業等を巻き込みながら、県民一丸となって時差出勤等に取り組むことで渋滞対策の効果を最大化するため、先月、熊本県渋滞対策パートナー登録制度を創設しました。

まずは、8月末までに200社の登録を目指しており、セミコンテクノパーク周辺企業を含む民間企業等にパートナーとして登録いただくことで、取組の拡大を促してまいります。

また、登録いただいた民間企業等とともに、9月には1万人規模のオフピーク通勤を行い、データに基づく検証と効果の見える化を図ります。

これらの取組を通じて、公共交通の利用や時差出勤等の通勤行動変容へのさらなる機運醸成を図るとともに、表彰制度の創設など、企業等の参画を促す新たな施策も進めてまいります。

今後も、全庁一丸となって即効性の高い対策を検討し、交通事業者や民間企業等とも連携しつつ、セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消に向けて、データに基づく効果検証とその発信を行いながら、スピード感を持って取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 渋滞対策について質問をさせていただきましたが、これは、質問の中でも申しましたとおり、ハードとソフトと両輪でやっていかねばなりません。今日は、ハードは聞かずに、ソフトのことだけ絞って質問させていただいたわけですが、このハードにおいては、質問の中で御紹介を申し上げましたとおり、まず大津植木線の多車線化、それから合志インターアクセス道路、そしてまた、通称菊陽空港線の延伸というこ

とで、今、3つの道路が同時に進められている状況であります。

これに関しては、用地買収等々においても、地元の方々の協力を得ながら、本当に地元の方々が協力していただいて、そして、用地買収がスムーズにいったらというような報告を受けております。順調に進んでいるということでありましたので、これは、令和10年度に向けて、しっかり整備をしていただきたいというふうに思うし、また、これには、大変大きな期待もかかっているところでもあります。だから、ハード整備においては、あえて質問しませんでした。

ここからお姿は見えませんが、土木部の菰田部長が、今うんうんとうなずいていらっしゃるというふうに思います。見えなくても大体分かりますので。

ソフト対策については、富永部長に御答弁をいただいたわけであります。

公共交通への転換ということと、それから時差出勤ということ、もう一つ、実証中のパーク・アンド・バスライド、これも、実証中ではあるかもしれませんが、これから力を入れながら進めていただきたいなというふうに思います。

また、時差出勤についても、昼間渋滞してないということ、これをもうぜひ、これはもうテーブルの土台の上に上げていただいて、そして、企業と本当に連携をしながら、企業に強くこれを申し上げていただきたいというふうに思います。

このソフト対策については、なかなか効果が見えにくいというところもありますので、こうやったからどれぐらい車の台数が減った、あるいは通行する車のスピードが、また10キロ上がった、20キロ上がった、平均スピードで大体この渋滞は測っていきますけれども、そういうところも、どんどん住民の皆様方に示していただきたい

というふうに思います。

ソフト対策が、もういろんな施策を打ちながら、これがどんどんどんどん成功して、ソフト対策だけで渋滞がなくなったなんていうことになりますと、今造っている3つの道路は要らないということになりますので。しかし、恐らくそこまではいかないというふうに思います。

これは、その道路が令和10年度にしっかり出来上がったときから、ソフト対策はそれから先も続くわけですから、これは、道路ができたから終わりではありませんので、今のうちに確立しておく必要があるというふうに思っておりますので、しっかりと進めていただきたいというふうに感じるところでございます。

次の質問に参ります。

熊本セミコン特定公共下水道の整備について質問をいたします。

下水道は、地下に埋設されるため、その存在が目立つものではありませんが、道路同様、半導体企業の集積に必要となる重要なインフラであると認識をいたしております。

そこで、半導体関連産業の集積に伴い増加する工場排水対策として計画された熊本セミコン特定公共下水道についてお尋ねをいたします。

これまで、対象とする区域や地形、周辺環境や放流先などを総合的に検討した上で事業計画を策定し、3月に都市計画決定の手続を終え、いよいよ事業が本格的に動き始めたという印象を持っております。

一方で、セミコンテクノパーク周辺では、渋滞対策として、大津植木線や合志インターアクセス道路などの事業が進んでおり、大津植木線多車線化工事については、令和10年度の完成を目指して、用地取得が完了した区間から工事の発注が始まっております。

特定公共下水道の工場と処理場を結ぶ管路は、大津植木線に埋設されることになり、これから設計が行われるものと認識をいたしております。道路工事完成後に、管路の新設工事により道路を掘り起こすということになれば、大津植木線の供用開始時期に影響が及ぶだけでなく、現道の交通規制によるさらなる渋滞悪化を招くことを懸念いたしております。

そこでまず、整備の進捗状況と管路の新設工事に伴う多車線化工事への影響にはどのようなものがあり、それにどのように対応していくのか、お尋ねをいたします。

また、セミコンテクノパーク周辺においては、今後も企業の立地が進むことが考えられますが、排水の受入れ環境の整備が遅れるようなことがあれば、企業進出の妨げになることを懸念いたしております。

将来、工場進出がさらに進んだ場合、現在計画している熊本セミコン特定公共下水道は、今後進出する企業からの排出に対してどの程度対応できるのか、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) まず、特定公共下水道の整備の進捗状況と道路の多車線化工事への影響についてお答えします。

熊本セミコン特定公共下水道については、新たに国に創設いただいた交付金を活用し、現在建設中のソニーの新工場と年内着工予定のJASM第2工場の排水を処理するものです。

下水道施設の整備に当たっては、今年度から管路の布設工事に着手する予定であり、今後工事が本格化していきます。

議員御指摘のとおり、JASMから新たな処理場まで布設する管路は、既に工事の準備段階にある県道大津植木線の多車線化区間と重複するルー

トとなっています。

そのため、現在、道路と下水道工事に係る調整会議を重ねており、影響の最小化に向けて、相互の工事に手戻りが生じないように、一体的な工程計画を立て、着実に進捗させ、しっかりと取り組んでまいります。

次に、今後進出する工場からの排水への対応についてお答えします。

一般的に、工場からの排水先は、立地場所や排水量、また、接続する下水道施設の処理容量等の諸条件を踏まえて、企業と下水道を管理する自治体等が協議を行い、決定します。

セミコンテクノパーク周辺では、既存の下水道施設の容量を考慮した場合、熊本セミコン特定公共下水道が受入先となる可能性は高いと考えています。

なお、最終的な下水道施設の容量は、現時点では決定していませんが、県としては、処理施設を段階的に増設することにより、今後の企業進出にも適切に対応してまいりたいと考えております。

今後も、周辺自治体や関係部局と連携し、企業進出等の情報を的確に把握するとともに、熊本セミコン特定公共下水道の一日も早い完成に向けて、全力で取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 特定公共下水道の整備について質問させていただきましたが、進捗状況としては、3月の都市計画審議会が通った後に、もうこれは、急激に本当に進み始めたなというふうに思っております。住民説明会を経て、これからますます本格化していくものというふうに思います。

また、都市計画審議会の私も委員でありますので、これには出席して詳しく説明を受けたところでありますが、処理施設は、集積地から排水を受ける管路とそれから排出する——恐らく白川にな

るんだらうと思いますけれども、排出する管路とありまして、これは、総延長距離、相当長いものがあります。ほとんどが幹線道路の下を下水道がくぐっていくというような状況になるわけですが、今回、この大津植木線の多車線化と受入れ側の管路なんです、これは、大津植木線の多車線化と重なるんですね。先ほどの質問でも言いましたが、これはR10年度にはもう完成すると。そして、もう供用開始されるというような状況でございます。

これも相当急ぐ工事になるんだらうというふうに思うんですね。ありがたいことに、地元の皆さんが協力していただいて、土地を提供していただいて、今まさにスムーズに進んでいるということですが、ここに、下水道と一緒に、同時期に工事になるんだらうというふうに思います。

答弁の中では、この工事への影響のことについて、私もこれは本当に聞いたかったことなんです、工事が手戻りなくということで、土木部内で協議をしながら、これから連携しながらやられていくんだらうというふうに思いますけれども、手戻りなくといいますと、一回やった道路をもう一回ほじくると。それから管路を入れるということになる、ということだけではなくて、これは逆に手待ちになるんじゃないかなというふうに私は思っているんです。下水道が終わるまで道路がなかなか進まないというようなことがあるのではないかなというところも、ちょっと懸念をいたしております。

詳しく言いますと、TSMCの第1工場があります。あの道路の恐らく南側をずっと買収していきながら工事を進めていくんだらうというふうに思います。それをある程度過ぎていきますと、処理場に近づいていきますと、これは、右、左両方買うというようなことになりますから、どこを通

るかは不明でありますけれども、その長い距離の中で交差点もできます。大きい交差点だけでも3つあるわけでございます、その交差点の工事をするときは、道路の場合は切り替えて、交通の妨げにならないようにやっていくんだらうというふうに思いますけれども、それと一緒に、この下水道の工事を埋設していかなければならないということになりますと、これは、大変時間のない中で、相当な連携が必要なんだらうというふうに思ったわけでありまして。

これは、縦割りとかいろいろそういうことじゃなくて、もう土木部内で協議されることだらうというふうに思いますので、先ほどの答弁のとおり、進捗するようにしっかりと取り組んでまいるといってございまして、そのまましっかりとこの工事の整備については行っていただきたいというふうに思っております。

また、下水処理施設の能力の話なんです、これは、恐らく多くの企業が今から、そのサプライ企業も含めて、そこに張りついたら場合に、そこから出てくるその排水をしっかりと受け入れることができるのかという質問をさせていただきましたけれども、これはできてからですね。

それから、企業の進出度合いというのもまだ未知数でありますから、それは分からないんですけども、これに対しては、段階的に増設するというようなことでもあります。だから、建物に対して大分土地も広いんだらうというふうに私も感じたところでありまして、しっかりと前を向いて、そういうことがあったときに対応ができるような施策の中で、この処理場を決定したんだらうというふうに思いますので、しっかりとここも対応していただきたいというふうに考えるところでございます。

それでは、次の質問に入ります。

県立高校における半導体人材育成とキャリア教育について質問をさせていただきます。

令和3年に、世界最大手のファウンドリーであるTSMCが日本初の工場を熊本に建設することを発表し、昨年12月から本格稼働を始めました。まさに今、本県は、半導体関連企業の集積地として全国的にも注目を集めております。

令和7年3月に改定されたくまもと半導体産業推進ビジョンでは、今後の10年間を見据えた成長戦略が示されており、熊本が「世界に半導体を供給し続ける拠点」「半導体人材が集う拠点」「半導体を核とした産業創出拠点」となることを目指していると明記されております。

また、このビジョンでは、県内の大学、高専、高校卒業生の県内半導体関連企業への就職者数について、現状値である2021年度270人の就職者数を、2032年度には500人以上へと目標値が倍増されております。

熊本労働局の令和7年3月新規高等学校卒業予定者の職業紹介状況によると、県内の求人倍率は4.30倍であり、平成2年度の統計開始以来、過去最高の数値となっております。企業側は、深刻な人材不足に直面しており、特に半導体関連企業からは、高校生の段階から業界に関心を持ってもらいたい、地元で育った人材に地元で活躍してほしいといった声が寄せられております。

このように、高校生への期待も高まっているわけですが、その進路選択においては、当然のことですが、本人の主体的な意思決定が何よりも尊重されるべきであります。

高校生が自分の将来を考えていくとき、やりがいを持って働けるたくさんの企業があり、働きやすい環境も整えられている熊本県を取り巻く現状は、高校生にとってもチャンスであると考えております。

このような状況において、高校生が半導体関連産業をはじめとした熊本県を支える産業について知り、理解を深め、自分の将来をしっかりと考えるキャリア教育を実現することが大切だと思います。そして、そのような取組の結果として、熊本県で働きたいと思う高校生が増えていくことが、産業界だけでなく、高校生にとっても、そして本県にとっても必要であると考えます。

そこで質問です。

熊本県の半導体関連産業の現状に対するキャリア教育の充実についてどのように考え、どのような取組をなされるか、教育長にお尋ねをいたします。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) 本県は、TSMCの進出を契機に、半導体関連企業の集積地として、全国的な注目を集めており、半導体関連産業の担い手としての県内の高校生に対する期待も大変高まっております。

このような中、県教育委員会では、昨年度から県立高校半導体関連人材育成事業を立ち上げ、県立高校50校全てを対象に、企業見学やエンジニアによる出前講座、さらには、本県独自の半導体に関する学習テキストの開発、配布などに取り組むとともに、本年4月には、水俣高校に全国初となる半導体情報科を開設したところです。また、多くの工業系の生徒も、教育課程の中で半導体について学んでおります。

議員御指摘のとおり、高校生の進路選択は、生徒自らが将来を見据えて主体的に判断すべきものであり、高校段階におけるキャリア教育においては、その意思決定を支えることが重要だと考えています。

そこで、本年度は、企業と学校をつなぐキャリアサポーターを増員し、高校生が半導体関連企業

をはじめ県内企業等を知る機会をこれまで以上に創出するなど、キャリア教育の充実に取り組んでいるところでは、

また、水俣高校半導体情報科の生徒については、現在、地元の半導体関連企業と連携し、実際の施設、設備を活用した実習や出前授業など、より実践的な学びの充実に取り組んでいます。今後、さらに専門的かつ高度な学びを提供できるよう、熊本大学や県立技術短期大学校との連携も進めていく予定です。

また、本年2月、産学官金が連携し、半導体産業の持続可能な発展等につなげるため発足した半導体グリーンイノベーション協議会では、生徒や教師を対象とした工場見学や講師派遣事業が計画されるなど、産業界と高校が連携して半導体を支える未来の人材育成に取り組む機運も高まっております。

今後引き続き、関係部局や地域産業界等と連携を図りながら、県立高校における半導体人材育成の充実に向けてまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 県内の高校生にキャリア教育として半導体の知識、あるいは興味を持っていただくような、そういう機会をどんどんどんどん増やしてほしいと思ひまして、今回は、この質問をさせていただいたわけでありませう。

質問の中で言いましたように、今、高校生の求人倍率は4.30倍ということでありませう。もう企業側としては、人材不足と、これに悩まされているということでありませうけれども、あるいは高校生をはじめ、これは大学生もそうなんだろうというふうに思ひませうけれども、就職しようとする側からすれば、これはもう物すごい売手市場だということでありませう。

なかなか、先ほどの質問では、平成2年から統

計を取った中で最高ということでありませうけれども、実際、人材不足といひませうか、就職する側の売手市場というようなことについては、非常に、これまで1を下回って、もうみんな苦勞しとった時代がずっとあったわけでありませうけれども、実は、前にもあったんでは。私が高校を卒業するとき、これは1985年でありませう。1985年、後にバブル経済と言われる時代に突入する、いわゆる元年と言われた年でありませう。

バブル経済って、後からできた言葉でありませうけれども、その中では、ただ景気がいいということであったわけでありませうけれども、じゃあ、いつ始まって、いつ終わったかということでありませうけれども、これは、大体皆、80年代後半から90年代前半というふうに言われておひませう。

そういうことでありませうから、私たちは、バブル世代というふうに言われておひませう。このバブル世代というのは、あまりいい言葉ではなくて、いっぱいいろいろな就職先もあるし、世の中は好景気だしというような時代でありませう。

1985年、どんなことがその当時あったかということになりますと、日航機の羽田から伊丹に向かう便が群馬県の御巢鷹山に墜落したというのが、この年の8月でありませう。私は夏休みでありませうだったので、よくこれは覚えておひませう。

それから、阪神タイガースの20年ぶりの日本一というの、この1985年でありませう。3番掛布、4番バース、そして5番岡田というこのバックスクリーン3連発というの、皆さん記憶に新しいことかというふうに思ひませう。これも、1985年の4月17日、阪神甲子園球場での7回裏の出来事でありませう。

これは、質問に関係ありませんので、議長から注意がある前に、このキャリア教育について、教

育長にまたお願いも申し上げたいというふうに思うわけでございますけれども、これは、半導体に興味を持って、そして、これは、工業系の高校生だけではなくて、普通科系の高校生においても、これからどういう道に進もうかと、あるいは半導体の会社に就職しようか、これも4.3倍ありますから、もう行けないこともない。

そしてまた、じゃあ、半導体を今度設計するような、そういう職に就きたいということであれば、もう少し高度な知識が要りますので、それだったら理学部系、あるいは工学部系に進もうか、あるいは、もうすぐに働きたいからと言って、今度は、ラインのところの募集にかかって、そこで仕事をするというような、こういうチャンスが大変多くあるわけでありまして。ですから、高校生のときに、きっかけにまず気づくということが私は大変大事なことなんだろうというふうに思います。

これは、県立高校の高校生に冊子で紹介をされているということでありました。私は、その冊子を見させていただきましてけれども、非常に興味深くて、本当半導体って難しいんだなというふうに思うんですが、そんなことも感じさせないような、カラフルで——漫画じゃありませんけれども、そういうものでありました。ですから、そういうことで、しっかりと普及して広めていただきたいというふうにも思います。

水俣高校の半導体情報科につきましてでありますけれども、本年開設されたということでありまして。これは、水俣高校のこの半導体情報科においては、企業と連携しております。私も、その企業、アスカインデックスであります。ここにも視察をさせていただいたことがありますけれども、本当に企業で体験をすると、どういうものか分かるぐらいでも、やっぱり興味の持ち方は大分

違うんだというふうに思います。

ただ、この半導体情報科においては、入学者数が大変少なかったということでもあります。ということになるならば、もう高校生ではなくて、中学生のときからそこも植え付けていかねばならないのかなということも感じるわけでありましてけれども、子供たちがそれぞれの自分が思う道に、そして進んで、そこで働いて、生計を立てて、そしてまた家庭を持って、そうしたら家庭が安定します。そして、いろんなことにも挑戦ができる、そういう豊かな人生を歩んでいただきたい。そのためには、多感なこの高校時代をいろんな情報の中で自分で進路を選べる、そのような高校生の教育に取り組んでいただきたいと考えておるところであります。

私立の無償化とかいろいろあって、県立高校も大変なときを迎えます。ということになれば、半導体が、これから世界でますます飛躍する、そういう産業になることを踏まえれば、そこも教育長のほうからいろんな——今度新任なされたということでございますので、今もうまさにパワフルに張り切っておられるところだというふうに思いますので、しっかりとリーダーシップを持ってやっていただきたいというふうに思うところであります。

最後の質問をさせていただきます。

在留外国人に対する交通安全対策等について質問をさせていただきます。

全国的に、海外で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替える、いわゆる外国免許切替え者、通称外免切替えで免許を取得した外国人による交通事故が増加しているとの報道がなされております。先月1か月間だけでも、5月14日に埼玉県で起きた小学生ひき逃げ事件や、5月18日の三重県の新名神高速道路での逆走による多重事故

が発生をいたしております。

このような状況を受け、外免切替えの在り方等についても、国のほうで検討を開始されていると伺っております。

現在、全国的に観光や就労の目的で来日される外国人が急増しており、本県も同様の傾向にあります。さらに、本県特有の事情として、セミコンテクノパーク周辺などをはじめとした半導体関連企業の集積に伴うビジネス目的の来日など、今後、本県に定住される外国人の方が増えることが予想されます。実際に、県内の在住外国人の数は、年々増えており、昨年6月末時点で2万7,407人と過去最高となり、本県は伸び率も全国1位と報道されております。

このような現状において、昨今の外国人による交通事故等の報道を受け、不安を感じている県民も多いと思われ。このため、在留外国人に日本での交通ルールを理解してもらい、全ての県民が事故を起こさない、交通事故に遭わない、安心、安全な交通環境を構築することは、県として重要な責務であると考えております。

そこで質問です。

まず、熊本県における外免切替えの件数及び外国人の交通事故発生状況について伺います。

また、これまで、県警察として、在留外国人に対する交通安全対策についてどのように取り組んでこられたのか。

さらに、今後ますます増加が予想される在留外国人に対する交通安全対策についてどのように取り組まれるのか、警察本部長にお伺いをいたします。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長(佐藤昭一君) 外国免許切替え、いわゆる外免切替え制度につきましては、警察庁において、申請者の住所を確認する方法、交通ルー

ル等の知識、技能の確認方法等について現在見直しが進められているものと承知しておりまして、県警察といたしましては、その方針が示された際は、適切に対応してまいります。

議員お尋ねの熊本県における外免切替え件数につきましては、令和元年から令和4年は年間200件から300件台でありましたが、令和5年は592件に増加し、令和6年には1,224件と倍増しております。

次に、外国籍の方が関与する交通事故の発生状況につきましては、令和元年は55件、コロナ禍にあった令和2年から令和4年は年間30件から40件でありましたが、令和5年は51件、令和6年は50件と、コロナ禍以前の水準に戻りつつあります。

なお、令和6年の統計を令和元年と比較しますと、外免切替え件数は約3.6倍となっているのに対し、外国籍当事者が関与する交通事故は、ほぼ横ばいとなっております。

県警察では、これまで企業等と連携して在留外国人に対する交通安全教育を推進しており、令和6年は、73回、1,027人に対して実施しております。

議員御指摘のとおり、今後、外国人運転者の一層の増加が見込まれますので、自治体や企業と連携した交通安全教育をさらに活性化させるほか、外免切替えの際の運転免許センターでの交通安全教育と外国語で記載した交通ルール冊子の配布、外国語で記載した交通安全教育チラシの活用、SNSや交通情報板における交通安全の呼びかけなど、あらゆる手段で対策を強化してまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 外免切替えについて質問をいたしました。また、在留外国人の方々の交通事故の件数もお伺いしたところでありますが、外免切替えの数は、令和4年、5年、6年と倍々ということ

になっております。

6年度は1,200数十件ということでございましたので、もう間違いなくこれは増えているということも、ここで明らかになるわけでありますけれども、その中で、住んでいる外国人の方も多いわけです。住んでいる外国人の方は、インバウンドの外国人の方と違って、レンタカーではなくて、自家用車でこの熊本県内を走行されるということになります。

ワイドショーなんかで、よく逆走があったりとか、先ほど紹介したのは、逆走とひき逃げでありましたけれども、こういうことに関しましては、運転しにくい、例えば右ハンドル、左ハンドルの違いがあります。それから、国によっては、右走行、左走行というものもありますので、非常に、日本に来て外免切替えしたからといって、さっとそこから出ていってスムーズに運転できるかという、どうなのかなという印象も持っております。

ただ、その切替えの数は約3.6倍になったけれども、事故の件数は横ばいというような御答弁でございました。横ばいとなりますと、外免切替えは増えたけれども、事故は横ばいということになりますと、安全に運転してるじゃないかということになるというふうに思うんですが、これは、県警察が把握しているのは、人身事故の数なんだと思います。これは、物損事故はそこに含まれておりませんから、物損事故になりますと、ごつつと当たった、当たって逃げたは捕まりました、そういうことがありますので、その数は恐らく入っていないんだというふうに思いますので、小さな事故であったり、そういうことに関しては数に含まれていませんから、果たして、これは安心していいのかどうかという疑問はまだ残るわけでありませぬ。

そしてまた、ワイドショーなんかで、どんどん

そういうのが報道されますので、やっぱり県民の皆さんは不安がっていらっしゃると思います。それは、東京、大阪、名古屋の都市圏だけではなくて、外国人が増えているのは、ほかの都市圏もあるかもしれませんが、その三大都市圏だけではなくて、この熊本は、外国人の方々、これからここに移住されて住んでいかれる、そして、車の免許を切り替えて乗っていかれるという数が、恐らく物すごく多いんだというふうに思うんです。

東京から西日本に行きますと、広島や福岡を経て熊本、もしくは北に行きますと、宮城県の仙台、北海道の札幌という大都市がありますけれども、もうどうかしたら大都市を飛び越えて、熊本のほうに在留外国人の方が急激に増えるというようなことがあるんだというふうに思います。

そのことも念頭に入れて、これからの外免切替えであったり、あるいは、これから外国人の方々への交通ルールの指導、この辺も力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

であれば、じゃあ、日本人がちゃんと交通ルールを守って、しっかり外国人に負けないように安全運転を心がけているかと言われますと、やっぱり日本人でも高速道路を逆走したり、あるいは、御高齢の方がコンビニのガラスに突っ込んだりというようなこともあるわけでありませぬ。

ですから、これは、私たちが住んでいるこの日本、そして、外国から来られる方々と課題を共有しながら、しっかりと交通安全に努めてまいらなければならないと私も改めて思うわけがございます。

今日は最後の質問ということでございましたので、私が今日ここに質問する前に、議員の方、10名の方が一般質問を、多種多様な御意見をここで述べられました。そして、熱意ある白熱した議論がなされたわけでありませぬ。それを私は汚さぬよ

うにと、しっかりと皆さんの期待に応えられるように、今日は一般質問をさせていただいたわけでございますけれども、自分なりに、期待に応えられたのではないかというようなことで、大変満足をしたところでございます。

議員皆様におかれましては、最後まで御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(高野洋介君) 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

#### 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第26号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第26号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

---

#### 知事提出議案の上程(第27号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第27号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第27号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第27号を議題といたします。

---

#### 第27号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題とした議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本日追加提案しました議案について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算については、米国の関税措置への緊急対応パッケージに関連して、5月27日に閣議決定された予備費の支出に対応した予算で、生活者、事業者へのLPガス料金の負担軽減のための支援など、10億円を計上しております。

これにより、一般会計は、冒頭提案分と合わせて92億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は8,540億円となります。

このほか、本日は、人事案件についても提案しております。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題とした議案第27号に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

---

#### 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第27号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第26号までにつきましては、さきに配付の令和7年6月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、議案第27号につきましては、さきに配付の同一一覧表(追号)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

---

#### 日程第4 請願の委員会付託

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付

の請願文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

---

**知事提出議案の上程(第28号から第32号まで)**

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第28号から第32号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第28号から第32号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第28号から第32号までを一括して議題といたします。

- 
- 第28号 人事委員会委員の選任について
  - 第29号 収用委員会委員の任命について
  - 第30号 収用委員会委員の任命について
  - 第31号 収用委員会委員の任命について
  - 第32号 収用委員会予備委員の任命について
- 

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

**日程第5 休会の件**

○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明18日は、各特別委員会開会のため、19日、20日及び23日は、各常任委員会開会のため、24日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、明18日から20日まで、23日及び24日は、休会することに決定いたしました。

なお、21日及び22日は、県の休日のため、休会であります。

---

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る25日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時11分散会



**第 6 号**

**(6月25日)**



令和7年 熊本県議会6月定例会会議録

第6号

令和7年6月25日(水曜日)

議事日程 第6号

令和7年6月25日(水曜日)午前10時開会

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 閉会中の継続審査の件

知事提出議案(第28号から第32号まで) 質疑 討論 議決

議員提出議案の上程(第1号から第4号まで) 質疑 討論 議決

議員派遣の件

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉嶋ミカさん  
 立山大二朗君  
 斎藤陽子さん  
 堤泰之君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 南部隼平君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君

荒川知章君  
 城戸淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君  
 中村亮彦君  
 高島和男君  
 増永慎一郎君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西聖一君  
 渕上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君

前川 収 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君  
 副 知 事 竹 内 信 義 君  
 副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
 知事公室長 深 川 元 樹 君  
 総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
 企画振興部長 富 永 隼 行 君  
 理 事 阪 本 清 貴 君  
 理 事 府 高 隆 君  
 健康福祉部長 下 山 薫 さん  
 環境生活部長 清 田 克 弘 君  
 商工労働部長 上 田 哲 也 君  
 観光文化部長 脇 俊 也 君  
 農林水産部長 中 島 豪 君  
 食のみやこ 辻 井 翔 太 君  
 推 進 局 長  
 土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
 会 計 管 理 者 野 中 眞 治 君  
 企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん  
 病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君  
 管 理 者  
 教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
 警 察 本 部 長 佐 藤 昭 一 君  
 人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君  
 事 務 局 長  
 監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
 事 務 局 次 長 鈴 和 幸  
 兼 総 務 課 長  
 議 事 課 長 下 崎 浩 一  
 議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開き

ます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、去る17日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第27号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告がおりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の6月補正予算は、周産期医療や救急医療の提供体制の確保に向けた医療機関に対する施設整備費等への助成や電子処方箋を導入した薬局への助成、訪問介護事業所等が行う人材確保体制の構築等に向けた取組への助成に要する経費等、総額18億7,500万余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,534億9,700万余であります。

あわせて、債務負担行為の追加であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業について、訪問介護事業所では、人

材不足により、円滑な事業運営ができない状況にあると思うが、本事業では、人材確保に向けて、具体的にどのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、訪問介護事業所では、規模が小さいところが多いことから、外部の研修等を活用した研修体制の構築や中山間地域での採用活動に係る費用、また、経験年数の短い職員に先輩職員が同行訪問する費用等に対して助成をしていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、訪問介護職員が1人で訪問せざるを得ない状況を招いているのは、介護報酬の問題だろうと思う、場当たりの対応ではなく、地域包括ケアシステムの核になる部分であるため、介護報酬の引上げに係る国への意見も含めてしっかりと対応してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、歯科保健対策の推進について、小中学校におけるフッ化物洗口実施率の目標が100%となっているが、学校現場の教員不足の状況がある中で、各市町村では、これにしっかり対応できているのかとの質疑があり、執行部から、市町村によって取組の状況が異なるが、各地域において関係者が協議を行う場もあり、その中での意見等を参考に、どのような支援ができるのか、教育委員会とも連携しながら取組を進めていきたい、また、学校現場の負担があるという声も伺っているため、取組の推進とのバランスを取りつつ、関係者としっかり協議を進めていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、障害児者の歯科医療提供体制実態調査事業を予定しているとのことだが、障害児者の歯科医療を実際行っている医療機関は極めて少ないと聞いている、今回これを調査するということであるが、把握している障害者、難病者を含めた歯科診療機関は現在どのくらいあるの

かとの質疑があり、執行部から、令和5年度の障害児者の受入れ歯科医療機関は、データとしては163機関であるが、実態がどうなのか見えないところがあるため、今後実態調査を進めていくとの答弁がありました。

次に、委員から、自殺予防等対策推進事業について、今回新たに設置することも・若者自殺危機対応チーム以外で、自殺予防のためにどのような取組を行っているのかとの質疑があり、執行部から、LINE等による相談支援に取り組んでいるほか、学校での啓発用カードの配付、若年層を対象とした相談支援、ゲートキーパーの養成講座の実施に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、委員から、プレコンセプションケアは、とても重要なことだと思うが、その言葉自体があまり知られていない、事業を進めるに当たっては、まずは知ってもらうことが大事だと思うので、啓発活動にしっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

**○高島和男君** 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係1議案、請願1件及び報告7件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の6月補正予算は、産業廃棄物最終処分場からの有機フッ素化合物、PFOS及びPFOAの環境中への流出削減対策に関する経費等、総額1億200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて161億8,700万円余であります。

商工労働部関係では、就職氷河期世代を含む中高年層をはじめ、幅広い世代を対象に、孤独・孤立状態の予防、脱却に向けた就業や社会参加に係る取組に要する経費等、米国関税措置を受けた緊急対応パッケージに基づくLPガス及び特別高圧電力利用事業者への支援に要する経費等、総額6億6,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて645億4,700万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

企業局関係では、工業用水道事業に係る職員の増員による所要見込額の増で、総額3,600万円余の増額補正であり、補正後の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の支出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて80億7,300万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります。財産の処分について1議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、菊池市の新規工業団地造成事業に係る債務負担行為の設定理由について、国営農業用水管が近接していることについて、当初か

ら分からなかったのかとの質疑があり、執行部から、基本設計時から国営農業用水管の存在は把握していたが、詳細な実施設計に係る国との協議の中で、工事の際に用水管への配慮が必要なことが判明したものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、サプライヤー等の企業進出が増えていることから、こちらの工業団地造成を早く進める必要があり、しっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、観光文化部長からの総括説明では、今年1月から3月の延べ宿泊者数は、前年の同期間と比較して104%となり、特にインバウンドは122%と好調に推移しているとのことであるが、各地域によってはばらつきがあるのかとの質疑があり、執行部から、インバウンドは前年よりも増加しているが、国内観光客は減少している、また、インバウンドは熊本市と阿蘇地域に集中している、そうした中、来年のデスティネーションキャンペーンや今年9月までのプレキャンペーンにより、国内外から県内全域に多くの観光客に訪れていただけるよう努めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、デスティネーションキャンペーンや全国宣伝販売促進会議などにより、今後も本県への観光客がさらに増加するように引き続き頑張してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本テクノ・リサーチパーク内の県有地の売買契約について、令和6年10月11日から令和7年1月10日まで公募を行ったが、1者の応募しかなかったとのことであるが、その背景等について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、UXイノベーションハブは、熊本空港周辺地域で知の拠点の形成を目指し、熊本テクノ・リサーチパークで整備する計画だが、熊本テクノ・リサーチパークは、研究開発施設など用途が

限定されているため、民間企業が手を挙げにくいという要素があった、極力周知を行い、問合せも数件あったが、結果として1者となったとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、経済環境常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕

**○河津修司君** 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出されました農林水産部の6月補正予算は、国の経済対策を活用したスマート農業の推進、農業共同利用施設の整備推進等への支援に要する経費や食のみやこ熊本県の創造に向けた関係者のネットワークづくり、食関連イベントの開催等に要する経費等に加え、農業水利施設の電気料金の高騰に対する助成に要する経費等、総額22億300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額

は、一般会計、特別会計合わせて765億4,000万円余であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、米不足や価格高騰については、そもそも米の総量が足りていないのではないかという話もある、また、これまで主食用米から稲WCSや飼料用米にかなりシフトしてきたという流れもあるが、今年の作付についてはどのような状況かとの質疑があり、執行部から、4月末時点の国の作付意向調査では、主食用米は、全国的には前年実績を上回る7.5万ヘクタールの増産に対して、本県においても、前年の作付実績に対して600ヘクタール程度の作付増の見込みである、一方で、稲WCSや飼料用米等が少し減るのではないかと見込んでいるが、今のところ影響は限定的ではないかと考えており、今後の作付動向をしっかりと注視していくとの答弁がありました。

関連して、委員から、作付の面積だけではなく、今後は、生産量や流通量の総量を正確に把握する必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、農林水産大臣が、収穫量の把握について、従来の標本調査の見直しに加え、衛星データやAI等を駆使し、精度を上げていくと発言している、今後の国の動向を注視していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業について、具体的にどのような内容か、また、国では、5年間で2兆5,000億円の予算を組み、新しい農業の基盤をつくっていくという話が出ているが、その内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、本事業については、令和6年度の2月補正でも措置をいただいております、今回は、追加要望分として、カンントリーエレベーターやライスセンター等の再編集約や合

理化に取り組む予定である、また、国においては、この5年間で農業構造転換の集中対策期間と位置づけ、農地の大区画化に向けた農業農村整備に8,000億円程度、共同利用施設の再編集約化に9,000億円程度、スマート農業技術、新品種の開発に7,000億円程度、輸出産地の育成に2,000億円程度ということで、総額約2兆5,000億円を別枠で確保するという情報が入っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、この5年間で2兆5,000億円の国の予算に対して、全体計画をしっかりとって、積極的に取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本の食の魅力を発信できる料理人の育成について、料理人の選定に当たってはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、対象者としては、これから新たに県産食材を使いたい、もしくはこれまで以上に使っていきたいと考えている若手の料理人30名から40名程度を想定している、また、募集方法等については、これまでに付き合いのある料理人と意見交換をしながら選定基準を作成した上で募集したいと考えているとの答弁がありました。

関連して、委員から、JAの女性部では、産地のものを使った珍しい料理をされることも多いので、連携に力を入れてほしい、また、肥薩おれんじ鉄道と連携した事業など、熊本の特産物を活用した観光誘客やPRにもつなげてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係8議案及び報告7件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の6月補正予算は、道路事業などの国庫補助の増額に伴う経費及び熊本セミコン特定公共下水道の整備に係る経費、総額36億2,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,261億3,100万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について外7議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、国土強靱化の推進について、6月に、国において、今後5年間で20兆円を超える規模の国土強靱化実施中期計画が策定され、県も国土強靱化地域計画を本年度中に改定する予定とのことだが、県として今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、取り組

むべき課題は山積していると認識しており、リスクシナリオを立て、ハード事業に限らず、ソフト事業も含めて県の国土強靱化地域計画に位置づけ、必要な予算を要望し、しっかりと取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員から、繰越予算もあるので、事業執行に当たっては、本庁、出先を含めて十分に体制を整えながら頑張してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、事業を推進するには、用地買収を先行して行うことが重要であるが、用地先行取得事業特別会計については繰越しが少ないため、先行して用地買収ができていると理解しているのかとの質疑があり、執行部から、繰越案件については、半数は契約が完了しており、残りについても、相続発生により時間を要するが、鋭意取得を進めている、近年災害が頻発する中で、十分な用地ストックを確保できていない状況だが、土木部を挙げて、主要事業におけるストック化が図られるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本都市圏3連絡道路について、計画の具体化に向け、住民からの意見聴取を開始したとのことだが、どのような方法で意見聴取を行っているのかとの質疑があり、執行部から、熊本都市圏の住民への郵送や役場等に来庁された方々への対面等による意見聴取により、これまで6,000人近くの方々から意見をいただいたところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、一般の方々にも広く周知するため、テレビやSNS等を活用し、いろいろな意見を聞いた上で、早期実現を目指してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、建設産業は、一定の数が地域に必要であり、今後、防災、減災の面でも必要性

が増してくると認識しており、人材をいかにして育成、確保するかが非常に大事なので、しっかりと取り組んでほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することと決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

**○議長(高野洋介君)** 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕

**○竹崎和虎君** 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係6議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の6月補正予算は、公立高校生徒への臨時支援金の支給に要する経費や県立美術館本館永青文庫常設展示室の空調設備の改修等に係る経費、総額8億8,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,350億500万円余であります。

あわせて、熊本工業高校実習棟改築工事に係る債務負担行為の追加であります。

警察本部の6月補正予算は、所得税制度改正に伴う熊本県警察職員情報総合管理システムの改修に要する経費、900万円余の増額補正であり、補

正後の予算総額は、450億5,100万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります。藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について外5議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、家庭教育支援の推進に関する施策の報告について、平成25年にくまもと家庭教育支援条例が施行されたことにより、相談体制はどのように変わったのかとの質疑があり、執行部から、従前から電話相談事業を実施してきたが、条例施行後は、児童相談所等の福祉分野や警察につなぐことが可能となるなど、部局を越えて横の連携を強化することができたとの答弁がありました。

関連して、委員から、今年11月に熊本市で子ども会連合会の全国大会が開催されると聞いている、その機会を有効に活用して、本県の家庭教育に係る取組を全国へ発信するとともに、引き続き、県教育委員会をはじめ、県庁関係部局と連携して、しっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県立美術館本館永青文庫常設展示室の空調設備の改修について、美術館自体が相当老朽化しているため、引き続き予算をしっかりと確保してほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、県立美術館では、様々な企画展で稼いだり、多くの方々に企画展示を理解していただくため、いろいろなグッズや魅力ある商品をつくっている、今後は、ただ展示するだけではなく、地域と連携しながら、経済にも貢献するといった稼ぐ力をさらに加速していく必要があると思うが、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、県立美術館は、来

年度、開館50周年の節目の年を迎えることから、インバウンドも含め、多くの方々に見ていただけるよう、文化財等のさらなる活用とともに、観光との連携も図っていききたい、また、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税の活用など、稼ぐための工夫をしていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、警察職員が運転する公用車による交通事故に係る和解等の専決処分について報告があったが、例えば、駐車場でのバック時に停車中の車両に衝突するといった事故が発生しているため、引き続き指導を徹底してほしい、あわせて、警察官は子供たちの憧れの職業であることから、信頼される警察官となれるよう、責任と誇りを持ってしっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

中村亮彦君。

[中村亮彦君登壇]

○中村亮彦君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係4議案及び報告1件でありま

す。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和7年度6月補正予算は、令和6年度の国の経済対策への対応や国の米関税措置を受けた緊急対応パッケージに関連する予備費の支出に対応した経費等、92億3,300万円余の増額補正であり、補正後の令和7年度の一般会計の予算総額は、8,540億3,300万円余であります。

あわせて、債務負担行為の変更であります。

また、東京事務所職員宿舍の借りに要する経費で、令和6年度3月補正予算として債務負担行為の変更、令和7年度3月補正予算として300万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、今年行われる国勢調査について、最近の回答率の推移と課題、また、それに対して今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、前回の調査では、インターネットと郵送を合わせた本県の回答率は78.6%で、全国の79.8%を下回っている、特に、インターネット回答率を国の目標である50%に引き上げるため、新聞やイベント等の広報活動により周知を図っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、情報通信格差是正事業について、携帯電話の圏外を解消すべき地域は県内にどれくらいあるのか、また、今回はどの地域を対象にしているのかとの質疑があり、執行部から、令

和6年3月末時点で、県内の居住地域の世帯カバー率は99.9%で、不感エリアは、8市町村77世帯となっている、なお、今回の事業は、非居住地域を対象とするもので、天草市の小森漁港地区と小高浜海水浴場地区を整備対象としているとの答弁がありました。

関連して、委員から、世帯カバー率が99.9%とのことであるが、現場との乖離があるのではないかと思うが、県としてはどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、総務省の調査対象が4大キャリアの全てが圏外という条件であるため、現場との乖離があるという御意見についても承知しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、携帯電話は、災害時の重要な通信手段であり、執行部とも問題意識を共有しておきたいとの意見があり、執行部から、委員からの御意見を踏まえ、市町村と連携を取りながら、必要な対策を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、阿蘇草原再生事業の繰越明許費について、翌年度繰越額の中に不用額が含まれているのではないかとの質疑があり、執行部から、天候不良により、年度内に野焼きができない可能性があったことから事業費を繰り越したものであり、現時点では、当該事業は既に完了しているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

げまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第1号から第27号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外26件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、請願に対する経済環境常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第27号を採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、請第27号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

---

## 日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

---

## 知事提出議案(第28号から第32号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

去る17日の会議において提出されました知事提出議案第28号から第32号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第28号から第32号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第28号から第32号までを一括して議題といたします。

---

第28号 人事委員会委員の選任について

第29号 収用委員会委員の任命について

第30号 収用委員会委員の任命について

第31号 収用委員会委員の任命について

第32号 収用委員会予備委員の任命について

---

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第28号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第29号から第32号までを一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第29号外3件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### 議員提出議案の上程(第1号から第4号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号から第4号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第4号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号から第4号までを一括して議題といたします。

---

#### 議員提出議案第1号

高校授業料無償化に伴う県立高校の教育環境の改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月25日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫

西 聖一

城下 広作

熊本県議会議長 高野 洋介 様

---

高校授業料無償化に伴う県立高校の教育環境の改善を求める意見書

本県の中学校卒業予定者数は、令和9年度以降、急速な減少期を迎え、令和10年度には16,000人を下回り、令和20年度にはさらに約4,500人減少(対令和10年度比27.4%減)することから、特に地方部の県立高校においては、定員を見直してもなお、さらに厳しい状況を迎えることとなる。

このような中、令和7年2月25日に、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党において高校授業料無償化に関する合意がなされ、私立高校においても令和8年度から収入要件の撤廃や、加算額の引き上げを実施するとされていることから、特に、本県の地方部における県立高校においては、定員割れがさらに加速し、地方創生の核となる人材を輩出してきた県立高校が

存続の危機に瀕する事態となることが強く懸念される。

本県では、地域と一体となった持続可能な県立高校づくりを進めているところであるが、特に地方部から高校がなくなってしまう場合、高校の選択に制限がかかったり、遠距離通学が必要になったりすることに加え、充実した教育環境を望む子育て世代の流出等により人口減少が進み、地域活力の著しい低下につながるなど、地方教育行政のみならず、地方創生の観点においてもその影響は甚大であることから、地域からも高校授業料無償化による県立高校への影響を懸念する声が多数聞かれている。

通学面での生徒支援（スクールバス等）や寮等の住まいの確保に関しては、きめ細かなサービス・支援のある私立高校のほうが県立高校よりも圧倒的に優位な立場にあり、特に地方部の県立高校において、通学支援や寮・下宿等の整備は必要不可欠なものとなっている。

また、施設・設備面が充実する私立高校に対し、県立高校の学校施設は50校中46校が築40年以上を経過しており、トイレの洋式化を含む施設や設備面の老朽化対策に加え、専門高校における産業教育設備の更新についても喫緊の対応が求められている。

さらに、教育の質の向上を図る上で、多様なニーズに対する必要な教員確保についても喫緊の課題である。

よって、国におかれては、今般の高校授業料無償化に伴う急激な環境変化にも耐えられる、子どもたちに選ばれる県立高校づくりの実現のため、学びを支える教育環境の整備や教育の質の向上に向けた取組など、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 学びを支える教育環境整備
  - ・通学支援に対する新たな補助制度を創設すること。
  - ・寮や下宿等の住まいの確保に対する補助制度を拡充すること。
  - ・地方部における学校施設の改修、改築、解体等への支援を拡充すること。
  - ・専門高校における産業教育設備更新に向けた新たな仕組みづくりを構築すること。
- 2 教育の質の向上に向けた取組等への支援拡充
  - ・県立高校の遠隔授業（教科・科目充実型）に係る教職員加配への新たな財政支援を行うこと。
  - ・地方部における少人数学級制度導入に係る教員加配への新たな財政支援を行うこと。
  - ・特別な配慮が必要な生徒への支援等に係る特別支援教育支援員の配置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高野 洋 介

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 関口 昌一 様  
内閣総理大臣 石破 茂 様  
総務大臣 村上 誠一郎 様  
財務大臣 加藤 勝信 様  
文部科学大臣 あべ 俊子 様

議員提出議案第2号

社会福祉分野における処遇改善を求める  
意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月25日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆 夫  
西 聖 一  
城 下 広 作

熊本県議会議長 高野 洋 介 様

社会福祉分野における処遇改善を求める  
意見書

今後も社会福祉のニーズが増大する中で、限られた財源の中から、職員の給与等が支払われるサービス、特に介護・障害福祉サービスについては、これまで処遇改善加算等の制度が創設・拡充されてきたものの、公定価格が物価や人件費の急速な上昇に追いついておらず、他産業と比較し、依然として給与が低い水準に止まっている。

中でも、中山間地域や離島等の移動に時間を要する地域では、訪問や送迎等に係るコストが十分に評価されていないため、事業者の経営が厳しいものとなっている。

介護・障害福祉サービスを必要とする方に持続的にサービスを提供するためには、人材の確保・定着が不可欠であるため、他産業と比較して遜色ない給与を支払うことができるよう、人材確保に資する確実な収入の引き上げを行うことが必要である。

よって、国におかれては、介護・障害福祉分野における職員の処遇改善のため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 介護・障害福祉サービスに従事する職員への処遇改善について、給与水準の更なる引き上げや、現在対象となっていないサービス種別・職種も対象に含めるなど、職員の処遇改善に取り組むこと。

2 中山間地域や離島など地域の特性などを踏まえ、令和9年度に予定されている次期改定を待たずしてサービスの提供実態に合わせた制度・報酬の見直しや予算措置を行い、人材の確保や定着を力強く推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高野 洋 介  
衆議院議長 額 賀 福志郎 様  
参議院議長 関 口 昌 一 様  
内閣総理大臣 石 破 茂 様  
総務大臣 村 上 誠一郎 様  
厚生労働大臣 福 岡 資 麿 様

議員提出議案第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月25日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆 夫  
西 聖 一  
城 下 広 作  
熊本県議会議長 高野 洋 介 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

本県は、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨という大きな課題に対して、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、原油価格・物価の高騰の影響が継続する中、災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況にある。

他方、社会保障関係費や人件費の大幅な増加も見込まれる中、地方創生・人口減少対策をは

じめ、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、公共施設等の老朽化対策、激甚化する自然災害への対策等、様々な課題にも直面している。

さらに、国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴う渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策、台湾から来られる駐在員の子ども達の教育環境の確保などの課題にも取り組む必要がある。

よって、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨からの復旧・復興に全力で取り組みながら、本県が直面している様々な課題に対応するため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 こども政策・子育て支援や高齢化対策、産業人材の確保、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組み、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化や長寿命化対策、国土強靱化のための防災・減災対策等により増大する地方自治体の財政需要に加え、公契約等における継続する原油価格の高騰、原材料・資材価格・人件費の上昇等に起因した地方経済への影響を踏まえ、令和8年度以降においても、地方財政計画の歳出総額を充実確保するとともに、本県の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を充実確保すること。
- 2 平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げられるよう、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講ずること。
- 3 国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴い生ずる渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策等に万全を期しながら、本県が半導体生産の拠点として経済安全保障の一翼を担うことができるよう、財政支援措置の更なる充実を図ること。
- 4 地方創生に向けた兆しのある地域で発生する投資需要に躊躇なく取り組めるよう、地方財政措置のある新たな地方債の創設など、新たな枠組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高野 洋 介

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
総務大臣	村上 誠一郎 様
財務大臣	加藤 勝信 様
経済産業大臣	武藤 容治 様
内閣官房長官	林 芳正 様
内閣府特命担当大臣 (防災)	坂井 学 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政対策)	赤澤 亮正 様
内閣府特命担当大臣 (地方創生)	伊東 良孝 様

議員提出議案第4号

脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書  
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月25日提出

提出者 熊本県議会議員 城下 広作  
西 聖一

熊本県議会議長 高野 洋介 様

脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書  
脳脊髄液漏出症(減少症)は、交通事故などで硬膜から髄液が漏れ出すことにより頭痛や頸部痛、目まいなどの様々な症状が生じるとされ、本県のホームページにも、脳脊髄液漏出症に対するブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)が保険適用されたことや県内の診療可能な医療機関などの様々な情報提供がなされているところである。

しかし、この疾患の認知度は依然として低く、交通事故などにより罹患期間が長くなることで症状が治りにくくなり後遺症がおのずと出てしまうケースがある中、後遺障害等級が、労災保険では12級以上の認定がある一方で、自賠責保険制度では適切に認定されず、多くの患者が救済されていないとの報告がある。

海外では、より客観的・専門的に、法医学の見解も取り入れながら、被害者にとっても納得できる、中立・公正な後遺障害の等級認定システムが構築されている例もある。

よって、国におかれては、公平性や透明性を確保するため、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害(自賠責保険高次脳機能障害認定システム)と同様に、専門医による認定システム(脳脊髄液漏出症認定システム)の仕組みを設置すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高野 洋 介  
衆議院議長 額 賀 福志郎 様  
参議院議長 関 口 昌 一 様  
内閣総理大臣 石 破 茂 様  
総務大臣 村 上 誠一郎 様  
財務大臣 加 藤 勝 信 様  
文部科学大臣 あ べ 俊 子 様  
厚生労働大臣 福 岡 資 麿 様  
国土交通大臣 中 野 洋 昌 様  
内閣官房長官 林 芳 正 様

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号から第4号までを一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号外3件は、原案のとおり可決いたしました。

---

議員派遣の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。  
議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

---

議員派遣の件

令和7年6月25日

次のとおり議員を派遣する。

- 1 令和7年度女性議員研究交流大会
  - (1) 派遣目的 各界で活躍する女性の視点や考え方を踏まえ、地方議会でさらに女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、女性議員間の一層の連携を深める
  - (2) 派遣場所 東京都
  - (3) 派遣期間 令和7年8月26日(火)から8月27日(水)まで
  - (4) 派遣議員 岩田智子、斎藤陽子、杉嶋ミカ、高井千歳

---

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。  
議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和7年6月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午前10時41分閉会

# 付 録



令和7年6月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)	6月25日 原案可決
〃 第2号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予 算(第1号)	〃
〃 第4号	令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第5号	令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第 1号)	〃
〃 第6号	専決処分の報告及び承認について	6月25日 原案承認
〃 第7号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第8号	熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について	6月25日 原案可決
〃 第9号	熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条 例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第10号	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定に ついて	〃
〃 第11号	藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定 について	〃
〃 第12号	熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定につい て	〃
〃 第13号	熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制 定について	〃
〃 第14号	熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定 について	〃
〃 第15号	熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	〃
〃 第16号	財産の処分について	〃
〃 第17号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第18号	専決処分の報告及び承認について	6月25日 原案承認
〃 第19号	専決処分の報告及び承認について	〃

知事提出議案	第 20 号	専決処分の報告及び承認について	6 月 25 日 原案承認
〃	第 21 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 22 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 23 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 24 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 25 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 26 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第 27 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算(第3号)	6 月 25 日 原案可決
〃	第 28 号	人事委員会委員の選任について	6 月 25 日 原案同意
〃	第 29 号	収用委員会委員の任命について	〃
〃	第 30 号	収用委員会委員の任命について	〃
〃	第 31 号	収用委員会委員の任命について	〃
〃	第 32 号	収用委員会予備委員の任命について	〃
議員提出議案	第 1 号	高校授業料無償化に伴う県立高校の教育環境の改善 を求める意見書	6 月 25 日 原案可決
〃	第 2 号	社会福祉分野における処遇改善を求める意見書	〃
〃	第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃	第 4 号	脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書	〃

令和7年6月熊本県議定会定例会議案各委員会別一覧表

<p>□ 総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・議会事務局)</p> <p>○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳入全部……………( 2 )(事項別 歳 出 明細書)</p> <p>1 議 会 費……………( 3 )( " 11)</p> <p>2 総務費のうち 1 総務管理費……………( 3 )( " 12)</p> <p>2 企画費のうち……………( 3 )( " 13)</p> <p>3 統計調査費……………( 3 )( " 14)</p> <p>10 教育費のうち 1 教育総務費のうち……………( 5 )( " 32)</p> <p>第2表 債務負担行為補正のうち……………( 6 )( " 35)</p> <p>第3表 地方債補正……………( 8 )</p> <p>○議案第 6 号 専決処分の報告及び承認について……………( 17 )</p> <p>○議案第 7 号 専決処分の報告及び承認について……………( 20 )</p> <p>○議案第 8 号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について……………(条 1 )</p>	<p>○議案第 9 号 熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条 例の一部を改正する条例の制定について……………(条 5 )</p> <p>○議案第 18 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 24 )</p> <p>○議案第 19 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 27 )</p> <p>○報告第 1 号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告についてのうち……………( 24 )</p>
--	--

<p>□ 厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)</p>	<p>○報告第 13 号 令和6年度熊本県病院事業会計建設改良費繰越額の 使用に関する計画の報告について……………( 95 ) ○報告第 16 号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について……………(条 38 )</p>
<p>○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………( 1 ) 第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 3 民 生 費 1 社会福祉費……………( 3 )(事項別 明細書 15) 2 児童福祉費……………( 3 )( " 17) 3 生活保護費……………( 3 )( " 18) 4 衛生費のうち 1 公衆衛生費……………( 3 )( " 19) 2 環境衛生費のうち……………( 3 )( " 20) 3 医 薬 費……………( 3 )( " 21) 第2表 債務負担行為補正のうち……………( 6 )( " 35)</p>	
<p>○議案第 3 号</p>	
<p>令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予 算(第1号)……………( 12 )( " 37)</p>	
<p>○報告第 1 号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告についてのうち……………( 24 )</p>	
<p>○報告第 6 号 令和6年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の 報告についてのうち……………( 69 )</p>	

<p>□ 経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光文化部・企業局)</p> <p>○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>2 総務費のうち 2 企画費のうち……………( 3 )(事項別 明細書 13)</p> <p>4 衛生費のうち 2 環境衛生費のうち……………( 3 )( " 20)</p> <p>5 労働費 1 労 政 費……………( 4 )( " 22)</p> <p>2 失業対策費……………( 4 )( " 23)</p> <p>7 商 工 費 1 商 業 費……………( 4 )( " 28)</p> <p>○議案第 2 号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計補正予算(第1号)……………( 10 )( " 36)</p> <p>○議案第 5 号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第 1号)……………( 16 )( " 45)</p> <p>○議案第 16 号 財産の処分について……………(条 22 )</p> <p>○報告第 1 号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告についてのうち……………( 24 )</p>	<p>○報告第 5 号 令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………( 67 )</p> <p>○報告第 6 号 令和6年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の 報告についてのうち……………( 69 )</p> <p>○報告第 9 号 令和6年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の 使用に関する計画の報告について……………( 87 )</p> <p>○報告第 10 号 令和6年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に 関する計画の報告について……………( 89 )</p> <p>○報告第 11 号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰 越額の使用に関する計画の報告について……………( 91 )</p> <p>○報告第 12 号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の 使用に関する計画の報告について……………( 93 )</p>
---	--

<input type="checkbox"/> 農林水産委員会関係 (農林水産部)	
○議案第 1 号	
令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………( 1 )	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
6 農林水産業費	
1 農 業 費……………( 4 )	事項別 (明細書 24)
2 農 地 費……………( 4 )	( " 25)
3 林 業 費……………( 4 )	( " 26)
4 水 産 業 費……………( 4 )	( " 27)
11 災害復旧費	
1 農林水産業災害復旧費……………( 5 )	( " 34)
○報告第 1 号	
令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の	
報告についてのうち……………( 24 )	
○報告第 6 号	
令和6年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の	
報告についてのうち……………( 69 )	
○報告第 14 号	
専決処分の報告について……………(条 35 )	
○報告第 17 号	
地産地消の推進に関する施策の報告について……………(条 40 )	

<p>□ 建設委員会関係 (土木部)</p> <p>○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>8 土 木 費</p> <p>1 道路橋りょう費……………( 4 )(明細書 29)</p> <p>2 河川海岸費……………( 4 )( " 30)</p> <p>第2表 債務負担行為補正のうち……………( 6 )( " 35)</p> <p>○議案第 4 号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第1号) ……………( 15 )( " 40)</p> <p>○議案第 10 号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………(条 8 )</p> <p>○議案第 17 号 工事請負契約の変更について……………(条 23 )</p> <p>○議案第 20 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 28 )</p> <p>○議案第 21 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 29 )</p> <p>○議案第 22 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 30 )</p> <p>○議案第 23 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 31 )</p>	<p>○議案第 24 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 32 )</p> <p>○議案第 25 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 33 )</p> <p>○報告第 1 号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告についてのうち……………( 24 )</p> <p>○報告第 2 号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費 繰越計算書の報告について……………( 61 )</p> <p>○報告第 3 号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰 越明許費繰越計算書の報告について……………( 63 )</p> <p>○報告第 4 号 令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計繰越明 許費繰越計算書の報告について……………( 65 )</p> <p>○報告第 6 号 令和6年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の 報告についてのうち……………( 69 )</p> <p>○報告第 7 号 令和6年度熊本県下水道事業会計建設改良費繰越額 の使用に関する計画の報告について……………( 83 )</p> <p>○報告第 8 号 令和6年度熊本県下水道事業会計事故繰越額の使用 に関する計画の報告について……………( 85 )</p>
---	--

<p><input type="checkbox"/> 教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)</p> <p>○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>9 警 察 費</p> <p>1 警察管理費……………( 4 )(明細書 31)</p> <p>10 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………( 5 )( " 32)</p> <p>2 社会教育費……………( 5 )( " 33)</p> <p>第2表 債務負担行為補正のうち……………( 6 )( " 35)</p> <p>○議案第 11 号 藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定 について……………(条 15 )</p> <p>○議案第 12 号 熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定につい て……………(条 16 )</p> <p>○議案第 13 号 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制 定について……………(条 18 )</p> <p>○議案第 14 号 熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定 について……………(条 20 )</p>	<p>○議案第 15 号 熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………(条 21 )</p> <p>○議案第 26 号 専決処分報告及び承認について……………(条 34 )</p> <p>○報告第 1 号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告についてのうち……………( 24 )</p> <p>○報告第 15 号 専決処分の報告について……………(条 36 )</p> <p>○報告第 18 号 家庭教育支援の推進に関する施策の報告について……………(条 47 )</p>
--	--

令和7年6月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表  
(追号)

	<p><input type="checkbox"/> 総務委員会関係 (総務部)</p> <p>○議案第 27 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第3号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <table><tr><td>歳入全部……………( 2 )</td><td>事項別 (明細書 2)</td></tr><tr><td>歳 出</td><td></td></tr><tr><td>2 商工費のうち</td><td></td></tr><tr><td>1 工鉦業費のうち……………( 3 )</td><td>( 〃 4)</td></tr></table>	歳入全部……………( 2 )	事項別 (明細書 2)	歳 出		2 商工費のうち		1 工鉦業費のうち……………( 3 )	( 〃 4)
歳入全部……………( 2 )	事項別 (明細書 2)								
歳 出									
2 商工費のうち									
1 工鉦業費のうち……………( 3 )	( 〃 4)								

<p><input type="checkbox"/> 経済環境委員会関係 (商工労働部)</p> <p>○議案第 27 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第3号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>2 商工費のうち</p> <p>1 工鉦業費のうち……………( 3 ) (事項別 明細書 4)</p>	
---	--

農林水産委員会関係 (農林水産部)

○議案第 27 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第3号)……………( 1 )

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

1 農林水産業費

1 農 地 費……………( 3 )(事項別  
明細書 3)

令和7年6月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内	訳
委員会名	件数
総務	
厚生	
経済環境	1
農林水産	
建設	
教育警察	
議会運営	
計	1

		経済環境常任委員会	
令和7年6月6日受理		請 第 27 号	
件 名	セーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤川 隆夫 内野 幸喜 南部 隼平	池田 和貴 橋口 海平		
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県に対し、多重債務者ほか平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害における被災者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業について、令和8年度以降も、着実に継続されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、平成18年12月に可決・成立し、平成22年6月に完全施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」を受けて、内閣の多重債務者対策本部が策定した「多重債務問題改善プログラム」では、「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。</p> <p>当弁護士会は、貴議会に対し、「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会で採択され、この請願を受けて、県では、平成22年度から「多重債務者生活再生支援事業」が開始された。その後も当弁護士会は、継続して事業継続を求める要望書や請願書を貴議会へ提出して事業継続につなげた。</p> <p>平成29年度からは、「消費者自立のための生活再生総合支援事業」として、事業内容が拡充され、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害の被災者の復興支援のほか、コロナ禍や物価高の影響により生活が困窮している県民の救済にも大きな役割を果たしている。</p> <p>特筆すべきは、貸付相談の際、あるいはその後の徹底的なフォローアップの実施により、貸し倒れがほとんどないということであり、「顔の見える融資」として、真の意味の「セーフティネット貸付」が実現していると評価できる。</p> <p>このように、本事業は、多重債務に陥っている県民に対し、単に貸付を行うのではなく、生活再生に向けての親身な支援を貸付から返済完了まで継続して行うという特徴を持っている。さらに、多重債務から脱却しようとする県民の生活再生を力強くバックアップする伴走的支援による救済機能も兼ね備えている。</p> <p>また、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨からの復興のために不可欠の制度でもあり、加えて、昨今の物価高が困窮している人々の生活をさらに圧迫している社会状況の中、県民生活の安全・安心を確保するうえで、多重債務者や生活困窮者の生活再建は最優先されるべきである。</p> <p>については、令和8年度以降も本事業を着実に継続すべきと考える。</p>			

令和7年6月19日

議長 高野洋介 様

総務常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 6 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 7 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 8 号	熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 9 号	熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 18 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 19 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 27 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決

令和7年6月19日

議長 高野洋介 様

厚生常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 3号	令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

令和7年6月19日

議長 高野洋介 様

教育警察常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 1 1 号	藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 1 2 号	熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 1 3 号	熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 1 4 号	熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 1 5 号	熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 2 6 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和7年6月20日

議長 高野洋介 様

経済環境常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 2 号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 5 号	令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 16 号	財産の処分について	原案可決
第 27 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決

令和7年6月20日

議長 高野洋介 様

農林水産常任委員長 河津修司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 27号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	原案可決

令和7年6月20日

議長 高野洋介 様

建設常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 4 号	令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 10号	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 17号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 20号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 21号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 22号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 23号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 24号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 25号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和7年6月定例会提出

### 閉会中の継続審査申出一覧表

#### 総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 国際交流に関する件
- 5 企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 6 球磨川流域復興に関する件

#### 厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

#### 経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、文化、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 公営企業の経営に関する件

#### 農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

#### 建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

#### 教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

#### 高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

#### 海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

#### 地域活力創生特別委員会

- 1 新たな地方創生に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

#### 議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

令和7年6月定例会提出  
 請願委員会審査報告一覧表  
 閉会中の継続審査申出一覧表

委員 会 名	内				訳	
	採 択	不 採 択	撤 回 許 可	継 続 審 査	計	
総 務						
厚 生						
経 済 環 境	1				1	
農 林 水 産						
建 設						
教 育 警 察						
議 会 運 営						
高 速 交 通 ネ ッ ト ワ ー ク 備 推 進						
海 の 再 生 及 び 環 境 対 策						
地 域 活 力 創 生						
計	1				1	

経 済 環 境 常 任 委 員 会								
受理年月日 番 号	件 名	紹 介 員	提 出 者	住 所	氏 名	結 果		継 続 審 査
						採 択	不 採 択	
7・6・6 請 第27号	セーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願	藤 池 内 橋 南 川 田 野 口 部 隆 和 幸 海 隼 夫 貴 喜 平 平				○		